

桃山学院大学

総合研究所紀要

Vol. 41 No. 1 2015. 7

[特定個人研究]

論 文

- 幼児の視力検査に関する一考察(2)
——早期発見により弱視を救済するために—— 高橋ひとみ
高衛藤 ひとみ 隆 (1)
- Regional Variation in Household Structure
in early 20th century Ireland SHIMIZU Yoshifumi (19)
- オランダで迎える日本人の老い：
在蘭日本人の高齢化に関する意識調査 金本伊津子 (55)
- 二重責任の原則再考 朴大栄 (81)
- 日中間の農産物貿易の拡大と農民專業合作社の役割 大島一二 (109)
- 児童同士の主体的な活動による「民主主義(Demokratie)の教育」に関する研究
——ドイツのラインラント-プファルツ州における
「学校議会(Schulversammlung)」の取組に学ぶ—— 松岡敬興 (119)

[共同研究]

論 文

- 日本仏教の搖籃の地としての南大阪(二)
——槓尾川に沿って(I) 国分寺—— 梅山秀幸 (141)
- 日本の市民共同発電所
——市民の関わりと地域活性化への取組み—— 査竹歳一
査 竹 賽 一 紀 (167)
- Curriculum as Process and Curriculum as Product
in Foreign Language Education Michael CARROLL (189)
- 長崎の教会群—その歴史的背景とツーリズム 橋内武 (213)
- いづみエコミュージアム(仮称)構想について 井上敏 (243)
- 税務会計教育の現状と課題 金光明雄 (253)

書 評

- 『書評による試み』第2次世界大戦と「日本の戦争」を考える
——歴史上にみる日本の安全保障問題(2)—— 村山高康 (265)

論 文

- スペインにおける Fútbol 7 に関する戦術的分析
——オフサイドラインの突破に着目して—— 松本直也
廣吉 松 本 直 也 (297)

- 2014年度研究所日誌 (311)



桃山学院大学総合研究所

幼児の視力検査に関する一考察(2)

——早期発見により弱視を救済するために——

高 橋 ひとみ
衛 藤 隆

はじめに

母子保健法は、日本全国どの地域に住んでいても同じシステムで利用できる母子保健事業として定着しており、「乳幼児健康診査の実施（母子保健法第12条）」に加えて、「受けることを勧奨する（母子保健法第13条）」と、定めている。そして、乳幼児健康診査のうち三歳児健康診査では視聴覚の検査を義務づけている。具体的には、三歳児眼科健康診査で視機能検査を行い、スクリーニングとしての視力検査の実施を決めている。しかしながら、「健康診査会場で視力検査を行っている自治体は少数」であり、大多数の自治体では「視標を家庭に送付して保護者に委ねている」。平成24年度調査（日本眼科医会公衆衛生部）では、93.7%の自治体が健康診査会場で視力検査を実施していないと報告している。その結果、多くの子どもは就学児健康診査、または小学校入学後の健康診断で初めて視力検査をうけることになる。

小学校入学前後の視力検査において視力不良が発見され、事後措置として眼科医院を受診し、ここから視力管理が始まる子どもが多いのが実情である。ところが、個人差があるもの的小学校入学年齢の6歳頃には視機能の発達は終了する。視機能の発達が終ってから視力不良が発見されても、視神経回路が形成されていなければ、矯正視力は出ない。すなわち、眼鏡を装用しても「ハッキリ見えない」弱視である。

「眼からの情報は80%」といわれる現代社会を生き抜くには、眼の健やかな発達を目指し、乳幼児期から「眼の健康」に留意した生活を送る必要がある。まずは、最初の閥門として、3歳でスクリーニングとしての視力検査を受けることから始まる。

3歳児で「眼の異常や疾病」を発見できたなら、弱視を防ぐことが可能である。低年齢ほど、治療効果は大きく、3歳児から弱視治療を開始すれば、小学校入学までに視力の改善が期待できる。

日本では、「お受験」と称する受験戦争は幼児期から始まり、その後の20数年間は「子どもの眼にとって過酷な環境」が待ち構えている。このような子どもの眼の受難時代を無事に

乗り越えるには、まず弱視にならない事である。

政府は「ICT (Information and Communication technology) 教育を推進し、2019年までに、すべての児童・生徒に情報端末を配備する計画」を打ち出している。小学校入学時から、一人に一台のタブレットを配付し、黒板に代わってタブレットを利用した授業が展開されることになる。

学校保健安全法に謳われている「すべての子どもに学習の機会（内容）を保証する」ためには、小学校入学後に初めて視力検査を受けるのでは遅すぎる。三歳児健康診査および幼稚園・保育園における健康診断での視力検査を受け、早期発見・早期治療をすることによって、「すべての子どもに学習の機会（内容）を保証する」ことが可能になる。

人の眼は脳眼である

眼は発生学的に上皮眼と脳眼に分類される。無脊椎動物は上皮眼を、脊椎動物は脳眼を持ち、分化の程度に従って複雑になっていく。動物の視覚的な構造は生活の質の高さに応じている。精密な行動には、精密な構造を持った眼が必要である。しかしながら、精密な眼であるにもかかわらず、低い段階の視覚の用しかなさないことがあり、弱視眼はその一つと考えられている¹⁾。

持って生まれた「精密な構造を持つ眼」を、順調に発達させねばならない。

人の眼は脳眼に属し、眼球は脳の出先機関として発生した。網膜に映った像は視神経に集まり、電気信号になって視神経を伝わり、脳の後ろにある視中枢に届く。視中枢は、右眼と左眼の2つの像を1つにまとめて像の情報（形・色・大きさ・距離）として対象物を捉える。眼から脳へ情報を伝える視神経の回路は、「両眼で対象物を正しく見つめ、網膜上に像を結ぶ」学習によって作られていく。

両眼視機能の発達は3ヶ月～3歳頃に完成する。したがって、この期間に発見し、治療をしなければ、両眼視機能は停止、あるいは遅延する。6歳頃までに、「眼の異状や疾病」により、網膜上にきちんと像を結ぶことができていなければ、視神経の回路は形成されない。視神経の回路が形成されていなければ、「眼鏡で矯正しても、矯正視力はでない」、すなわち、弱視である。

外界からの光刺激が眼球内に入り、さらに電気刺激として脳の視中枢に届くまでの視路に障害がないかを確認するために、スクリーニングとして視力検査が行われている。視力検査の結果、視力不良の場合は、事後措置としての眼科医院における精密検査を受け、視力不良の原因を明らかにする。幼児期に視力の発達を損なう原因には、白内障・眼瞼下垂・斜視・強度遠視・乱視などがある。

6歳頃までに、「眼の異常や疾病」を早期発見し、早期管理をすることにより、弱視を防

1) 弓削経一：幼年弱視，10，金原出版株式会社，1978.

ぐことができる。

乳幼児の屈折異常

乳児の屈折度数を測定し、乳児は遠視系屈折異常が多いとの報告が多数ある。

保坂明郎らは、出生後24時間以内に新生児560眼（男子350眼、女子210眼）の屈折度数を周波数によって測定し、その結果、86%が遠視、9%が正視、5%が近視であったと報告している²⁾。

また、湖崎克眼科医らは小児保健センター受診者（1965年～1969年）の屈折検査結果から、0歳～2歳は遠視系屈折異常が78%と4分の3以上を占めており、3歳～5歳でも66%と3分の2を占め、「乳児に遠視系屈折異常が多い傾向は、幼児期につながっている」と報告している³⁾。そして、乱視（遠視性乱視・近視性乱視・混合乱視）も、0歳～2歳では41%、3歳～5歳では50%で、半数に及ぶと報告している。すなわち、乳幼児期の屈折異常は、遠視系屈折異常と乱視が非常に多いと分析している。

さらに、湖崎らは、大阪市学童屈折集団検診の結果、裸眼視力「1.0未満」者を対象に行つた屈折異常種別統計結果から、小学校1年までは、幼児期と同じく遠視系屈折異常と乱視が多い傾向を示しており、その後、学年が上がるにつれて後天性近視が増加すると分析している⁴⁾。

このように、多くの先行研究において、乳幼児期は遠視系屈折異常と乱視が多いことが報告されている。遠視系屈折異常や乱視を発見するためには、遠見視力検査よりも「近くを見る」視力を検査する近見視力検査が適している。近見視力検査では軽度近視は発見できないが、この時期「近くが見えている」なら視機能面で問題はない。近視は弱視になる心配はないから、近くが見えにくいことが分かってから対応しても間に合う。

弱視予防のためには、自覚的視力検査が可能になる3歳での視力検査（三歳児健康診査・幼稚園健康診断・保育所健康診断）で近見視力検査を行うべきである。

視標

視力とは「物体の存在や形態を認識する眼の能力」である。物体の形態を認識する尺度には、1点または1線を認める閾値「最小視認域」、2点または2線を識別できる閾値「最小分離域」、文字を判読できる「最小可読域」、2本の直線の位置のズレを識別できる閾値「副尺視力」の4つがある⁵⁾。

どの尺度を用いるかにより、視力検査に使う視標が異なってくる。具体的には、1点を認

2) 保坂明郎、他：成熟新生児の眼所見、屈折度、特に体重との相関について、臨床眼科、56：774-778、1962.

3) 湖崎克、他：小児屈折異常の矯正、日本眼科紀要、12：270-278、1970.

4) 湖崎克、他：検診車による学童視力屈折集団検診の試み、日本眼科紀要、86：955-964、1982.

5) 所 敬、他：目でみる視力・屈折検査の進め方、38、金原出版株式会社、2003.

める「点視標（ドット視標）」，基本図形（○△□），絵視標，文字や数字，じゃんけん視標，そして，ランドルト環などがある。

1909年の国際眼科学会において，「最小分離域」を示すランドルト環を国際標準視標として用いることを決めた。そして，ランドルト環「直径 7.5 mm, 環の幅および切れ目の幅 1.5 mm」の視標の切れ目の方向を 5m の距離から見分けることができる視力を「1.0」とした。「1.0 の視力に相当する視標を，各部分同じ割合で，大きくしたり，小さくしたりしていろいろの視標を作り，0.1 から 1.2, あるいは 2.0 にいたる視力を測定する⁶⁾」ことにした。

日本でも，1909年以来，視力検査の視標としてランドルト環を用いてきた。

「視力は，区別できる最も接近した 2 点が結点において張る視角を意味する。その測定に用いる視標には，心理的な解釈を要するような複雑なものは適当ではない。対象が複雑になるにしたがって，視知覚の段階の視覚面に能力が高くなる⁷⁾」。基本図形・絵視標・ドット視標・ランドルト環を用いた視力検査を実施し，ランドルト環によって「最小分離域」を確認する視力検査が正確であることを立証した先行研究が多数ある。具体的には，湖崎克眼科医らのランドルト環と基本図形（○△□）を使った視力検査の検査可能率の比較⁸⁾，丸尾敏夫らのランドルト環と絵視標で差の出る頻度と正確な視力・屈折度の検討⁹⁾，同じく，丸尾敏夫らのドット視標を用いた近見視力検査¹⁰⁾などである。これら先行研究の概要は，『人間文化研究第 2 号』（桃山学院大学総合研究所，2015 年）で紹介しており，ここでは省略する。

三歳児健康診査で絵視標が使われることがよくあるが，これら先行研究の結果を踏まえ，結果の信憑性のためにはランドルト環を用いた視力検査を行なうべきである。

義務づけられている視力検査

1) 三歳児健康診査

母子保健法第12条により，母子保健事業として三歳児健康診査を「市町村は 1 歳 6 ヶ月児および 3 歳児に対して，健康診査を行わなければならない」と義務づけており，さらに，母子保健法第13条では「市町村は必要に応じて健康診査を行い，又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」と定めている。

平成 3 年には，視機能発達を阻害する「眼の疾病及び異常」の早期発見・早期治療を目的として，三歳児眼科健康診査を実施することを決定した。このように，三歳児眼科健康診査は法的根拠によって規定されており，スクリーニングとしての視力検査は義務づけられている。

6) 前掲書1), 36.

7) 前掲書1), 36.

8) 湖崎 克, 他: 3 歳児健康診査における視力検査の検討, 臨床眼科, 24: 211-217, 1970.

9) 丸尾敏夫, 他: 三歳児視覚検査の視力検査法の検討, 厚生省心身障害研究小児の神経・感覚器等の発達における諸問題に関する研究平成 3 年度研究報告書, 96-101, 1992.

10) 前掲書9).

その後、平成9年には、健康診査事業の実施母体が都道府県から市町村の自治体に移管された。その結果、自治体間で健康診査の実施方法に違いがでてきている。

2) 保育所

保育所は厚生労働省管轄の児童福祉施設である。幼稚園教育との整合性を図るために、児童福祉法42条の規定に基づいて定められた児童福祉施設基準（第12条）の中で、保育所の健康診断は「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」と明記されている。やはり、法律によって、年2回の定期健康診査および入園児健康診査の実施を定めている。しかしながら、視力検査を行っている保育所は少ないので実情である。

3) 幼稚園

学校保健安全法施行規則第6条において、学校では「幼児・児童・生徒は、毎学年定期に視力を検査する」ことが定められている。

「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」とあり、さらに、「学校教育や学校教育に類する教育においては法による保証・義務・信仰などを特にともなう」（学校教育法第一条）と明記している。

すなわち、幼稚園では、法的根拠に基づいて毎学年定期に視力検査を行うことが義務づけられている。

そして、健康診断の方法や技術的基準は、『児童・生徒の健康診断マニュアル』（平成24年10月11日改定）に記されている。視力検査については「視力は出生後より発達するが、屈折異常や斜視などの種々の要因によって発達が阻害されると弱視となる。弱視とは器質的病変がなく、視力の低下した状態であり、眼鏡やコンタクトレンズによっても矯正視力が不良である。視力が完成する6歳頃までに弱視を治療しなければ、生涯に渡って矯正視力は改善しない。このため弱視は早期発見、早期治療が原則であり、視力が発達する幼児、児童の視力検査は重要である¹¹⁾」と特記されている。すなわち、幼稚園の視力検査は、日常生活を送るうえでの眼の異状や疾病による障害を取り除くことに加えて、弱視予防のために必要であることが示されている。

そして、『児童・生徒の健康診断マニュアル』には、「教室のどこから見ても黒板の文字が判読できる視力が必要である」として「眼前5mの視標を判別する方法」を例示している。

「眼前5mの視標を判別する視力検査」は遠見視力検査である。そのため、小学校・中学校・高等学校など教育現場では、遠見視力検査のみが行われてきた。

幼稚園でも「視力検査＝遠見視力検査」との思い込みがあり、遠見視力検査を前提としている。5mの距離で行う遠見視力検査は、検査を受ける幼児にとっても、検査を行う教師にとっても「時間・労力」が負担になっている。そして、時間が長びけば長びくほど、視力検査結果の信憑性はなくなる。すなわち、幼児の視力検査には「時間と労力がかかり、結果の

11) 日本学校保健会、児童生徒の健康診断マニュアル—視力改訂版—、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、2014.

信憑性はない」ことが、「視力検査をおこなう幼稚園は少ない」原因になっていると考えられる。

平成20年、日本眼科医会学校保健部が全国幼稚園対象に行った「健康診断の実態に関する質問紙調査」を報告した「医会だより¹²⁾」によると、「幼稚園が視力検査を行なわない理由」として、「時間がかかる、手間がかかる、結果が疑わしいから視力検査をしていない」等があげられている。

4) 就学時健康診断

学校保健安全法第11条において、義務教育を円滑に進めるために「市（特別区を含む。以下同じ）町村の教育委員会は、学校教育法第17条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当つて、その健康診断を行わなければならない」として、就学時健康診断を義務づけている。健康診断の検査項目は、学校保健安全法施行規則（第3条）に明記されており、視力検査もその項目にある。しかしながら、就学時健康診断で視力検査を実施していない地方自治体が多いのが実情である。

視力検査の実施状況

1) 三歳児健康診査

日本眼科医会公衆衛生部が全国都道府県から任意に選択した市町村を対象に行った「三歳児における眼科健康診査（三歳児眼科健康診査）実施についてのアンケート調査」（平成24年度実施）によると、三歳児眼科健康診査の実施時期は、3歳0ヶ月が20.3%、3歳6ヶ月が39.8%である（図1）。3歳で実施しているのは5分の1の自治体である。

さらに、同調査によると、93.7%の自治体は各家庭に視標を送付し、視力検査を保護者に委ねている（図2）。保護者が子どもの視力検査をして、視力不良の疑いがある場合は、三歳児健康診査会場で担当医に伝える方法をとっている。しかしながら、2次健診として行われている健康診査会場での担当医は、眼科医は4.8%と僅少である。多くは、眼科医以外の医師（26.8%）や保健師・視能訓練士（36.4%）によって行われている（図3）。両者を合わせると3分の2になる。白内障や眼瞼下垂、斜視などは、小児科医や保健師によって発見されることが多いが、遠視・乱視などの屈折異常は発見されにくい。特に、片眼屈折異常の場合は、診察では発見が難しい。片眼ずつのていねいな視力検査を行なわなければ発見できない。三歳児健康診査会場で、眼に「異常や疾病の疑い有」の幼児に眼科医院での精密検査受診を勧告することになっているが、これでは、「精密検査の要不要を判定することへの信憑性が疑われる。

これらのこと考慮して、三歳児健康診査でのスクリーニングとしての視力検査は、眼科

12) 日本眼科医会学校保健部（宇津見義一他）：平成20年幼稚園ならびに就学時の健康診断の実態に関するアンケート調査、日本の眼科80（9）：1193-1200、2009.

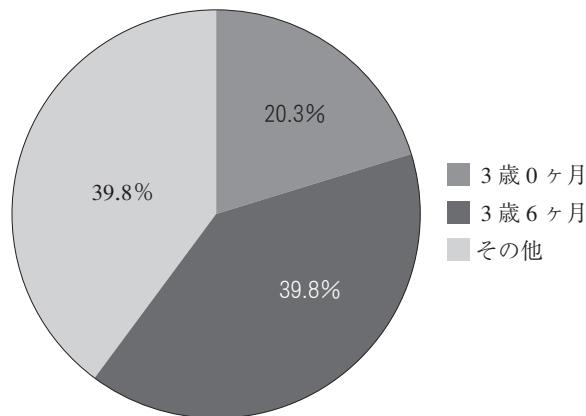


図1. 三歳児健診の実施時期「日本眼科医会公衆衛生部調査」作図：高橋ひとみ

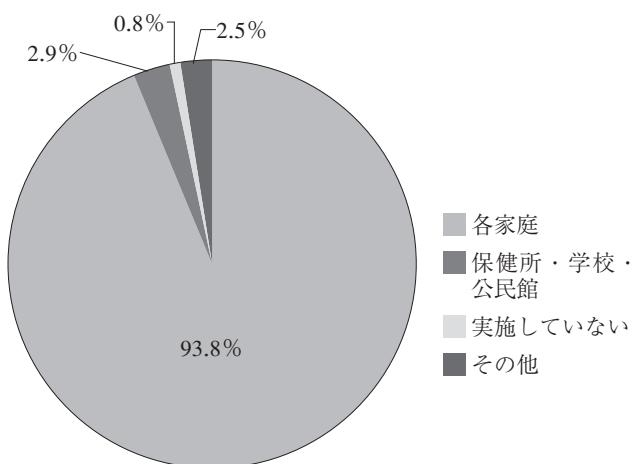


図2. 一次健診の実施場所「日本眼科医会公衆衛生部調査」より 作図：高橋ひとみ

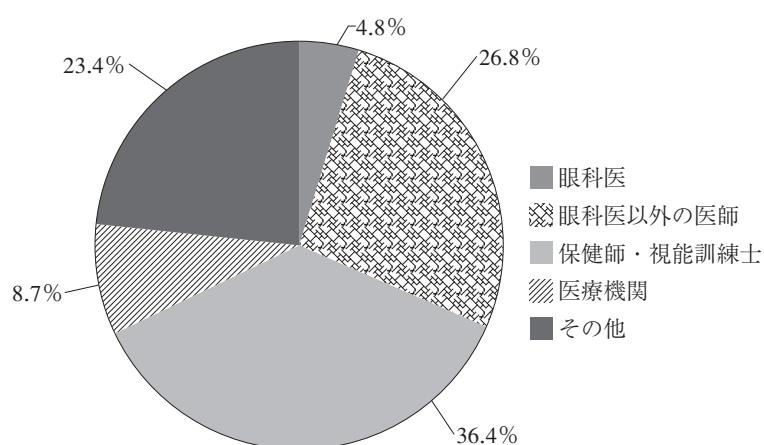


図3. 二次健診の実施方法「日本眼科医会公衆衛生部調査」より 作図：高橋ひとみ

健康診査会場で片眼ずつの丁寧な視力検査が望まれる。

2) 保育所

平成24年に、日本眼科医会学校保健部が全国保育所（公立・私立）から任意に抽出した保育所を対象に「目の保健に関するアンケート」調査を行なった。それによると、3歳児・4歳児・5歳児いずれかの年齢で「視力検査を実施している」保育所の割合は34.7%（公立39.8%，私立31.6%）であった。一方、「実施していない」保育所は64.3%（公立60.2%，私立66.8%）であった（図4）。年齢別では、「3歳児」が12.8%（公立11.5%，私立13.6%）、「4歳児」が26.3%（公立27.4%，私立25.5%）、「5歳児」が30.3%（公立34.5%，私立27.7%）であった（図5）。

3分の2の保育所は、視力検査を実施していなかった。後述の幼稚園（48.3%）よりも視力検査実施率が低く、文部科学省管轄（幼稚園）と厚生労働省管轄（保育所）によって、幼

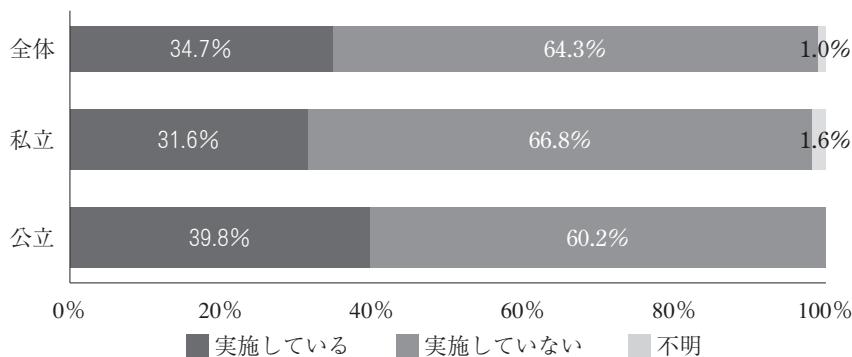


図4. 視力検査をしている保育所の割合「日本眼科医会公衆衛生部調査」(2012) より

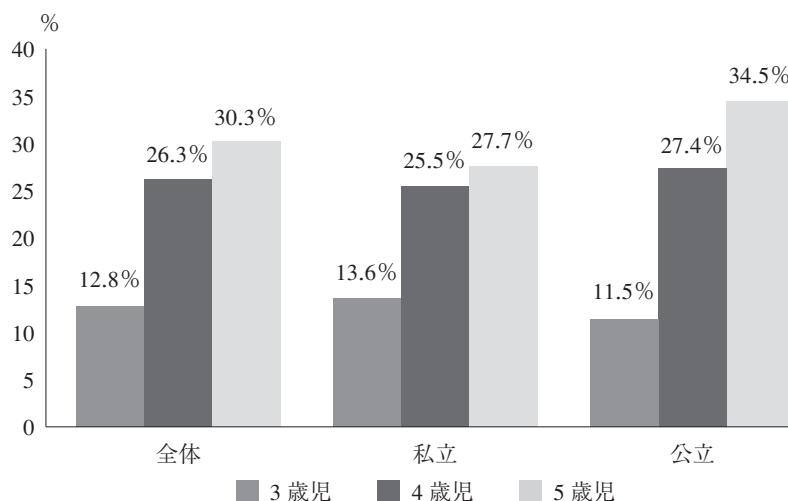


図5. 保育所における年齢別視力検査実施割合「日本眼科医会公衆衛生部調査」(2012) より
作図：高橋ひとみ

児が享受する内容に差がでることは問題である。

さらに、3歳児で視力検査を実施している保育所は12.8%と、1割強であった。

保育所対象の本アンケートに、①「保育所では視力検査をすることが法律で義務づけられている」ことを知っているか②弱視救済のためには低年齢での発見・治療は効果があることを知っているか、の2項目を追加してほしい。これらの項目が実施保育所を増やすことに繋がると考える。

3) 幼稚園

日本眼科医会学校保健部（平成20年調査）は、全国公立・私立幼稚園および市町村教育委員会を対象に「健康診断の実態に関する質問紙調査」を行っている。その結果を、「平成20年幼稚園ならびに就学時の健康診断の実態に関するアンケート調査」として「医会だより」で報告している。

それによると、定期健康診断で視力検査を「実施している」幼稚園の割合は48.3%（国公立70.6%，私立31.9%）、「実施していない」は50.7%（国公立28.2%，私立67.2%）であった（図6）。

すなわち、過半数の幼稚園では、視力検査が行われていなかった。特に、私立幼稚園では、3分の2の幼稚園が視力検査を実施していなかった。

年齢別にみると、「3歳児」の視力検査を行っている幼稚園の割合は12.9%（国公立7.1%，私立17.2%）、「4歳児」は26.9%（国公立36.5%，私立19.8%）、「5歳児」は46.8%（国公立70.6%，私立29.3%）と報告している（図7）。

3歳児で視力検査を実施している幼稚園は1割強であった。

やはり、幼稚園へのアンケート調査に、保育所の調査項目と同じく2項目（①「幼稚園では視力検査をすることを法律で義務づけられている」ことを知っているか、②「弱視救済のためには、3歳で視力不良を発見し、治療することが効果的である」ことを知っているか）を追加してほしい。幼稚園への視力検査導入の啓発活動になると考える。

4) 就学時健康診断

就学時健康診断は、教育委員会が義務教育を円滑に進めるために、小学校入学前に「異常や疾病」を発見し、小学校入学までに治療をしておくのが目的である。平成20年に、日本眼科医会学校保健部が全国市町村の教育委員会を対象に「平成20年幼稚園ならびに就学時の健康診断の実態に関するアンケート調査¹³⁾」を行なった。それによると、就学児健診において視力検査を「実施している」市町村の割合は90.5%であった。義務教育を円滑に進めるために教育委員会が実施する健康診断の一項目である視力検査なので、実施率100%と予想していた。しかしながら、「実施していない」市町村が8.9%もあった（図8）。

「実施していない」を地区別にみると、東北では青森県・秋田県が25.0%の割合で実施し

13) 日本学校保健会、学校保健第300号、2014、6。

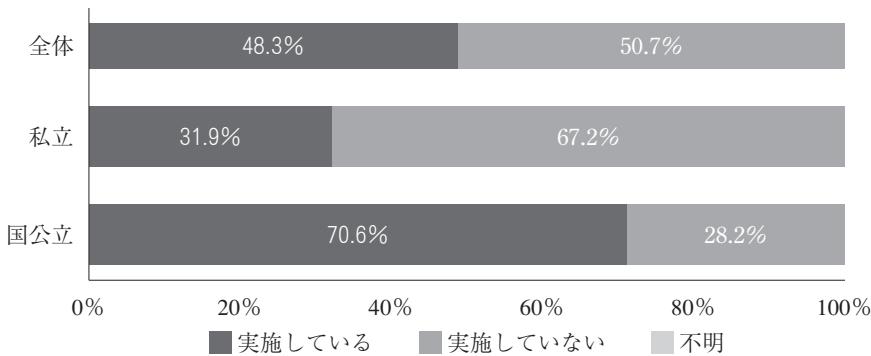
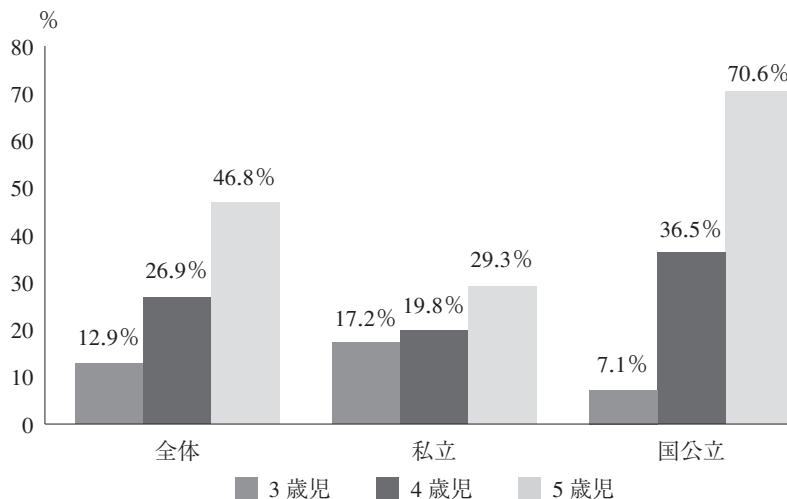


図6. 視力検査をしている幼稚園の割合「日本眼科医会学校保健部調査」(2009) より

図7. 幼稚園における年齢別視力検査実施割合「日本眼科医会学校保健部調査」(2009) より
作図：高橋ひとみ

ておらず、関東甲信越では神奈川県が60.0%，近畿では大阪府が80.0%，奈良県33.3%，兵庫県25.0%，和歌山県33.3%，中国四国では広島県が25.0%，九州沖縄では、大分県が50.0%，福岡県が33.3%の割合で実施していなかった（図9）。

政令指定都市の横浜、川崎、神戸、堺、福岡、北九州でも実施されていなかった。

就学時健康診断は「最後の砦」といわれている。ここで弱視を見逃すと、生涯にわたって矯正視力は改善されない。一生涯、眼鏡を装用しても一定以上の視力は出ないのである。「眼からの情報は80%」といわれる中で、弱視の子どもは視力不良の負担を背負って、生涯を送らねばならないのである。実施母体である教育委員会には「就学時健診の視力検査は『最後の砦』である」ことを知ってほしい。

5) 視力検査を実施しない理由

前述のように、三歳児健康診査、幼稚園・保育所の健康診断、就学時健康診断において視

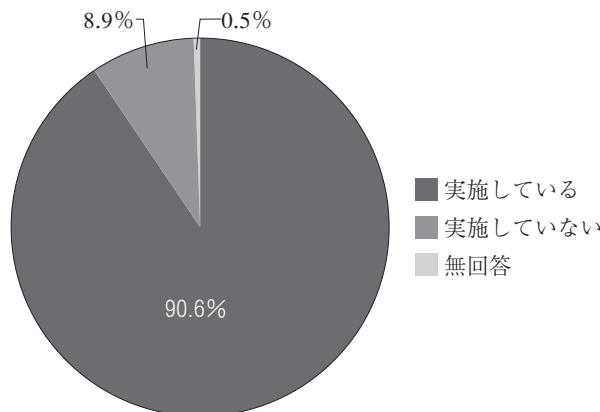


図8. 就学時健康診断での視力検査実施の状況
「日本眼科医会学校保健部調査」(2009)より

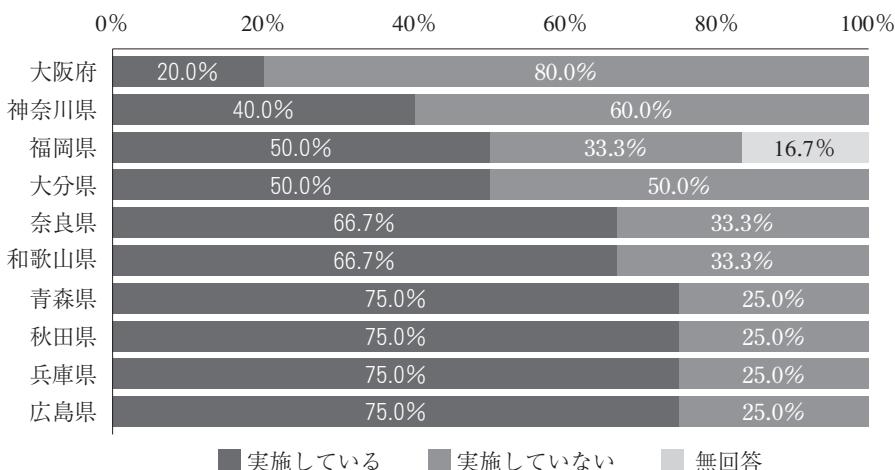


図9. 就学時健康診断で視力検査が十分に実施されていなかった都道府県
「日本眼科医会学校保健部調査」(2009)より

力検査の実施が、法律によって義務づけられている。しかしながら、守らなくても罰則規定はない。平成25年5月の会報「学校保健」300号企画として開催した特別座談会「学校健康診断の今昔¹⁴⁾」の中で、「・・・いくら働きかけて啓発しても何も動いてくれない教育委員会がありました。なぜ法律で決められていることをしないのかと聞くと、それは慣例だからというのです」とある。幼稚園や保育所も同様に、「実施しないことが慣例になっている」のではないだろうか。

前述の日本眼科医会学校保健部による「就学時健康診断で政令指定都市で視力検査が行なわれていない」との報告を受けて、朝日新聞が取材を続け、横浜、川崎、神戸、堺、福岡、

14) 前掲書12).

北九州の政令指定都市が「就学時健康診断で視力検査を実施していない」ことを明らかにしている¹⁵⁾。この記事によると、該当する教育委員会は未実施の理由として、次の(1)～(3)をあげている。これに日本眼科医会の調査結果を加えると次の7項目になる。

- (1) 幼児の検査は時間がかかる
- (2) 事前の調査書でチェックしている
- (3) 内科医が全体的にチェックしている
- (4) 幼児の検査は手間がかかる
- (5) 理解力不足のため判定が困難である
- (6) 幼稚園の視力検査でカバーできる
- (7) 入学後に定期健康診断がある

要するに、幼児の視力検査を実施しないのは「時間・労力がかかる。結果に信憑性がない」が大きな理由になっている。

前述のように、日本眼科医会学校保健部による幼稚園への調査（平成20年）でも、「視力検査をしない」理由として、幼児の視力検査には「時間と労力はかかるにもかかわらず、結果の信憑性が得られない」をあげている。

3歳児の視力検査実施の試みと成果

1) 現行の視力検査の困難点

幼児の視力検査が困難を極めており、そのために健康診断で視力検査を実施しない地方自治体や保育所、幼稚園が多いことが明らかになっている。

筆者も幼稚園や保育所で視力検査を実施し、現行の視力検査では、なぜ「時間がかかるのか」「結果に信憑性がないのか」を考えてきた。

現行の視力検査が困難と思われる理由の1点目は、「遠見視力検査(2.5m)を行っている」ことがあげられる。①子どもは近くから見えるようになる②近くの方が注意の集中はし易い。これらを考慮するなら、「2.5mの距離で実施する」遠見視力検査よりも「30cmの距離で実施する」近見視力検査の方が、検査成功の可能性が大きい。近見視力検査では軽度の近視は発見できないが、弱視につながる遠視や乱視を発見できる。この時期「近くがハッキリ見えている」なら視機能面での心配はない。

2点目は、幼児が「ランドルト環の切れ目を答える」のが難しいことである。そこで、「ジェスチャー」や「ランドルト環の模型」を使って答えさせたり、「絵視標」や「ドット視標」を使う等の工夫がなされている¹⁶⁾。しかしながら、「検査時間の短縮」と「結果の信憑性」を同時に解決するには至っていない。

15) 朝日新聞(夕刊), 2009年10月9日.

16) 日本眼科医会公衆衛生部(福田敏雄)：三歳児眼科健康診査調査報告(V)－平成24年度－, 日本の眼科85(3):296-300, 2014.

三歳児健康診査においては、健康診査会場で視力検査を行っても「時間がかかり、視力検査の結果に信憑性がない」ので、検査会場でスクリーニングとして視力検査をするよりも、保護者が自分の子どもの視力検査をするなら、時間に關係なくやるであろう」と、視標を家庭に送付し保護者に任せることにしたと推察される。

2) 視標と距離

そこで、これらの問題点が解決できる視力検査方法を考えた。

まず、視標である。ランドルト環は国際標準視標として認められており、正確である。しかしながら、幼児はランドルト環の「切れ目」を理解しにくいために、検査成功率が低い。

一方、絵視標の検査成功率は高いが、視経験や知識に影響されて、精度が低い。そこで、両者の優れているところを組み合わせることを考えた。具体的には、ランドルト環(C)を絵視標「かじられたドーナツ」にみたてる方法である。これなら、視標はランドルト環なので精度は高い。「ドーナツの絵」なので、検査成功率も高いと推察される。

そして、距離である。すでに述べたように、「眼前30cm」の距離だと「注意の集中がしやすい」し、「近くから見える」ようになる幼児にとって「見慣れた地点」である。

さらに、近見視力検査において両眼視力検査をするなら、両眼視機能と眼球運動機能の検査を兼ねることになる。両眼視機能は3ヶ月～3歳頃に完成する。この期間内に機能不良を発見し治療をしなければ、両眼視はできない。すなわち、弱視になる。幼児の視力検査の主たる目的は弱視予防なので、両眼視機能と眼球運動機能をみることができる検査なら、最適の検査と言える。

3) 絵本のドーナツでクイズ遊び

次いで、ランドルト環(C)を、形が似ている「かじられたドーナツ」にみたてるための絵本を作成した。絵本では、子どもが好きな動物（ウサギ・ゾウ・キリン・パンダ）が、「ドーナツを食べる」場面があり、「一口食べたドーナツ」を「ランドルト環」と重ねるようにストーリーが進む。「かじられた箇所」の近くにいる動物が「食べた」と理解させる。

絵本の後半では、ドーナツを「たべたのだあれ？」のクイズ遊びをする。最終ページでは、ランドルト環を（90度・180度・270度）回して、「たべたのだあれ？」のクイズをして遊ぶ。

家庭では親子や兄弟で、幼稚園や保育園では、先生と子ども、子ども同士で、「たべたのだあれ？」クイズを楽しむ。楽しみながら、いつの間にか視力検査の練習ができている。

家で楽しみながらランドルト環に慣れる。そして、幼稚園・保育所および三歳児健康診査会場で視力検査を受ける。幼児は、視力検査においても、絵本と同じく「たべたのだあれ？」クイズ遊びの続きをする。幼児は積極的に視力検査に参加するから、短時間に正確な視力検査が期待できる。

4) 幼児の簡易近見視力検査の検証

この方法により、初めての3歳児視力検査を実施した。

検査日は2014年7月4日、A幼稚園の園児96名（男児：49名 女児：47名）が対象であつ

た。絵本を利用した初めての3歳児視力検査として、検査方法および結果を『人間文化研究』第2号において報告済である¹⁷⁾。

概要は、以下の通りであった。

検査方法

1. 2週間前にミニ絵本を提供（無料）する。
2. 「0.3」の視標で、両眼視力・右眼視力・左眼視力の順に近見視力検査をする。
3. 4方向（上・下・右・左）のうち、3方向が合っていれば「見えている=可」とする。
4. 次いで、「0.5」の視標で、両眼視力・右眼視力・左眼視力の順に近見視力検査をする。
5. 「視力検査不可」者と「0.5」未満者は、後日、2次視力検査を行なうこととする。

検査結果

1. 視力検査成功率は97.9%であった。
2. 3歳児の視力基準値「0.5」未満は、両眼視力では1.1%（1人）、右眼視力は3.2%（2眼）、左眼視力は3.2%（2眼）であった。
3. 検査時間は、平均一人約20秒であった。

検証結果

仮説通り、検査成功率は97.9%で高かった。これまでに報告されている「3歳児の視力検査成功率に関する」先行研究よりも高率であった。

家で2週間クイズ遊びをしてきた幼児にとって、視力検査はクイズ遊びの続きであった。自分の能力を見せようと、「張り切って」視力検査に臨んでいた。自分の順番が来るのを待ちかねており、さらに、視標が提示されるのを「今か！ 今か！」と待ち構えていた。そのせいで、視標が提示されるや否や、「ランドルト環の切れ目」にいる動物名を自信に満ちた声で答えてくれた。その結果、早い子は10秒で視力検査を終えることができた。

養護教諭の中には「時間がかかるからやらない」一方、「正確な視力検査のためには、時間をかけて丁寧に検査をする」と言う養護教諭がいる。幼児の視力検査の場合は、時間をかけなければかけるだけ、結果の信憑性が薄れる。「幼児の注意集中時間は短い」ことも頭に入れておかねばならない。

5) 絵本の有効な使い方

その後、幼稚園や保育所で3歳児の視力検査を行なってきた。

その中で、絵本を提供する時期を考えてきた。

絵本が、幼児の手元に2週間あれば、保護者の多忙によって「絵本を読む時間が持てない」との懸念がなくなる。そして、幼児は何回も絵本を読んでもらい、「一口食べたドーナツ」を「ランドルト環」としてイメージできるようになるとを考えた。さらに、幼児が家族と「クイズ遊び」を楽しむ段階までに進むと考えた。

17) 高橋ひとみ、他：幼児の視力検査に関する一考察—3歳児からできる近見視力検査—、桃山学院大学人間文化研究、2：193-210、2015.

最初のA・B幼稚園での3歳児視力検査において、検査成功率が高かった（表1）ことから、この推察が正しいことが検証できた。

ついで実施したC幼稚園での視力検査は、急遽、遠見視力検査実施日に近見視力検査実施も決まり、絵本の配布は視力検査の5日前（土・日・祭日を含む）になった。5日間には3連休があり、保護者が幼児に絵本を読んであげる時間があるか、幼児がクイズ遊びを楽しむ段階まで到達できるかが懸念された。

このように、幼稚園や保育所によっては、2週間前に絵本を幼児に配布することができない園もあった。10月10日の「目の愛護デー」前後は運動会と重なる時期のため、練習に追われ、家庭でも絵本を楽しむ時間を持ちにくくと聞かされた。E保育所の場合は、「保育所なので、両親が仕事をしており、家庭で絵本を楽しむ時間は期待できない」からと、「絵本を家に持ち帰らない」で、保育所での保育時間に担当者が子どもたちに見せた。その結果、検査成功率は88.9%となった。やはり、家で保護者と「クイズ遊び」を楽しんでから、視力検査に臨む方法が良いと思われる。ただ、気になるのがD幼稚園で、絵本は2週間前に配布しているにもかかわらず検査成功率は84.4%と低率であった。D幼稚園の視力検査企画担当者にその理由を確認したが、理由は不明であった。今後の視力検査のためにも理由を解明したいと考えている。

その後、視力検査の2週間前でなく、子どもがいつでも手にとれるように本棚に置き、いつでも「当てっこ」遊びをして楽しんでほしいと考えるようになった。日常、手に取って遊ぶことにより、イザ視力検査でも「クイズ遊び」の続きとして、喜んで視力検査を受けるだろう。さらに、子どもたちが日常生活の中で「クイズ遊び」をするなら、大人は子どもの視力の変化に気づくだろうと考えたからである。

そこで、子どもが楽しめる絵本として、ミニ絵本を進化させることを考えた。具体的には、「絵本としての機能を持たせ」るために、ストーリー・絵をプロに依頼し、有料にすることであった。無料が喜ばれると考えたが、無料のミニ絵本は「視力検査後には無用として捨てられる」ことが分かったからである。

表1. 絵本提供時期と視力検査成功率

園名	近見視力検査日	絵本提供	対象者数	成功率(数)	検査不可 両眼(数)	検査不可 右眼(数)	検査不可 左眼(数)
A	2014年7月4日	2週間前	96	97.9% (94)	2.1% (2)	2.1% (2)	2.1% (2)
B	2014年9月17日	2週間前	19	100% (19)	0	0	0
C	2014年9月18日	5日前 (土・日・祭日)	28	96.3% (27)	3.7% (1)	22.2% (6)	22.2% (6)
D	2014年9月28日	2週間前	32	84.4% (27)	15.6% (5)	18.8% (6)	18.8% (6)
E	2014年10月9日	保育所で見る	26	88.9% (22)	11.1% (4)	23.0% (6)	26.9% (7)
F	2014年10月16日	2週間前	43	100% (43)	0	0	0
G	2014年10月24日	2日前	25	92.0% (23)	8.0% (2)	12.0% (3)	12.0% (3)

あとがき

この「たべたのだあれ」視力検査なら、「時間がかからず」「信憑性のある検査結果」が得られると考え、幼稚園・保育所で視力検査を実施し、仮定が正しいことを検証してきた。

最初の絵本は、三歳児健康診査の通知書に同封できるミニ絵本「9cm 平方」であった。

その後、視力検査の前だけでなく、子どもがいつでも手にとれるように本棚に置き、いつでも「たべたのだあれ」遊びをして楽しんでほしいと考えた。視力検査前に、視力検査練習用として絵本を利用すると、保護者にとっても子どもにとっても「覚えさせなければ！」「覚えなければ！」との負担が大きくなることが予想されたからである。さらに、視力検査でなくても、子どもの「たべたのだあれ」遊びから、子どもの視力の変化に気づくことができる。

この思いを理解してくれた(株)フレーベル館「子ども環境開発センター：子ども・子育て研究室」が、FDS商品として「たべたのだあれ」絵本・視力検査キットを出版してくれる運びになった。普通サイズの絵本である。幼稚園・保育所の本棚に並べておき、子どもが好きな時に見ることができる絵本である。

この簡易視力検査方法を全国に広めたいと考えている。全国の幼稚園・保育園および幼児健康診査において、近見視力検査を実施するなら、早期発見・早期治療により弱視になる子どもを救済できる。

三歳児健康診査および幼稚園や保育所の視力検査で視力不良が発見されたなら、眼科医院を受診し精密検査を受けることにより視力不良の原因が判明する。地方自治体の多くは、小学校入学までは医療費補助（健康保険支払分）をしており、実質無料である。さらに、眼科医院の精密検査によって、「弱視、斜視および先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡およびコンタクトレンズ」は公費補助（上限有）がある。視力不良による負担なく公平に義務教育を享受できるようにと、社会は手を差し伸べている。

政府は、ICT教育を推進し、2019年までにはすべての児童生徒に情報端末を配備する計画を立てている。この計画を円滑に進めるためには、自覚的視力検査が可能になる3歳からの視力検査を徹底させるところから出発する必要がある。

21世紀を担う子どもたちを心身ともに健康に育てることは、健康教育学分野の教育研究に携わる者の役目であり、さらには私たちすべての大人の責任であると考えている。

謝 辞

ミニ絵本作成および3歳児近見視力検査にご協力いただきました宮崎洋一氏（創友）、森本ちか氏（コッコサン）に深謝いたします。

また、近見視力検査にご協力いただきました幼稚園・保育所の保護者・教職員・園児のみなさまに感謝します。

本論文は改編して、「3歳からできる視力検査一眼のすこやかな発達のためにー」自由企画社（2015年）の第3章「乳幼児の視力検査」の一部に掲載予定である。

本報告は、2013年度桃山学院大学特定個人研究費補助および平成25年度科学研究費補助金交付による「学びのセーフティネット構築の一環としての視力検査の充実に関する研究」（課題番号25350865）の成果報告である。

（2015年2月23日受理）

About the Visual Acuity Test of the Infant (2): To Relieve an Infant Becoming Amblyopia by Early Detection

TAKAHASHI Hitomi
ETO Takashi

The visual acuity test in a kindergarten and the nursery school is neglected.

We can relieve a child becoming amblyopia by early detection, early treatment if we carry out the near visual acuity test in kindergartens, nursery schools of the whole country and an infant medical checkup.

The curative effect is big approximately low age.

We think that children can finish the amblyopia training if we can detect amblyopia at 3 years old before compulsory education begins. And we think that children can start school life without a burden by the poor eyesight. We hope at the society where all children can enjoy compulsory education fairly.

We must perform the visual acuity test of the infant.

To that end, the enforcement of the visual acuity test that “is reliable” for “a short time” is necessary.

We devised a picture book and the visual acuity test kit.

An infant can easily answer it that he is usually used to Landolt ring in a picture book.

We do not perform it as an exercise of the visual acuity tests and hope Landolt ring to fit it while being fun, and playing.

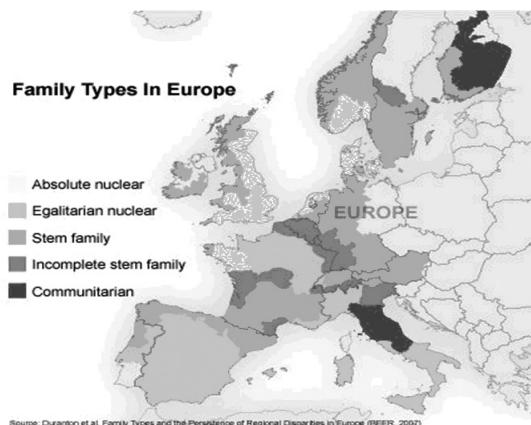
Regional Variation in Household Structure in early 20th century Ireland

SHIMIZU Yoshifumi

Introduction

E. Todd defined the extended family in his *L'Invention De L'Europe* as follows: Extended families with several generations living under one roof. One child – generally, but not always, the eldest –marries and has children that remain in the household in order to preserve the lineage. The rest have the choice of remaining unmarried within the household or of marrying and leaving the home or becoming soldiers or priests. The house and the land are inherited by the son who stays at home. Others may receive some financial compensation. The inheriting son, who stays at home, remains under the formal authority of the father [E. Todd, 1990: 38]

Map 1. Traditional family systems of Europe



Source: G. Durnatton et al. 2007, 8.

The map 1 created by Todd shows that families in Ireland constituted stem families. While stem families existed across Ireland, there were also some regional differences. Since some regional variation was found in the formation of the stem family in eastern and western Ireland during the period from the latter half of the 19th century to the early 20th century, Todd's map

Keywords: Ireland, 100% census data, GIS, Linkage data, Regional variation of stem family

needs to be revised.

In the following chapters, we first examine *Family and Community in Ireland* by Arensberg and Kimball, which presented the stem family system in Irish rural communities for the first time in the 1930s, then propose a hypothesis of regional variation in the stem family system based on the examination results, and verify the hypothesis by using census data. While the authors conducted research on the Irish family based on the census data by county [Y. Shimizu, 2011, 2012, 2014], they used the national census data of Ireland this time. This is their first Irish family research attempt based on an analysis of 100 % of the census data.

1. Research on the Stem Family by Arensberg and Kimball

It is well known that *The Irish Countryman* by Arensberg and *Family and Community in Ireland* by Arensberg Kimball, both American cultural anthropologists, constitute the pioneering studies on the Irish family. However, it is not widely known that their studies were part of the projects in the Harvard Irish Survey, which was led by E. Hooton of Harvard University and comprised of cultural anthropology, archaeology, and physical anthropology projects [Anne Byrne, Ricca Edmondson and Tony Varley, 2001, 17].

The reason that Harvard researchers chose Ireland as the target region of their study was based on their recognition that Ireland was a highly homogeneous society [Arensberg, C. & Kimball, 2001] and that it was the last frontier region in Europe. Their studies started from the Yankee City study conducted by the Harvard group and constituted the application of the theoretical paradigm of Yankee City to a contemporary civil society in the West.

In the summer of 1931, W. Lloyd Warner (who had already started a study on the Irish American community as part of the Yankee City Study), who was well known as a researcher on Yankee City in the cultural anthropology project, conducted an interview-based preliminary survey in various parts of Ireland together with Arensberg. As a result of the survey, they came to recognize that County Clare was a microcosm of Ireland and selected it as a target region [Anne Byrne, Ricca Edmondson and Tony Varley, 2001, 44].

Consequently, the three districts of Lough, Rynamona, and Inagh in County Clare were selected as the target areas of the field work. Later, Warner went home and Kimball joined Arensberg as a research collaborator. Eventually, Arensberg and Kimball took charge of the research project on Irish communities, which was completed in 1934 [Anne Byrne, Ricca Edmondson and Tony Varley, 2001, 22].

While the details of their research are discussed later, some criticisms on their research methods and theories came from Gibbon, who claimed from a historical and methodological perspective that social changes could not be fully explained by functionalist theory [Gibbon, P.,

1973, 491], and Brody who claimed that the traditional farm life and the values of farming communities had already collapsed in western Ireland due to modernization [Brody H. 1974, 70]. Despite such criticisms, many researchers conducted research based on the studies by Arensberg and Kimball after World War II up to the present [Wilson, T.M. & H. Donnan, 2006, 22]. Even today, the studies on Ireland by Arensberg and Kimball are considered significant.

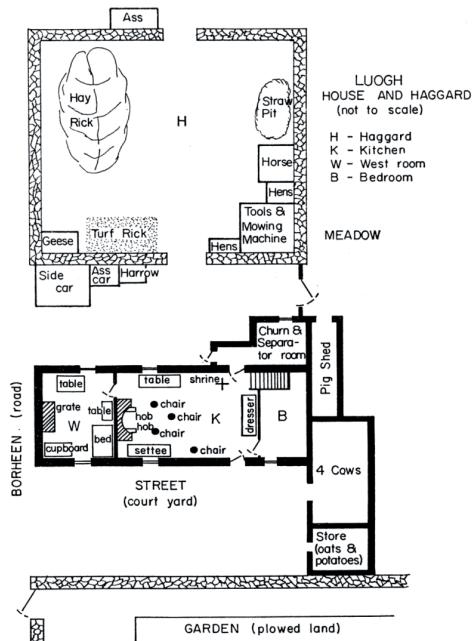
Their research framework follows the framework of Warner's Yankee City study: It features the functionalist theory, which focuses not on individual lives or events, but on relationships between individuals and regards the mutual dependency in social relationships as a social system. According to Arensberg and Kimball's research, the characteristics of the stem family can be described by the three keywords of dowry system, matchmaking, and inheritance system.

Conceptually speaking, a stem family is formed by the cohabitation of parents and their married son and his family, and it is matchmaking that acts as the impetus for the formation of a stem family [Arensberg, C., 1951, 72–80]. However, as preconditions to matchmaking, the transfer of the patriarchal rights to a son designated by the patriarch and the one-child land inheritance system were required, which represented the inheritance of the patriarchal rights by a son and the rite of passage from childhood to adulthood [Arensberg, C. 1959, 58–59]. Thus matchmaking took place upon the transfer of the patriarchal rights from the patriarch to a son. A matchmaker made arrangements with the families and negotiated for a dowry between the bride and bridegroom's families. This negotiation was an important event for the two families [Arensberg, C. 1951, 72–80, Arensberg, C. & Kimball, S. 2001, 135–139]. While the dowry was a payment for a bride to establish her social status in the bridegroom's family [Arensberg, C. 1959, 77], the bridegroom's family appropriated it to defray the costs of a dowry of a daughter, retirement income, the settlement of debts, or house renovation costs [Breen, R. 1980, 255–272]. Thus, the dowry system served as a guarantee of the success of matchmaking, and the matchmaking system was tightly combined with imitable inheritance, although Arensberg and Kimball gave little attention to the inheritance system in their research papers. The marriage of a son via matchmaking led to the moving of his parents into the west room as discussed below.

Figure 1 is a schematic plan created by Arensberg and Kimball of a typical house and premise in County Clare. In the house, there was a kitchen in the center with a table, chairs, and a hob, where family members got together, a bedroom on the right, and a west room with a bed, a grate, and a table. Next to these rooms were a cowshed, a pig shed, and a storage space for oats and potatoes. Behind the house was a garden called a haggard, where there could be found a rickyard, a straw pit, a stable, a poultry shed, and a shed for farm equipment. The house and haggard were where the farm family members worked and conducted their daily activities.

The west room was viewed as a reserved room for the use of the patriarch and his wife, into

Figure 1. Schematic plan of a typical farmer's house and farmyard in County Clare



Source: C. M Arensberg & S. T. Kimball, 2001, 34.

which they moved after the marriage of their heir [Arensberg, C. 1959, 27]. The moving of the patriarch and his wife to the west room was understood as follows: While the new status they had acquired led to a change in their behavior in and attitude to human relationship [Arensberg, C. 1959, 28], moving to the west room was viewed as something to ensure the formation and maintenance of a stem family, not as a change that allowed the family system to deviate from the stem family system. This is where the use of structural functionalism by Arensberg and Kimball can be seen.

Before the 19th century, a consanguine community called a clachan comprising domestic groups, whose houses formed a compact village within the lands held the group on the rundale system, existed in Ulster and Connacht [Taro Matsuo, 1973, 132]. Families in this community had farm land and common land inside the community of congested houses. However, in the mid-19th century, the clachan system collapsed surely not generally as you say at end of para that the system lasted to end of century in west and the land was redistributed within the group who now lived in separate dwellings each surrounded by its own lands. Farmers worked and lived in the spaces of their homes and farm land in the wake of the collapse of the rundale system. Therefore, many of the activities that defined human relationships within these spaces were conducted by separate family unites. However, the rundale system remained in County Mayo and Connacht until the latter half of the 19th century.

Thus a stem family was formed by the combination of the aforementioned variables such as matchmaking, the dowry system, the inheritance system, and the west room, and this was the ideal type of the stem family formulated by Arensberg and Kimball.

2. Theoretical Framework of the Irish Family

Based on the previous studies by Arensberg and Kimball, the authors propose the following hypothesis about a change in the form of the Irish family: In the early 19th century, the nuclear family based on the portable land inheritance system was predominant in Ireland. Around the mid-19th century, however, the inheritance system among landholders changed from the portable inheritance system to the imitable inheritance system due to the following reasons: the Great Famine in 1845, land integration via enclosure by landlords, which resulted from the eviction of tenant farmers, resistance by landlords to land fragmentation, depletion of farmland, industrial underdevelopment in Ireland, and the collapse of the domestic linen industry, which represented proto-industrialization in the area around Belfast [Clarkson, L.A. 1981, 237]. Along with these changes, the one-child inheritance system was established, where the patriarch designated his heir and passed the patriarchal rights over to the heir at some point in time. The combination of this inheritance system and the dowry-based matchmaking system led theoretically to form the stem family and the family situations that support the norm were established.

The dowry-based matchmaking system is said to have existed before the Great Famine as the stem family norm [Shoji Yonemura, 1981, 143]. However, in light of Fitzpatrick's 1852 theory [Fitzpatrick, David, 1982, 58], Collins' theory of 1850 and later [Collins, Brenda, 1993, 368], and Breen's theory of a change after the Great Famine [Breen, Richard, 1980, 252], a hypothesis can be proposed that the stem family was formed along with a change in the inheritance system after the mid-19th century. After the formation of the stem family norm, patriarchs had and maintained strong control over land and agricultural labor and began to cherish a strong desire to leave their family names on their land [Gabriel, Tom, 1977, 73]. In reality, patriarchs tended to continue holding patriarchal power and postpone the designation of their heirs and the transfer of family assets to the heirs.

Consequently, the designated sons were forced to postpone their marriage and inheritance until the aging or deaths of their parents, leading to an increase in late or non-marriage cases. This tendency was intensified by the penetration of celibacy and late marriage practices across Ireland at the time. Sons other than the heir had to settle for some financial compensation and to work in Dublin, Belfast, or Cork, or emigrate to England or America, or remain home. Thus, the stem family norm was most prevalent in Ireland from the end of the 19th century to the early 20th century.

Based on the understanding of how the nuclear family system shifted to the stem family system as discussed above, the authors propose a theoretical framework that the Irish family system changed drastically to around the time of the Great Famine. The dowry-based matchmaking system and the imitable inheritance system were established, and in the early 20th century stem families, not conventional nuclear families, were predominant in Ireland.

On the other hand, a regional variation in the Irish stem family existed there were more stem families among small to medium-scale farmers in western Ireland than among large-scale farmers in eastern Ireland. Arensberg and Kimball, who conducted their first survey in agricultural villages in Ireland in the early 1930s, confirmed the existence of stem families in the medium-scale farming area in County Clare, suggesting that the regional variation resulted from the difference in situational elements, which supported the stem family norm.

At this point, the authors tentatively regard peasant society as the conceptual social structure of agricultural villages in western Ireland. D.F. Hannan pointed out the three basic features of the peasant. Its main features a familial economy, where farms are owned or securely rented and are large enough to support a family but not large enough to employ labor, (2) a subsistence economy, where production for market is not the dominating purpose of production, (3) where imitable inheritance was the norm, as in Ireland, stem family arrangements characterize the social structure. [D.F. Hannan, 1982, 142-3]

In such a peasant society, while small-scale farmers had to have a side job or work as migrant workers to make a living, medium-scale farmers were able to make a living by farming solely by family members and did not require any wage-earners. Therefore, in peasant society in western Ireland, traditional farmers selected the transfer of land to their heirs, rather than having them leave home to work outside, as an effective family strategy. Heirs waiting for inheritance and children other than heirs remaining home tended to marry late or stay single.

On the other hand, different from peasant society in western Ireland, large-scale farmers in eastern Ireland constituted a commercial agricultural society as they could not manage their farms by family members alone and required agricultural laborers and agricultural servants. The farmers in eastern Ireland adopted an adaptive strategy where while designated boys became heirs, children other than the heir worked in Dublin, which had capital and commercial functions, or already industrialized Belfast, or emigrated to America after receiving some financial compensation. The agricultural laborers employed by large farmers were landless workers, who were able to get married if their economic conditions allowed, or stayed single. The adaptive family strategy for these workers was either to form simple family households if they could get married, or to form solitary or non-family households if marriage was not possible.

Thus, the difference in the family situational element of farming scale, such as small, medium,

or large-scale farming, had a causal relationship with the family strategy for the formation of the stem family. The authors assume, therefore, that the difference in the family situational element had a great impact on the formation of the stem family and propose a hypothesis about a regional variation that while the stem family norm in western Ireland was supported by the family situational element, the stem family norm was weak in eastern Ireland, leading to the predominance of simple family households, which were determined by the family situational element in eastern Ireland.

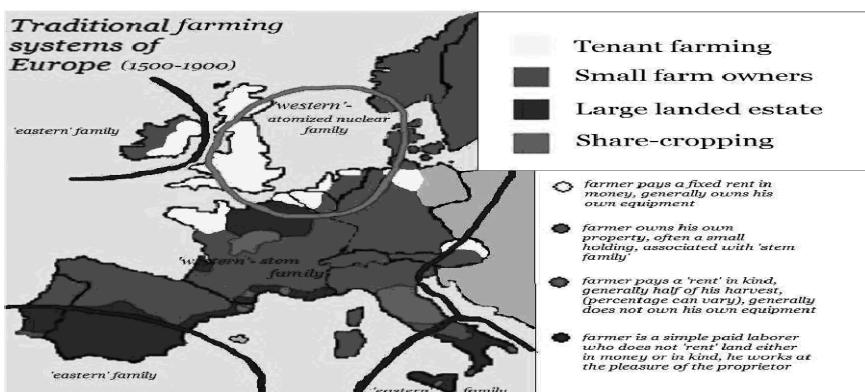
The authors attempt to verify the aforementioned hypothesis about the regional variation in the formation of the Irish stem family by using the GIS and linkage techniques based on the census returns of 1901 and 1911. The regional variation is examined below through variables such as landholding scale, farm management, demographic variables (solitaires, marriage rate, birth rate, death rate and marriage age), and the age of household heads, household size, household formation, and the number of kin. This article is based on the facts obtained from the analysis of 1901 and 1911 census returns.

The 1901 and 1911 census returns were used for this article: The population was 4,429,861 and the number of households was 874,045 in 1901, while the population was 4,375,691 and the number of households was 908,881 in 1911. The linkage data include 80,780 households (hits: 33.8%) in County Antrim (Ulster), County Mayo (Connaught), County Clare (Munster), and County Meath (Leinster), which were selected randomly from the four provinces during the ten-year period from 1901 to 1911. Name, gender, and age were used as variables of the linkage data.

3. Agriculture in Ireland

The map of the traditional farming system of Europe by Todd shows that while small-scale farming by land owners was concentrated in western Ireland, eastern Ireland featured large-scale

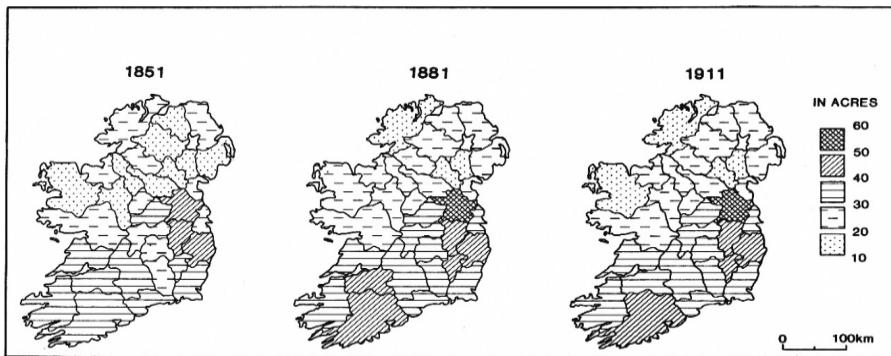
Map 2. Traditional farming system of Europe



Source: E. Todd, L'Invention de l'Europe, 1996.

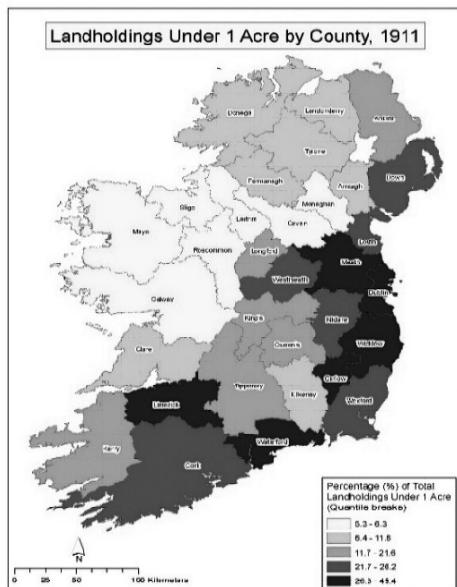
tenant farming, which seems to be almost meaning distributed (Map 2). The achievements of Todd's research are discussed in detail below.

Map 3. Average Size of Landholdings, 1851-1911 (excluding holdings under 1 acre)

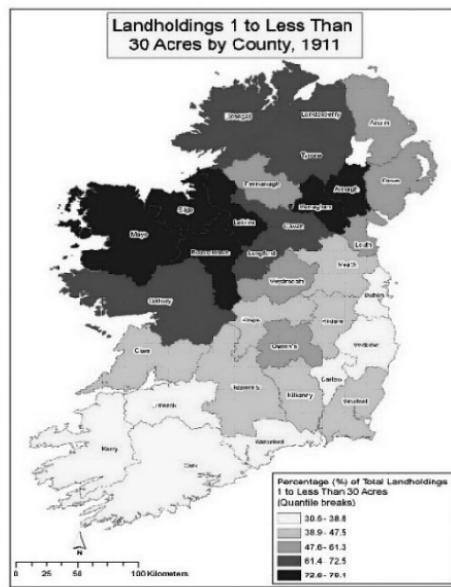


Source: Michael Turner, 1993, 307.

Map 4.

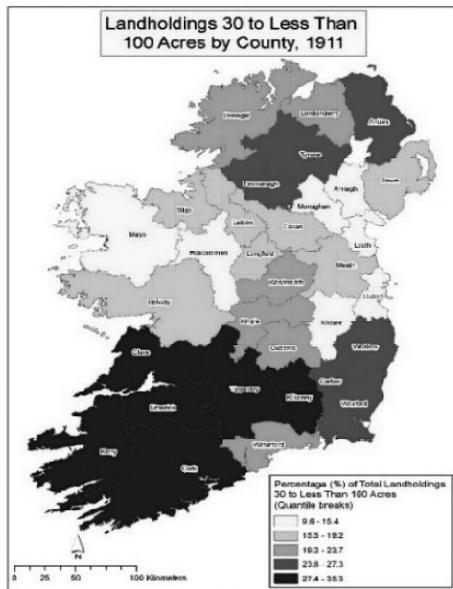


Map 5.

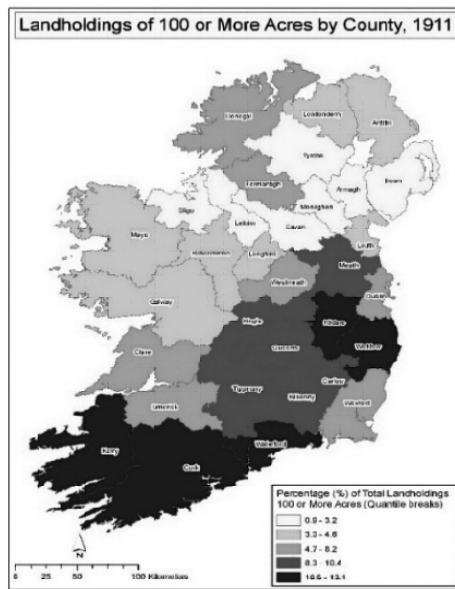


The number of landholders from 1851 to 1911 was 60,800 in 1851, 57,800 in 1881, and 60,800 in 1911. While the number of landholders temporarily declined due to the mini-famine in 1881, it recovered its 1851 level in 1911. When the farmers during this period were classified into four categories (landholdings of less than 1 acre, landholdings of 1 to less than 30 acres, landholdings of 30 to less than 100 acres, and landholdings of 100 acres or more), there was a clear difference between eastern and western Ireland with a line from Dundalk Bay to Galway Bay. The map 3 of

Map 6.



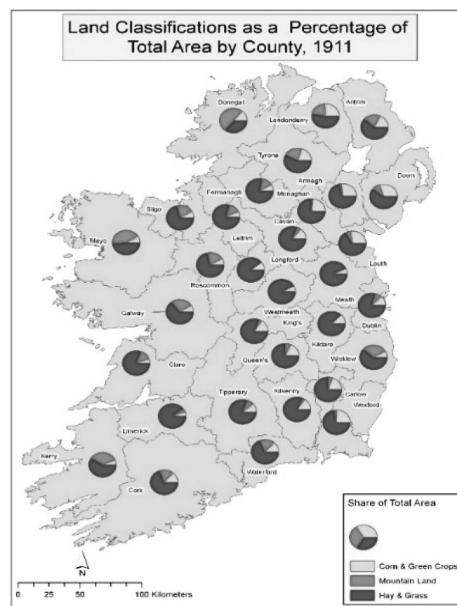
Map 7.



average landholdings in 1851, 1881, and 1911 [M. Turner 1993, 90] showed similar distributions across all three years: Landholdings of less than 1 acre were concentrated in Leinster and Munster, whereas landholdings of 1 to less than 30 acres were concentrated in Ulster and Connaught and landholdings of 100 acres or more were concentrated in Leinster and Munster. Moreover, these distributions corresponded with the distribution of the average estimated value of land by province.

While in western Ireland, landholdings of less than 1 acre were few in number, landholdings of less than 30 acres accounted for more than 70%, demonstrating that western Ireland was a small to medium-scale farming region. On the other hand, in eastern Ireland, although landholdings of less than 1 acre (landless farmers) were greater in number than in western Ireland, landholdings of 100 acres or more were much more numerous than in western Ireland, demonstrating that eastern Ireland was a large-scale farming region. Landholders of less than 1 acre were employed by large-scale farms. Landholdings of 1 to 30 acres were more evident in western Ireland than in eastern Ireland, demonstrating that western Ireland was a small-scale farming region where side jobs were required to make a living. In particular, there were many seasonal migrants to England and Scotland in County Mayo, County Sligo, and County Roscommon. Landholdings of 30 to 100 acres in the southwestern part of Ireland show that this area was characterized by medium-scale farmers managed their farms with assistance of family members. Landholdings of 100 acres or more, large-scale farmers, were concentrated in eastern Ireland, particularly in County Meath,

Map 8.

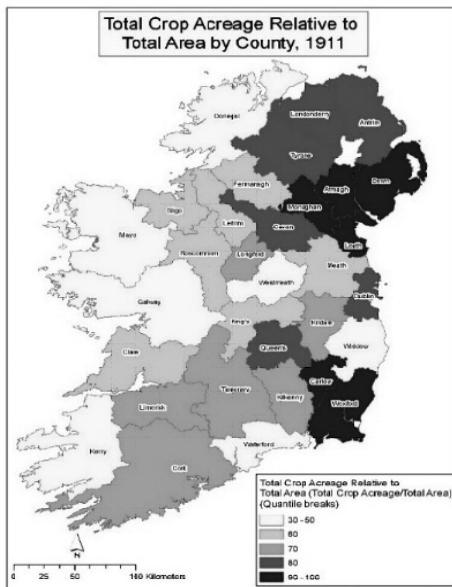


County Waterford, and County Cork. These were areas where commercial livestock farming was conducted by employing agricultural workers. These maps made the difference in landholding scale in Ireland clear: small to medium-scale farming was practiced in Connaught and Ulster whereas large-scale farming was practiced in Munster and Leinster. (Map 4~7)

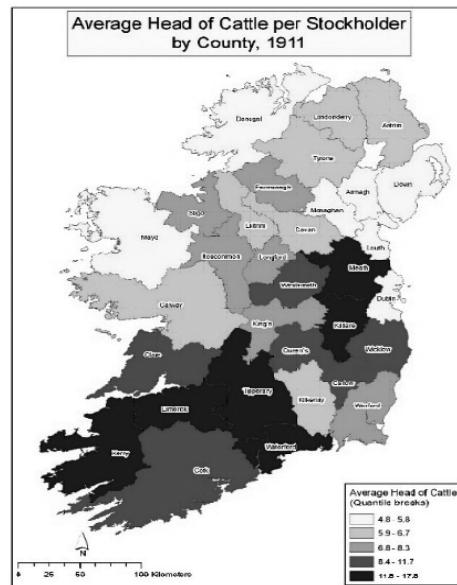
An examination of land use in Ireland showed that to the west of line from most of western Ireland was occupied by mountains, particularly in County Donegal, County Mayo, and County Kerry, where mountains accounted for about 50% of the land. While part of the remaining land was used for hay and grass, the land area for the cultivation of cereals was very limited. On the other hand, in eastern Ireland, there were few mountains and the land area used for hay and grass was remarkably large. Part of the land was also used for the cultivation of cereals. In short, eastern Ireland was blessed with better conditions for farming than western Ireland. The rich land was also fit for commercial livestock farming. (Map 8)

While in eastern Ireland except County Wexford and County Carlow, tillage centered on Ulster, most tillage in western Ireland was used for the cultivation of potatoes mainly for personal consumption. (Map 9) An examination of the average number of cattle per cattle breeder to the east of a line from Dundalk Bay and Galway Bay shows (Map 10) that it was high with cattle breeders with more than 12 head of cattle in County Meath, County Kildare, County Tipperary, County Limerick, County Waterford, and County Kerry. However, since cattle of over 2 years of age centered on eastern Ireland, such as County Meath and County Kildare, and cattle of one year

Map 9.



Map 10.



of age or younger centered on western Ireland, such as County Kerry, County Limerick, and County Clare, it can be said that while the fattening of calves was actively practiced in western Ireland, eastern Ireland bought the fattened calves and grew them to adult cattle to sell in Dublin or export to England and Wales as fattened animals.

From the above examination, a regional variation was found in agriculture: While livestock farming was more actively practiced than grain farming in eastern Ireland where there were many large-scale landholdings, mixed agriculture of grain farming and livestock farming was practiced in western Ireland where there were many small to medium-scale landholdings.

5. Population Structure

While the population of Ireland reached its peak (8.29 million) in 1845, it declined by 1.6 million people (-20%) due to the Great Famine in 1845 and by 470,000 people (-9.1%) in the ten years from 1881 to 1891 due to the crisis of near-famine conditions in 1879. As a result, the Irish population in 1911 was 4.39 million (Table 1). When the decline in population during the period from 1821 to 1911 was examined by province (Table 2), the population decline was particularly great in Munster (-58%) and Connaught (-57%) whereas it was less in Leinster (-40%) and Ulster (-33%), showing that Munster and Connaught lacked a deterrent to population decline. However, after great famine, population in four provinces was experienced the same degree of decline, but Leinster and Ulster did a population decline until 1871 and did not decrease at that of small famine after it too much. On the other hand, in Muster population decline was

Table 1. Amount and Rate of Change in the population of Ireland 1821-1911

	Total population	Actual Change	Percent of Change
1821	6802		
1831	7767	966	14.2
1841	8175	408	5.3
1845	8295	120	1.5
1851	6552	-1623	-19.9
1861	5799	-753	-11.5
1871	5413	-387	-6.7
1881	5175	-238	-4.4
1891	4705	-470	-9.1
1901	4459	-246	-5.2
1911	4390	-69	-1.5

Source: D. A. E. Harness 1831, 274.

Table 2. Population of Ireland by Province 1821-1911

	Leinster	Munster	Ulster	Connaught	Ireland
1821	1.8	2.0	2.0	1.1	6.8
1831	1.9	2.2	2.3	1.3	7.8
1841	2.0	2.4	2.4	1.4	8.2
1851	1.7	1.9	2.0	1.0	6.6
1861	1.5	1.5	1.9	0.9	5.8
1871	1.3	1.4	1.8	0.8	5.4
1881	1.3	1.3	1.7	0.8	5.2
1891	1.2	1.2	1.6	0.7	4.7
1901	1.2	1.1	1.6	0.6	4.5
1911	1.2	1.0	1.6	0.6	4.4

Note: the unit of population is million persons.

Source: W. E. Vaughan and A. J. Fitzpatrick, 1978, 3-16.

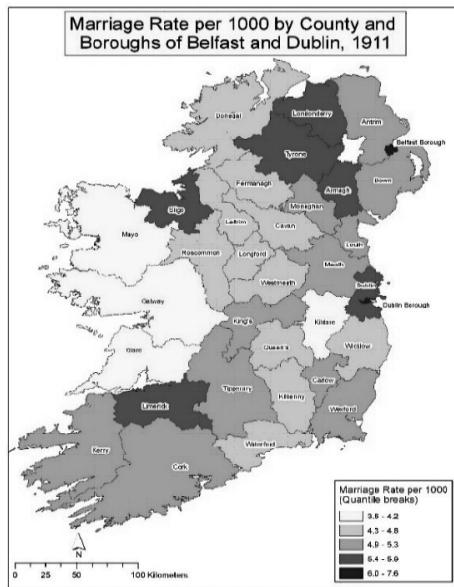
experienced after famine every ten years. In addition, it was Connaught a population decline was accepted in the same degree.

In other words, push factor was vulnerable to Munster and Connaught and there was little job opportunity in the city and the UK and the United States were accepted after the small famine.

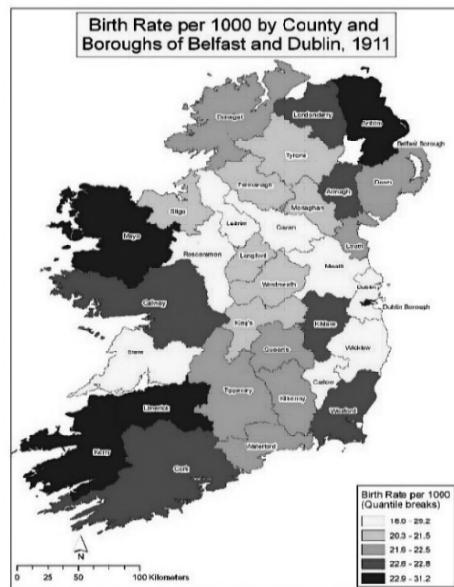
We think six main factors influenced post famine demographic development: the changing rural class structure, rising age at marriage, declining marriage and birth rate, a static death rate and emigration. The combination of these six factors was unique to Ireland [Lee, J., 1973, 1]

In this chapter, the Irish population is examined based on the following four factors: regional crude marriage rate, crude birth rate, crude death rate, and emigration rate by province. First of all, the examination of changes in the crude marriage rate (the number of marriages per 1000 population) showed (Table 3) that it declined from 7 before the Great Famine to 5 in 1871 and

Map 11.



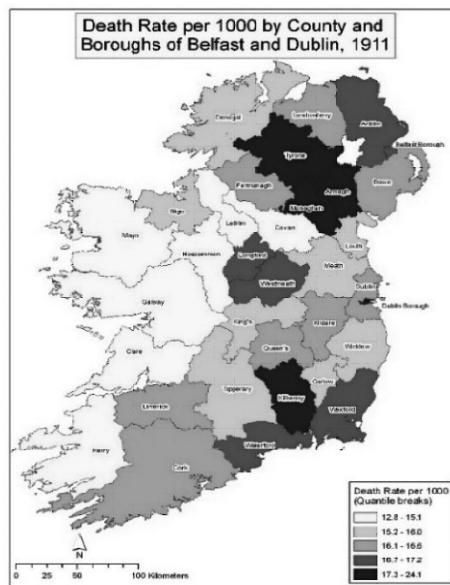
Map 12.



then to 4 due to food shortages caused by the mini-famine in 1879, and recovered to the 5 level in 1911. While the crude marriage rate did not decline in Leinster, it declined in the provinces of Munster, Ulster, and Connaught. Particularly in Connaught, where the near-famine had a great impact as people there lived in part on potatoes, the crude marriage rate radically declined from 5 in 1865 to 3 in 1881. In short, marriage rate in 1911 showed a high-east, low-west distribution. (Map 12)

This decline in the marriage rate was related to the percentages of never married people aged 45 to 54 (Table 4). Among the never married people in 1851 after the Great Famine, males accounted for 10% and females accounted for 13%. The percentages gradually increased to 20% and 18.5%, respectively, in 1891 and radically rose to 75% and 55% in 1911 [M. O'Grada, 1994, 215]. The non-marriage rate among people aged 25 to 34 was 43% for males and 28% for females before the Great Famine. It then increased and reached 75% and 55%, respectively, in 1911 [J.P. Kent, 2002, 530]. The non-marriage rate by province in 1911 was 81% in Connaught, which was higher than Munster (76%), Leinster (69%), and Ulster (62%) [L. Kennedy and C.A. Clarkson, 1993, 168]. This was due partly to late marriage among heirs, which was caused by the prolonged holding of patriarchal rights by fathers, as discussed later. The marriage age seems to have increased during the period from 1845 to 1911 among males from 25 to 33 and females from 25 to 28 [J. Lee, 1973, 3]. The 1911 data showed that the age for the first marriage among males was 30.4 and 26.7 among females. When the age of the first marriage was examined by province, Connaught was highest (33 among males and 28 among females), followed by Munster (31 and

Map 13.



27), Leinster (30 and 26), and Ulster (30 and 26), demonstrating that people in western Ireland tended to marry later than people in eastern Ireland. Moreover, the increase in the number of single people in Munster and Connaught in 1911 was attributable not only to the low marriage rate and famines, but also to the enforcement of Catholic doctrine by priests [E.E. McKenna, 1978, 239–240]. Thus, the decline in the marriage rate was associated not only with the number of never married people, but also with the late marriage of heirs due to the delayed inheritance of farmland and the difficulty in getting married among non-heirs.

For the birth rate (Table 5), it was high in Ireland before the mini-famine, and it rapidly declined after the crisis of 1879, which equally impacted all provinces. The birth rate in 1911, however, clearly showed a high-west, low-east pattern. The decline in the birth rate was largely attributable to tendencies to marry late or stay single. The average number of children in 1911 was highest in Connacht (5.9), followed by Munster (5.8), Leinster (5.1), and Ulster (5.1).

Table 3. Rate of Marriage per 1000 persons by Province 1865–1911

	1865	1871	1881	1891	1901	1911
Leinster	5.3	5.6	5.0	5.0	5.3	5.6
Munster	5.5	5.5	3.7	4.0	4.6	5.1
Ulster	5.5	5.3	4.5	5.2	5.6	5.8
Connaught	4.6	5.0	3.3	3.3	4.0	4.3
Ireland	5.3	5.4	4.2	4.6	5.1	5.4

Source: Annual Report of Registrar-General of Marriages, Births and Deaths in Ireland, 1865, 1871, 1881, 1901 and 1911.

Table 4. Percentage never Married among Population Aged 45–54 years by Sex and Province

	Men					Women				
	Ireland	Leinster	Munster	Ulster	Connaught	Ireland	Leinster	Munster	Ulster	Connaught
1841	10	13	9	10	7	13	14	11	15	8
1851	12	15	10	13	7	13	14	10	15	8
1861	15	19	12	16	10	14	17	12	16	10
1871	17	21	13	19	12	17	19	13	19	12
1881	17	22	14	19	11	17	21	13	20	10
1891	20	25	17	21	14	19	22	14	23	10
1901	24	28	21	24	19	22	25	17	26	14
1911	27	31	27	26	25	25	28	22	27	18

Source: D. Fitzpatrick, 1985, 129.

Table 5. Rate of Birth per 1000 persons by Province 1865–1911

	1865	1871	1881	1891	1901	1911
Leinster	23.6	25.7	24.5	23.0	22.4	23.5
Munster	25.4	29.4	24.1	22.2	22.0	22.8
Ulster	26.1	27.6	24.7	21.0	23.9	23.7
Connaught	24.5	29.8	23.5	22.0	21.2	22.3
Ireland	25.0	28.1	24.5	23.1	22.7	23.3

Source: Annual Report of Registrar-General of Marriages, Births and Deaths in Ireland, 1865, 1871, 1881, 1901 and 1911.

(Map 12) This result and the fact that the marriage rates in Munster and Connaught were lower than Leinster and Ulster seem to suggest that Connaught and Munster were prolific provinces, which was supported by the average number of children in 1911: 6 in County Mayo, 5.9 in County Galway, 5.8 in County Roscommon, and 5.5 in County Sligo in Connacht, while 6.2 in County Kerry, 6.1 in County Clare, 5.7 in County Limerick, and 5.6 in County Cork in Munster.

While the death rate in Ireland (Table 6) rose temporarily in 1881 and 1891 due to the mini-famine, it recovered its pre-famine levels after 1891. When the death rate was examined by province, it was high in Leinster and Ulster during the period from 1865 to 1911 and low in Munster and Connaught (high-east, low-west pattern). This fact was supported by the map 13 of the death rate per 1000 persons in 1911. Compared to other countries in Europe, the death rate

Table 6. Rate of Death per 1000 persons by Province 1865–1911

	1865	1871	1881	1891	1901	1911
Leinster	18.5	19.0	20.2	19.8	20.0	18.5
Munster	15.7	16.5	17.2	17.2	16.4	15.5
Ulster	16.4	15.0	17.5	19.3	18.6	16.8
Connaught	12.8	13.0	13.3	15.2	13.8	14.0
Ireland	16.2	16.4	17.5	18.4	17.8	16.6

Source: Annual Report of Registrar-General of Marriages, Births and Deaths in Ireland, 1865, 1871, 1881, 1901 and 1911.

in Ireland was lowest, which was attributable to the country's low infant mortality rate [J. Lee, 1973, 6].

The aforementioned analysis of marriage rate, birth rate, and death rate showed that there had been natural population growth due to the high birth rate and low death rate despite a decline in the marriage rate in Ireland: The natural population growth per 1000 persons was 8.3 during the period from 1861 to 1871, 8 from 1871 to 1881, 5.3 from 1881 to 1891, 5.3 from 1891 to 1901, and 5.6 from 1910 to 1911. The decline in population due to emigration during these periods was -15.2, -12.5, -16.5, -16.3, and -11.9, respectively [C. O'Grada, 1994, 225]. As a result, the population structure during these periods showed a population decline due to the cancellation of natural population growth by emigration.

According to the First Annual Report of the Registrar-General of Marriages, Births and Deaths in Ireland, during the year 1864 the number of persons who left the ports of Ireland amounted to 114,169, of these 60,692 were males and 53,477 females. Of the whole number 17.3% were from Leinster, 42.4% from Munster, 17.4% from Ulster and 15.9% from Connaught, but 7.0% did not state the county or province to which they belonged. [1864, 15]

In 1881, according to the returns obtained by the Royal Irish Constabulary and Metropolitan Police, who acted as enumerators at the several Irish seaports, number of emigrants who left Ireland during the year 1881 amounted to 78,417, of these, 40,106 were males and 38,311 females. Of the whole number, Ulster was a lot of first, 30.7%, but Munster 27.7%, Connaught 20.8%, Leinster 20.7%. Of the emigrants in 1881, 14.7% were under 15 years of age, 76% were between 15 and 35 years and 9.3% were 35 or upward [1881, 29].

In 1891, the number of the emigrants was 59,623 people, of which males were 30,046 and females 29,577 and Munster was a lot of first 41.4%, followed as Ulster (22.2%), Connaught (20.8%), and Leinster (15.6%) [1891, 20]. In 1901, the number decreased to 39,613 than front of it, of which females were more (21,486) than males (18,127). There were the still most Munster and a ratio of emigrant was 41.4% and in the following the order was Connaught (28%), Ulster (22.1%), Leinster (8.6%). [1901, 20]

While after the famines, the number of emigrants increased in Ulster, Munster, and Leinster, it decreased after 1881. On the other hand, the number of emigrants to America radically increased in Connaught, an impoverished region, after 1881 (Table 8). Before the mini-famine, the partible inheritance system existed in Connaught, which enabled most people to live on the inherited land. However, after the inheritance system shifted to the imitable inheritance system, Connaught suffered greatly from the mini-famine in 1879, and the emigration rate in Connaught increased radically in 1881 to 18.7% and continued to be higher than the emigration rates of other provinces despite a gradual decline thereafter (16.3% in 1891, 16.7% in 1901, and

Table 7. Rate of Emigration per 1000 by County in Ireland

	1841	1851	1881	1891	1901	1911
Ulster						
Antrim	14.9	18.9	13.5	12.7	9.1	4.5
Armagh	9.5	16.8	11.4	12.5	9.5	6.0
Cavan	7.6	11.5	16.1	16.2	14.9	10.7
Donegal	5.6	9.0	10.2	14.7	11.2	7.3
Down	12.8	23.9	10.9	9.9	7.0	5.6
Fermanagh	9.4	9.0	12.6	12.4	10.4	6.7
Londonderry	9.9	19.2	13.3	15.4	10.2	6.0
Monaghan	6.4	8.6	13.8	13.3	10.7	6.2
Tyrone	10.0	17.7	13.5	15.1	12.0	7.5
Leinster						
Carlow	6.9	11.5	11.7	14.6	12.9	6.6
Dublin	35.1	45.2	6.0	5.4	4.1	2.3
Kildare	14.7	16.5	8.8	9.3	7.4	3.5
Kilkenny	8.9	10.2	10.8	11.4	10.2	5.1
Kings	12.0	15.3	14.4	14.9	12.1	5.8
Longford	6.6	8.1	20.4	19.7	15.8	10.6
Louth	5.8	9.7	10.2	8.3	6.3	4.4
Meath	10.7	13.6	14.9	12.7	9.0	5.8
Qeens	10.2	10.7	12.8	15.7	13.8	5.9
Westmeath	8.3	13.4	13.0	11.9	10.0	4.8
Wexford	9.5	11.6	11.8	10.3	7.0	3.2
Wicklow	10.0	11.6	7.1	7.7	6.2	2.8
Munster						
Clare	8.1	7.4	17.8	18.7	20.1	13.9
Cork	12.0	25.9	19.5	16.4	18.0	14.7
Kerry	5.5	6.6	16.8	20.3	24.6	18.3
Limrick	9.7	12.9	19.0	15.6	14.7	8.6
Tipperary	19.8	23.5	18.5	15.2	14.6	9.7
Waterford	13.0	11.9	14.4	14.5	14.7	9.5
Connaught						
Galway	11.2	11.9	12.9	15.9	20.2	16.1
Leitrim	9.8	6.5	14.8	19.2	19.4	12.9
Mayo	7.1	8.6	10.6	14.3	18.8	17.4
Roscommon	11.8	12.1	13.3	14.4	17.1	13.3

Source: Census of Ireland, 1841, 1851, 1881, 1891, 1901 and 1911.

Table 8. Emigration Rates per 100 by Age in Census Years

Region	1881		1891		1901		1911	
	United States	Other						
Leinster	10.9	1.8	6.9	0.8	2.4	0.6	2.6	1.1
Munster	12.7	3.7	18.3	2.9	12.4	2.8	6.8	0.6
Ulster	8.8	5.0	6.7	1.5	3.1	2.4	3.5	4.1
Connaught	18.7	1.3	16.3	0.9	16.7	0.4	10.5	0.4

Source: T. J. Hatton and J. G. Williamson, 1993, 587.

10.5% in 1911).

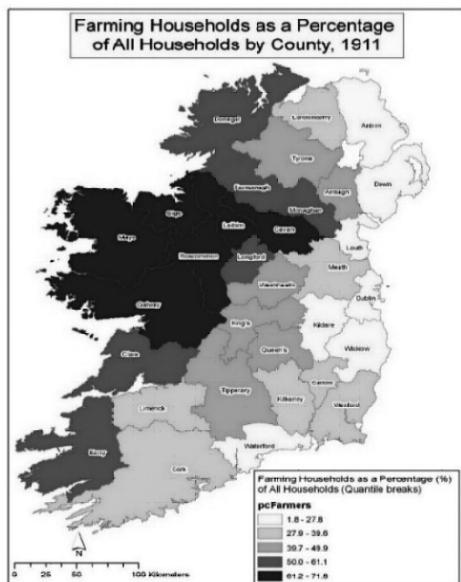
Based on the above analysis, it became clear that the population structure of Ireland suffered not only from the Great Famine in 1845, but also from the 1879 crisis showed a radical population decline as the natural growth of the population was canceled out by an increase in emigrants. It was also characterized by a decrease in the marriage rate, an increase in the number of the never married people, and late marriage among heirs in rural villages, and these demographic features

were closely related to the family structure of Ireland.

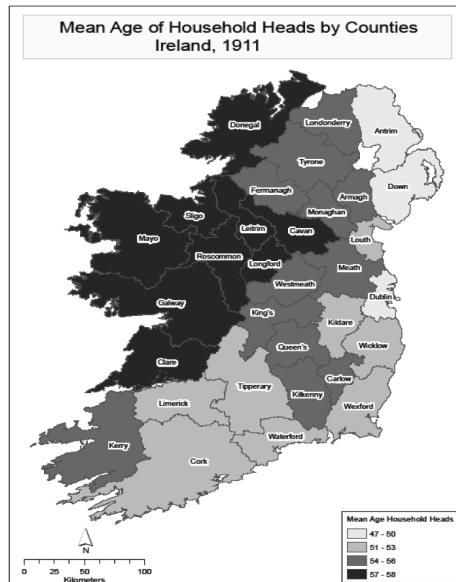
6. Household Structure

1) Age of household heads

Map 14.



Map 15.



For the occupation of household heads, the percentage of farmers was more than 50% in western Ireland with a line connecting County Donegal, County Cavan, County Clare, and County Kerry as the boundary, whereas it was less than 50% in eastern Ireland. The average age of household heads was high in western Ireland (over 57) (under the almost same boundary), whereas it was under 56 in eastern Ireland. That is, the age of household heads was higher in western Ireland where there were more householders. (Map 14~16)

The average age of householders in County Antrim, which was selected for linkage data, was 47.0 in 1901 and 48.7 in 1911, whereas it was 52.3 and 54.3 in County Meath, 53.3 and 56.2 in County Clare and 53.5 and 57.5 in County Mayo. The results show that the average age of householders was higher in western Ireland than in eastern Ireland (Table 9). The higher age of householders in western Ireland seemed to have resulted from the predominance of agriculture, prolonged holding of patriarchal rights by patriarchs, and late marriage among heirs. This situation coupled with late marriage discussed later led to the predominance of the multiple family household.

For the marital status of householders (Table 10), while the percentage of married household

Map 16.

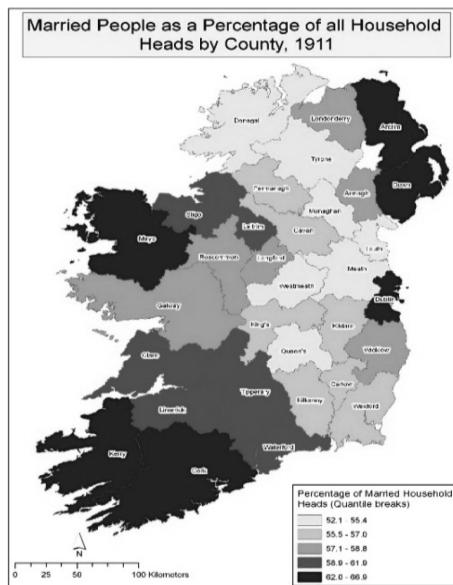


Table 9. Age of Household Heads in Co. Antrim, Co. Clare, Co. Mayo and Co. Meath

County	Year	~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~	Total	N
Antrim	1901	0.1	7.5	17.1	20.7	20.6	19.5	10.8	3.5	0.3	100.0	38,774
	1911	0.2	6.2	16.8	20.5	19.7	17.2	15.4	3.6	0.3	100.0	39,204
Clare	1901	0.1	4.4	13.3	20.5	23.3	22.6	11.4	4.0	0.5	100.0	20,937
	1911	0.1	2.7	12.3	19.1	21.1	20.8	20.0	3.4	0.4	100.0	20,559
Mayo	1901	0.2	3.8	13.3	18.5	23.1	25.6	10.9	4.1	0.5	100.0	37,179
	1911	0.2	2.4	11.4	18.3	18.6	21.0	23.2	4.4	0.5	100.0	37,054
Meath	1901	0.2	5.5	14.1	19.8	23.7	23.5	10.3	2.7	0.2	100.0	15,302
	1911	0.2	4.8	15.2	19.6	19.1	19.6	18.3	2.9	0.3	100.0	14,856

Source: Census Returns of Ireland, 1901 and 1911, National Archives Dublin.

Table 10. Average Age of Marriage of Household head and Wife in 1911

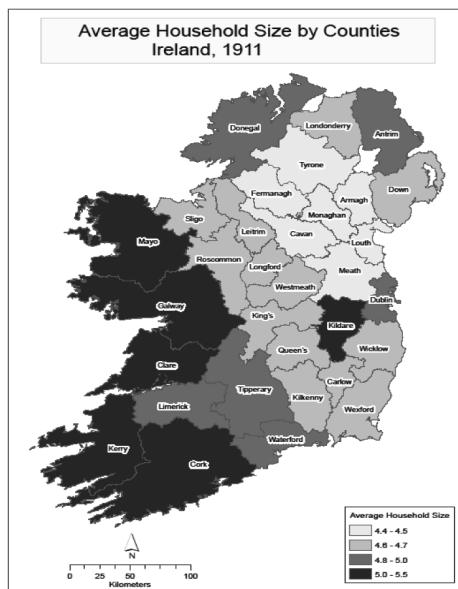
	Male	Female		Male	Female
Antrim	27.7	24.8	Qeens	33.2	27.6
Armagh	30.0	26.3	Westmeath	32.4	26.7
Cavan	31.7	28.4	Wexford	31.0	27.1
Donegal	32.3	27.4	Wicklow	31.1	26.3
Down	28.5	25.3	Clare	32.8	28.0
Fermanagh	32.2	27.4	Cork	30.4	26.1
Londonderry	30.2	26.2	Kerry	31.1	27.0
Monaghan	32.9	27.8	Limerick	31.2	26.9
Tyrone	32.1	27.4	Tipperary	31.8	27.2
Carlow	31.7	27.2	Waterford	30.7	26.3
Dublin	28.2	24.5	Galway	32.0	27.3
Kildare	30.7	25.9	Leitrim	31.2	29.0
Kilkenny	31.6	27.4	Mayo	32.0	27.6
Kings	32.0	27.1	Roscommon	32.8	28.2
Longford	33.1	28.8	Sligo	32.3	28.3
Louth	30.6	26.2	Ireland	30.1	26.4
Meath	32.5	26.9			

Source: Census Returns of Ireland, 1911, National Archives Dublin.

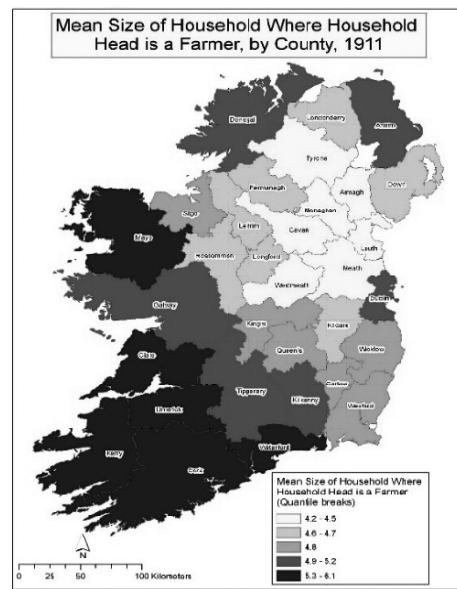
heads was over 60% in Connaught and Munster, there were many counties in Ulster, except County Antrim and County Down (where the percentage was over 60%), and Leinster in eastern Ireland where the percentage was 55% or less. Since County Antrim and County Dublin had the big cities of Belfast and Dublin, respectively, there were many employed workers, who tended to marry early.

2) Household Size

Map 17.



Map 18.



The sizes of households can be roughly grouped into the following three areas, one to the west of a line from County Mayo to County Waterford, another to the east of a line from County Fermanagh to County Meath, and the third a region between these two areas. (Map 17 and 18)

While relatively large families were concentrated in western Ireland, there were smaller

Table 11. Size of Households in Co. Antrim, Co. Clare, Co. Mayo and Co. Meath

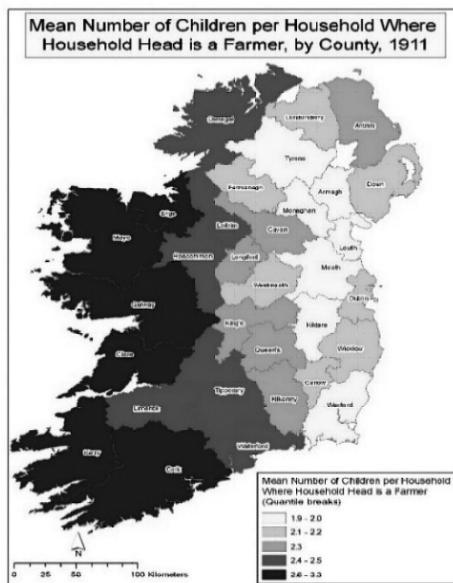
County	Year	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	Total (%)	N	Average
Antrim	1901	6.4	13.5	16.8	16.8	15.2	11.8	8.1	5.2	3.2	4.0	100.0	38,843	4.8
	1911	8.6	15.5	15.1	14.8	13.2	10.4	8.0	5.7	3.6	4.1	100.0	39,336	4.6
Clare	1901	5.9	11.9	13.0	14.2	13.3	11.4	9.5	7.4	5.5	8.0	100.0	20,965	5.4
	1911	6.4	12.5	14.7	15.2	13.8	11.3	8.9	6.5	4.5	6.3	100.0	20,662	5.1
Mayo	1901	4.7	10.8	13.3	14.9	14.1	12.4	10.0	7.7	5.2	6.9	100.0	37,241	5.3
	1911	5.4	11.6	13.6	14.8	14.1	12.0	10.1	7.4	5.0	6.0	100.0	37,164	5.2
Meath	1901	10.3	16.2	16.4	14.4	12.2	9.9	7.0	5.1	3.6	4.9	100.0	15,325	4.6
	1911	10.9	17.7	16.2	15.0	12.5	9.3	6.9	4.6	3.0	4.0	100.0	14,930	4.8

Source: Census Returns of Ireland, 1901 and 1911, National Archives Dublin.

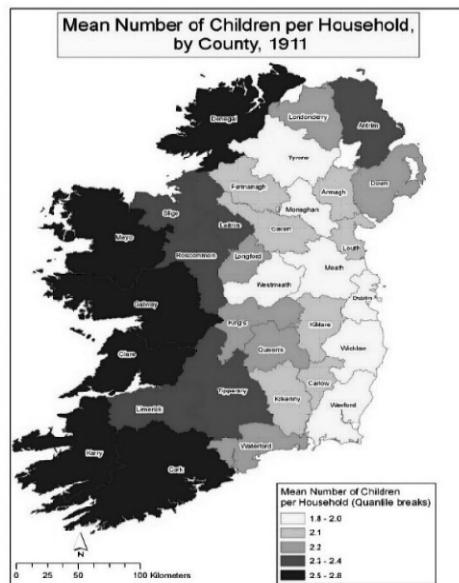
families in eastern Ireland. For the average household size in the four counties (Table 11), it was 4.8 in 1901 and 4.6 in 1911 in County Antrim, 4.6 in 1901 and 4.8 in 1911 in County Meath, 5.4 in 1901 and 5.1 in 1911 in County Clare, and 5.3 in 1901 and 5.2 in 1911 in County Mayo. Moreover, according to the sizes of households in the four counties, the household size reached a peak of two to three persons in County Meath and County Antrim, whereas it reached a peak of four persons in County Clare and County Mayo. The latter two counties continued to show higher numbers than the former two counties after the peak. This result reconfirmed that the size of households in western Ireland was greater than in eastern Ireland. It was assumed that this difference in the size of households arose from the difference in the number of children.

3) Number of Children

Map 19.



Map 20.



On a map with a line of County Londonderry, County Tipperary and County Cork, the average number of children was higher to the west than to the east. (Map 19 and 20) Moreover, the number of children of farmers showed the same distribution pattern as the average number of children. The fact that there were a greater number of children in western Ireland was attributable to the aforementioned fertility and the greater number of children among farmers. The sizes of households directly reflected the greater number of children among farmers.

A comparison of the average number of children in four counties in 1901 and 1911 (Table 12) showed that the average number of children was higher in County Clare and County Mayo than

Table 12. Percentage of Number of Children in Co. Antrim, Co. Clare, Co. Mayo and Co. Meath

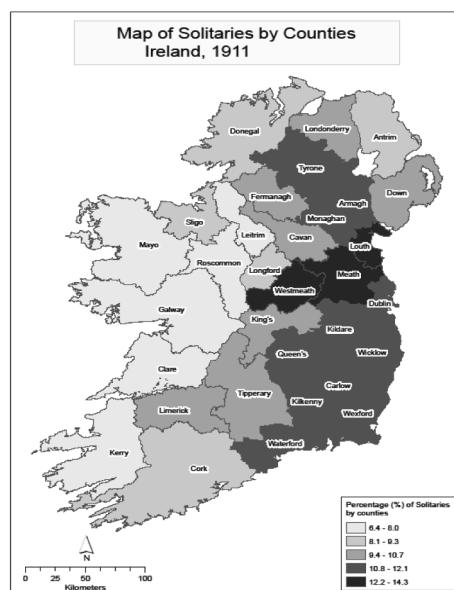
County		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~	Total (%)	N	Average
Antrim	1901	27.0	23.8	18.7	13.2	8.0	4.5	2.5	1.2	0.5	0.5	100.0	30,926	2.3
	1911	22.7	22.0	18.0	13.1	9.9	6.6	4.0	2.0	1.0	0.7	100.0	26,672	2.2
Clare	1901	16.1	20.2	18.2	13.9	10.9	8.4	5.7	3.1	1.9	1.5	100.0	15,865	2.8
	1911	17.1	22.5	18.3	14.5	10.4	7.1	4.8	2.7	1.5	1.1	100.0	14,931	2.5
Mayo	1901	15.1	24.2	17.1	13.7	10.8	8.2	5.3	3.0	1.5	1.0	100.0	30,272	2.9
	1911	15.7	25.1	17.7	13.9	10.4	7.5	4.9	2.7	1.2	0.9	100.0	29,441	2.8
Meath	1901	21.6	22.9	17.8	13.7	9.3	6.7	4.1	2.2	1.0	0.7	100.0	9,806	2.1
	1911	22.2	23.1	19.1	13.3	9.4	5.7	3.8	2.0	0.8	0.6	100.0	9,108	1.9

Source: Census Returns of Ireland, 1901 and 1911, National Archives Dublin.

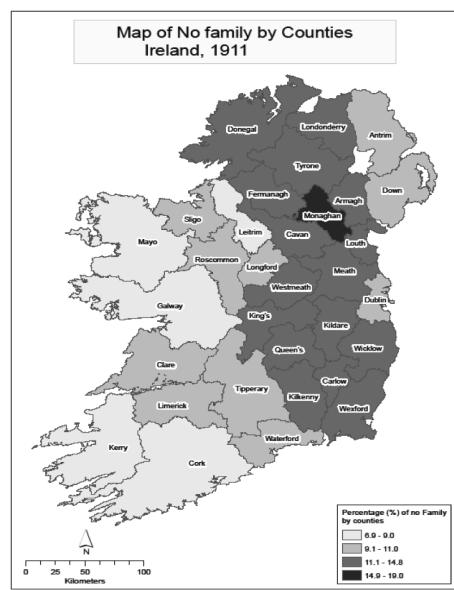
in County Antrim and County Meath. The number of children aged 18 or older was 3,037 in County Antrim, 6,329 in County Clare, 5,978 in County Mayo, and 5,715 in County Meath. The number of older children was highest in County Clare and County Mayo. It can be said from these results that the sizes of households correlated with the number of children and that the households in western Ireland, which were characterized by a low marriage rate and late marriage, formed large-scale households based on prolificacy and many children among farming households.

4) Household Structure

Map 21.

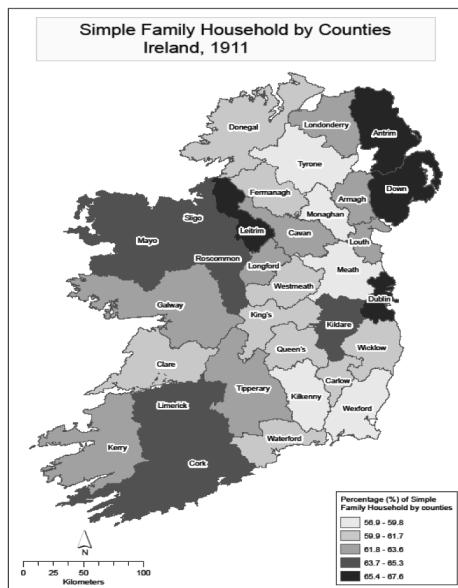


Map 22.

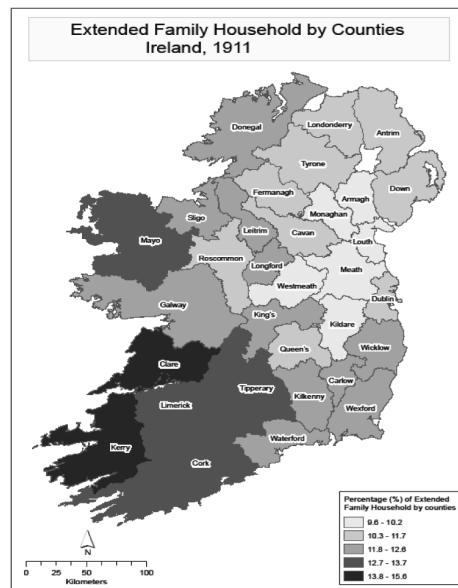


An examination of the household structure based on the Hammel/Laslett household type

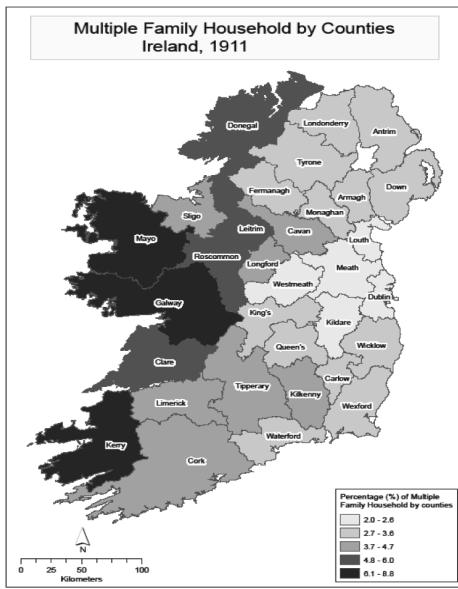
Map 23.



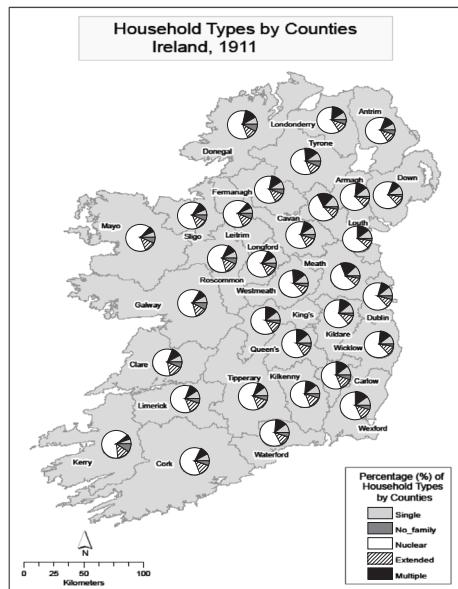
Map 24.



Map 25.

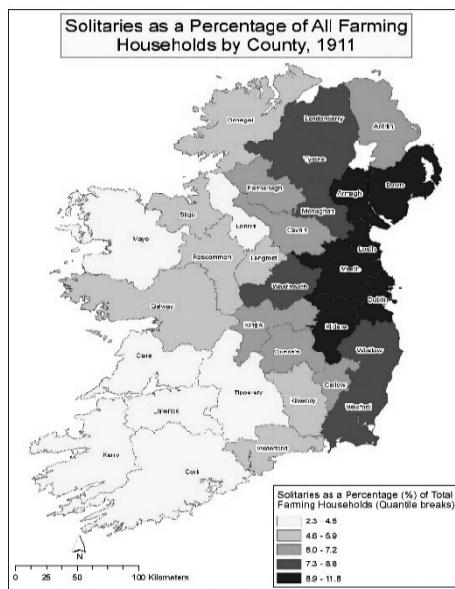


Map 26.



showed that the degree of family formation was higher in western Ireland than in eastern Ireland with a line from County Mayo to County Tipperary serving as the boundary. (Map 21~28) The multiple family household, a typical stem family, predominated in counties Donegal, County Roscommon, County Clare, and County Kerry. On the other hand, along a line from Londonderry

Map 27.



Map 28.

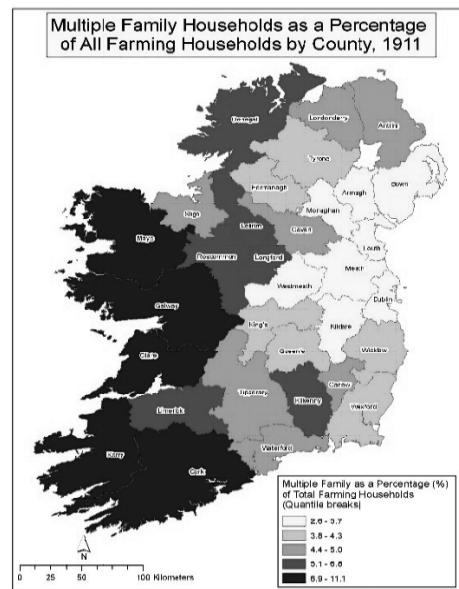


Table 13. Composition of Households in Co. Antrim, Co. Clare, Co. Mayo and Co. Meath

	Antrim		Clare		Mayo		Meath	
	1901	1911	1901	1911	1901	1911	1901	1911
Solitaries	7.3	10.8	7.9	8.0	5.9	6.4	13.4	14.3
No family	9.3	11.7	7.0	9.7	5.4	6.9	13.1	14.5
Simple family households	63.8	63.9	65.1	61.7	68.9	64.9	61.0	58.8
Extended family households	16.8	10.5	14.7	15.4	12.0	13.0	10.0	9.9
Multiple family households	2.9	3.1	5.1	5.2	7.8	8.8	2.5	2.5
Total (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
No	38,766	39,257	20,887	20,598	37,154	37,104	15,263	14,894

Source: Census Returns of Ireland, 1901 and 1911, National Archives Dublin.

to Limerick, there were more solitaries to the east than to the west. The simple family household existed more in urban areas, such as County Antrim including Belfast and Dublin, and in western Ireland where solitaries were relatively few in number. An examination of the household structure by province showed that the percentage of the extended family household was higher percentages again in Connaught (12.3%) and Munster (12.9%) than in Leinster (11.1%) and Ulster (11.0%). The percentage of the multiple family household was higher in Connaught (7.1%) and Munster (4.7%) than Leinster (2.7%) and Ulster (3.4%). For the household structure among farmers, it became clear that the number of solitaries showed a high-east, low-west pattern, while the number of multiple family households was characterized by a high-west, low-east pattern.

A closer examination of household types in four counties showed that the percentages of

Table 14. Composition of Households in Co. Antrim, Co. Clare, Co. Mayo and Co. Meath

Categories	Class	Antrim		Clare		Mayo		Meath	
		1901	1911	1901	1911	1901	1911	1901	1911
1. Solitaries	1a. Widowed	3.3	3.6	3.3	2.7	2.6	2.4	3.5	3.1
	1b. Single	3.9	7.2	4.7	5.3	3.3	4.0	10.0	11.2
2. No family	2a. Co-residence siblings	3.6	7.8	5.2	6.2	4.2	4.9	10.8	11.1
	2b. Co-residence kins	5.6	3.1	1.6	1.7	1.1	1.3	2.1	2.3
	2c. Persons not related	0.1	0.8	0.2	1.7	0.1	0.6	0.2	1.0
3. Simple family households	3a. Married couples	5.9	7.4	5.9	5.9	5.1	5.0	6.7	7.5
	3b. Married couples with children	43.6	43.3	42.3	39.6	47.4	44.3	37.7	35.8
	3c. Widowers with children	4.9	4.4	4.9	4.7	5.0	4.7	5.2	4.6
	3d. Widows with children	9.4	8.8	12.0	11.5	11.4	10.9	11.5	10.9
4. Extended family households	4a. Extended upwards	3.1	2.7	5.9	5.9	4.8	5.1	2.1	1.9
	4b. Extended downwards	4.2	3.4	3.4	3.0	3.1	2.8	3.0	3.1
	4c. Extended laterally	8.6	3.3	4.3	4.8	3.5	3.9	3.9	3.7
	4d. Combinations of other extinctions	1.0	1.1	1.2	1.7	0.6	1.2	0.8	1.2
5. Multiple family households	5a. Secondary unit upwards	0.9	0.8	2.2	2.6	1.0	1.3	0.7	0.6
	5b. Secondary unit downwards	1.7	2.1	2.8	2.5	6.8	7.4	1.7	1.8
	5c. Secondary units latteral	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1
	5d. Frdreichs	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5e. Other multiple family households	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Total (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N		38,766	39,257	20,887	20,598	37,154	37,104	22,624	14,894

Source: Census Returns of Ireland, 1901 and 1911, National Archives Dublin.

solitary and no-family households were particularly high in County Meath in 1901 (27%) and 1911 (29%) whereas the percentage of extended family and multiple family households was about 13% in each year. Since simple family households were also relatively few in number in County Meath, family formation in County Meath seems to have been weak. County Antrim was similar to County Meath in that while there were many solitary and no family households, multiple family households were few in number. On the other hand, in County Mayo, the percentage of multiple family households was 7.8% in 1901 and 8.8% in 1911 and the percentage of extended family households was 12% and 13%, respectively, whereas the percentages of solitary and no family households were both low. In County Clare, while the percentage of both extended and multiple family households was 20%, the percentages of solitary and no family households were similar to those in County Antrim. From these results, it became clear that the percentage of the stem family was high in County Mayo and County Clare and low in County Antrim and County Meath, demonstrating a regional variation that the stem family was more prevalent in western Ireland than in eastern Ireland.

Next, the authors examined the family structure based on the linkage data of the four counties in 1901 and 1911 (Table 15). In County Antrim and County Meath, the persistency of the solitary (S) household was 42.5% in 1901 and 47.8% in 1911, while that of the non-family household (NF) was 42.5% and 49.5%. On the other hand, it was 35.4% and 33.0% in County Clare, and 33.3% and 29.7% in County Mayo. A comparison of these results suggests that the degree of family formation was higher in County Clare and County Mayo than in County Antrim and County

Meath. In County Mayo with many stem families, the rate of shifting from the simple family household (SFH) to the extended family household (EFH) was 9.2% and that from SFH to the multiple family household (MFH) was 7.5%. In County Clare, the rate of shifting from SFH to EFH was 10.1% and that from SFH to MFH was 4.3%. On the other hand, in County Antrim, where the percentage of stem family was low, the rate of change from SFH to EFH was 8.2% and that from SFH to MFH was 3.6%. In County Meath, the rate of change from SFH to EFH was 7.4% and that from SFH to MFH was 2.7%. These results showed that the rate of change from the simple family household to the stem family was higher in western Ireland than in eastern Ireland, suggesting that the stem family norm was more firmly maintained in western Ireland than in eastern Ireland.

Table 15. Movement of Household type from 1901 to 1911 in Co. Antrim, Co. Clare, Co. Mayo and Co. Meath

County	Categories	1	2	3	4	5	Total (%)	N
Antrim	1. Solitaries	42.5	13.2	34.9	7.5	1.9	100.0	106
	2. No Family	25.8	42.5	24.7	6.5	0.5	100.0	186
	3. Simple family households	4.0	1.9	82.2	8.2	3.6	100.0	1,512
	4. Extended family households	4.7	17.5	56.1	18.5	3.3	100.0	428
	5. Multiple family households	6.9	9.2	56.3	19.5	6.9	100.0	87
Clare	1. Solitaries	35.4	6.3	45.7	9.4	3.1	100.0	127
	2. No Family	14.5	33.0	38.0	10.6	3.9	100.0	179
	3. Simple family households	3.5	2.6	79.5	10.1	4.3	100.0	2,206
	4. Extended family households	1.7	3.6	61.4	29.5	3.8	100.0	634
	5. Multiple family households	2.0	5.4	46.9	32.0	13.6	100.0	147
Mayo	1. Solitaries	33.3	7.1	44.0	3.6	10.7	100.0	84
	2. No Family	9.9	29.7	44.0	14.3	2.2	100.0	83
	3. Simple family households	3.6	2.3	77.4	9.2	7.5	100.0	1,971
	4. Extended family households	1.4	2.5	66.4	24.7	4.7	100.0	359
	5. Multiple family households	3.4	1.7	53.8	12.0	29.1	100.0	117
Meath	1. Solitaries	47.8	11.0	30.9	8.4	1.8	100.0	391
	2. No Family	14.5	49.5	27.0	8.0	1.0	100.0	391
	3. Simple family households	4.4	3.4	82.2	7.4	2.7	100.0	2,528
	4. Extended family households	3.5	7.0	57.9	27.7	3.9	100.0	458
	5. Multiple family households	8.6	9.9	44.4	13.6	23.5	100.0	81

Note and Source: Census Returns of Ireland, 1901 and 1911, National Archives Dublin.

1=Solitaries, 2=No family, 3=Simple family households, 4=Extended family households, 5=Multiple family households.

In the para below alter shifting to change or the extended family household, in County Antrim, while the persistence of the extended family household was weak (18.5%) and the rate of change from EFH to SFH (56.3%) and that from EFH to NF (17.5%) were rather high, the rate of change from EFH to MFH was relatively low (3.3%). In County Clare, the persistence of EFH was 29.5%, while the rate of change from EFH to SFH was 61.4% and that from EFH to MFH was 3.8%. In County Mayo, the persistence of EFH was 24.7%, while the rate of change from

EFH to SFH was 66.4% and that from EFH to MFH was 4.7%. In County Meath, the persistence of EFH was relatively high (27.7%), while the rate of change from EFH to SFH was 57.9% and that from EFH to MFH was 3.9%. In short, EFH was characterized by a short persistence period, the high rate of change to SFH, and the low rate of change to MFH.

For the multiple family household (MFH), the persistence of MFH was high in County Mayo (29.1%) and County Meath (23.5%) and low in County Clare (13.6%) and County Antrim (6.9%). The rate of change from MFH to SFH was high in all counties. However, in County Clare, while the rate of change from MFH to SFH (46.9%) and that to EFH (32%) were high, the rate of change to S and that to NF were low. In County Mayo, due to the long persistence of the multiple family household, the rate of change from MFH to SFH was 53.8% and that to EFH was 12.0%. In County Meath, while MFH lasted a long time, there were diverse patterns with the lowest change to EFH, the highest change to SFH, and some changing to S and NF. In County Antrim, the persistence of MFH was low and there were diverse changing patterns, including MFH to SFH, MFH to EFH, and MFH to S, and MFH to NF.

Based on the aforementioned dynamic analysis of household forms in 1901 and 1911, the fact that County Clare and County Mayo were better positioned than County Meath and County Antrim in terms of moving from the simple family household to the extended family household suggests that County Clare and County Mayo maintained a stronger stem family norm. In other words, the stem family norm was more firmly established in western Ireland than in eastern Ireland.

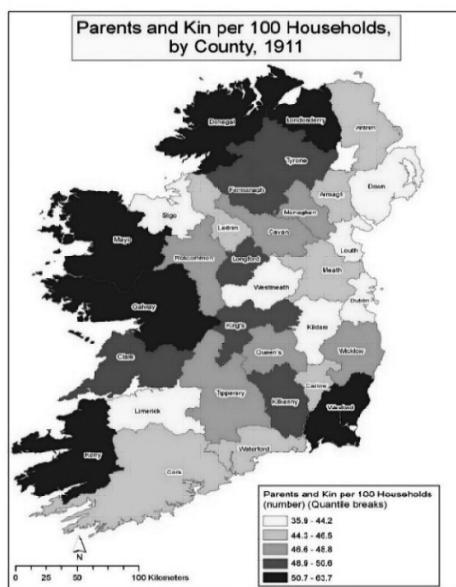
An examination of household class levels based on the linkage data of 1901 and 1911 showed that in County Clare, the rate of move from 3b to 3c was highest (7.5%), followed by 3b to 4a (3.4%), 3b to 5b (3.2%), 3b to 4c (2.8%), and 3b to 4b (2.6%). In Class 5, the rate from 5b to 3b was highest (32.1%), followed by continuing 5b (25.0%) and 5b to 3c (14.3%). For 5a, the move from 5a to 3b was highest (34.8%), followed by 5a to 4a (20%), 5a to 4c (15.7%), and continuing 5a (10.5%). The result showed that in County Clare, the pattern changed from the simple family household to the multiple family household; the 5b pattern in the multiple family household held their ground whereas the persistency of 5a was low; and both 5a and 5b shifted to 3b. In County Mayo, the persistence of 3b was markedly high (66.1%): the county was also characterized by some change from 3b to 5b (6.1%) and 5b remained (35.8%). On the other hand, in County Meath, 3b remained was remarkably high (70.8%); move from 4a to 3b (51.4%) and from 4b to 3b (31.0%) were high; 4b high remained (20.7%); There was little change from 3b to 5b and a low change from 4b to 5b.

In short, while a move from the simple family household to the multiple family household was found in County Clare and County Mayo in western Ireland, there was none in County Meath.

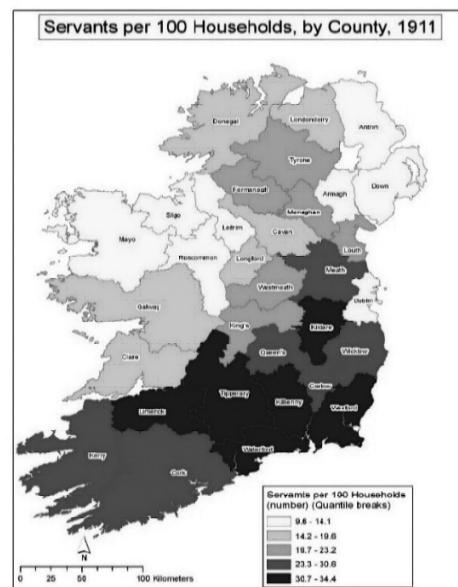
This difference clearly showed that the stem family was a family form more predominant in western Ireland than in eastern Ireland. Conceptually, the household forms shift dynamically from 3b to 5b to 5a to 4a to 3b. While a complex patterns of change existed among Irish households, the move found from the simple family household to the multiple family household gave rise to the stem family norm.

5) Number of resident relatives

Map 29.



Map 30.



An examination of the number of resident relatives per 100 households [R. Wall, 1983, 500] showed that it was higher in western Ireland than on the eastern side of a line from County Londonderry and County Kerry (though with County Wexford in eastern Ireland and County Sligo in western Ireland as exceptions). (Map 29) For servants, they were concentrated in the southeastern part of Ireland, which corresponded with the commercial large-scale farming region. In this region, the farming scale was too large to be managed only by family members with assistance and therefore, servants and agricultural workers were required. (Map 30)

A comparison of the number of resident relatives among the four counties (Table 16) showed that it was highest in County Mayo in both 1901 and 1911 (65 and 67, respectively), followed by County Clare (51 and 54), County Antrim (50 and 51), and County Meath (47 and 49). While kin in County Clare and County Mayo included many stem family members, such as parents, siblings in law, and grandchildren, kin in County Meath included many collateral relatives, such as

Table 16. Resident Relatives and Others by Relation to Household head in Co. Antrim, Co. Clare, Co. Mayo and Co. Meath

Year	Co. Antrim		Co. Clare		Co. Meath		Co. Mayo	
	1901	1911	1901	1911	1901	1911	1901	1911
Parents	4.3	4.0	8.7	9.6	2.7	2.3	5.9	6.8
Siblings	15.4	16.2	14.2	16.8	21.6	20.9	10.5	12.2
Siblings in law	1.6	1.8	2.0	2.1	1.8	1.8	1.6	1.8
Children in law	2.3	2.5	3.5	3.4	1.2	2.5	7.8	8.6
Nephews and Nieces	9.6	9.3	7.4	6.5	9.1	8.4	6.6	6.2
Grandchildren	14.2	13.7	12.7	11.8	8.9	9.8	30.9	28.9
Other relatives	2.8	3.2	2.8	3.7	1.6	3.3	2.0	2.9
Total kin	50.2	50.7	51.3	53.9	46.9	49.0	65.3	67.2
Servants	17.2	15.4	18.1	15.9	27.1	23.3	9.4	8.5
Lodgers	1.6	1.2	2.0	1.9	1.8	1.4	1.3	1.1
Boarders	8.2	9.2	4.6	5.0	5.2	6.5	3.4	3.8
Visitors	3.4	2.9	4.2	3.3	3.2	3.1	2.5	2.1

Note: unit = persons.

Source: Census Returns of Ireland, 1901 and 1911, National Archives Dublin.

siblings, nephews, and nieces. While the number of resident relatives in County Antrim was similar to that in County Clare, the resident relatives in County Antrim did not include many parents, but included many siblings, nephews, and nieces, demonstrating that the formation of the multiple family household was weak.

7. Conclusion

In this article, the authors proposed the hypothesis that while the Irish family system moved from a nuclear family system, which had existed until the mid-19th century, to the stem family system, some regional variation characterised the formation of the stem family between western and eastern Ireland. The hypothesis was verified by using the national census returns of 1901 and 1911 and GIS and linkage techniques. This verification process can be summarized as noted below.

In western Ireland, while the marriage rate was lower than eastern Ireland, the birth rate was high and the death rate was low. After the 1870s, the number of never-married persons increased in Ireland, particularly in Leinster and Ulster. The causes of this increase served to lower the rate of household formation. While the number of never-married persons increased in Connaught and Munster, it was canceled out by fertility and low mortality, leading to the formation of households larger than the households in other provinces. On the other hand, while the population in Connaught and Munster showed a natural increase, it was cancelled out by increased emigrants to America, leading to the demographic structure characterized by population decline.

In western Ireland, the age of never-married persons increased in 1911 compared to 1901. This was due to the prolonged holding of patriarchal rights by household heads. The fact that the household heads did not pass their patriarchal rights to their heirs early and kept them waiting for inheritance without getting married led to an increase in the number of late marriages and unmarried persons. In particular, this tendency was stronger among households in western Ireland as the late marriage of heirs due to waiting for inheritance and the departure of children other than heirs as emigrants were considered to be effective strategies for the well-being of the family in western Ireland. On the other hand, in eastern Ireland, it was easier for children other than heirs to find jobs within Ireland, such as in Dublin and Belfast, or emigrate to America or England. Moreover, there were many landless agricultural workers and servants in eastern Ireland. These people had an option of forming a family or staying single depending on their economic situation. These people formed simple family households, which inhibited the formation of the stem family.

For the forms of households, in Connaught and Munster in western Ireland, the percentages of the extended family household and the multiple family household were 18.2% and 18.9% (among farmers: 20.4% and 24%), respectively, in 1901 and 19.4% and 18.6% (among farmers: 21.7% and 26.5%) in 1911. On the other hand, in western Ireland including Ulster and Leinster, the percentages were 17% and 16.6% (among farmers: 19.5% and 19%) in 1901 and 14.4% and 13.8% (among farmers: 17% and 18.9%) in 1911. Thus, the two forms of households showed a high-west, low-east pattern. The percentages of the two household forms were high among farmers in all four provinces and higher in 1911 than 1901. The percentage of farmers was higher in western Ireland than in eastern Ireland.

Based on the aforementioned analyses, it was found that there were more stem families in western Ireland than in eastern Ireland, forming a peasant society in the small to medium-sized agricultural region where subsistence farming was practiced. Strictly speaking, however, western Ireland here means Connaught and part of Munster (County Clare and County Kerry).

In eastern Ireland, a commercial agricultural community meant that while some stem families were found, the degree of family formation was weak through family factors, such as ease of leaving home, and high potential of choosing a simple family household among landless agricultural laborers. The formation of the stem family was hardly found in eastern Ireland. Because the norm of stem family in eastern Ireland was weaker than western Ireland and the family situational factor of eastern Ireland less supported a direct norm of stem family. As a result, there was little formation of the stem family in Ireland more than western Ireland. That when a landless worker forms a household, being easy to form a simple family household and a life bachelorhood person are not less likely to form a family; is due to; of the direct stem family was

not more likely to be formed. In other words, in eastern Ireland which is commercial agriculture society, stem family is formed also. Nevertheless because eastern Ireland area approached the labor market of Dublin City and Belfast City, eastern Ireland was easy to begin work, and a reason that it was easy to emigrate again from Dublin Port and the Dundalk Port was considered to be a family situational factor. As a result, I was more likely to form a simple family household when a landless worker formed a household. In addition, it is thought that the increase in single person prevented the formation of stem family throughout the life. In the end as a mentioned through stem families existed in eastern Ireland, they were relating far fewer than in western Ireland.

Moreover, the linkage data showed that while the simple family household became to the multiple family households, in other words, typical stem families, in western Ireland, such a change was weak in eastern Ireland. In short, in western Ireland, the stem family norm was strongly held by families and the norm was supported by family situational factors. On the other hand, in eastern Ireland, while the stem family norm existed, it was not supported by family situational factors. From these findings, it was verified that there was a regional variation in the formation of the stem family in western and eastern Ireland. While the correlation between stem families and small to medium-scale farming was strong and weak in regions of large-scale farming, the authors could not clearly explain the contrast in causal relationship in the two cases. This point needs to be elucidated in the future.

Acknowledgments

I am deep thanks to Emeritus Professor Louis M. Cullen of Trinity College Dublin for supporting and correcting this paper. I got lots of help from Associate Professor Arne Solli of University of Bergen, Norway, for making the Irish database of 1901 and 1911 census returns and Dr. Niall Conningham of University of Manchester for making GIS map of Ireland. I had benefitted from the 2013–2016 Grand -in Aid Scientific Research(C), Project Number 25380722 and a Designated Research Projects of Momoyama Gakuin University in 2014.

Reference

- Unpublished Document
- Breen, Richard, 1980, Up the Airy Mountain and Down the Rushy Glen, Unpublished Ph. D. Dissertation, University of Cambridge.
- Gabriel, Thomas Morley Griffitt, 1977, Keeping the Name on the Land: A Study of Land and Families in a County Mayo Parish, Unpublished Ph. D. Dissertation, University of Cambridge.
- Shimizu's Linkage Data of Irish Census of 1901 and 1911.
- Shimizu's 100% database of Irish Ceusus of 1901 and 1911.

British Parliamentary Sessional Papers

The Census of Ireland for the year 1851, Part II, Returns of Agricultural Produce in 1851, 1852, Dublin: Majesty's Stationary Office.

Congested Districts Board for Ireland, First Annual Report of the Congested Districts Board for Ireland, 1893, Dublin: Majesty's Stationary Office [C-6908].

Department of Agriculture and Technical Instruction for Ireland, 1902, Agricultural Statistics of Ireland, with Detailed Report for the Year 1901, Dublin: Majesty's Stationary Office, HC1902 [Cd.1170].

Department of Agriculture and Technical Instruction for Ireland, 1912-1913, Agricultural Statistics of Ireland, with Detailed Report for the Year 1911, Dublin: Majesty's Stationary Office, HC1912-1913 [Cd.6377].

Department of Agriculture and Technical Instruction for Ireland, Agricultural Statistics of Ireland, Irish Agricultural Labourers, 1911, Dublin: Majesty's Stationary Office.

First Annual Report of the Registrar-General of Marriages, Births and Deaths in Ireland, 1864, Dublin: Her Majesty's Stationary Office 1869.

Second detailed Annual Report of the Registrar-General for Ireland of the Marriages, Births and Deaths registered in Ireland in during the year 1865, 1870, His Majesty's Stationery Office, HC 1870, and [C.4]

Eighth detailed Annual Report of the Registrar-General for Ireland of the Marriages, Births and Deaths registered in Ireland in during the year 1871, 1874, Dublin: Majesty's Stationary Office. HC1874, [C.968].

Eighteenth detailed Annual Report of the Registrar-General for Ireland of the Marriages, Births and Deaths registered in Ireland in during the year 1881, 1882, Dublin: Majesty's Stationary Office. HC1882, [C.3368].

Twenty-eighth detailed Annual Report of the Registrar-General for Ireland of the Marriages, Births and Deaths registered in Ireland in during the year 1891, 1892, His Majesty's Stationery Office, HC 1892, [C.6787].

Thirty-Eighth detailed Annual Report of the Registrar-General for Ireland of the Marriages, Births and Deaths registered in Ireland in during the year 1901, Dublin: Majesty's Stationary Office, [Cd.1225], 1902.

Forty-Eighth detailed Annual Report of the Registrar-General for Ireland of the Marriages, Births and Deaths registered in Ireland in during the year 1911, 1912-1913, Dublin: Majesty's Stationary Office. HC1912-1913, [Cd.6313].

Published books and papers

Arensberg, 1937, (1959), *The Irish Countryman*, Gloucester: Peter Smith.

Arensberg, C. and S. Kimball, 2001, *Family and Community in Ireland*, 3rd ed. Ireland: CLASP, PRESS.

Brody, H., 1974, *Iniskilane: Change and Decline in the West Ireland*, London: Harmondsworth.

Byrne, Ann, Ricca Edmondson and Tony Varley, Introduction to the Third Edition, 2001, in C. M. Arensberg and S. T. Kimball, *Family and Community in Ireland*, Ireland: CLASP, PRESS.

Clarkson, L. A., 1981, Marriage and Fertility in Nineteenth Century Ireland, in R. B. Outhwaite, *Marriage and Society*, Europe Publication, 237-255.

Duranton, G., A. Rodriguez-Pose and R. Sandall, 2007, *Family Types and Persistence of Regional Disparities in Europe*, Bruges European Economic Research Papers, No 10, College of Europe, <http://www.coleeurop.be/eco/publications.htm>

Fitzpatrick, David, 1985, Marriage in post-famine Ireland, in (ed.) Byart Cosgrave, *Marriage in Ireland*, Dublin: College Press, 116-131.

Gibbon, Peter, Arensberg and Kimball revisited, *Economy and Society*, 2, 479-498.

Guinnane, Timothy, 1997, *The Vanishing Irish*, Princeton: Princeton University Press.

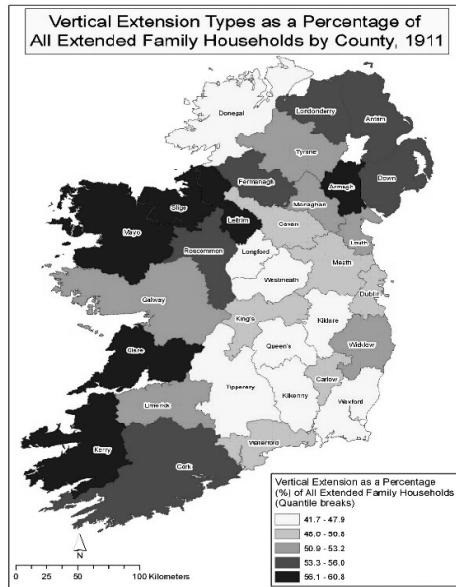
D. F. Hannan, 1982, Peasant Models and Rural Ireland, in (ed.) P. J. Drudy, *Ireland: Land, Politics and People*,

- Cambridge: Cambridge University Press, 141-165.
- D. A. E. Harkness, 1931, Irish Emigration, (ed.) W. F. Willcox, *International Migration, Vol II: Interpretations*, <http://www.nber.org/chapter/c5112>, 261-282.
- Kennedy, L. and L. A. Clarkson, 1993, Irish Population History, 1700-1921, (eds.) B. J. Graham & L. J. Proudfoot, *An Historical Geography of Ireland*, San Diego: Academic Press, 158-184.
- Lee Joseph, 1973, *The Modernisation of Irish Society 1848-1918*, Dublin: Gill and Macmillan.
- Matsuo Taro, 1987, *Ireland and Japan*, Tokyo: Ronsousha.
- McKenna, Edward, 1978, Age, Region, and Marriage in Post-Famine Ireland: An Empirical Examination, *The Economic History Review*, 31-2, 238-256.
- Kent, J. P, 2002, On the Decline of Marriage in Rural Ireland, 1851-1911: The Role of Ecological Constraints and/or Developing Philopatry, *Population and Environment*, 23-6, 525-540.
- O'Grada, Cormac, 1973, Migration and Post-Famine Adjustment in the West of Ireland, *Studia Hibernia*, No. 13, 48-76.
- O'Grada, Cormac, 1994, *Ireland, A New Economic History 1780-1939*, Oxford: Clarendon Press.
- Shimizu Yoshifumi, 2011, Household Structure of County Clare at the early 20th Century, *St. Andrew' University Sociological Review*, 44-2, 5-37, (the article by Shimizu is in Japanese).
- Shimizu Yoshifumi, 2012, Household Structure of County Meath in Ireland, *St. Andrew' University Sociological Review*, 45-2, 1-38, (the article by Shimizu is in Japanese).
- Shimizu Yoshifumi, 2014, The Irish Household Structure in County Mayo in the early 20th Century, *St. Andrew' University Bulletin of the Research Institute*, 39-2, 1-32, (The article by Shimizu is in Japanese).
- E. Todd, *L'Invention De L'Europe*, (the Japanese edition by Ishizaki Harumi), 1992, Tokyo: Fujiwara Shoten.
- Turner, Michael, Rural Economies in Post-Famine Ireland, c. 1850-1914, in (eds.) B. J. Graham & L. J. Proudfoot, *An Historical Geography of Ireland*, San Diego: Academic Press, 293-337.
- Turner, Michael, 1996, *After the Famine, Irish Agriculture 1850-1914*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Vaughan, W. E and A. J. Fitzpatrick, 1978, *Irish Historical Population 1821-1971*, Dublin: Royal Irish Academy.
- Wall, R., 1983, The Household: demographic and economic change in England, 1650-1970, in (ed.) Richard Wall, *Family Forms in Historic Europe*, Cambridge* Cambridge University Press.
- Wilson, Thomas and Hastings Donnan, 2006, *The Anthropology of Ireland*, Oxford: Berg.
- Yonemura Shouji, 1981, Marriage of Peasant Family in Ireland, *History of Family*, No. 3, 116-155, Tokyo: Osuki Soten, (the article by Yonemura is in Japanese).

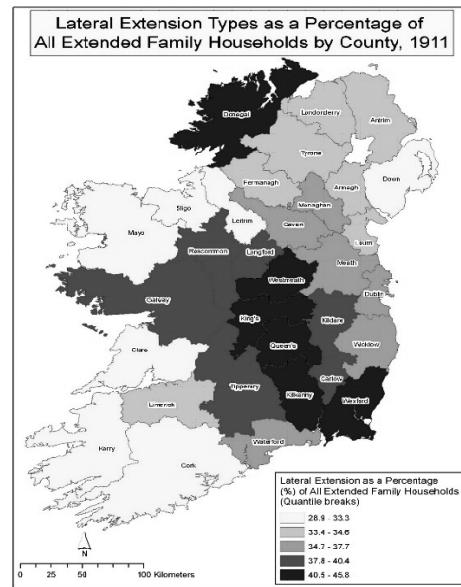
(Accepted on 22 April, 2015)

Appendix

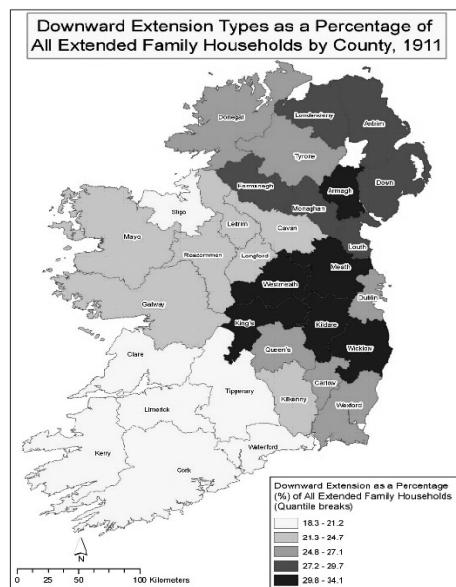
Map 1.



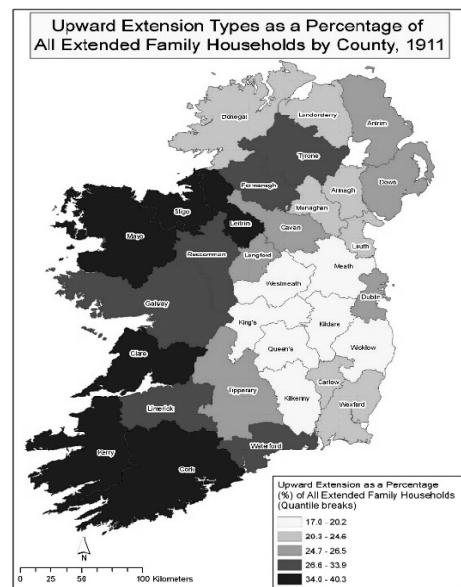
Map 2.



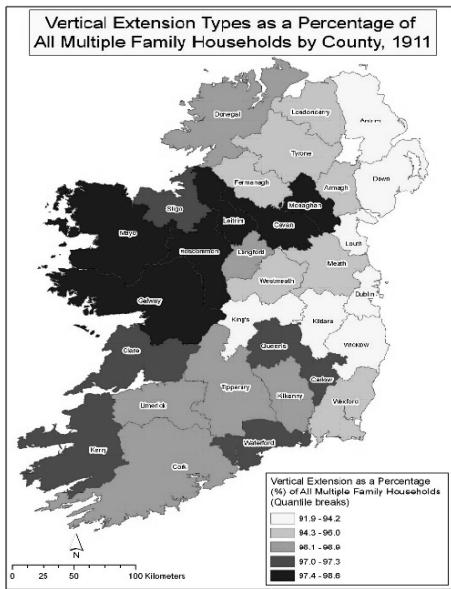
Map 3.



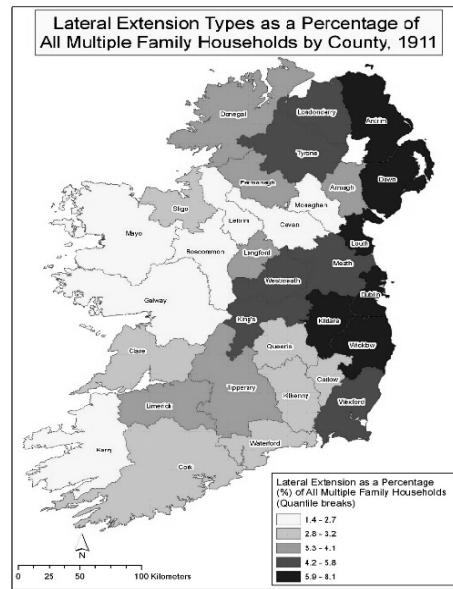
Map 4.



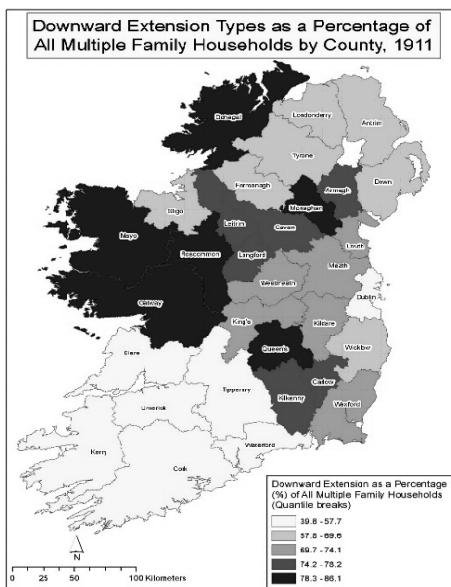
Map 5.



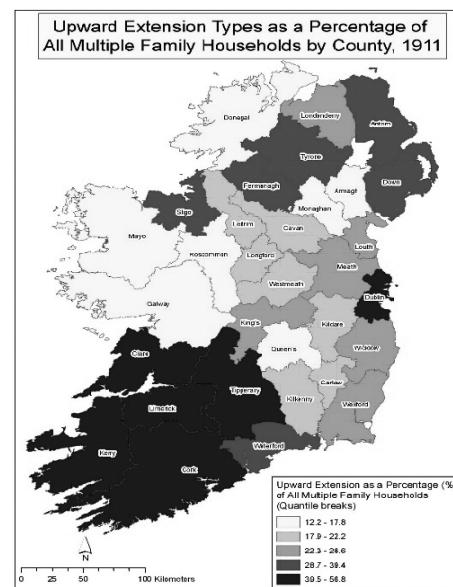
Map 6.



Map 7.



Map 8.



Regional Variation in Household Structure in early 20th century Ireland

SHIMIZU Yoshifumi

In this article, the author proposed the hypothesis that while the Irish family system moved from a nuclear family system, which had existed until the mid-19th century, to the stem family system, some regional variation characterized the formation of the stem family between western and eastern Ireland. The hypothesis was verified by using the 100% census returns of 1901 and 1911, GIS and linkage techniques.

For the forms of households, in Connacht and Munster in western Ireland, the percentages of the extended family household and the multiple family household were 18.2% and 18.9% (among farmers: 20.4% and 24%), respectively, in 1901 and 19.4% and 18.6% (among farmers: 21.7% and 26.5%) in 1911.

On the other hand, in eastern Ireland including Ulster and Leinster, the percentages were 17% and 16.6% (among farmers: 19.5% and 19%) in 1901 and 14.4% and 13.8% (among farmers: 17% and 18.9%) in 1911. Thus, the two forms of households showed a high-west, low-east pattern. The percentages of the two household forms were high among farmers in all four provinces and higher in 1911 than 1901. The percentage of farmers was higher in western Ireland than in eastern Ireland.

Based on the aforementioned analyses, it was found that there were more stem families in western Ireland than in eastern Ireland, forming a peasant society in the small to medium-sized agricultural region where subsistence farming was practiced.

Keywords: Ireland, 100% census data, GIS, Linkage data, Regional variation of stem family

オランダで迎える日本人の老い： 在蘭日本人の高齢化に関する意識調査

金 本 伊津子

1 はじめに：オランダ人との出会い

オランダと日本の交流は、1600年にオランダ船リーフデ号が豊後国臼杵の沿岸に漂着したことから始まる。その後、日蘭間の交易が栄えていくが、江戸中期の儒学者・平沢旭山はオランダ船を訪れた時の印象を『瓊浦偶筆』に次のように記している。「船上に登ると、船長や多くの船員が帽子をとり挨拶をした。彼らは黒ずんだ顔色をして、黄色い髪の毛をしており、目は緑だ。この世のものとは思われない。鬼、てんぐ、化け物の如きものである（現代語訳・筆者）」（平沢旭山 1928年）。

日本人には鬼のように見えたオランダ人に与えられたあだ名は、その髪の色とは異なった名である「紅毛人（赤い髪の人）」であった。その異形のオランダ人と日本人の間に生まれた子どもは、「その種子に混雑すべからず」として遠流されるほど（長崎古文出版会 1894年），日本社会にとって異質な存在となった。現代日本においては、そのあだ名もすっかり忘れ去ってしまった観がある。

一方、オランダ人にとっては、第2次世界大戦中オランダ領であったインドネシアで日本軍がオランダ人を抑留したことから、一部に強い反日感情が残っているとも言われている（片野優、須貝紀子、2014年）。

良好な関係を持って歴史を紡いできたとはいがたい両国であるが、戦後のビジネスの発展により、多くの日本人が様々な目的をもってオランダに移住した。表1は、「国（地域）別、永住者数上位25位推移」を示しているが、オランダは世界の25位前後を推移しており、現在約1,500名の日本人永住者が暮らしている。地域における分布は、表2「地域・性別、在蘭日本人（永住者）数」¹⁾および図1「オランダの州」のとおり、オランダ全土に分散しており、女性の永住者が圧倒的に多いのが特徴としてあげられる。近年においては、日本人コミュニティの高齢化が大きな問題として意識されるようになり、他のヨーロッパの地域と同様、老後を考える会（財団法人・日蘭シルバーネット）が発足し、十数年にわたって日本

1) ここでいう「永住者」は、日本国籍を有し、当該国から永住権を認められている者を示す。二重国籍であっても日本国籍を有する者は含まれる。3か月以上の滞在者は「長期滞在者」として、統計上「永住者」とは別のカテゴリーとして認識されている。

キーワード：グローバル・マイグレーション、老い、国際結婚、オランダ、在外日本人

表1：国（地域）別、永住者数上位25位推移

順位	2013年10月1日現在			2012年10月1日現在			2011年10月1日現在			2010年10月1日現在		
	国（地域）名	永住者数	前年比									
1	米国	164,942	+2.26%	米国	161,290	+3.37%	米国	156,027	+5.32%	米国	148,152	+4.32%
2	ブラジル	52,680	-0.63%	ブラジル	53,013	-2.87%	ブラジル	54,578	-2.47%	ブラジル	55,961	-2.34%
3	オーストラリア	45,868	+3.47%	オーストラリア	44,331	+5.22%	オーストラリア	42,131	+6.54%	オーストラリア	39,544	+7.47%
4	カナダ	37,692	+2.84%	カナダ	36,652	+4.06%	カナダ	35,222	+6.83%	カナダ	32,971	+2.83%
5	英国	17,132	+4.66%	英国	16,369	+6.81%	英国	15,325	+4.23%	英国	14,703	+1.33%
6	アルゼンチン	11,451	+2.40%	アルゼンチン	11,183	+0.08%	アルゼンチン	11,174	-1.12%	アルゼンチン	11,300	+0.11%
7	ドイツ	9,124	-0.04%	ドイツ	9,128	+6.74%	ドイツ	8,552	+3.36%	ドイツ	8,274	+1.63%
8	ニュージーランド	8,444	+4.91%	韓国	8,420	+4.95%	韓国	8,023	+6.70%	韓国	7,519	+8.16%
9	フランス	6,835	-2.77%	ニュージーランド	8,049	+6.44%	ニュージーランド	7,562	+5.41%	ニュージーランド	7,174	+4.15%
10	韓国	6,814	-19.07%	フランス	7,030	+8.74%	フランス	6,465	+3.81%	フランス	6,228	-4.23%
11	フィリピン	4,864	+3.91%	フィリピン	4,681	-6.72%	フィリピン	5,018	+12.11%	フィリピン	4,476	+5.84%
12	スイス	4,719	+3.71%	スイス	4,550	+3.74%	スイス	4,386	+5.41%	スイス	4,161	+2.21%
13	イタリア	4,273	+0.42%	イタリア	4,255	+2.41%	イタリア	4,155	+3.33%	イタリア	4,021	+2.34%
14	バラグアイ	3,418	-2.18%	バラグアイ	3,494	-4.01%	バラグアイ	3,640	+3.29%	バラグアイ	3,524	+3.83%
15	中国	2,835	+11.79%	スペイン	2,721	+1.11%	スペイン	2,691	+2.28%	スペイン	2,631	-3.41%
16	グアム (ハガッニヤ総)	2,719	+0.93%	グアム (ハガッニヤ総)	2,694	+2.90%	グアム (ハガッニヤ総)	2,618	+2.67%	グアム (ハガッニヤ総)	2,550	+1.63%
17	スペイン	2,714	-0.26%	ボリビア	2,685	+3.87%	ボリビア	2,585	+1.69%	ボリビア	2,542	+2.50%
18	ペルー	2,628	+6.18%	中国	2,536	+20.65%	ペルー	2,240	-8.79%	ペルー	2,456	-2.54%
19	ボリビア	2,615	-2.61%	ペルー	2,475	+10.49%	スウェーデン	2,183	-2.15%	スウェーデン	2,231	+5.53%
20	スウェーデン	2,348	+5.20%	メキシコ	2,256	+3.53%	メキシコ	2,179	+2.73%	メキシコ	2,121	+1.34%
21	メキシコ	2,301	+1.99%	スウェーデン	2,232	+2.24%	中国	2,102	+21.57%	中国	1,729	+10.41%
22	シンガポール	1,852	+9.46%	シンガポール	1,692	+7.22%	台湾	1,823	+13.84%	台湾	1,657	+4.81%
23	台湾	1,743	+3.57%	台湾	1,683	-7.68%	オランダ	1,694	+11.89%	オランダ	1,514	-0.33%
24	マレーシア	1,672	+4.89%	オランダ	1,609	-5.02%	シンガポール	1,578	+4.71%	シンガポール	1,507	+5.46%
25	オランダ	1,469	-8.70%	マレーシア	1,594	+24.92%	マレーシア	1,276	+1.27%	マレーシア	1,260	+19.54%

出典：外務省「海外在留邦人数調査統計」『国別長期滞在者数上位50位推移』より（平成26年詳細版）

人高齢者に対する様々な活動を展開してきている。

しかしながら、海外の日本人コミュニティの高齢化を把握することは極めて困難な作業である。基礎的データが不在のままであることから、また、海外で老いを迎える日本人高齢者のウェルビーイング（幸福・健康・福祉）をどのように実現するかの議論をコミュニティで本格的に始めるため、2014年、（財）日蘭シルバーネットの協力を得て、オランダに在住する日本人の老いに関する意識調査を実施した。本論文²⁾は、その調査結果の一部を報告する

2) この論文は、2015年2月18日に（財）日蘭シルバーネットの講演会で発表したものに加筆したものである。また、本研究は、平成24年度～平成26年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究(C)）「グローバル・マイグレーションと在外日本人の老いに関する文化人類学的研究」（研究代表者：金本伊津子、課題番号24617023）と桃山学院大学特定個人研究費（2013年度）によるものである。

表2：地域・性別，在蘭日本人（永住者）数

地方（都市）	永住者数	前年度比	男	女
オランダ全土	1,469	-8.7%	529	940
オーベルエイセル Overijssel	23	-	7	16
ゼーラント Zeeland	14	-	8	6
ドレンテ Drenthe	3	-	1	2
北ブラバント Noord-Brabant	137	+12.3%	36	101
アントホーヘン Eindhoven	35	+20.7%	10	25
ティルブルグ Tilburg	12	+0.0%	6	6
フリースラント Friesland	31	+181.8%	9	22
フレーボラント Flevoland	61	-14.1%	24	37
フローニンゲン Groningen	50	+284.6%	20	30
フローニンゲン Groningen	21	+75.0%	7	14
ヘルデルラント Gelderland	56	-8.2%	16	40
ナイメーヘン Nijmegen	6	-50.0%	5	1
北ホラント Noord-Holland	613	-13.4%	233	380
アムステルダム Amsterdam	277	-17.6%	97	180
アムステルフェーン Amstelveen	132	-7.0%	55	77
ハーレム Haarlem	28	-	5	23
南ホラント Zuid-Holland	337	-18.8%	117	220
カペレアンデアイゼル Capelle A/d IJssel	18	-	5	13
デルフト Delft	15	-	7	8
ハーヴ s-Gravenhage	62	-11.4%	17	45
ライデン Leiden	32	-	8	24
ロッテルダム Rotterdam	66	-32.7%	23	43
ユトレヒト Utrecht	108	-6.1%	41	67
ユトレヒト Utrecht	33	-37.7%	9	24
リンブルグ Limburg	36	-29.4%	17	19
マーストリヒト Maastricht	16	-50.0%	10	6

(出典：外務省「海外在留邦人数調査統計」平成26年詳細版) (平成25年10月1日現在)

図1：オランダの州



ものである。

2 調査方法

調査対象

この調査は、オランダに在住する日本人で「古い」の問題に关心のある者（目安としては50歳以上）を対象として行った。ここでいう「日本人」は、国籍に基づくものではなく、自ら「日本人」であると認識している者を示している。したがって、オランダ国籍を取得した「日本人」もこの調査対象に含まれている。もともと在蘭日本人永住者の数が少ないとや、国を越えて親の介護をしなければならない状況にある家族（transnational family）の状況を

把握する目的もあり、回答者の年齢に厳しい制限は設けなかったことより、30代（13名）・40代（30名）も含まれる結果となった。

質問項目

調査票は、筆者が2013年にイギリスで実施した「イギリスにおける日本人の高齢化に関する意識調査」（金本伊津子、2014）を参考にしながら、後に実施するイギリスの調査結果との比較研究を念頭において、（財）日蘭シルバーネットのボランティア数名の方と調査項目と回答の選択肢を検討した（卷末の参考資料を参照）。

回答は無記名としたが、日本人があまり住んでいない居住区に住んでいる者は、本人であるとの特定が可能となるので、すべてに回答がない回答用紙もあった。

調査方法

オランダ在住の「日本人」全体を把握している組織・団体が存在しないことから、この調査においては、確率におけるサンプリングを行わず、イギリスの調査同様 SNOWBALL SAMPLING を採用した。

2014年9月から12月の3か月間において、以下のような様々な方法を用いて回答を回収した。

- (1) 人的ネットワークの活用：（財）日蘭シルバーネットの会員に協力を求めると同時に、その友人・知人・隣人にアンケート調査の協力を得た。
- (2) 公的ネットワークの活用：在蘭日本国大使館の協力を得て、在蘭日本国大使館のホームページ上にてこの調査に関する情報を公開してもらった。
- (3) インターネットの活用：SNSを活用して調査用紙の配布を行った。

オランダで一旦回収された回答は、回答用の封筒を未開封のまま桃山学院大学・金本研究室まで数回に分けて郵送してもらい、各々を開封した後、ナンバリングをしてデータ入力作業を行った。

最終的には153部が回収され、桃山学院大学金本ゼミのメンバーが入力作業に携わり、筆者がSPSS（IBM）を用いて解析を行った。集計の終わった回答用紙は、「ファイルされ、金本研究室にて保管されている。

3 オランダ在住日本人の社会的・文化的背景

性別・世代

回答者の総数は、153名である。表3・4が示すとおり、男性が13.1%，女性が86.9%を占めており、圧倒的に女性が多い。最高年齢は87歳の女性で、最年少は33歳の女性である。50代の女性が一番大きい世代グループをなしている。

表3：性別の分布

		度数	パーセント
性別	男性	20	13.1
	女性	133	86.9
	合計	153	100.0

表4：世代別分布

		度数	パーセント
世代	30代	13	8.5
	40代	30	19.6
	50代	50	32.7
	60代	37	24.2
	70代	13	8.5
	80代	7	4.6
	合計	150	98.0
	N/A	3	2.0
		合計	153
			100.0

移住：在留ステータス・オランダでの滞在年数・移住の主な理由

表5は性別による在留ステータスを示したものであるが、圧倒的に永住権を取得した女性が多い。今回の調査においてオランダ国籍を取得した男性がいなかったことから、オランダに帰化した日本人男性はかなり少数であることが推察される。

表5：性別による在留ステータス

		性別		合計
滞在ステータス	オランダ国籍取得	男性	女性	
	永住権取得	13	91	104
	期限付き滞在許可証取得	7	29	36
	N/A	0	1	1
合計		20	133	153

表6・7は、それぞれオランダにおける滞在年数と移住の理由を示したものである。10年以上オランダに滞在している者は全体の約87%，20年以上オランダに滞在している者は全体の約57%と、長期にわたってオランダに滞在している者が大半であることがわかる。

移住の主な理由は、「配偶者・パートナーとともに」と答えた人が圧倒的に多く、全体の約60%を占める。次いで、「仕事」と答えた者が多く、仕事、留学、旅行をきっかけとしてオランダを訪れ、結婚をとおして永住者へと変貌した女性が多いと推察される。

表6：滞在年数

		度数	パーセント
滞在年数	10年未満	19	12.4
	10年～19年	46	30.1
	20年～29年	41	26.8
	30年以上	47	30.7
	合計	153	100.0

表7：移住の主な理由

		度数	パーセント
移 住 の 理 由	仕 事	36	23.5
	留 学	14	9.2
	旅 行	6	3.9
	配偶者・パートナーとともに	90	58.8
	その他の	7	4.6
	合 計	153	100.0

婚姻状況

表8は、回答者の婚姻状況を示すものである。まず、選択肢としては、結婚あるいは登録（レジスター）していない「未婚・非レジスター」、結婚あるいは登録（レジスター）している「既婚・レジスター」、パートナーのいない「シングル」、そして、結婚あるいは登録していたが離別・離婚したという「離別・離婚」、そして、パートナーを亡くした「死別」がある。オランダにおいては、結婚と登録（レジスター）は、法律的にもほぼ同じ権利を有するので、「結婚」という形式をあえて取らないカップルも多いが、日本人では圧倒的に結婚あるいは登録という形式を踏んでいる者が多い（全体の約75%）。

また、オランダでは同性婚が認められているので、「既婚・レジスター」の中には、同性婚のカップルも含まれる。実際、今回の調査においても、該当者からの回答も含まれている。

表8：婚姻状況

		度数	パーセント
婚 姻 状 況	未婚・非レジスター	10	6.5
	既婚・レジスター	114	74.5
	シングル（パートナー無し）	8	5.2
	離別・離婚	11	7.2
	死別	9	5.9
	N/A	1	0.7
	合 計	153	100.0

老いという観点から考えると、「未婚・非レジスター」、「離別・離婚」、「死別」の者は、ケアの担い手が身近にいないケースが想定されるので、コミュニティとしては、注目すべきグループであるといえよう。

家庭環境：結婚相手・居住形態・同居人

表9が示すとおり、圧倒的に国際結婚をしている日本人女性が多い。国際結婚をした者の

相手の国籍（表10参照）は、約60%がオランダと回答しており、近隣国であるイギリス、ドイツ、そして、イタリア、ポルトガル、アメリカと続くが、いずれも少数である。子どもがいる人が全体の60%で、子どもの国籍は、オランダか日本の国籍を保持するケースが多い。二重国籍とした者も少なからず含まれている。

表9：性別による国際結婚

		性別		合計
		男性	女性	
結婚の相手	国際結婚	7	102	109
	日本人と結婚	8	19	27
	N/A	3	9	12
合 計		18	130	148

表10：国際結婚の相手の国籍

国際結婚の相手の国籍		度数	パーセント
	ポルトガル	1	0.7
	ドイツ	2	1.3
	オランダ	91	59.5
	イタリア	1	0.7
	イギリス	2	1.3
	アメリカ合衆国	1	0.7

表11は、居住形態を示しているが、高齢者にとっては管理が負担となったり、オランダ特有の勾配の高い階段が多い「一戸建て」や長屋のように壁が共有となっている「ローハウス」に居住する者が、全体の60%を超えており、将来的に住み替えが必要となるケースが多いと推測される。高齢者用の専用住宅に居住している者は、1名しかいなかった。

表12に示すように、「自己所有」「家族所有」「共同所有」を合わせると全体の約75%を占めており、経済的には恵まれた者が多い。賃貸の場合はどの地区に住むかによって経済的な負担の違いがあるが、比較的日本人が多く居住する、オランダでも安全といわれているアム

表11：居住形態

居 住 形 態		度数	パーセント
	一戸建て	30	19.6
	ローハウス（長屋タイプ）	66	43.1
	アパート（フラット）	54	35.3
	高齢者専用住宅	1	0.7
	N/A	2	1.3
合 計		153	100.0

表12：住居の所有状況

		度数	パーセント
所有形態	自己所有	55	35.9
	家族所有	30	19.6
	共同所有	31	20.3
	賃貸	36	23.5
	N/A	1	0.7
	合計	153	100.0

ステルダムやアムステルフェイン（北ホランド州、表2参照）地区は、家賃の相場は相対的に高い。

ほとんどの者が配偶者あるいは子どもと暮らしている。表13は、世代別に一人暮らしをしている者の分布を示しているが、どの世代においても「一人暮らし」をしている者は少なく、50代以上でも19名しかいない。しかしながら、将来的には「（パートナーとの）死別」が増加するものと推察されるので、一人暮らしもこれから増加すると予測できる。一人暮らしにおいては、自宅での日常生活の維持、および施設等への転居が必要となったときの様々な判断やそれに伴う雑多な手続きなどにかなりの不安が残る。（財）日蘭シルバーネットでは、一人暮らしの高齢者に対して、定期的な電話による安否確認等を希望者に対して実施しているが、面識のない者からの電話連絡にはかなりの抵抗感があるようで、現在においてこのサービスを必要と感じている者は少数である。

表13：世代別、一人暮らしの分布

		一人暮らし		
		度数	N/A	合計
世代	30代	2	0	2
	40代	1	0	1
	50代	5	0	5
	60代	5	0	5
	70代	6	0	6
	80代	3	1	4
合 計		22	1	23

家庭内における文化的環境

家庭内における文化的環境を理解するために、家庭内における使用言語に関する質問を行った。表14は、その分布を示している。「日本語・オランダ語・英語」の3か国語の併用が一番多く、次いで、「オランダ語」、「日本語」と分布が続いている。「日本語」と回答したケース数が、日本人同士で結婚した夫婦ケースとほぼ同数であることから、国際結婚をした場合

は、結婚相手が日本語を話すことは極めて稀であり、家庭内で日本語以外の言語を使用するケースがほとんどであると考えられる。2言語以上の併用は、全体の半数以上をも占めており、家庭内における文化的多様性が伺える。オランダ社会における英語が果たす役割は大きく、多くの日本人が持っているような英語に対する苦手意識は薄い。

表14：家庭内における使用言語

家庭内使用言語	日本語とオランダ語と英語の併用	度数	パーセント
	オランダ語	33	21.6
	日本語	29	19.0
	日本語と英語の併用	22	14.4
	日本語とオランダ語の併用	15	9.8
	英語とオランダ語の併用	7	4.6
	日本語とオランダ語とドイツ語の併用	1	0.7
	イタリア語	1	0.7
	スペイン語とオランダ語	1	0.7
	合 計	153	100.0

家庭内における多言語使用が明らかになったので、オランダ語・英語の運用能力に関して自己採点をしてもらった。表15はその結果である。「全くできない」と回答したものは、全体でも3名しかおらず、ほとんどの者（全体の約70%）が日常会話以上のオランダ語運用能力を持っていると考えられる。「ビジネスには難しい」「法律・医療に関するコミュニケーションは難しい」と回答したものが95名おり、「ネイティブと同じレベル」と自己採点した者が、50代に6名、60代に1名、80代に1名いた。

表15：自己採点によるオランダ語の運用能力

		オランダ語のレベル（自己採点）						合計
ネイティブと同じレベル		法律・医療に関するコミュニケーションは難しい	ビジネスには難しい	日常会話	全くできない	N/A		
世代	30代	0	1	7	4	1	0	13
	40代	0	11	11	7	1	0	30
	50代	6	14	18	10	0	1	49
	60代	1	7	20	7	1	1	37
	70代	0	1	3	9	0	0	13
	80代	1	1	1	3	0	1	7
	合計	8	35	60	40	3	3	149

英語の運用能力と比較すると（表16参照）、「ネイティブと同じレベル」と答えた者が17名、「法律・医療に関するコミュニケーションは難しい」とする者の度数は多く、全体の約60%

表16：自己採点による英語の運用能力

		英語のレベル（自己採点）						合計
		ネイティブと同じレベル	法律・医療に関するコミュニケーションは難しい	ビジネスには難しい	日常会話	全くできない	N/A	
世代	30代	1	7	3	2	0	0	13
	40代	3	17	9	1	0	0	30
	50代	8	24	12	4	0	0	48
	60代	2	15	13	4	1	2	37
	70代	1	4	3	5	0	0	13
	80代	2	3	0	1	0	1	7
合計		17	70	40	17	1	3	148

を占める。「英語が全くできない」とした者が1名しかない。したがってオランダ語より英語の方が運用能力が高いと認識している傾向にあるといえよう。

就業状況

オランダにおいては、日本のように正規雇用がパートナメント契約のことを意味したり、パートタイムが非パートナメント契約のことを意味したりはしない。フルタイムとパートタイムという働き方と、パートナメントと非パートナメントという契約状態は、別物であると考えられている。また、都市部においては、男性も女性も働かなければ、家賃を含めた生活費を捻出することが困難な状況であることから、性別を問わず働くことが当たり前の社会であることを補足しておきたい。

選択肢は表17にあるように11のカテゴリーに分類した。日本人女性が回答者に多いことか

表17：就業状況

		度数	パーセント
修業状況	家事専業	36	23.5
	フリーランス	24	15.7
	自営業	21	13.7
	退職	20	13.1
	パートナメント契約（パートタイム）	17	11.1
	パートナメント契約（フルタイム）	14	9.2
	非パートナメント契約（パートタイム）	7	4.6
	非パートナメント契約（フルタイム）	4	2.6
	求職中	3	2.0
	それ以外の理由で求職中	2	1.3
	その他	2	1.3
	N/A	2	1.3
	合計	152	99.3
	非該当	1	0.7
合計		153	100.0

表18：収入源

収入源	度数	パーセント	ケースのパーセント
配偶者の収入	76	30.6	50.0
フリーランス（自営）	45	18.1	29.6
給与	44	17.7	28.9
オランダの公的年金	33	13.3	21.7
オランダの個人年金	20	8.1	13.2
日本の公的年金	10	4.0	6.6
日本の個人年金	5	2.0	3.3
不動産・投資収入	3	1.2	2.0
遺産収入	2	0.8	1.3
家事専業	1	0.4	0.7
その他	9	3.6	5.9
合計	248	100.0	163.2

表19：世代別、収入源

	世代						収入源別合計	
	30代	40代	50代	60代	70代	80代		
収入源	給与	5	15	18	6	0	0	44
	フリーランス（自営）	4	9	22	9	0	1	45
	配偶者の収入	9	17	28	16	4	1	75
	オランダの公的年金	0	1	1	17	10	3	32
	オランダの個人年金	0	0	1	11	5	2	19
	日本の公的年金	0	0	0	5	3	1	9
	日本の個人年金	0	1	0	1	3	0	5
	不動産・投資収入	0	0	1	0	1	1	3
	家事専業	0	0	0	1	1	0	2
	遺産収入	0	1	3	3	1	1	9
世代別回答者数		13	30	50	37	13	6	149

ら「専業主婦」が一番多く全体の約24%を占めた。次いで、「フリーランス」「自営業」の分布が多いが、具体的には、年齢に関係なく仕事に従事できる通訳やガイドをしている者が多いと考えられる。定年のないフリーランスや自営業に従事していることから、「退職」した者は、20名（全体の13.1%）と少ない分布である。

経済的状況をはかる収入源に対する回答（複数可）は、表18のとおりである。個人の経済的な基盤が不安的な「専業主婦」「フリーランス」「自営業」「パートタイム」が多かったことからもわかるように、「配偶者の収入」を選択した者が76名（全体の50%）いる。オランダの年金を受給している者は全体の20%程度で、日本からの年金を受給している者はさらに10名と少なく全体の6.6%となっている。オランダ渡航前に日本の年金を退会して一時金を入手した可能性が大きいことから、高齢期においても配偶者に依存せざるを得ない状況が垣間見える。表19は、「年代別にみた収入源」であるが、世代が進むにつれ「配偶者の収入」から「年金」へ移行していく様が伺える。

4 オランダ在住日本人の日常生活

健康状態

まず、健康状態であるが、「援助が必要ですか」という質問（表20参照）に「はい」と回答した者はいなかった。しかしながら、「病気がち」と回答した者（60代以上の合計6名）には、何らかのサポートが必要であると考えられる。

介助が必要となった場合、誰にケアをしてほしいかという質問（表21参照）には、「配偶者」や「子ども」より「介護・看護専門家」にケアをしてほしいと望む傾向が強いことがわかった。世代が上がるにつれ、夫に先立たれるケースが多いためか、特に「配偶者」を選ぶ回答者が減少する傾向にある。「子ども」を選択している者が全体の約30%を占めるが、これは家族意識が強いブラジル在住の日本人と比べるとかなり低い数字である。ちなみにブラジルは、長男と答えた者が全体の95%を占める。これは、個人の意識が強い欧米の親子関係から派生してくるもので、近くに息子が住んでいるが、なかなか訪問してくれないので当てにはできないと不満を漏らす高齢者の声も多い。

表20：世代別、健康状態

		健康状態				合計
		良好	普通	病気がち	N/A	
世代	30代	12	1	0	0	13
	40代	20	10	0	0	30
	50代	24	26	0	0	50
	60代	16	17	4	0	37
	70代	5	7	1	0	13
	80代	2	3	1	1	7
	合 計	79	64	6	1	150

表21：世代別、ケアをしてほしい人は誰か

		世 代						ケースの各合計
		30代	40代	50代	60代	70代	80代	
ケアしてほしい人 a	配偶者	10	16	28	21	3	4	82
	子ども	2	8	14	16	1	1	42
	親	1	0	0	0	0	0	1
	兄弟姉妹	2	1	0	0	1	0	4
	友 人	1	1	4	3	4	1	14
	介護・看護専門家	8	18	35	26	11	4	102
	その他の	1	0	2	0	1	0	4
世代別回答者合計		12	26	47	36	13	7	141

普段の付き合い

普段の付き合い（表22参照）では、オランダ人とより日本人との関わり合いが、若干では

あるが多い傾向にあるといえよう。そのような中、「国際社会での交流がある」と回答した者が全体の15%を占めているところは、特筆すべきであろう。

表23のように、日本人との交流は頻繁にある傾向にある。家庭内および居住地区において日本人の知人がいない場合など、「日本語を話したい」という欲求が強い者が多い。

他方、居住区が分散していることから、なかなか日本人のネットワークを常時アクティブにしておくことが難しい環境にある者もいる。したがって、困ったときは近くに住むオランダ人の友人を頼ると言っている人も多く（69名）、多くの日本人がオランダ社会にもうまく適応していると推察される（表24参照）。

表22：普段のお付き合い

		度数	パーセント
付き合う相手	日本人が主	46	30.1
	オランダ人が主	28	18.3
	日本人・オランダ人ともに同じぐらい	54	35.3
	国際社会での交流がある	23	15.0
	N/A	2	1.3
	合 計	153	100.0

表23：日本人とのお付き合いの頻度

		度数	パーセント
頻度	頻 繁	95	62.1
	たまにある	45	29.4
	めったにない	11	7.2
	N/A	2	1.3
	合 計	153	100.0

表24：困ったときのサポート体制

		応答数		ケース の パーセント
		度数	パーセント	
サポートして くれる人	日本人	71	41.5	50.7
	オランダ人	69	40.4	49.3
	その他	31	18.1	22.1
合 計		171	100.0	122.1

世代とともに外出する頻度が減少しているが、70代以上でも「毎日」外出するほど活動的な人もいる（表25参照）。他方、40代以上で「ほとんど外出しない」と回答した人が少数であるが存在する。社会的な繋がりがなくなるばかりでなく、健全に身体機能を保持することも難しくなっている状況にあると推察されるので、世代に関係なく、何らかのサポートが必

表25：外出の頻度

		外出の頻度				合計
		毎日	週2～3日	ほとんど外出しない	N/A	
世代	30代	10	3	0	0	13
	40代	18	10	1	1	30
	50代	33	15	2	0	50
	60代	16	20	1	0	37
	70代	3	8	2	0	13
	80代	4	2	1	0	7
合 計		84	58	7	1	150

要と考えられる。

表26は、余暇活動の多様性を示したものである。「読書・新聞」「スポーツ・体操・健康」「テレビ・ラジオ・ビデオ」「コンピュータ」「旅行」など多岐にわたっている。特徴としては、日本的な活動である「お茶・生け花・習字・日本舞踊」「囲碁・将棋・麻雀」「カラオケ」などを選択している者が非常に少ないと想定される。これは、オランダにおける日本社会の規模がアメリカ、ブラジル、イギリスと比較して小さいことに加え、居住地が分散しているので、日本的なことに焦点をあてた趣味のグループを作ることが難しいと推察される。調査結果を報告した講演会³⁾においては、「受身的な活動が多いのではないか」「予防医学的な知見を踏まえて、アクティブな活動を取り入れては」などの意見が寄せられた。

表26：余暇活動

余暇活動		回答数		ケースの パーセント
		度数	パーセント	
余 暇 活 動	テレビ、ラジオ、ビデオ	97	17.1	63.8
	読書、新聞	101	17.8	66.4
	スポーツ、体操、散歩	101	17.8	66.4
	旅行	81	14.3	53.3
	囲碁、将棋、麻雀	3	0.5	2.0
	お茶、生け花、習字、日本舞踊	12	2.1	7.9
	カラオケ	1	0.2	0.7
	ダンス、音楽鑑賞、合唱、絵画	49	8.7	32.2
	コンピュータ	88	15.5	57.9
	その他	30	5.3	19.7
何もしていない		3	0.5	2.0
合 計		566	100.0	372.4

3) 2015年2月18日にオランダ・アムステルフェインにある囲碁会館において、(財)日蘭シルバーネットの主催する講演会「速報！在蘭日本人の老いに関する意識調査」において、質疑応答の中での参加者の感想・意見である。

5 海外で迎える老い

老いの訪れ

「最近老いを感じますか」という問い合わせに対しては、世代を問わず、30代でも40代でも「よく感じる」「ときどき感じる」と回答している（表27参照）。表28は、老いを感じる様々なシンを回答したものであるが、「自分の親のことが気になる」（51名）とあるように、親の世代の老いの問題が明らかになってくる過程で、自分の老いの問題を認識し始める。「物忘れ」「日本食への嗜好が強くなってきた」などである。

表27：老いを感じる頻度

		老い					合計
		よく感じる	ときどき感じる	あまり感じない	全く感じない	N/A	
世 代	80 代	度数	5	2	0	0	7
		%	71.4	28.6	0.0	0.0	100.0
	70 代	度数	4	6	3	0	13
		%	30.8	46.2	23.1	0.0	100.0
	60 代	度数	8	20	6	3	37
		%	21.6	54.1	16.2	8.1	100.0
	50 代	度数	5	35	8	2	50
		%	10.0	70.0	16.0	4.0	100.0
	40 代	度数	4	19	6	0	30
		%	13.3	63.3	20.0	0.0	100.0
	30 代	度数	1	4	5	3	13
		%	7.7	30.8	38.5	23.1	100.0
合計		度数	27	86	28	8	150
		%	18.0	57.3	18.7	5.3	100.0

表28：どのような時に老いを感じるか

老 い を 感 じ る 時	病気がち	回答数		ケー スの パーセント
		度数	パーセント	
老 い を 感 じ る 時	病気がち	20	7.1	17.9
	物忘れ	39	13.9	34.8
	同じことを繰り返す	10	3.6	8.9
	外出が億劫	14	5.0	12.5
	役割がない	7	2.5	6.3
	オランダ語が億劫	30	10.7	26.8
	日本語が億劫	5	1.8	4.5
	自分の親が気になる	51	18.1	45.5
	配偶者の親が気になる	27	9.6	24.1
	日本食への嗜好が強くなる	36	12.8	32.1
	日本への帰国を考える	18	6.4	16.1
	その他	24	8.5	21.4
合 計		281	100.0	250.9

やはり、高齢期において外国語を使うのが億劫になる傾向があるが、「オランダ語が億劫」に感じる時に老いを感じる者が多い（表28参照）。外国で老いを迎える者は、高齢期において居住国か日本かの選択をするターニングポイントを通過する。日本への帰国が頭をよぎる者は少数（18名）であるが、大きな選択の帰路にあるといえよう。

終の棲家

それでは、世代別に終の棲家の選択をどのように考えているのかを分析しよう。「わからない・きめていない」と回答したものが圧倒的に多い（表29参照）。60代以上においては、19名もそのように回答している。老いを感じながらも、具体的にどこでどのような老後を過ごそうという検討段階にすら入っていないということを示している。

日本への帰国を検討している者が、各世代に少数ずつ分布しており、全体では16名である。他方、オランダで老後を過ごすと決めている者が53名（約36%）という結果になった。国際結婚をした配偶者にオランダ人が多いことから、また、オランダの国籍を持つ子どもが多いことから考えると、これは極めて自然な決断であると考えられる。加えて、現在の居住地で終の棲家を探す方が、高齢期における国際的な引っ越し（不動産の売買、日本での居住地と住居の選定・購入などを含む）を避けることができ、老いの負担感を軽減できるとも考えられる。

日本を選択した理由（表30参照）は、家族・親類が日本にいるということが大きな理由として挙げられるが、少数派の日本へのリターン・マイグレーションを実行した者は、これら

表29：世代別、終の棲家の選択

			終の棲家					合計	
			日本	オランダ	その他	わからない・決めていない	N/A		
世代	80代	度数	0	5	0	1	0	6	
		%	0.0	83.3	0.0	16.7	0.0	100.0	
	70代	度数	3	7	0	3	0	13	
		%	23.1	53.8	0.0	23.1	0.0	100.0	
	60代	度数	3	19	0	15	0	37	
		%	8.1	51.4	0.0	40.5	0.0	100.0	
	50代	度数	5	11	1	31	2	50	
		%	10.0	22.0	2.0	62.0	4.0	100.0	
	40代	度数	3	4	1	21	1	30	
		%	10.0	13.3	3.3	70.0	3.3	100.0	
	30代	度数	2	7	1	3	0	13	
		%	15.4	53.8	7.7	23.1	0.0	100.0	
合計		度数	16	53	3	74	3	149	
		%	10.7	35.6	2.0	49.7	2.0	100.0	

表30：日本を選択した理由

		応答数		ケースの パーセント
		度数	パーセント	
日本を選択 ^a	日本の親（介護）	10	13.2	43.5
	日本の家族・親戚	15	19.7	65.2
	日本の収入源	1	1.3	4.3
	日本の住居	10	13.2	43.5
	日本の高齢者施設	2	2.6	8.7
	日本語	13	17.1	56.5
	日本の食事	8	10.5	34.8
	家・住むところ	2	2.6	8.7
	病気	3	3.9	13.0
	医療・健康に関わる判断が困難	6	7.9	26.1
	配偶者に先立たれた	1	1.3	4.3
	日本で死を迎えるから	4	5.3	17.4
	その他	1	1.3	4.3
合 計		76	100.0	330.4

表31：日本で老後を迎える不安

		度 数	パーセント
有効数	あ る	13	8.5
	な い	12	7.8
	N/A	2	1.3
	合 計	27	17.6
欠損値	非該当	126	82.4
合 計		153	100.0

の諸手続きの煩雑さ、および、オランダでは目につかなかった人間関係に煩わされるといったマイナス面も指摘している。実際、リターン・マイグレーション後の日本での生活に不安を全く感じていないわけでもない（表31参照）。また、帰国しないまでも、1年に数回日本とオランダを往復して国際遠距離介護を行っている者もいる。

オランダで迎える老後

それでも、住み慣れたオランダでの老後に不安がないわけではない。表32は、オランダで迎える不安に対する回答の分布を示したものである。一番多かった回答は、「言葉」の問題（73名で全体の約60%を占める）で、特に「配偶者に先立たれ」の場合（63名で全体の約50%を占める）の不安が強く表れている。配偶者のサポートがなくなるというのは、オランダ語があまり得意でない場合、オランダ社会と繋がる窓を失うのと同じことを意味しており、国際結婚をした日本人女性からのインタビューにおいても何度も指摘されている。

高齢者の生活の中心である「食事」や「身の周りの世話ができない」くなった時や、また、後に入居するかもしれない「高齢者施設での生活」に対する不安も強い。オランダは多文化社会なので、日本人あるいは日本文化に対する理解を示してくれてはいるが、施設そのものの生活はオランダ文化に根付いたもので構成されており、特に日本的なもの（和食であるとか、日本語の朗読など）が必要な場合は、個人で対応しなければならない状況にある。実際、オランダの施設に入居している高齢の母のために和食の惣菜を毎日届けている高齢の娘もいる。

表32：オランダで老後を迎える不安

		応答数		ケースの パーセント
		度数	パーセント	
オ ラン ダ の 不 安	言葉	73	10.3	59.8
	食事	59	8.3	48.4
	家・住むところ	23	3.3	18.9
	収入・経済的状態	37	5.2	30.3
	病気	40	5.7	32.8
	身体障害	19	2.7	15.6
	認知症	35	5.0	28.7
	医療・健康に関わる判断	55	7.8	45.1
	遺言や遺産の譲渡などの判断	19	2.7	15.6
	自分で身の周りの世話ができない	50	7.1	41.0
	家族がケアしてくれるか	10	1.4	8.2
	配偶者が要介護になること	37	5.2	30.3
	配偶者に先立たれること	60	8.5	49.2
	日本にいる両親の介護	46	6.5	37.7
	配偶者の両親の介護	11	1.6	9.0
	高齢者施設での生活	49	6.9	40.2
	孤独	31	4.4	25.4
	死	14	2.0	11.5
	オランダの経済状態	36	5.1	29.5
	その他	3	0.4	2.5
合計		707	100.0	579.5

もし、自分で身の周りの世話ができなくなった場合、どこで最後を迎えたいかという質問（表33参照）に対しては、圧倒的に「できれば自宅派」が多い。ただ、老いの段階において高齢者住宅や高齢者用施設への入居を念頭にいれているようである。

それでは、オランダでの高齢者ケアに対する不安を分析してみよう（表34参照）。「家事の援助」（71名で全体の約55%を占める）が一番多く、次いで「銀行・年金・保険の手続きのサポート」が続く。銀行や保険の事務的な手続きや、配偶者がオランダ人であることから推測されるのは、遺族年金等の社会保障の手続きなどが含まれる。

表33：身の回りの世話をできなくなったら、どうするか

		度数	パーセント
	「できれば自宅派」 家族による介護 在宅ケア	70	45.8
	「できれば専門家派」 高齢者住宅 高齢者用施設	42	27.5
	その他	18	11.8
	N/A	6	3.9
	合計	136	88.9
	欠損値 非該当	17	11.1
合 計		153	100.0

表34：オランダで希望するサポートやケア

希望するケア		回答数		ケースのパーセント
		度数	パーセント	パーセント
	話し相手	46	8.1	35.9
	日本語の話し相手	63	11.2	49.2
	銀行・年金・保険の手続きのサポート	67	11.9	52.3
	家事援助	71	12.6	55.5
	身体介護	45	8.0	35.2
	医療・介護	57	10.1	44.5
	オランダの高齢者用施設を見つける手伝い	34	6.0	26.6
	日本食の宅配サービス	44	7.8	34.4
	日本語を理解できる介護士・看護士の支援	39	6.9	30.5
	日本人のためのデイサービス施設（交流の場）	47	8.3	36.7
	日本語・日本食中心の高齢者施設	48	8.5	37.5
	その他	4	0.7	3.1
合 計		565	100.0	441.4

「日本語での話し相手」を望むものが多いのも、海外で老いを迎える者の特徴であろう。また、「日本人のための高齢者施設」や「日本人のためのデイサービス施設（交流の場）」を望む声も相変わらず強い。しかしながら、日本人高齢者の居住地がオランダ全土に分散されており入居者の確保が難しい状況を鑑みると、アメリカ、カナダ、ブラジル、ペルーなどで成就できた日本人高齢者のための施設の建設は、経済的にみても難しいといわざるを得ない。つまり、高齢者の居住グループを作って、そこにコミュニティの資源を集中させるというケアのモデルをオランダに適応するということが困難であれば、次のモデルの構築に議論を始める時なのではないであろうか。

5 おわりに

オランダで老いを迎えるとする者たちは、オランダ人と国際結婚した日本人女性であることが明らかになった。これらの日本人女性は、国策により南北アメリカに移住した日本人たちとは違って、個人のライフスタイルによる移住をしており、高齢期における老いの問題にも個人で対峙しなければならない状況下にある。しかも、オランダというヨーロッパにおける多民族国家のエスニック・マイノリティの中でも女性というマイノリティであり、加えて高齢であるという三重のマイノリティとなる社会構造の中では、なかなか光が当たらなかったのも不思議ではなかった。

今回の調査をとおして、サポートが必要と思われる日本人高齢者のグループをいくつか発見できたことは大きな成果であった。これらの人々をサポートしていくためにも、施設という一極集中型のケアのモデルから、日本人コミュニティからは見えにくいが、少人数の助け合いのネットワークを積み重ねるサポートのネットワーク・モデルへの変換が求められているのではないかと考える。

謝辞

本調査を実施するにあたって、(財) 日蘭シルバーネットの会員の方々には過大なる協力をいただいた。意識調査に回答いただいたオランダ在住の日本人の皆様、意識調査の配布に過大なるご協力をいただいたファンサンテン千枝子会長、ならびに井上千春理事、データの処理と発表に協力してくれた金本ゼミのメンバーに感謝の意を表します。

参考文献

- 片野優、須貝紀子 2014 ヨーロッパ各国気質. 草思社
- 金本伊津子 2014 日本人のグローバル・マイグレーションの今：イギリスにおける日本人の高齢化に関する意識調査（1）桃山学院大学総合研究所紀要 第40巻第1号, 1-24.
- 2008 『多文化社会における日本人移民の老いとエスニシティに関する文化人類学的考察：平成16～平成19年度科学研究費助成（基盤研究（C））研究報告書』
- （監修）サンパウロ日伯援護協会. 2003 ブラジル日系社会高齢者実態調査（要介護者老人実態調査）サンパウロ、ブラジル：サンパウロ日伯援護協会
- 総務省統計局政策総括官（統計基準担当）統計研究所. 2012年11月8日 国別、在留資格（永住・長期滞在）別海外在留日本人数. 参照先：<http://www.stat.go.jp/data/chouki/02.htm>
- 長崎古文出版会 1894 長崎叢書 長崎夜話草. 長崎：長崎古文出版会
- 平沢旭山 1928 瓊浦偶筆
- Kanamoto, Itsuko 2013 The role of active ageing in the well-being of elderly Japanese in Brazil. *Senri Ethnological Studies* 80 (The anthropology of ageing and well-being: Searching for the space and time to cultivate life together): pp. 97-108. Osaka, Japan: National Museum of Ethnology.
- 2000 *Activating ethnicity: an anthropological study of ageing among Japanese immigrants in the United States*. UMI.
- Toyama (Kanamoto), Itsuko The Japan Foundation, London. 2014. Ethnic Dimensions of Ageing in the UK: A Case Study on the Wellbeing of Elderly Japanese. Prof. Itsuko Kanamoto, St. Andrew's University.

参考資料

整理番号

アンケート用紙

在蘭日本人の高齢化に関する意識調査
実施：2014年度9月—12月

(注意事項)・下記事項について番号を○印で囲むか、カッコ内にコメントをご記入ください。
・各項目に書き込めない場合は、最後のページの自由記入欄にご記入ください。

【あなたについて】

- 1 お住まいの都市名を教えてください。 ()
- 2 年齢を教えてください。 () 歳
- 3 性別を教えてください。 1. 男性 2. 女性
- 4 オランダでの滞在ステータスを教えてください。 1. オランダ国籍取得 2. 永住権取得 3. 期限付き滞在許可証取得
- 5 オランダ滞在年数は、およそ何年ですか。 1. 10年未満 2. 10年～19年以下 3. 20年～29年以下 4. 30年以上
- 6 オランダに移り住むようになった主な理由は何ですか？ (○は1つ)
1. 仕事 2. 留学 3. 旅行 4. 配偶者・パートナーとともに（結婚を含む）
5. その他 ()
- 7 現在の婚姻状況・リレーションシップを教えてください。
1. 未婚・非レジスターードパートナー 2. 既婚・レジスターードパートナー 3. 離別・離婚
4. シングル（パートナー無し） 5. 死別

設問8は、設問7で（1. 未婚・非レジスターードパートナー 2. 既婚・レジスターードパートナー 4. 離別・離婚
5. 死別）と回答された方へ

- 8 国際結婚ですか？
1. はい（日本人以外と結婚） → その方の国籍を教えてください（国籍： ）
2. いいえ（日本人と結婚）

- 9 お子さんのことについて教えてください。
現在、お子さんはいますか？ 1. いる（人数： 人） 2. いない
お子さんいる方は、それぞれのお子さんについて、国籍と居住国を教えてください。

	子どもの国籍	（二重国籍の場合は二つ目の国籍をここに記入）	居住国
1			
2			
3			

- 10 現在住んでいる住居形態を教えてください。 (○は1つ)
1. 一戸建て 2. ローハウス（長屋タイプ） 3. アパート（フラット）
4. 高齢者専用住宅 5. 高齢者用福祉施設
- 11 現在住んでいる住居の所有形態を教えてください。 (○は1つ)
1. 自己所有 2. 家族所有（配偶者・パートナー、あるいは子ども名義） 3. 共同で所有
4. 賃貸 5. その他（ ）
- 12 現在、誰と住んでいますか？ (○はいくつでも)
1. 配偶者・パートナー 2. 子ども 3. 配偶者・パートナーの親 4. 自分の親
5. 自分の兄弟・姉妹 6. 親戚 7. ルームメイト
8. その他（ ） 9. 一人暮らし
- 13 家庭内での主な使用言語は何ですか？
1. オランダ語 2. 日本語 3. 英語 4. 日本語とオランダ語の併用
5. 日本語と英語の併用 6. 日本語とオランダ語と英語の併用

- 14 オランダ語・英語は、およそどのレベルですか？ 以下から1つ番号を選んでください。
 14-1 オランダ語 () : 14-2 英語 ()
 1. ネイティブと同じレベル
 2. 日常生活に支障なく、ビジネスでは使えるが、法律・医療に関するコミュニケーションは難しい
 3. 日常生活に支障はないが、ビジネスには難しい
 4. 挨拶など簡単な日常会話程度
- 15 現在の主な就業状況を教えてください。
 1. パーマネント契約（フルタイム） 2. パーマネント契約（パートタイム）
 3. 非パーマネント契約（フルタイム） 4. 非パーマネント契約（パートタイム）
 5. フリーランス 6. 営業 7. 退職（定年退職も含む） 8. 求職中
 9. 家事専業 10. 健康上の理由により休職中 11. それ以外の理由で休職中
 12. その他 ()
- 16 現在の収入源を教えてください。 (○はいくつでも)
 1. 給与 2. フリーランス（自営業） 3. 配偶者・パートナーの収入 4. オランダの公的年金
 5. オランダの個人年金 6. 日本の公的年金 7. 日本の個人年金 8. 不動産・投資収入
 9. 家族からの援助 10. 遺産収入 11. その他 ()
- 【あなたの健康について】
- 17 健康状態を教えてください。
 1. 良好 2. 普通 3. 病気がち 4. 援助が必要
- 設問18は、設問17で（4. 援助が必要）と答えた方へ
- 18 あなたは誰に援助をもらっていますか？ (○はいくつでも)
 1. 配偶者・パートナー 2. 子ども 3. 親 4. 兄弟・姉妹 5. 友人
 6. 介護・看護専門家 7. その他 ()
- 19 もし、自分で身の回りの世話ができなくなったとき、誰にケアをしてほしいですか？ (○はいくつでも)
 1. 配偶者 2. 子ども 3. 親 4. 兄弟・姉妹 5. 友人 6. 介護・看護専門家
 7. その他 ()
- 【あなたの日常生活について】
- 20 普段のお付き合いについて
 1. 日本人が主 2. オランダ人が主 3. 日本人・オランダ人ともに同じぐらいである
 4. 国際社会での交流がある
- 21 日本人とどの程度の交流（電話での連絡も含む）がありますか？
 1. 頻繁（週1回以上） 2. たまにある（月に1・2回） 3. めったにない 4. 全くない
- 22 病気などで困ったときに家族以外でサポートしてくれる人が近くにいますか？ (○はいくつでも)
 1. はい（日本人） 2. はい（日本人以外） 3. その他 ()
- 23 1週間にどのくらいの頻度で外出しますか？
 1. 毎日 2. 2～3日 3. ほとんど外出しない 4. 全く外出しない
- 24 どのようなサークル活動・ボランティア活動に参加されていますか？ (○はいくつでも)
《日本人が中心の会》
 1. 日蘭シルバーネット 2. 國際結婚の会 3. 県人会 4. 婦人会 5. 宗教団体
 6. その他（団体名： ）
《オランダ人が中心の会》
 7. オランダの団体（団体名： ）
 8. 全く参加していない
- 25 どのような余暇活動をしていますか？ (○はいくつでも)
 1. テレビ、ラジオ、ビデオ 2. 読書、新聞 3. スポーツ、体操、散歩 4. 旅行
 5. 囲碁、将棋、麻雀 6. お茶、生け花、習字、日本舞踊 7. カラオケ
 8. ダンス、音楽鑑賞、合唱、絵画 9. コンピュータ
 10. その他 () 11. 何もしていない

【あなたの老後について】

26 最近、老いを感じることはありますか？

1. よく感じる 2. ときどき感じる 3. あまり感じない 4. 全く感じない

設問27は、設問26で（1. よく感じる 2. ときどき感じる）と答えた方へ

27 どのような時に、最もそれを感じますか？（○はいくつでも）

1. 痴気がちになってきた 2. 物忘れがひどくなった
 3. 同じことを繰り返すようになった 4. 外出することが少なくなった
 5. 役割（仕事）がなくなった
 6. オランダ語・英語などの外国语を話す・読む・聞く・書くのが億劫になってきた
 7. 日本語を話す・読む・聞く・書くのが億劫になってきた
 8. 自分の親のことが気になってきた 9. 配偶者・パートナーの親のことが気になってきた
 10. 日本食への嗜好が強くなってきた 11. 日本に帰国することを考えるようになった
 12. その他（ ）

28 どこで老後を過ごそうと考えていますか（計画していますか）？

1. 日本 2. オランダ 3. その他（ ） 4. わからない・決めていない
 ↓ (2. オランダ 4. わからない・決めていない)と回答された方は設問30へ)

設問29-1・2・3は、設問28で（1. 日本）と回答された方へ

29-1 日本に帰国される理由は何ですか？（○はいくつでも）

1. 日本に親がいるから（介護を含む） 2. 日本に家族・親戚がいるから
 3. 日本に職（収入源）があるから 4. 日本に住居があるから
 5. 日本の高齢者施設への入居を希望するから
 6. 言葉（コミュニケーション） 7. 食事 8. 家・住むところ
 9. 収入・経済的状態 10. 病気 11. 身体障害
 12. 認知症 13. 医療・健康にかかわる判断が困難だから
 14. 遺言や遺産の譲渡などの判断が困難だから 15. 配偶者・パートナーに先立たれたから
 16. 配偶者・パートナーが要介護状態になったから
 17. 孤独だから 18. 日本で死を迎えるから
 19. その他（ ）

29-2 いつごろの帰国を考えていますか？

1. 5年以内 2. 10年以内 3. 15年以内 4. 20年以内 5. その他（ ）

29-3 日本で迎える老後に対する不安はありますか？

1. ある ⇒ 具体的な内容を教えてください。
 2. ない

設問30-1・2・3・4は、設問28で（2. オランダ 4. わからない・きめていない）と回答された方へ

30-1 オランダで老後を迎えるにあたって、どのような不安がありますか？（○はいくつでも）

1. 言葉（コミュニケーション） 2. 食事 3. 家・住むところ
 4. 収入・経済的状態 5. 病気 6. 身体障害 7. 認知症
 8. 医療・健康にかかわる判断 9. 遺言や遺産の譲渡などの判断
 10. 自分で身の回りの世話ができなくなる 11. 家族がケアしてくれるか
 12. 配偶者・パートナーが要介護状態になること
 13. 配偶者・パートナーに先立たれること
 14. 日本にいる両親（家族）の介護 15. 配偶者の両親の介護
 16. 高齢者施設での生活（食・言葉なども含む） 17. 孤独 18. 死
 19. オランダの政治状況（経済・医療・介護制度の著しい変化）
 20. その他（ ）

30-2 オランダで迎える老後の不安を具体的にお書きください。

[Large empty box for writing responses to question 30-2.]

30-3 もし、自分で身の回りのことができなくなったとき、どうしたいですか？

1. 家族による介護、もしくは在宅ケアを利用しながら、自宅で生活したい
2. 高齢者用住宅か高齢者用施設に行きたい
3. その他 ()

30-4 オランダでケアが必要となったとき、希望されることは何ですか？（○はいくつでも）

1. 話し相手
2. 日本語ができる話し相手
3. 銀行、年金、保険などの手続きのサポート
4. 家事援助
5. 身体介護
6. 医療・看護
7. オランダの高齢用施設を見つける手伝い
8. 日本食の配達サービス
9. 日本語を理解できる介護士・看護士の支援
10. 日本人のためのデイサービス施設（高齢者同士の交流・娯楽の場）
11. 日本語・日本食中心の高齢者施設（グループ・ホームを含む）
12. その他 ()

（すべての方に伺います）

31 将来に向けての準備をしていますか？（○はいくつでも）

1. 何もしていない
2. 遺言書
3. 医療委任状
4. 成人後見人
5. 高齢者用住宅やナーシングホームについて調べている
6. ファイナンシャルプランニングを立てている
7. その他 ()

32 日蘭シルバーネットはオランダ在住日本人の高齢化にむけて相互扶助を促進する活動をしていますが、ご存じですか？

1. 知っている
2. 聞いたことはある
3. 興味がある
4. 活動に参加したい
5. 知らない
6. 知っているが関心がない（活動に参加しない理由： ()）

ご協力どうもありがとうございました。

自由記入欄

（ご意見があればご自由にお書きください）

[Large empty box for自由記入欄 (free writing).]

Japanese International Migration and Ageing in the Netherlands: A Quantitative Survey on the Wellbeing of Elderly Japanese

TOYAMA (KANAMOTO) Itsuko

The first encounter of Japanese with Dutch people was in 1600, when the De Liefde drifted ashore on the coast of Usuki in Oita. Gyokuzan Hirayama, a Confucian scholar who boarded the ship, described them as demons, long-nosed goblins, or monsters. Komojin (紅毛人), which literally means 'red hair people', was the nickname of the Dutch people at that time. Trade between the two countries after the encounter led to relatively good relations, although they became strained when the Japanese military detained Dutch soldiers in Indonesia during WWII. After the war, with the increasing economic ties between the two countries, Japanese migration to the Netherlands was naturally facilitated.

Seventy years have passed since the war ended and now about 1,500 Japanese people live as permanent residents in the Netherlands. Their residential distribution is widely scattered throughout the country and the interspersed Japanese communities are now facing ageing issues. They have devoted themselves to the establishment of their own elderly facilities that can provide Japanese-style care, but these issues have involved intercultural problems.

This quantitative survey focusses on how the Japanese people in the Netherlands view ageing issues as long-term intercultural adaptation and how they are overcoming grave problems by utilizing the shared cultural awareness of the Japanese community.

二重責任の原則再考*

朴 大 栄

I は じ め に

国際会計士連盟 (International Federation of Accountants: IFAC) の国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) は、2015年1月15日に監査報告書に関わる一連の改訂基準を公表した¹⁾。この改訂基準により、監査報告書は大きく変革を遂げ、監査報告書の長文化、言い換えれば情報提供機能の拡大が指向されることとなろう。

本改訂基準は2013年7月に公表された監査報告書改訂に関わる公開草案の確定版であり、監査報告に関わる一連の国際監査基準 (ISA) を改訂するとともに新たな基準を設定するものである。改訂対象となったISAは以下の6つである。

ISA700：「財務諸表に対する意見の形成と監査報告 (Forming an Opinion and Reporting on Financial Statements)」

ISA705：「独立監査人の監査報告書における監査意見の修正 (Modifications to the Opinion in the Independent Auditor's Report)」

ISA706：「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分 (Emphasis of Matter Paragraphs and Other Matter Paragraphs in the Independent Auditor's Report)」

ISA570：「継続企業 (Going Concern)」

ISA260：「統治責任者とのコミュニケーション (Communication with Those Charged with Governance)」

ISA720²⁾：「その他の記載内容に対する監査人の責任 (The Auditor's Responsibilities Relating to Other Information)」

これらの改訂に加えて、新たな基準としてISA701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション (Communicating Key Audit Matters in the Inde-

* 本稿は、2013年度桃山学院大学特定個人研究費の成果報告の一部である。

1) 一連の改訂基準はIAASBホームページから入手できる。
(<http://www.ifac.org/auditing-assurance>)

2) ISA720については、2014年12月開催のIAASB総会で承認されたが、正式手続きを経て本年4月に公表の予定である。

キーワード：二重責任、監査報告書、経営者の責任、監査人の責任、期待のギャップ

pendent Auditor's Report)」が新設された。

IAASBは、この度の監査報告書の改訂について、投資者をはじめとする財務諸表の利用者には、監査報告書はより多くの情報を提供すべきという要求があることを指摘している。利用者にとって有用な情報を記載して監査報告書の情報価値を高め、利用者の投資意思決定に資することが求められている。新設されたISA701が提示するKey Audit Matters (KAM)の記載は、利用者の要請に対するIAASBの一つの回答である³⁾。

KAMは、職業的専門家としての監査人の判断において、当該財務諸表監査で最も重要と考える事項で監査人が統治責任者とコミュニケーションをとった事項から選択される。KAMの記載は、財務諸表利用者が財務諸表を理解するにあたって最も重要と考えるであろう事項について情報を提供することを意図するものではなく、監査人が当年度の財務諸表監査で最も重要と考える事項に関する情報を提供するものである、という説明がなされる。いずれにしても、利用者が財務諸表を利用する際に留意すべき点を明示するものであることは否めない事実である。

KAMの記載は、補足的説明事項、特記事項、追記情報などと形を変えこそそれ、監査報告書の情報提供機能を拡大させてきた流れと相通じるものがある。しかし、監査報告書の情報化を指向する時につねに立ちはだかってきたのが、監査の根本原則のひとつとして取り上げられる、いわゆる二重責任の原則(principle of dual responsibility)である。

今日の監査を代表する財務諸表監査の本質は、作成者である経営者と利用者としての株主・投資者⁴⁾の間に介在して財務諸表の適正性監査を実施し、その結果を監査意見を通じて利用者に伝達することによって、財務諸表の信頼性の程度を明らかにすることにある。監査が必要とされるのは、経営者と株主・投資者の間に利害の対立が存在するからである。経営者は、企業の存続・発展を図るために株主・投資者が出資した資金を適切に運用し、株主・投資者は出資した資金が保全されるとともに効率的に運用されることを期待する。この両者の意図は必ずしも両立するものではなく、時として、経営者が株主・投資者に対する受託責任を無視した経営を行うことも稀ではない。このような経営者と株主・投資者との間に存在する利害の対立を解消するために作成・公表されるのが財務諸表である。しかし、利害対立は両者間、特に損害の可能性が大きい利用者の不信を生じさせ、この不信を解消させるためには、経営者から独立した専門家による監査が必要とされる。ここに財務諸表監査が制度化されて

3) アメリカの公開会社会計監督委員会(Public Company Accounting Oversight Board: PCAOB)も、2010年以降、監査報告書記載内容に関する利用者のニーズ調査を行ってきた。調査の結果、監査報告書には利用者にとって有用な情報が記載されていないという不満があり、その回答として、IAASBと同様、Critical Audit Matters (CAM)の記載を提案し、監査報告書の長文化を指向している。

4) 財務諸表利用者として「株主・投資者」という言葉を使用するのは、財務諸表が、一方では株主に対する経営者の受託責任解除のための会計責任報告書の性格をもつとともに、他方では、投資者の投資意思決定情報の提供といった一面も共有するからである。実際、企業が公表するアニュアルリポートや会社webサイトなどのIR情報では、株主・投資家(本稿では、専門的投資家のみならず一般投資者も含む意味で、投資家に代えて投資者という用語を使用する)という言葉が一般に使用されている。

きたのである。

経営者による財務諸表の作成・公表に伴って実施される財務諸表監査の根本原則が二重責任の原則である。二重責任の原則とは、適正な財務諸表の作成責任は経営者にあり、監査人の責任は、財務諸表の信頼性の程度を明らかにするために表明される監査意見にあるという、いわゆる責任区分の原則を意味している。しかし、機関投資家をはじめとする財務諸表利用者の投資意思決定能力の高まりは、投資意思決定情報としての財務諸表の質・量両面において利用者の要求の拡大を生じさせることとなった。利用者の要求は、財務諸表の作成基準としての一般に認められた会計基準の改訂によって応えるべき課題である。しかし、一般に認められた会計基準の改訂は利用者の要求に即座に応えることはできない。社会の変化と制度の改訂にはタイムラグがつきものである。監査報告書において、監査意見とは別に補足的説明事項・特記事項・追記情報といった補足的な情報の記載を追加せざるを得なくなったのも、このような利用者からの要求の拡大に応えるためであった。さらに、今日、国際監査基準が新たに監査報告書に記載することとしたKAMも監査人からの新たな情報提供の追加である。

ここに、二重責任の原則は、監査人が表明する監査意見にとどまらず、監査報告書に記載される補足的・追加的記載事項すべてに関わる原則と考えざるを得ず、この観点から改めて監査論上の意義を再検討する必要性が高まっている。

本稿では、監査論上の根本原則、あるいは基礎概念と言われ、監査論テキストでも必ず触れられている二重責任の原則が、必ずしも確固とした理論的裏付けを持っていないこと、そのため、テキストで触れられる箇所によってその説明にブレが生じていることを明らかにするとともに、「二重責任の原則」という用語法も含めて、改めて、監査論上の意義を明らかにしたい。

II 二重責任の原則—日本における展開

1. 文献・テキストにおける展開

日本の監査論テキストの索引でナ行ないし「ニ」のリストを開けると、必ず「二重責任」、あるいは、「二重責任の原則」、「二重責任の制度」(dual responsibility) といった言葉が並んでいる。しかも、該当するページは、テキストの最初の章と後半の章の2カ所であることが多い。いわゆる総論部分と監査報告書を扱う箇所である。一方、アメリカの監査論テキストのindexを開いてみても dual responsibility という用語は見当たらない。この違いはどこにあるのであろうか。まずは、日本での取扱いを見てみよう。

二重責任の原則について、文献・テキストではどのように説明されてきたであろうか。昭和の時代、広く監査論テキストとして採用され、版を重ねてきた『会計監査詳説』、『新会計監査詳説』(日下部與市、中央経済社)では、「二重責任の制度」という用語のもと、以下の解説と定義を行っている⁵⁾。

監査人の主要な任務は財務諸表の適否に関する意見の表明にあり、彼は自己の意見に対して責任を負うにとどまる。会計記録や財務諸表の正確性もしくは誤謬の不存在、または特定の客観的事実の存否（それ自体）に関する責任は、監査を担当した監査人ではなくて、財務諸表を作成した経営者が負うべきものである。かように財務諸表の作成については経営者が、それに関する意見の表明については監査人が、それぞれ責任を分担する制度を一般に「二重責任の制度」（system of dual responsibility）という。（二重責任の制度は、今日の株式会社会計制度を支える重要な基盤である。）

かくのごとく、二重責任の制度ないし二重責任の原則は、財務諸表監査制度の根幹をなす基本的な原則であると説明されてきた。その骨子は、財務諸表の作成責任は経営者にあり、監査人の責任は財務諸表に対して表明される監査意見にあるとするものである。この説明自体は他の文献・テキストにおいても、今日においてもほとんど変わることろがない。異なる説明としては、監査人の責任を監査意見ではなく、監査報告書にあるとする記載がある。たとえば、佐藤は以下のように説明する⁶⁾。

財務諸表については経営者が、監査報告書については監査人がそれぞれ責任を分担するやり方を財務諸表に対する「二重責任制度」⁷⁾（Dual Responsibility）と呼んでいる。

佐藤は、監査意見に代えて監査報告書に対する責任と表現するが、他の箇所では、「財務諸表の作成に関しては経営者（依頼人・被監査人）が責任を有し、財務諸表に対する意見（監査報告書）については監査人が責任を負うわけである」⁸⁾と記しているように、監査意見と監査報告書を同列視しており、二重責任の意味を変えているわけではない。監査報告書をもっぱら監査意見の表明手段としてとらえ、監査人からの情報提供が今日ほど問題にならなかつた時期と重なるものである。

二重責任の原則を、財務諸表公開制度のもとにおける経営者と監査人との役割分担ととらえるにもかかわらず、何故、責任区分（分担）の原則と言わず、言い換えれば、division of responsibility ないし responsibility division と言わず、二重責任、dual responsibility と呼んだのかは定かではない。この点については、後半で取り上げたい。

5) 日下部與市〔1962〕6頁。() 内は日下部與市〔1975〕7-8頁でつけ加えられた文章。日下部は、『会計監査詳説』を初めて世に問うた1962年に先立つ1960年にも「二重責任の制度」として、ほぼ同じ解説と定義を行っている。（日下部與市〔1960〕74頁）

6) 佐藤孝一〔1967〕131頁。

7) 現在の監査論テキストでは、ほぼ、「二重責任」ないし「二重責任の原則」で統一されている。日下部や佐藤が使用する「二重責任の制度」は、あとで触れるように、監査基準で二重責任の概念が啓蒙的に説明された時期とつながるようである。

8) 佐藤孝一〔1967〕132頁。

2. 1950年監査基準と二重責任の原則

二重責任の原則が財務諸表監査の根幹をなす重要な概念であるのなら、法定監査の成立、すなわち、証券取引法監査成立の1950年から財務諸表監査制度の根本原則として規定されてきたはずである。次に、財務諸表監査制度の中で二重責任の原則がどのように扱われてきたのか、財務諸表監査において遵守すべき規範を代表する監査基準での取扱いをみてみよう。

周知のように、1950年3月、証券取引法改正により財務諸表監査制度が誕生した。これにともない、日本最初の監査基準が、当時の経済安定本部・企業会計審議会によって同年7月に設定された。

1950年監査基準では、いわゆる二重責任に関して、その前文と本文（一般基準）の2カ所で取り上げている。

監査基準前文：財務諸表の監査について—監査の意義

「…監査人は、財務諸表に対する自己の意見につき責任を負うのみであって、財務諸表の作成に関する責任は、企業の経営者がこれを負わなければならない。」

監査基準—監査一般基準六

「監査人は財務諸表に対する意見に関して責任を負うのであって、財務諸表の作成に関して責任を負うものではない。」

1950年監査基準前文の第一段には、以下の記載もある。

「監査基準及び監査実施基準を設定して、監査制度の基礎を確立するに当たり、あらかじめ、ここに取扱う監査の意義、その必要性及びこれが実施の基礎條件を明かにすることは、監査に対する社会一般の認識を向上せしめ、監査制度の円滑なる運営を図るために、必要欠くべからざることである。」

すなわち、財務諸表監査の制度化をむかえ、その前文において啓蒙的な意味合いで二重責任について触れたものである。また、監査基準本文においても、監査一般基準の一項目として同じく二重責任を規定していることは、それが財務諸表監査の根幹的原則であることを意味するものであった⁹⁾。

注意を要するのは、監査論関係の図書で使われている「二重責任」という用語自体が直接1950年監査基準で表記されているわけではないことである。基準では、監査の意義・根幹的原則である「経営者と監査人との責任分担」を意味する内容が記述されているに過ぎない。言い換えれば、監査に関わる経営者の財務諸表作成責任と監査人の意見表明責任の区分・分

9) 岩田は、8つの1950年監査一般基準のうち、前半の一から四と後半の五から八は異なる意味をもつと解説する。すなわち、前半は監査一般基準の本来の設定目的である監査人の主体的条件を定める基準（監査人の資格・条件、公正不偏性、正当注意、秘密保持）であり、後者は「監査の意義、効果または任務の範囲を明確にせんとする啓蒙的な規定」を定めたものである、と（岩田巖〔1950b〕1-2頁）。正規の監査を控えた1956年監査基準の改訂では、すでに基準の啓蒙的役割は終えたとして、これら監査一般基準の後半4規定と前文の「財務諸表の監査について」と題する啓蒙的意味合いでもつた解説が削除されている。

担について、監査基準そのものが「二重責任」と名付けたものではないという事実である¹⁰⁾。

3. 「二重責任」用語の定着

「二重責任」という用語を、誰が、いつから使用し、いつごろ監査専門用語として定着したかについては定かではない。筆者が手にした文献・資料によると、最初に「二重責任」ないし「二重責任の制度」という用語を使ったのは、当時の経済安定本部企業会計審議会第三部会長であり1950年監査基準設定において中心的な役割を果たした岩田巖であろうと思われる。また、「二重責任の原則」が監査専門用語として定着したのは1960年代であろう。

当時の監査文献のうち、監査基準設定の翌年、1951年発刊の久保田音二郎『会計監査』¹¹⁾では、「被監査側と会計士側とに、判断の適否に意見の相違があると、…その相違を監査報告書に記載する義務がある。もっとも、記載の義務があるほどの重要問題であっても、それだからとてその会計処理を会計士側の意見通りに仕向ける必要はない。蓋し、会計処理の責任は被監査側にあり、会計士は、それを得心できるように措置すればよいからである」として、二重責任について触れてはいるが、「二重責任」という用語自体は使われていない。また、江村稔も1955年の『会計監査』¹²⁾で、「財務諸表そのものの正確さに関する責任は先ず以て経営者にあること、そして独立の監査人はただそれに関する意見を表明するものであること、この二つのことを理解することは、監査報告書の内容と用語法を理解する基礎をなすものである」と、久保田同様、二重責任について触れてはいるが、その用語自体は使っていない。

1960年代に入ると、1960年同時に発刊された青木倫太郎責任編集の体系近代会計学第六巻『監査会計論』（中央経済社）や久保田音二郎編集の『会計監査』（青林書院）において「二重責任」が使用されている。前者では、渡邊實が1950年監査基準・監査一般基準六の引用の後に「二重責任の原則」と名付けており¹³⁾、後者では、日下部が注5で示したように「二重責任の制度」として解説を行っている。これ以降の監査文献では、「二重責任の原則（制度）」は一般的な用語となっていたようである。

「二重責任」を最初に使用したのが、岩田巖ではないかと指摘したが、1950年前後に多くの監査論著書や論稿を発表した佐藤にその手掛かりがある。

佐藤は、1948年『監査報告』（太平社）、1949年『監査基準』（太平社）、1953年『現代監

10) 日本初の監査基準は1950年7月に設定された。2カ月前の5月19日には、日本会計研究学会第9回大会（日本大学）が開催され、「監査基準」と題する円卓討論会が実施された。岩田巖が司会を担当し、平井泰太郎、久保田音二郎、江村稔、佐藤孝一をはじめ、当時の鋭々たる会計・監査学者が集まって、監査基準（案）について意見を交わした速記録がある（日本会計研究学会〔1950〕）。そこでは監査人と経営者との責任の区分、特に二重責任についての記録はなく、監査一般基準のこの規定が啓蒙的・教育的なものであるとの指摘がなされているのみであった。

11) 久保田音二郎〔1951〕102頁。

12) 江村稔〔1955〕224頁。

13) 渡邊實〔1960〕105頁。

査論』(太平社), 1957年『近代監査論』(中央経済社) というように, 財務諸表監査制度創成期に一連の監査論著書を発表している。このうち, 佐藤が最初に「二重責任の制度 (Dual Responsibility)」を記したのは, 1953年の『現代監査論』である。以後, 発表された著書でも「二重責任制度」として解説が加えられている。

1953年の著書では以下の記載がある。少し長いが引用してみよう¹⁴⁾。

右の條項（監査基準一般基準第六：筆者）は、監査人の財務諸表に対する責任の限界を簡潔且つ明快に規定したものであるが、…右の條項について岩田教授は次の如く説明されている。『これは二重責任の制度（Dual Responsibility）に関する規定である。監査人は監査報告書に記載した財務諸表についての自己の意見に對しては責任を持つけれども、財務諸表そのものについてはこれを負わないものである。財務諸表についての責任は當該企業の經營者が、監査報告書については監査人が、それぞれ責任を分擔する二重責任の制度によって、財務諸表の信頼性を確保せんとするのが、職業的監査人による監査制度の特徴である。』

つづいて1957年に発表された佐藤の『近代監査論』では、監査人の責任の限界について、以下の記載内容に変わっている¹⁵⁾。

右の文言（監査基準一般基準第六：筆者）は、財務諸表監査における監査人の負うべき責務の限界の一面を、簡潔且つ明快に表現したものであり、又財務諸表に対するいわゆる「二重責任制度」（Dual Responsibility）について述べたものであって…

『現代監査論』では、岩田の引用のもと「二重責任の制度」と記載しているのに対して、4年後に公刊された『近代監査論』では、自らの用語として「二重責任制度」に関する記述がある。これをみてもわかるように、この間に、「二重責任」が監査専門用語として定着し、1960年前後から各種監査文献で使用されるようになったのだろうと推測される。

佐藤が記した岩田の文言については引用先が示されていないためその出典は不明であるが、筆者が確認した限りでは、以下の岩田の論稿にほぼ同じ内容が書かれている¹⁶⁾。

第六の條項は「二重責任」に関する規定である。監査人は監査報告書に記載した自己の意見に對しては責任を負うけれども、財務諸表については責任は負わないものである。財務諸表それ自体についての責任は、當該企業の經營者がこれを負うべきものである。財務諸表は經營者の財務諸表であって、監査人の財務諸表ではないからである。

財務諸表については、經營者が監査報告書については、監査人が、夫々責任を分担する二重責任の制度によって、財務諸表に対する信頼性を確保せんとするのが、職業監査人に

14) 佐藤孝一 [1953] 243-244頁。

15) 佐藤孝一 [1957] 114-115頁。

16) 岩田巖 [1950b] 2頁。

による監査制度の特徴である。

佐藤の引用文が旧字体を使用しているのに対して、初代監査基準設定直後の1950年の岩田論稿では新字体が使用されていることから、佐藤の引用文は監査基準設定以前の岩田の論稿であろう。これらの佐藤と岩田の著述をみる限り、「二重責任」という用語を最初に使用したのは、岩田巖であると推測するものである。

4. 財務諸表監査制度における展開

日本の財務諸表監査制度は1951年の初度監査から5年間に及ぶ準備期間を経て1957年1月1日開始事業年度より正規の財務諸表監査が実施されることとなった。正規の財務諸表監査を控えた1956年、監査基準・監査実施準則が改訂され、監査報告準則が追加設定された。

1956年の改訂は、監査基準の設定について（1956年12月25日大蔵省企業会計審議会中間報告）で述べられているように、「さきの中間報告の公表以来の数年の間における監査実務経験にかんがみ、監査基準及び準則の一部を改訂したが、監査基準における基本原則には何ら変更は加えられていない」としながらも、1950年監査基準の前文「財務諸表の監査について」と監査一般基準六に記載されていた、いわゆる二重責任の原則に関わる記載が削除されたこととなった。これは、中間報告がいうように、「企業会計制度の発展と相まって、監査慣行も次第に成熟するにいたった」ため、1950年監査基準の啓蒙的役割は終えたとして削除された¹⁷⁾ものであって、監査の本質は変わっていない。言い換えれば、二重責任の原則はすでに監査制度における基本概念として定着したことを意味するものであった。

したがって、これ以降、監査基準・準則の部分改訂、1965年の山陽特殊製鋼事件等の監査人不祥事を契機とした全面改訂、1976年から1977年にかけての連結財務諸表・中間財務諸表といった財務諸表公開制度の拡大にともなう改訂、1991年の補足的説明事項の廃止とそれに代わる特記事項の記載、経営者確認書の入手義務、監査実施準則における個別具体的な監査手続の削除にともなう大幅改訂など数次にわたる監査基準・準則の改訂があったが、この間、二重責任の原則が取り上げられることはなかった。

二重責任の原則が改めて監査基準で取り上げられたのは、2002年の監査基準・準則の全面改訂においてである。1990年代のバブル崩壊からの平成不況、資本市場・経済活動のグローバル化、公認会計士監査に対する批判の高まりなどから、「財務諸表の重要な虚偽の表示の原因となる不正を発見する姿勢の強化、ゴーイング・コンサーン（継続企業の前提）問題への対処、リスク・アプローチの徹底、新たな会計基準への対応及び監査報告書の充実を図ることを改訂の重要なポイントとし」（2002年監査基準前文「監査基準の改訂について」2002年1月25日企業会計審議会）た監査基準の全面的見直しが行われることとなった。さらに、

17) 1956年監査基準改訂では、注9で記載したように、二重責任に関する記載を含めて、監査一般基準の六から八の4つの啓蒙的規定もすべて廃止された。

前文は、本改訂の目的について、「単に我が国の公認会計士監査の最大公約数的な実務を基準化するという方針ではなく、将来にわたっての公認会計士監査の方向性を捉え、また、国際的に遜色のない監査の水準を達成できるようにするための基準を設定することを目的としている。さらに、公認会計士監査に対する社会の種々の期待に可能な範囲で応えることも改訂基準の意図したところである。」と続けている。

2002年監査基準改訂が前例のないほど大きな改革であったことは、その前文が過去における改訂時のそれとは比較にならない文字数で詳細に記載されていることからも明らかである。

1950年監査基準では、監査人が財務諸表に対する自己の意見につき責任を負うのみであつて、財務諸表の作成責任は経営者にある旨の記載が、その前文と監査一般基準で啓蒙的に示されていたが、「二重責任の原則」という用語は使用されていなかった。これに対して、2002年監査基準の改訂では、監査人の責任と経営者の責任の区別について触れるとともに、前文の2カ所において「二重責任の原則」という用語が使われている。すなわち、前文において、監査の目的を明確にする必要性を訴える箇所では、監査の目的は財務諸表の適正表示に関する監査人の意見を表明することにあること、この目的に関連して、監査人の意見表明責任と経営者の財務諸表作成責任との区別を明示する必要性を強調しており、このような責任の区別を「二重責任の原則」と定義づけている（三1監査の目的(1)）。監査報告書の記載についても、これまでの範囲区分と意見区分の2区分・2パラグラフから、範囲区分を監査の対象と実施した監査の概要の2パラグラフに分け、財務諸表に対する意見と合わせて、2区分・3パラグラフ¹⁸⁾に分けて記載することを求めるとともに、「監査の対象には、いわゆる二重責任の原則についても記述することを明記した」（三9監査意見及び監査報告書(2)監査報告書の記載）との説明を加えている。

さらに、2002年監査基準では、前文における「二重責任の原則」の記載のみならず、監査基準・報告基準三「無限定適正意見の記載事項」(1)監査の対象と題する監査基準本文においても、「…財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること」との記述を具体的な監査報告書記載事項として初めて規定した。

1950年と2002年の両監査基準において取り上げられたいわゆる「二重責任の原則」は、いずれも経営者と監査人との責任分担についての規定であることに変わりはない。しかし、2002年監査基準が「二重責任の原則」を監査報告書における必然的記載事項としたのは、単に監査関係者への啓蒙的意図によるものではなく、当時問題となっていたいわゆる監査人と財務諸表利用者との間の期待ギャップを起因とするものであった。すなわち、期待ギャップを埋めるための監査報告書の情報化（追記情報の記載）と、それにともなう、監査人の責任

18) 2002年監査基準の改訂により、監査報告書は導入区分・範囲区分・意見区分の3区分に広がったと捉えることもできるが、本稿では監査対象・二重責任の記載・監査の概要の記載は従来の範囲区分の拡大であるとして、監査報告書標準様式は範囲区分と意見区分の2区分・3パラグラフの体裁をとる理解している。

限定の必要性から、監査報告書における明快な記載が必要とされるに至ったものであるといえよう。したがって、1950年から半世紀の間に、「二重責任の原則」がより積極的な意味合いをもつものにその性格を変えてきたと解釈すべきである。

1950年から始まった証取法（金商法）監査は、今日にいう投資意思決定情報としての財務諸表監査というより、受託責任解除監査という性格も強くもっていた。したがって、監査報告書はあくまでも財務諸表の適正性に関する監査人の意見表明手段としての性格、いわゆるオピニオンレポートとして捉えられていたのである。一方、2002年監査基準は、財務諸表監査を投資意思決定情報監査と考える立場から、監査報告書も財務諸表と相まって投資者への情報提供手段としての性格を帯びるようになったといえよう。いわゆるインフォメーションレポートとしての捉え方がそれである。

今日の投資意思決定情報監査における「二重責任の原則」の意味を問う前に、次節では、アメリカにおける「二重責任の原則」の展開をみてみよう。

III 二重責任の原則－アメリカにおける展開

1. 文献・テキストにおける展開

アメリカの文献・テキストでは、いわゆる「二重責任の原則」についてどのように説明されてきたのであろうか。また、日本のテキストにある“principle (system) of dual responsibility”という用語についてはどうであろうか。

アメリカでベストセラーとなった監査論テキストのひとつはミシガン州立大学 Arens 教授の“*Auditing: An Integrated Approach*”¹⁹⁾ である。このテキストは2003年発刊の第9版からは、“*Auditing and Assurance Services: An Integrated Approach*”と改題され、現在、第15版²⁰⁾まで重ねている。

本テキスト第14版では、いわゆる「二重責任の原則」について以下の記述がある²¹⁾。

STANDARD UNQUALIFIED AUDIT REPORT

.....

2. Introductory paragraph. ...

Third, the introductory paragraph states that the statements are the responsibility of management and that the auditor's responsibility is to express an opinion on the statements based on an audit. The purpose of these statements is to communicate that management is responsible for selecting the appropriate accounting principles and making the measurement decisions and disclosures in applying those principles and to clarify the respective roles of management

19) Arens et al. [1976] [1999: 8thed.].

20) Arens et al. [2013]. Arens はアメリカ会計学会 (AAA) 元会長でもあるが、2010年に逝去している。

21) Arens et al. [2012: 14thed] p. 66.

and the auditor.

すなわち、標準監査報告書における導入パラグラフ (introductory paragraph) では、経営者が財務諸表作成責任を負い、監査人の責任は監査の結果に基づく監査意見の表明にあるとする記載を行うとの説明があり、その意味を簡潔に解説するのみで、日本のテキストのように、それが財務諸表監査制度の根幹をなす基本的な原則であるとか、この原則を「二重責任の原則」 (principle of dual responsibility) と呼ぶというように、とりわけ基本的な財務諸表監査上の概念として扱われているわけではない。

いわゆる二重責任に関する記載は、他のテキスト等でもほぼ同じ扱いである。“dual responsibility” といった用語はいずれのテキストにも記載されておらず、ましてや、日本のように、索引 (index) などにおいて取り上げられているわけではない²²⁾。

アメリカの監査基準が、監査報告書でいわゆる二重責任の原則の記載を要求したのは、1988年の監査基準報告書 (SAS: Statements on Auditing Standards) 第58号からである。一方、日本では、監査報告書での記載は要求されていないものの、1950年の監査基準初版では、啓蒙的な意味合いをもって前文ならびに監査一般基準六でいわゆる二重責任の原則を取り上げていた。

同時期におけるアメリカの文献・テキストではどうであったろうか。

アメリカで最も古くから公刊されていた監査論テキストの代表は Robert H. Montgomery の “Auditing theory and practice”²³⁾ である。本書は、Montgomery の晩年以降、“Montgomery's Auditing” とタイトルを変更して第12版 (1998年発刊) まで重ねている。

1957年に公刊された “Montgomery's Auditing” 第8版では、いわゆる二重責任に関して以下の記述がある²⁴⁾。

STANDARDS OF REPORTING.—The primary responsibility for reporting on financial position and results of operations of a business concern rests with its management. Such reports of management are called financial statements, and usually include a balance sheet and statements of income and surplus. The auditor's report is the medium through which he expresses his opinion on financial statements prepared by management, based on his examination of such statements through auditing procedures.

この記述も、今日の監査論テキストにおける記載と本質的に変わることはない。いずれも、監査報告基準ないし監査報告書記載内容の解説の箇所でいわゆる二重責任の原則に関する

22) Robertson et al. [2002] や Strawser et al. [2001], Whittington et al. [2010] などのテキストでも、監査報告書の導入パラグラフで監査人の責任と経営者の責任の分担を記載すると触れるのみで、日本のように詳細な解説はない。

23) Montgomery [1912].

24) Lenhart et al. [1957] p. 13.

る解説を行っている。しかし、それが財務諸表監査の根幹をなす概念であるとか、「二重責任の原則」といった固有名称を与えられているわけでもない。

ただ、1947年の監査基準試案設定前には、AIA（現在のAICPA）発行の機関誌、Journal of Accountancyにおいて、「貸借対照表は誰のものか？」と題する論説が掲載され、いわゆる二重責任について論じている²⁵⁾。

論説では、「財務諸表の第一次作成責任は経営者にあり、独立監査人の責任は彼らが表明する監査意見にあることは、会計士団体もSECもニューヨーク証券取引所も、いずれもが認めている事実である」と主張する。さらに続けて、「経営者が財務諸表に第一次責任を負い、監査人がそれをチェックすることは、財務諸表に二重(double)のチェックがほどこされ、二重(double)の責任が重なることとなる。…したがって、この二重責任の概念(concept of dual responsibility)は明らかに公共の利益に適うものである」と。

すなわち、当時のアメリカでは、会計士が実質的に財務諸表を作成することあるいは強く財務諸表作成に関して助言・勧告を行うこと（助言・勧告の重要性については当然現在も同様である）も珍しいことではなく、財務諸表作成に会計士がかかわることにより、公表財務諸表に対する二重責任が存在するという事実を指摘している。その上で、経営者が会計士の勧告を受け入れるかどうかは、もっぱら経営者の権限に属することであり、会計士はそれを強制することはできない。したがって、会社名のもとで財務諸表を発行する限り、それは疑いもなく会社の陳述書であり、財務諸表に対する第一次責任は会社にあると主張する²⁶⁾。

このように、「二重責任」という言葉が当てはまる対象は、日本で根本的な相違がある。アメリカにおける「二重責任」は、財務諸表作成に第一次責任を負う経営者と、経営者が作成する財務諸表にチェックを加え、必要に応じて財務諸表の修正を助言・勧告する監査人の二次的な責任の重なりが財務諸表を取り巻く公共の利益につながるという意味で使われている。一方、日本では、「二重責任」を経営者の財務諸表作成責任と監査人の意見表明責任という財務諸表と監査報告書に関する責任区分・責任分担の意味で使われている。この日米間の用語上の齟齬を解消するためには、「二重責任」に代えて、「責任区分の原則」ないし「責任分担の原則」を用いるべきであろう。以下においては、責任分担の意味で使われる「二重責任の原則」については、「責任区分の原則」と言い換えることにしたい。

25) EDITORIAL [1940] pp. 338-339.

26) 先に、二重責任・“dual responsibility”という用語は岩田が最初に使用したのではないかと指摘した。岩田が同様のタイトルのもとでこの論説に触れていることから、“dual responsibility”的出典はこの論説であろうと推測される。ただ、この論説がいう“dual responsibility”は、財務諸表の作成と監査意見の表明における責任区分を意味するものではなく、第一次責任は経営者にあるものの、財務諸表の作成に監査人もかかわることを“dual responsibility”と呼んでいることに注意すべきである。したがって、財務諸表監査の基礎概念として説明される責任区分について、二重責任・“dual responsibility”を用いることは適切ではないということができよう（岩田巖 [1957a] 3頁）。

2. 財務諸表監査制度における展開

アメリカの財務諸表監査制度の中で「責任区分の原則」がどのように扱われてきたのか、本節では、監査基準・監査報告書における取扱いをみてみよう。

アメリカで最初の監査基準（一般に認められた監査基準）が設定されたのは、1938年に発覚したマッケソン・ロビンス（McKesson & Robbins）会社事件を契機とするものである。この事件の発覚後、アメリカ証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）の要求により、アメリカ会計士協会（American Institute of Accountants: AIA）の監査手続委員会（Committee on Auditing Procedure）が1947年に発表した「監査基準試案－その一般に認められた意義と範囲（Tentative Statement of Auditing Standards; Their Generally Accepted Significance and Scope）」がそれであった。1954年には、意見差控報告書の採用による報告基準の第4を加えた「一般に認められた監査基準－意義と範囲（Generally Accepted Auditing Standards; Their Significance and Scope）」が正式に発表された。その後、今日に至るまで、文言の修正はあったものの監査基準の構成と内容に基本的な変更はない。また、1954年監査基準では、日本の1950年監査基準とは違って、責任区分の原則に関する条文は含まれていなかつた。

周知のように、アメリカでは、監査の基本原則をうたう「一般に認められた監査基準」に加えて、実務上の解釈指針としての監査手続書（Statements on Auditing Procedure; SAP），それを引き継ぐ監査基準書（Statements on Auditing Standards; SAS）をまとめて監査基準といってきた。次に、これらの解釈指針を含めた「一般に認められた監査基準」設定前後における標準監査報告書の記載内容を時系列でみてみよう²⁷⁾。

アメリカにおいて監査人が従うべき基準や手続きをまとめようとした最初の努力は、1914年～1917年までの第一次世界大戦中にあった²⁸⁾。当時の信用目的のための財務諸表の作成と監査における統一性を求めて、AIA が1917年に作成した「貸借対照表監査覚書（A Memorandum on Balance-Sheet Audits）」、ならびに、連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board; FRB）が配布した「覚書」の写し、「統一会計－連邦準備制度理事会試案（Uniform Accounting; a Tentative Proposal Submitted by the Federal Reserve Board）」がそれである。

「統一会計」で示された監査報告書様式は次のようなものであった²⁹⁾。

私は、一から一までの期間の○○会社の勘定を監査した。そして上記の貸借対照表と損益計算書は連邦準備制度理事会が指示勧告する方法に準拠して作成され、かつ私の意見によれば、一における会社の財政状態およびその機関の経営成績を表示していることを証明する。

27) アメリカにおける監査報告書標準様式の変遷については、拙稿〔1978〕95-106頁、拙稿〔1982〕49-63頁を参照されたい。

28) Steele [1962] p.10.

29) Federal Reserve Board [1917] p. 430.

「統一会計」に続いて AIA が作成した監査報告書様式は、「財務諸表の検証」(1929) で公表されたものであった。ここでは、上記の文言について一部修正があったものの、記載内容自体は変わるものではなく、「責任区分」に関する記載は含まれていなかった。

その後、ウルトラマーレス (Ultramarines) 事件の判決 (1931年) にともない、第三者責任への拡大を契機とする監査証明 (certify) から監査意見 (opinion) への転換、事実 (監査対象) の記載と意見の記載の区分を目的とした監査報告書様式の 2 区分化³⁰⁾ が提示されることとなったが、ここでも責任区分に関する記載は含まれていなかった。

1933年証券法、1934年証券取引法により、いわゆる貸借対照表監査に代わって投資者保護を目的とした財務諸表監査制度が成立した。法定監査の実施にともない、AIA とニューヨーク証券取引所は、協働して「会社会計の監査」と題するパンフレットを1934年に発表し、財務諸表監査に関する最初の監査報告書標準様式を提示した³¹⁾。

この監査報告書は、いわゆる範囲区分と意見区分の記載が明瞭に区分され、今日の監査報告書標準様式の基礎となるものであったが、ここでも責任区分についての記載は含まれていない。

投資者向け財務諸表監査の法定化以降、監査報告書標準様式は、1936年の「独立公共会計士による財務諸表の監査 (Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants)」、SAP 第1号 (Extensions of Auditing Procedure: 1939年)³²⁾ における部分改訂を経て、1947年の監査基準試案発表に合わせた SAP 第24号 (1948年) による監査報告書の提示により、現在につながる監査報告書標準様式の姿が一応の完成をみたのである。当時の監査報告書標準様式は次のようなものであった³³⁾。

われわれは、19一年12月31日現在のX会社の貸借対照表と同日をもって終了する年度の損益および剰余金計算書を検査した。われわれの検査は一般に認められた監査基準に準拠して行われ、したがって、われわれがその時の状況において必要と認めた会計記録の試査およびその他の監査手続を含んでいる。

われわれの意見によれば、添付されている貸借対照表と損益及び剰余金計算書は、前年度と継続して適用された一般に認められた会計原則に準拠して19一年12月31日現在のX会社の財政状態および同日をもって終了する年度の経営成績を適正に表示している。

この監査報告書標準様式でも責任区分については触れられていなかった。

SAP 第24号による短文式監査報告書標準様式の一応の完成後は、財政状態変動表を財務諸表に含めた SAP 第50号 (1972年)³⁴⁾ における改訂、監査手続書 (SAP) から監査基準報告

30) Cochrane [1952] pp. 73-74; 森実 [1970] 26-29頁。

31) 監査報告書の内容については、Steele [1962] p. 98 を参照されたい。

32) Committee on Auditing Procedure [1939].

33) Committee on Auditing Procedure [1948] p. 390.

34) Committee on Auditing Procedure [1972] p. 69.

書 (SAS) への移行後の SAS 第 2 号 (1974年)³⁵⁾ における部分改訂はあるものの、基本的な内容に変わることとはなかった。ただ、過去の SAP の集大成として編纂された1972年の SAS 第 1 号では、「独立監査人の責任と機能」ならびに「監査人と経営者との責任の区分」と題するパラグラフにおいて以下の記載がある。

「独立監査人による財務諸表監査の目的は、財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠して、財政状態ならびに経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かに関する意見を表明することにある。監査報告書は、監査人が意見を表明するか、状況によっては意見を差し控える手段である。・・・財務諸表は経営者の責任である。監査人の責任は、財務諸表に関する意見を表明することにある。」³⁶⁾

このように、監査報告書での記載は要求されていないものの、監査基準に対する実務上の解釈指針である SAS では、責任区分の原則について、日本の1950年監査基準におけると同様の記載が含まれている。

アメリカの監査報告書標準様式が大きく変わったのは、SAP 第24号の発表から40年を経た1988年の監査基準報告書 (SAS: Statements on Auditing Standards) 第58号によるものであった。

1960年代後半から1980年代にかけては、コンチネンタル・ベンディング・マシン (Continental Vending Machine) 事件をはじめとする公認会計士に対する損害賠償請求訴訟が多数提起され、準大手監査法人であった Laventhal & Howarth 会計事務所が解散するなど会計事務所受難の時代となった。これらの訴訟は、監査人の実施する監査業務と財務諸表利用者の監査に対する期待との間にギャップが存在することを浮き彫りにした。AICPAは、この期待ギャップ (expectation gap) の解消を目的として、1974年に Manuel E. Cohen を委員長とする「監査人の責任委員会 (The Commission on Auditors' Responsibilities)」(通称コーエン委員会) を立ち上げ、1977年3月に中間報告、1978年に最終報告書 (The Commission on Auditors' Responsibilities, Report, Conclusion, and Recommendations) を発表した。報告書の中で、コーエン委員会は経営者の責任と監査人の責任の区別を明確にすることが重要であるとして、責任区分に關し以下の記述を残している³⁷⁾。

The traditional division of responsibility places direct responsibility for financial statements on management. The auditor's responsibility is to audit the information and express an opinion on it. This division of responsibility has been reflected in statutes requiring audits and in the professional standards of auditors. (傍点：筆者)

この記述自体は責任区分に関する主張であり、法律や監査人の専門職業基準で反映されて

35) Auditing Standards Executive Committee [1974] p. 88.

36) Committee on Auditing Procedure [1972] pp. 6-7.

37) Commission on Auditors' Responsibilities [1978] p. 9 (鳥羽至英訳 [1990] 16頁)。

いるとあるように、責任区分が財務諸表監査の本質に関わることの再確認が期待ギャップを埋める一つの方策であることを主張している。ただ、日本では「二重責任 (dual responsibility)」という用語でほぼ統一されているこの内容が、本報告書では、“division of responsibility”という言葉で説明されている。先にも触れたように、いわゆる「二重責任」とは財務諸表監査における経営者と監査人との責任の区分ないし分担が本旨であり、これに対して、“dual responsibility”は財務諸表本体の作成責任の二重性に関わる表現ととらえるべきであることから、経営者と監査人の責任分担に「二重 (dual)」という言葉はふさわしくなく、「二重責任の原則」に代えて、「責任区分の原則」と言い換えるべきであろう。

コーベン委員会による監査人の業務と財務諸表利用者の期待との間のギャップ解消のための諸提案（拒否されたものもある），続いて、経営者不正の発見に対する監査人の役割について勧告を行ったトレッドウェイ委員会（Treadway Commission）報告書（Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting: 1987年公表）への対応として、AICPAの監査基準委員会（Auditing Standards Board; ASB）は、一連の新しい監査基準書（SAS）を1980年代後半に公表した³⁸⁾。

一連の監査基準書のうち、SAS 第58号 “Reports on Audited Financial Statements”（1988年）がSAP 第24号で提示された監査報告書標準様式を40年ぶりに大きく改訂したのである。重要な改訂の一つは、責任区分に関する記載を要求したことである。

SAS 第58号は、これまでの監査報告書標準様式が範囲区分と意見区分の2区分・2パラグラフの体裁を取ってきたのに対して、導入パラグラフ（introductory paragraph）を追加して2区分3パラグラフとした。導入パラグラフにおいては、これまで範囲区分で記載されてきた監査対象の特定に加えて、財務諸表の作成責任と財務諸表に対する意見表明責任を明確に区別する「責任区分の原則」について明記することとしたのである。以下の記述である。

…監査対象の特定… These financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit.

SAS 第58号は、これまで監査人が当然と考えてきた経営者の責任と監査人の責任の区別について、必ずしも財務諸表利用者が理解していないことに対処するため「責任区分の原則」を監査報告書に明記することとしたのである。SAS 第58号で採用された監査報告書標準様式は、今日まで四半世紀以上にわたって基本的な修正を加えられていない。

しかし、世界の潮流は、さらなる変革に向かおうとしている。

SAS 第58号における監査報告書の改訂は、日本においても2002年の監査基準改訂に取り込まれることとなった。

38) O'Reilly et al. [1998] p. 4・3 (中央監査法人訳 [1998] 133頁).

IV 「責任区分（二重責任）の原則」の意義と問題点

1. 「責任区分（二重責任）の原則」の意義

ここまで、責任区分の原則が日米の文献・テキストおよび監査制度においてどのように取り扱われてきたかについて論じてきた。

経営者の財務諸表作成責任と監査人の意見表明責任の区別については、日米の解釈に異なる点はない。また、監査報告書や監査制度での取扱いもタイムラグはあるものの、基本的な趨勢に変わることろはない。にもかかわらず、「責任区分の原則」の意義について、日米間で若干の違和感があるのも事実である。何故だろうか。

日本では、最初の監査基準でいわゆる「二重責任の原則」を条文に取り込んでいた。また、法定監査実施当初から監査論テキストや文献においても、「二重責任の制度・原則」³⁹⁾と名付けたうえで、財務諸表監査の根幹をなす基本的な原則・概念として変わらず重視してきた。1950年監査基準がその前文と監査基準本体（一般基準）双方でこの概念を前面に押し出して以来、1956年監査基準の改訂で二重責任の原則にかかる前文と規定が削除されてからも、また、2002年改訂で改めて監査報告書記載事項と規定されてからも、テキストや文献では、財務諸表監査にかかる概念説明の総論部分と監査意見（監査報告書）を取り扱う各論部分の少なくとも2ヵ所で「二重責任の原則」が重要な概念として取り上げられてきた。

一方、アメリカでは、1988年のSAS第58号で経営者の財務諸表作成責任と監査人の意見表明責任の区別に関する記載が要求されてからは、監査報告書における記載の意味を簡単に解説するのみで、それが財務諸表監査制度の根幹をなす基本的な原則であるとか、この原則を「二重責任の原則」(principle of dual responsibility) ないし「責任区分の原則」(principle of responsibility division) と呼ぶというように、とりわけ基本的な財務諸表監査上の概念として扱ってきたわけではない。SAS第58号の発表以前も，“Montgomery’s Auditing”的に、責任の区分について簡単に解説するだけであった。ただ、例外的な取扱いとしては、注24で示した1940年のJournal of Accountancy誌の論説やコーベン委員会報告書、SAS第58号などの財務諸表に対する経営者の第一次責任についての論述がある。

Journal of Accountancy誌の論説では、アメリカの監査実務であった会計士の財務諸表作成への強い関わり合いに触れて、次のようにいう⁴⁰⁾。

たとえ会計士が会計処理の修正を勧告し、それに基づいて財務諸表を作成したとしても、会社側がこの財務諸表を承認し、自らの会社名で財務諸表を発表すれば、それはまぎれもない会社の陳述書である。財務諸表を作成したのは誰かと、誰が財務諸表の主たる作成責任を負うかは別問題である。会社が財務諸表を公表しないことを決めれば、会計士は強制できな

39) 1950年代の文献・テキストでは「二重責任の制度」、現在は「二重責任の原則」が一般的用語となっている。これは、制度の一翼を担う1950年監査基準がこの概念を取り上げ、1956年改訂で削除されたことによるものと考えられる。

40) EDITORIAL [1940] pp. 338-339, 岩田巖 [1950a] 3-7 頁。

いのである。また、会計士が会社と財務諸表作成に関する契約を結んでも、財務諸表作成に関する会計士の責任は契約の相手側たる会社に対して負うのみであって財務諸表利用者である第三者に対して責任を負うものではない。

論説は、当時、会計士が財務諸表作成に強く関わることが一般的であったという事実から、それにもかかわらず、財務諸表に対する第一次責任は経営者にあることを強く主張した。

また、コーベン委員会報告書や監査基準（SAS 第58号）は、経営者が財務諸表に対する第一次責任を負うべき理由について以下のようにいう⁴¹⁾。

企業の取引や資産・負債の増減に経営者は直接接觸しており、経営者の管理下にある。経営者は企業について経験と十分な知識をもち、また、企業経営に継続的にかかわっているため、監査人に比べて、会計上の判断をより適切に下せる立場にいる。経営者は十分かつ有効な会計組織を保持し、諸取引を会計帳簿に適当に記録し、資産を保護する直接責任を負う。何故ならば、これらに関する経営者の知識は第一次的であり、監査人の知識は第二次的だからである。監査人の責任は経営者の測定を検証し、経営者の根拠づけが適切であるかどうかを評定することである。もし監査人が監査の対象である情報の作成プロセスに責任があるとするならば、情報の独立的評定という根本的な考え方を脅かされることになるであろう、と。

言い換えれば、監査人が情報の作成に主体的に加われば、監査は自己監査に陥ってしまうという矛盾を指摘している。

日本の文献・テキストでは、1950年監査基準同様、「二重責任」・「責任区分」について、もっぱら財務諸表監査における根本原則・基礎概念として啓蒙的に取り扱ってきた。一方、アメリカにおいては、概念としての取扱いよりも、財務諸表に対する経営者の第一次責任が強調されてきた。

日米におけるこの取扱いの相違は、財務諸表監査が経済社会において重要な地位を占めているがゆえに監査人に対する損害賠償責任訴訟に直面してきたアメリカと、財務諸表監査が自然発生的というより、ある意味、作為的に制度化され、社会における認知度が未だ低い地位にある日本といった財務諸表監査が置かれている環境に原因があるといえよう。

2. 「責任区分（二重責任）の原則」の問題点

「責任区分の原則」が、経営者の財務諸表作成責任と監査人の適正性に関する意見表明責任との区分を意味する原則であることに異論はない。しかし、最近の監査報告書が意見区分より範囲区分の記載に偏ってきているという事実、さらには、補足的説明事項・特記事項・追記情報といった説明区分の記載事項が広がっているという事実は、監査人の責任が従来の意見表明責任から監査報告書作成責任へと変わらざるを得ない状況を作りだしている。すなわち、財務諸表の適正性に関する意見表明のみならず、監査報告書の記載事項全体に対する

41) Commission on Auditors' Responsibilities [1978] p. 9 (鳥羽至英訳 [1990] 16頁); Auditing Standards Board [1988].

監査人の責任の拡大である。

監査報告書はオピニオンレポートであるという考え方と、インフォメーションレポートであるという考え方に対する立場である。前者の主張は、監査報告書は財務諸表の適正性に関する監査人の意見を記載することが主たる目的であり、監査意見以外の記載は単なる事実の記載ないし説明であって監査人の責任に直結するものではないとする立場である。

意見表明の基礎となる監査証拠を入手し、結論としての監査意見が確定すれば、通常は、「責任区分の原則」に対応した監査報告書が作成される。監査人は財務諸表公開制度のもとで、経営者が作成した財務諸表の信頼性を批判的に検証し、財務諸表の適正性に関する監査意見を表明する役割（保証機能）を担当するのである。ここに、経営者と監査人との間で「責任区分の原則」が成立することとなる。

しかし、財務諸表公開制度のもとで重要なステークホルダーである投資者、財務諸表利用者の側に立てば、オピニオンレポート説には批判もある。

監査理論を展開するうえで様々な監査概念が提起されてきた。オピニオンレポートかインフォメーションレポートかといった監査報告書の性格に関わる概念のみならず、指導性や批判性といった被監査側に対する機能、意見表明機能（保証機能）や情報提供機能といった監査報告書の本質に関わる概念がそれである。いずれの概念のもとで理論展開をするかによって、「責任区分の原則」の捉え方は様々に変化することとなる。次に、これらの諸概念をマトリックス的⁴²⁾にまとめてみよう。

図表：監査概念マトリックス⁴³⁾

監査の付加価値 高 ↑ 低	被監査側に対する機能		監査報告書の本質	監査報告書の性格
	指導性	情報提供機能		
	批判性	意見表明機能（保証機能）		オピニオンレポート

「責任区分の原則」を重視する場合、マトリックスの下段の概念を使って監査理論が展開される。いわゆる通説の立場をとる主張である。もちろん通説においても、指導性や情報提供機能を無視するものではない。経営者の採用する会計方針が会計基準に反するとの証拠を得た場合、まずは会社側を指導して適正な会計処理に修正させるべきである。財務諸表利用者にとっては、限定意見の付いた財務諸表より、適正な財務諸表を受け取る方が望ましいことは明らかだからである。しかし、財務諸表の作成権限は会社側にあり、監査人の指導性には限界がある。会社側が監査人の指導を受け入れない場合、監査人としては、批判性に戻つ

42) マトリックスを使うのは個々の概念が必ずしも二律背反ではなく同時並行的に存在しうるからである。

43) 批判性と指導性、意見表明機能と情報提供機能を監査が提供する付加価値と関わらせた論稿には、高田正淳〔1974・1975〕がある。

て限定意見ないし不適正意見を表明するしかない。したがって、監査報告書は意見表明機能を本質とするものであり、この観点から監査報告書をオピニオンレポートと性格づけるものである。

オピニオンレポート説に立つ場合、インフォメーションレポート説にいう指導性の発揮や監査人からの情報提供について一定の範囲で許容はするが、これらの機能を強調することには「責任区分の原則」から強い批判がある。例えば、以下のような山浦の主張である⁴⁴⁾。

「本来、財務諸表の利用者は、虚偽ないし不適正な財務諸表を望まないことは無論であるが、そのような財務諸表を公表する前に経営者自身が正しいものに修正すべきと考え、かかる事前修正の責任を、経営者ばかりでなく、監査人も何らかの形で負うべきと期待するであろう。また、経営者も、自らの財務諸表に不適正事項があることを監査人に指摘され、監査報告書に記載されることを望むものはいない。さらに、制度的にも、規制当局は不適正な財務諸表を、たとえ不適正とする監査人の報告が付されたとしても、市場に公表させることが望ましいとは考えない。…現実的機能として監査人の助言機能（指導的機能：筆者）が生じることになる。…結果的に適正な財務諸表として公にする機能（指導的機能：筆者）が本来の判定機能（批判的機能：筆者）に対して付隨的に生じることは否定できない」としながらも、「助言が行き過ぎれば、監査人自らが財務諸表の作成に関与することになり、二重責任の原則に反し、経営者の会計責任と監査人の監査責任を曖昧にし、結果的に、会計監査の機能不全をもたらす因子となりかねない。…監査中に気づいた事項を経営者に伝えることは『助言』ではなく、あくまでも監査の一環としての指摘であり、これを受け入れるかどうかはあくまでも経営判断と理解し、経営者の会計責任と監査人の監査責任の間に一線を画すためにも、『助言機能』という概念の使用を止めるべきであろう」と。

この主張に従えば、助言機能（指導的機能）の重要性を理解しながらも、それを監査の一環として捉えるためには、経営者側が指導を受け入れない場合、監査意見の限定とともに、除外事項の説明を加えることとなろう。しかし、除外事項の記載自体が意見表明を超えた監査人からの情報提供に当たるとの考え方もある。この場合、「責任区分の原則」は形骸化せざるを得ない。

また、鳥羽もほぼ同じ論理を展開している。長くなるが、引用してみよう⁴⁵⁾。

「監査には本来的に、経営者に至らざるところがあれば、それを事前に指摘し、本来あるべき会計の姿を説明・助言し、適正な財務報告が達成されるように、被監査会社をていねいに指導するという役割が含まれているはずである。…『指導・助言』である。監査に内在する本質的な機能の1つであり、基本的役割である『保証』を補完するものである。…今後の会計環境の複雑化に伴い、その重要性は増す一方であろう」というように、指導的機能を監査の本質的な機能として捉え、その重要性を指摘している。しかし、「(二重責任の原則：

44) 山浦久司 [2008] 6-8頁。

45) 鳥羽至英 [2009] 43-47頁。

筆者)の意義は、財務諸表制度の推進者である経営者と監査人の責任が混同されることを防ぐという消極的な面にあるのではない。むしろその意義は、経営者に対しては、会社の状況についての説明や情報提供は、経営者の責任で積極的に行うべきであることを強調することにある一方、監査人に対しては、監査人の役割は被監査会社の財務諸表の信頼性についての保証情報(監査意見)の提供にあり、したがって、それ以外の情報提供に対しては不用意に関与すべきではないこと、換言すれば、情報提供機能という言葉に酔ってはならないことを警告するところにある」、さらに続けて、「投資者に企業情報を伝達する責任は経営者にあり、監査人の責任ではないから、いかに投資者にとって重要な情報であっても、それが財務諸表等に表示されていないという理由によって、それを監査人が外部に提供することはできない(二重責任の原則)。したがって、ここにいう情報提供機能とは、極めて限定された意味での『情報提供』であり、その対象となる情報の範囲は、『追記情報』という項目のもとに『監査基準』によって規定されている」と情報提供機能に対して強い制限を加えている。

山浦が指導的機能(助言機能)自体も消極的に捉えるのに対して、鳥羽は指導的機能を保証機能の補完的機能であると積極的に捉えているが、情報提供機能については、極めて限定的な解釈を示している。

鳥羽は監査報告書が監査意見のみを記載する場所とは考えていない。監査人の役割を、「被監査会社の財務諸表の信頼性についての保証情報(監査意見)の提供」というように、監査意見も一つの情報であると捉えている。また、監査意見に加えて、「監査基準」が規定する「追記情報」の提供も否定していない。財務諸表に記載されていない情報の提供を二重責任の原則に反するとして否定しているのである。

しかし、財務諸表に記載されていない情報という場合、山浦の場合と同様、除外事項の説明に関する情報をどのように解釈するかの問題が残っている。

限定意見や不適正意見など除外事項を付けた監査意見を表明する場合、監査人は適正意見を表明できない根拠を記載しなければならない。除外事項の対象、その理由ならびに財務諸表に及ぼす影響の記載がそれである。特に、除外事項の影響を記載することは財務諸表の修正を指示することとなる。経営者の財務諸表作成責任の領域に入り込むことを意味し、「責任区分の原則」に反するということもできよう。また、経営者への助言・指導機能を重視することは、山浦もいうように、「監査人自らが財務諸表の作成に関与することになり、二重責任の原則に反する」ということもできよう。監査人の指導を受け入れるか否かは経営者の判断である。したがって、経営者の財務諸表作成責任を侵害するものではなく、保証機能・意見表明機能に付随する監査機能の一環に過ぎないという考え方もある。とはいえ、監査人の指導によって財務諸表が修正されたという事実は残るのである。

他方、マトリックスの上段を代表するのが高田である。高田は、財務諸表監査制度の目的は財務諸表の信頼性を高め、その有用性を保証し、これを通じて利害関係者保護を達成することであるが、その保護に関して財務諸表ならびに財務諸表監査には数多くの限界があると

指摘する。監査人による指導性と情報提供はこのような限界を克服するための手段である。しかし、財務諸表とは別に監査報告書を通じた情報提供が財務諸表の理解を促進することには限界がある。その意味で、情報提供は指導性を補完するものであり、本来は指導性の発揮により財務諸表の修正・情報の追加を経営者側に促すことが第一に重要である。指導による修正・改善が見られない場合に、利害関係者の要請に応える第2次的な手段が情報提供であると主張する⁴⁶⁾。

利害関係者の積極的保護を指向して指導性の発揮、情報提供機能の重要性を主張する見解は多くの研究者によって支持されている。監査報告書をインフォメーションレポートととらえる見解である。インフォメーションレポート説を唱える今一人の研究者として森實がいる。

森は、経営者と監査人は適正な財務諸表の提供について協力関係にあると捉える。経営者が、不適正な財務諸表を提出したならば、それを適正なものに修正するように指導性を発揮し、経営者が適正な財務諸表を作成するように説得する努力が必要である。ここに経営者と監査人との間に、密接な協力関係が生じ、何等、二重責任の原則と矛盾するものではないという。二重責任の原則がはたらくのは、究極的な状態として、経営者と監査人の意見が対立し、経営者が監査人の指導を拒絶したり、あるいは納得しなかった場合である。監査人は、監査意見の表明によって自己の責任を限界づけることとなる。その場合でも、監査人は、利害関係者が財務諸表を有効に利用できるように、監査報告書において必要な情報を提供するのであると主張する⁴⁷⁾。

高田も森も、積極的利害関係者保護の立場から監査の役割を論じている。ここでは、情報提供よりも指導性の発揮がより重視されている。適正な財務諸表を作成することが利害関係者保護に直接役立つからである。しかし、財務諸表はあくまでも経営者に作成権限があり、監査人による指導性には限界がある。その限界を補うために、情報提供が2次的な手段として活用されるというのである。

結局は、オピニオンレポート説をとろうがインフォメーションレポート説をとろうがいずれも指導性を重視する点に変わりはない。主張の相違は、監査人の指導を経営者が拒否した場合に、批判的機能に戻って監査意見を表明するに終わるか、監査意見に加えて情報提供機能を発揮するかである。換言すれば、監査人からの情報提供を制限するか否かにあるといってよい。しかし、いずれの主張に立とうが、指導性の発揮による財務諸表の修正、除外事項の記載による新たな財務諸表情報の提供、それに加えて、追記情報などの記載による追加的・説明的情報の提供が、いずれも経営者と監査人の間における「責任区分の原則」に抵触する可能性は排除できない。「責任区分の原則」を維持するためには、監査人は財務諸表の適正性に関する意見表明だけにとどめざるを得ないこととなる。しかし、現行の複雑化する会計

46) 高田正淳 [1980] 14-21頁。高田をはじめとする監査報告書の情報提供機能を重視する見解については、拙稿 [2015] を参照されたい。

47) 森實 [1967] 180-190頁。

のもとでは、会計上の見積りや測定の不確実性が高まっており、会計職業専門家としての監査人がただ単なる財務諸表の適正性に関する意見表明、すなわち保証機能の発揮だけにとどまれば、財務諸表監査の社会的意義は損なわれることとなろう。他方、「責任区分の原則」を有名無実化することは、監査人にその能力を超えた耐えがたい責任を負わせることとなり、結局、財務諸表監査の衰退につながることも予想される。繰り返すが、コーベン委員会もいうように、取引や資産・負債の増減に直接接觸している経営者の方が、監査人に比べて、会計上の判断をより適切に下せる立場にいる。もし、監査人が監査対象である財務諸表の作成プロセスに責任があるとするならば、情報の独立的評定という根本的な考え方が脅かされることになる⁴⁸⁾。

問題は、「責任区分の原則」を損なわない形で、財務諸表利用者の高まる要求に応えながら、監査報告書の作成責任をいかにして果たすかである。

Ⅴ 「責任区分（二重責任）の原則」と監査報告書

監査人による指導性の発揮、その限界を補完する意味での情報提供機能の行使は、経営者による財務諸表の修正あるいは監査報告書における除外事項の説明、その他の情報提供に導くこととなる。これが、「責任区分の原則」に反するか否かである。

指導性の発揮による財務諸表の修正は、あくまでも経営者の同意のもとで実施されるわけであるから、財務諸表の作成責任が第一義的に経営者にあることに変わりはない。また、限定意見ないし不適正意見にともなう除外事項の説明が監査人による実質的な財務諸表の修正に導くことは事実であるが、財務諸表自体の作成責任が経営者にあることに変わりはない。この場合、監査人の責任を意見表明責任から監査報告書作成責任と捉えなおすことによって、「責任区分の原則」との齟齬はなくすことができるといえよう。

「責任区分の原則」は監査人に対する過大な責任負担を回避させる原則である。除外事項は、経営者が選択した会計方針やその適用方法が不適切である場合、重要な監査手続が実施できなかった場合などに生じるものであるから、その判断は監査人の専門能力に適うものである。したがって、監査報告書における除外事項の説明は「責任区分の原則」に反しないのみならず、監査人に過大な責任を課すものでもないといえよう。

今一つの問題は、監査基準が規定する追記情報の記載であり、加えて、適正意見が表明された場合であっても、会計上の見積りや測定の不確実性などが存在する領域に関する追加的な情報の提供である。追記情報が基本的に強調事項であり、すでに財務諸表に記載されている事項の強調に過ぎないとしても、追加的な情報提供と同様、監査人が財務諸表利用者の意思決定判断にまで介入することとなり、監査報告書作成責任の本質を超えるものであるとの批判を浴びる可能性がある。

48) Commission on Auditors' Responsibilities [1978] p. 9 (鳥羽至英訳 [1990] 16頁).

監査意見に付随する除外事項の説明などとは異なり、強調事項や追加的な情報提供は、「責任区分の原則」と齟齬を生じる可能性も高い。

監査報告書の情報化を進め、「責任区分の原則」に抵触しない形で情報の提供を行うためには、財務諸表利用者の意思決定判断に入り込まない形での情報提供に振り替える必要がある。

このような形での監査報告書の情報化は、昨今、IAASB や公開会社会計監督委員会 (Public Company Accounting Oversight Board: PCAOB) が提案している監査報告書の長文化、監査報告書の変革にその可能性を見出すことができる。監査報告書における KAM や CAM (Critical Audit Matters: 監査上の主要な事項) の情報提供がそれである。KAM や CAM は、財務諸表利用者が財務諸表を利用するにあたって最も重要と考える事項についての情報を提供することを意図するものではなく、監査判断上最も困難と考えた事項を利用者に知らしめることを目的とした監査情報の提供である。監査人が財務諸表利用者の判断の領域に踏み込まないように責任を限定するものである。監査報告書の情報提供機能をこの領域に絞り込むことによって「責任区分の原則」と齟齬を生じない監査報告書のインフォメーションレポート化を進めることができるのでないかとの期待がある⁴⁹⁾。

VI おわりに

元来、財務諸表監査の本質は、経営者と株主・投資者の間に介在して財務諸表の適正性に関する監査を実施し、その結果を監査意見を通じて利用者に伝達することによって、財務諸表の信頼性の程度を明らかにすることにあった。この意味で、監査報告書は監査の結論としての監査人の意見を表明する手段である。したがって、監査対象となる財務諸表の作成責任は経営者にあり、監査人の責任は財務諸表の適正性に関する監査意見の表明にあったのである。「二重責任の原則」は、このような経営者と監査人との責任区分を意味する監査上の基礎概念と考えられてきた。

しかし、経済活動の拡大による取引や資金調達・資金運用の多様化は、会計上の見積り、測定の不確実性などをますます増幅させることとなった。財務諸表作成の複雑化、監査意見に備わるグレーゾーンの拡大による監査報告書の情報化は避けられない状況となっている。しかし、監査報告書がオピニオンレポートからインフォメーションレポートへとその性格を変えていく上で、正面から立ちはだかるのが「二重責任の原則」である。

本稿では、いわゆる「二重責任の原則」が日本においては啓蒙的な意味合いで重視されてきたこと、それに対して、アメリカではもっぱら監査人の責任限定のために声高に主張されてきたことを明らかにした。また、「二重責任の原則 (dual responsibility)」という言葉自体は、本来、財務諸表作成プロセスにおいて、経営者が公表財務諸表の第一次的責任を負い、

49) IAASB や PCAOB による監査報告書の変革については、拙稿「監査報告書の展開と展望」、前掲を参照されたい。

監査人は財務諸表をチェックする責任を会社側に対して負うといったアメリカの慣行をもとに、財務諸表の作成とチェックを経営者と監査人双方が二重に担うという意味で使われた用語であるのに対して、日本では、経営者の財務諸表作成責任と監査人の意見表明責任といった「責任区分の原則」の意味で使われるようになったことも明らかにした。

監査概念には、被監査側に対する批判的機能と指導的機能、監査の本質に関わる意見表明（保証）機能と情報提供機能、監査報告書の性格を表わすオピニオンレポートとインフォメーションレポートなど、対立的な存在として取り上げられる対概念がある。しかし、これらの概念は必ずしも二律背反ではなく、見方を変えれば、同時並行的に存在する概念でもある。たとえば、被監査側に対する監査人の機能は、必ずしも批判的機能や指導的機能に限られるものではなく、批判的判断から指導の根拠が導かれ、指導的機能の発揮が限定された場合に批判的機能が再び台頭してくるといった具合である。したがって、「責任区分の原則」はいずれか一方の概念にのみ妥当するのではなく、いずれの立場をとろうが、常に意識せざるを得ない原則である。

「責任区分の原則」に反する可能性があるものとして、指導性の発揮による財務諸表の修正、限定意見や不適正意見などに伴う除外事項の説明、追記情報などの強調事項やその他の追加的説明事項といった情報提供機能の発揮を検討課題として提示した。

結論として、指導性の発揮や除外事項の説明自体は「責任区分の原則」を損なうものではないことを明らかにした。一方、強調事項や追加的説明事項の記載は「責任区分の原則」と齟齬が生じる可能性は否定できない。とはいえ、財務諸表利用者の意思決定判断に有用な監査人からの情報提供は避けて通れない道である。ここにおいて、「責任区分の原則」と監査報告書の情報化を両立させる可能性として、IAASB や PCAOB が提案している KAM や CAM を利用した情報提供への転換が一つの解決策ではないかと思われる。

次なる課題は、KAM や CAM の実践が果して財務諸表利用者の期待に応える形で進められるか否か、同時に、監査報告書の情報化が「責任区分の原則」に反しない形で進められるかどうかである。欧米ではまもなくこの実践が開始され、日本でも今後導入が進められることとなる。KAM や CAM の記載実態を調査することによって、監査報告書の情報化・個性化が進むかどうかを確認したい。

〔参考文献〕

1. Arens, Alvin A. & James K. Loebbecke [1976] [1999: 8thed.] *Auditing: An Integrated Approach*, Prentice Hall.
2. Arens, Alvin A., Randal J. Elder & Mark S. Beasley [2012: 14thed.] [2013: 15thed.] *Auditing and Assurance Services: An Integrated Approach*, Prentice Hall.
3. Auditing Standards Board [1988] SAS No. 58: *Reports on Audited Financial Statements*, AICPA.
4. Auditing Standards Executive Committee [1974] "SAS No. 2: Reports on Audited Financial Statements", *Journal of Accountancy*, Vol. 138 No. 6.
5. Cochrane, George [1952] "The Auditor's Report: Its Evolution in the U. S. A.", in Murphy, M. E. (ed.),

- Selected Readings in Accounting and Auditing*, Prentice-Hall.
6. Commission on Auditors' Responsibilities [1978] *Report, Conclusions, and Recommendations*, AICPA. (鳥羽至英訳 [1990] 『財務諸表監査の基本的枠組み—見直しと勧告—コーエン委員会報告書』自桃書房)
 7. Committee on Auditing Procedure [1939] "SAP No.1: Extensions of Auditing Procedure", *Journal of Accountancy*, Vol. 68 No. 6.
 8. Committee on Auditing Procedure [1948] "SAP No.24: Revision in Short-Form Accountant's Report or Certificate", *Journal of Accountancy*, Vol. 86 No. 5.
 9. Committee on Auditing Procedure [1972] "SAP No.50: Reporting on the Statement of Change in Financial Position", *Journal of Accountancy*, Vol. 133 No. 2.
 10. Committee on Auditing Procedure [1972] *SAS No. 1: Codification of Auditing Standards and Procedures*, AICPA.
 11. EDITORIAL, "Whose Balance-sheet Is It?" [1940] *Journal of Accountancy*, Vol. 69, No. 5.
 12. Federal Reserve Board [1917] "Uniform Accounting", *Journal of Accountancy*, Vol. 23, No. 6.
 13. IAASB [2013] Exposure Draft, *Reporting on Audited Financial Statements: Proposed New and Revised International Standards on Auditing (ISAs)*, <https://www.ifac.org/sites/default/files/publications/files/Complete%20ED,%20Reporting%20on%20Audited%20Financial%20Statements.pdf>.
 14. Lenhart, Norman J. and Philip L. Defliese [1957] *Montgomery's Auditing*, 8th ed., The Ronald Press Company.
 15. Montgomery, Robert H. [1912] *Auditing theory and practice*, Ronald Press.
 16. O'Reilly, Vincent M., Patrick J. McDonnell, Barry N. Winograd, James S. Gerson, Henry R. Jaenicke [1998] *Montgomery's Auditing*, 12th ed., John Wiley & Sons, Inc.. (中央監査法人訳 [1998] 『モンゴメリーの監査論』(第2版) 中央経済社)
 17. PCAOB [2013] Docket 034: *Proposed Auditing Standards on the Auditor's Report and the Auditor's Responsibilities Regarding Other Information and Related Amendments*, http://pcaobus.org/Rules/Rulemaking/Docket034/Release_2013-005_ARM.pdf.
 18. Robertson, Jack C., Timothy J. Louwers [2002] *Auditing and Assurance Services*, 10th ed., Irwin.
 19. Steele, Allan T. [1962] *A History of Auditing in the United States, 1914 to 1957*, Ann Arbor, University Microfilms.
 20. Strawser, Jerry R., Robert H. Strawser [2001] *Auditing: Theory and Practice*, 9th ed., DAME.
 21. Whittington, O. Ray, Kurt Pany [2010] *Principles of Auditing & Other Assurance Services*, 17th ed., McGraw-Hill.
 22. 岩田巌 [1950a] 「財務諸表は誰が作るのか・誰のものか」『監査』第1巻第2号。
 23. 岩田巌 [1950b] 「監査基準・監査実施準則解説—上」『財政經濟弘報』第205号。
 24. 江村稔 [1955] 『会計監査』青林書院。
 25. 日下部與市 [1960] 「会計士監査と監査役監査」久保田音二郎編『会計監査』青林書院。
 26. 日下部與市 [1962] 『会計監査詳説』中央経済社。
 27. 日下部與市 [1975] 『新会計監査詳説(全訂版)』中央経済社。
 28. 久保田音二郎 [1951] 『会計監査』春秋社。
 29. 佐藤孝一 [1948] 『監査報告』太平社。
 30. 佐藤孝一 [1949] 『監査基準』太平社。
 31. 佐藤孝一 [1953] 『現代監査論』太平社。
 32. 佐藤孝一 [1957] 『近代監査論』中央経済社。
 33. 佐藤孝一 [1967] 『新監査論』中央経済社。

34. 高田正淳 [1974・1975] 「監査基本問題の研究(1)～(11)」『会計』第105巻第1号～第107巻第1号。
35. 高田正淳 [1980] 「財務諸表監査の課題と理論構造」黒澤清総編集『体系近代会計学IX 財務諸表の監査』中央経済社。
36. 鳥羽至英 [2009] 『財務諸表監査：理論と制度（基礎編）』国元書房。
37. 日本会計研究学会 [1950] 「日本会計研究学会速記録」『会計』第58巻第2号。
38. 朴大栄 [1978] 「監査報告書(1)－標準様式の発展とその背景－」『六甲台論集』第23巻第4号。
39. 朴大栄 [1982] , 「監査報告書－標準様式の確立とその背景－」『広島経済大学経済研究論集』第5巻第3号。
40. 朴大栄 [2015] 「監査報告書の展開と展望」『現代監査』第25号。
41. 森實 [1967] 『近代監査の理論と制度』中央経済社。
42. 森実 [1970] 『会計士監査論』白桃書房。
43. 山浦久司 [2008] 『会計監査論』（第5版）中央経済社。
44. 渡邊實 [1960] 「証券取引法と会計士監査」青木倫太郎責任編集『体系近代会計学第6巻：監査会計論』中央経済社。

(2015年3月31日受理)

Reconsideration of “The Principle of Dual Responsibility”

PARK Tae-Young

This paper discusses “the principle of dual responsibility,” one of the basic principles in auditing theory.

“The principle of dual responsibility” assumes that financial statements are the responsibility of the company’s management and that the auditor’s responsibility is to express an opinion on the fair presentation of financial statements based on his or her audit. Actually, it means the “division of responsibility.”

The expression “the principle of dual responsibility” seems to have taken root in auditing theory texts in Japan from the 1960s. However, it is not apparent why “dual” responsibility is referred to, instead of “division” of responsibility between management and the auditor. In addition, this expression is widely used in textbooks on auditing in Japan but it is not discussed as a principle in American texts. What’s the difference between them?

As complications under current accounts, there are various issues concerning accounting estimates and uncertainty of measurement. Management is required to use good judgment in the selection and application of accounting principles. Shareholders and investors require the auditor to provide much more information in the auditor’s report.

Whenever an auditor includes specific information on uncertainties in his report, it may be inconsistent with “the principle of dual responsibility.”

What is the difference between Japan and the United States in relation to “the principle of dual responsibility”? Is the provision of specific information on uncertainties in an auditor’s report against “the principle of dual responsibility”?

That is the theme of this paper.

日中間の農産物貿易の拡大と 農民専業合作社の役割

大 島 一 二

1. はじめに

周知のように、第二次世界大戦後、日本の食料自給率は趨勢的に低下してきた。1960年代の食料自給率は60%程度であったが、2000年代の後半には約40%程度に低下し、輸入食料への依存はますます高まっている（表1参照）。

表1 供給熱量総合食料自給率の推移（%）

年	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2011
自給率	73	60	54	53	53	48	43	40	40	39	39

資料：農林水産省編（2013）89ページ。

1990年代以降、日本の食料輸入において、野菜・加工食品の輸入増大がとくに著しい。野菜にかんしては、現在すでに300万トン（生鮮野菜、冷凍野菜、乾燥野菜、塩蔵野菜等の総計）に達している。この日本の野菜、加工食品輸入における中国の位置はかなり高い。つまり、かつて1995年には日本の生鮮野菜輸入における中国産野菜のシェアは20%に過ぎなかつたが、現在では中国産野菜のシェアはすでに約6割に達しており（表2参照）、中国への依存度が高まっている。

本稿は中国の対日食料輸出が増大する情勢の中で、2000年代初めに食品安全問題が発生し、

表2 日本の生鮮野菜輸入量と中国のシェア

	日本の生鮮野菜 輸入量（トン）	中国からの輸入 量（トン）	中国のシェア (%)
1995年	737,841	152,644	20.7
2000年	971,116	363,216	37.4
2005年	1,125,200	709,928	63.1
2010年	820,594	458,773	55.9
2011年	914,982	518,830	56.7
2012年	947,511	540,702	57.1

資料：財務省貿易統計および中華人民共和国農業部（2014）、中華人民共和国農業部（2013）から作成。

キーワード：中国、農産物貿易、食品安全、農民専業合作社

食品安全が大きな課題となったこと、その問題の解決策の一つとして、および協同組合間提携の一つとして、中国農村に新たに生まれつつある農業協同組合との協力のあり方などについて検討する。

2. 中国産野菜の日本向け輸出の増大

中国の日本向け輸出野菜は、重量ベースでみると、タマネギ、ニンジン、長ネギなどが代表的な品目である。とくに長ネギは、中国の輸出量の増大が非常に急速であった品目であり、1990年代後半からの10年あまりにおいて、中国の輸出量は実に10倍に達している。

現在日本のタマネギ、ショウガ、ニンニク輸入の中国への依存度はすでに90%以上に達しており、さらに、近年では中国の輸出は野菜や肉類等の素材から、相対的に付加価値の高い加工食品全般へと拡大している。

こうした急速な日中間の食料貿易の拡大は、以下二点の日中双方の要因からもたらされている。

①日本側においては、バブル経済崩壊以降の景気低迷を背景とした、日本国内の輸入食料にたいする大口需要（外食企業、食品加工企業、給食産業等）の拡大に対応し、安価な輸入農産物を供給するため、日本の商社・種苗会社等が中国および東南アジアにおいて食料の開発輸入戦略を進めたこと。

②中国側においては、WTO加盟後、中国の食料貿易が急速に拡大し生産能力が高まっていること。

こうした結果、1989年以降、日本は中国野菜の輸出相手国中第1位となり、2000年には中国が輸出する野菜の約6割が日本に輸出されることになった。現在（2011年）では、表3の

表3 中国の野菜輸出相手国（2011年）
(単位: 億ドル, %)

	相手国・地域	輸出金額 (億ドル)	構成比 (%)
1	日本	22.7	19.3
2	ベトナム	8.8	7.5
3	アメリカ	8.3	7.1
4	韓国	8.2	7.0
5	マレーシア	7.8	6.6
6	インドネシア	6.1	5.2
7	タイ	5.5	4.7
8	ロシア	5.1	4.3
9	香港	4.7	4.0
10	ドイツ	2.7	2.3
合計		79.9	100.0

資料：中華人民共和国農業部（2012）55ページから作成。

ように、この比率は当時よりは低下しているものの、依然として日本は中国にとって重要な食料輸出相手国である。

3. 日中間の食料貿易の増大と食品安全問題の発生

こうした情勢の結果、日中間の食料貿易は拡大してきたが、2002年には中国の輸出野菜において残留農薬問題が発生したことから、大きな社会問題となった。この当時は、合計56種の生鮮野菜、冷凍野菜から残留農薬基準を超過した野菜が検出され、輸出停止等の措置が実施された。この当時はホウレンソウ等の葉菜類からの検出が事案の中心的問題であった。

中国政府、各地の検疫局および食品輸出企業は輸出農産物にたいする検査を強化し、この事案に対応したため、この問題はいったん収束に向かったが、2003年において、同種の問題が再び発生したため、日本側の政府、輸入企業はこの問題が中国の農業生産における構造的な問題であることを認識した。

（1）食品安全を確保するための中国政府および関係企業の管理体制改編の強化

2001年以降、中国農業部はこの食品安全問題に關係する法制度の整備を進め、あわせて、農産物品質安全を管理監督する組織の整備を進め、農産物の安心安全問題への対応を進めてきた。

この一方で、各地域の行政部門との関連を強化し、各地で「無公害食品行動計画」を実施した。

さらに、2007年には、中国政府は国務院に国家食品安全指導小組を設置し、当時の呉儀副首相をこの小組の主任に任命し、食品安全管理体制を強化した。この小組は後に「食品安全委員会」に改組、強化されている。

こうした一連の行政組織の改革に加えて、「有機食品」、「緑色食品」、「無公害食品」等の認証制度の充実も進められた。

（2）残留農薬問題の発生と食料対日輸出企業への影響

2002年にはじめて残留農薬問題が顕在化して以降、山東省等の対日輸出地域の企業には大きな影響が発生した。つまり、問題が発生してから、それまで一貫して増加傾向にあった対日輸出量が減少を開始したため、輸出が困難となった一部の企業では業績悪化や倒産が発生したのである。

しかし、同時に、中国政府関係機関による以下のような項目を主力とする新規定が実施され、食品の安全確保が進められることとなった¹⁾。陳小帆編（2004）によれば、その主要な内容は以下の通りである。

1) 「進出境蔬菜檢驗檢疫管理弁法（試行）」（輸出入野菜検査検疫管理方策）および「出境蔬菜種植基地備案管理細則」（輸出野菜栽培基地登録および管理細則）などがその具体的施策である。

- ①輸出企業は 20 ha 以上の自社農場を設置しなければならない。
- ②輸出企業は、残留農薬検査機器を設置し、オペレーターを配置しなければならない。

この中でとくに注目に値するのが、産地仲買人システム（産地仲買人による農家からの買い付けシステム）から自社農場生産システムへの転換である。

この転換は、残留農薬問題発生以降、とくに輸出農産物にたいする安全面での要求はますます厳格となり、産地仲買人等の中間商人が農家から農産物を買い付ける従来までの方法では、とくに農薬散布等にかんする農家行動を管理することが困難となり、輸出農産物の安全管理において大きなリスクをもたらすこととなったため、システムの大幅な変更が求められたことを背景としている。

こうして、大多数の輸出企業は次々に自社農場を設置し、輸出農産物の品質と安全についての管理を強化したのである。そして、一部の企業ではあるが、トレーサビリティシステムを採用する企業も出現した。

4. 2006年以降の農産物安全問題についての対応

それ以降、さらにさまざまな局面で食品安全にたいする制度強化がなされている。

たとえば、2006年には日本政府が農薬のポジティブリスト制を導入し、農薬検査項目の大幅な増加が実施された。これにより、日本の検査水準は世界的にみても厳しい水準となった。

しかし、2008年には、日本において、中国産冷凍餃子において再び安全問題が発生し（後に食品企業従業員による意図的な犯罪行為と認定）、日本国内で輸入食料にたいする不安がふたたび高まった。また中国国内でも粉ミルクへのメラミン混入事件が発生し、大きな社会問題となっている。こうした事件の発生のたびに日中間の食料貿易には大きな変動が発生している。

このように、食品安全問題が深刻化するたびに、日中両国政府および関係企業の安全対策はさらに進められている。とくに、中国の検疫当局（CIQ）の食品検査水準も大きく向上し、中国産輸出農産物の安全確保は進展している。

こうした中で、安全問題にかんする規制の強化は、規制の厳格な日本市場への輸出を減少させ、東南アジア等への輸出を増加させる企業が出現するなどの事態をもたらしていることも事実である。言うまでもなく安全確保に関わる規制の強化は好ましいことではあるが、あまり進みすぎると、日本への輸出減少を招来し、日本国内の価格の上昇などの負の影響も無視できなくなることも予想される。

すでに述べたように、日本は食料自給率が40%程度に低下し、60%を海外に依存しているのが実態である。よって、日本が輸入を途絶することは不可能であり、今後は、輸出国との協力を基本に、農産物の安全確保のための体制作りを進めていくことが重要であろう。そのためには、農産物の生産、加工等の技術面における日本政府と中国政府との政府間の協力、企業間の協力等を推進していく必要があると考えられる。

5. 食品安全における農民専業合作社の役割

2007年に中国で「農民専業合作社法」が公布されて以降、中国には大量の農民専業合作社（一種の農業協同組合）が生まれている。この組織は農民の協同組合組織であり、従来の中間商人の地位に替わって、農民の利益を守ることのできる組織として機能することが求められている。

中国に生まれつつある農民専業合作社が、日本の生活協同組合と交流を行うことは、前述した日中双方の民間交流の一つの試みとして、両国人民の利益に合致したものであり、食品安全確保にとっても有利であろう。

この具体的な事例として、以下の事例が挙げられる。

（1）江蘇省射陽県千秋鎮の愛民米業専業合作社の事例

この愛民米業専業合作社は愛民米業公司（江蘇省鹽城市²⁾に立地する私営企業）と農家を結びつけ、江蘇省最大規模の米生産・加工・販売の一体化企業体を形成した。中共中央党校党建教研部（2008）によると、愛民米業公司は、千秋鎮双龍村の村党支部書記を歴任した唐玉花が中心となり創業した企業である。この企業は米の加工販売を中心とした企業であるが、合作社による農家からの米の統一集荷に成功し、生産・販売規模の拡大を達成した。2008年の調査段階で、大規模農家458戸をはじめとして、約5万戸の農家と契約を締結し、全県19ヶ鎮に3ヶ所の大規模契約農場（総面積40数万ムー）を建設している。この合作社はこうして集荷した優良米（約50万トン）を中国全土に販売、日本（日本の生協と米加工品の貿易で交渉中）、東南アジア等の海外市場にも輸出を拡大している。農家にとっては、ブランド形成によって市場価格より2~3%高価で販売できるだけでなく、販売量に応じた利用高配当が受けられるなど、一定の経済的メリットが存在する（調査当時でこの農家の増収は毎年300万元に達したとされる）。

（2）全市をあげての安全生産システムの模索と農民専業合作社

—山東省安丘市の事例—

山東省安丘市では、全市をあげて食料の安全を確保する条例を制定し、そのなかで農民専業合作社に重要な役割を与えている。そこでここでは、山東省安丘市の事例を検討する。

すでに述べてきたように、2002年以降中国農村で実施されてきた食品輸出企業の自社農場方式は、システム的には、それ以前普遍的であった産地仲買人を介しての集荷方式（「仲買人仲介方式」）に比べて、農業生産・輸出会社による農薬管理の一元化が可能なことから、システム的に格段に優れたものであり、農産物・食品の安全確保の面において、その効果は

2) 塩城市は江蘇省射陽県を所轄する地区級市である。

高いと考えられる。また、このシステムに一筆毎の圃場管理システムを加えることによって、食品トレーサビリティにも対応可能なシステムもある³⁾。

しかし、中国産食品における安全問題の頻発による日本側の輸入量の減少と、世界的な経済不況のもとで、中国の日本向け輸出量の減少が深刻となったこと、一方で農場開設にあたって多くの農地を借地によって集積しなければならず、地代負担が企業にとって過大となったことから、中国の農産物輸出企業は2007年前後から次第に経済的に苦しい状況に陥った⁴⁾。そこで中国政府と地方政府、さらに輸出企業が協力して、現在いくつかの地域で、新たな輸出用農産物生産システムの構築を進めている。

中国の産地が模索する新たな輸出用農産物生産システムの代表例の一つとして、山東省の「安丘モデル」があげられる⁵⁾。

山東省安丘市は有力な日本向け輸出野菜産地の一つであり、とくに長ネギ、タマネギ、ブロッコリー等の大規模な輸出基地の圃場が広範に展開している。この市では、農産物輸出が市の重要産業であることから、これを振興し、あわせて農産物・食品の安全を確保するため、全市をあげて「安丘市農産物安全条例」を制定した。この条例では、市全域において安全な農産物を生産する体制を構築するため、具体的に以下の3点の対策を、全市を対象に実施している。

①農民専業合作社を基本にした生産システムの改善：現在「安丘システム」では、生産基盤を、前述した企業農場システムから、徐々に前述した農民専業合作社とよばれる農民の協同組合組織による共同生産方式への転換を推進している。この転換の目的は、協同組合組織の優れた点を活用し、広範な農民に先進的な生産技術・農薬管理技術を普及し、国内向け農産物にたいしても輸出向けに匹敵する安全管理水準を確保するため、また、輸出企業の借地料負担を軽減するための2点である。転換により地代負担の軽減が可能なのは、協同組合生産方式はあくまで自作農が生産の主体となり、これまでの企業への有償での農地貸借が不要となるためである。この転換を進める一方で、協同組合の構成員（農民）にたいする生産管理水準（とくに農薬管理水準）向上のための研修を強化している。

こうした農民専業合作社を基本とした生産システムを調査結果から紹介しよう。

「安丘市双赢果蔬專業合作社」（安丘市景芝鎮東營村）は2009年1月に登記成立した。組合員202人、出資金総額は56万元、組合員の農地は約1200haである。この農民専業合作社はスイカと野菜を主に生産し、とくに組合員にたいする技術指導、協同組合教育等に力を入れている⁶⁾。この農民専業合作社は、安全で安価な農業資材の供給、統一販売、組合員教育

3) 現実に、江蘇省のA社では野菜の生産・加工過程についてトレーサビリティシステムを導入している。詳しくは佐藤敦信・俞深湖・大島一二（2004, 107~110ページ）参照。

4) この残留農薬事件、餃子事件等による輸出企業の苦境と、対応については、坂爪浩史・朴紅・坂下明彦（2006）、菊地昌弥（2008）等に詳しい。

5) この部分は安丘市における現地調査結果、および山東出入境検驗检疫局食品処・山東出入境検驗检疫局認証処・濰坊出入境検驗检疫局・安丘市人民政府編（2007）等を参考にした。

6) すでに2009年の上半期だけで、約1200人が講習会に参加した。

を組合の活動の三つの柱としている。

また、「安丘市奥通大葱専業合作社」(安丘市新安街道澇洼村)は、とくに長ネギ生産に特化した合作社であり、これも2009年に登記成立した。組合員数86人、出資金総額20万元で、組合員の農地は約300ムーである。この農民専業合作社は安丘市の特産物である長ネギを主に生産し、とくに安全な生産システムの構築に力を入れている。

「安丘市富邦農副產品専業合作社」(安丘市柘山鎮祝家庄村)も2009年1月に登記成立した農民専業合作社である。組合員100人、組合員の農地は約500ムーである。この農民専業合作社は落花生と野菜を主に生産し、とくに落花生については、緑色食品、無公害食品の認証を取得し、東南アジア、ヨーロッパ、日本等の海外への輸出を積極的に行っているところに特徴がある。この農民専業合作社は、認証取得のために、安全な農業資材の供給に力を入れている。

安丘市では、こうした農民専業合作社が次々に形成されている。

②農薬販売・管理の一元化：農産物の安全を確保するのに、農民専業合作社や企業単位での農薬管理ではそれを完全なものとすることは難しい。とくに安丘市の場合、古くから大きな野菜産地であり、市内の農薬販売店もかなり数が多かったため、その中には劣悪な品質の農薬や販売禁止農薬を販売する小売店が後を絶たなかった。これに根本的に対処するため、市では農薬管理条例を制定し、原則として一般の民間小売店に農薬販売を許可せず、市直営の直営販売店が一元的に販売・管理する制度を導入した。これにより、各農民専業合作社・企業・農民が安全な農薬・化学肥料等を入手することがより容易となった。

③検査機械利用効率の向上：安丘市内には、検疫局・市政府の検査機関や各輸出企業に比較的多数の残留農薬検査機器が装備されているが、機関・企業の所在が市の中心部に地域的に偏在しており、企業の垣根もあって全体として利用率は低かった。市の関連部門はこの点に着目し、検査機器とオペレーターを機関・企業の枠をこえて登録・管理し、互いに融通する検査機器・オペレーター共同利用システムを開発し、市全体として検査の頻度を上げることに成功した。

これら一連の取り組みは、これまでの輸出企業を単位とした安全対策をより拡大し、農民専業合作社を基本に市全域を対象とすることから、最終的には国内向け農産物全般の安全対策をも視野に入れたものである。また、企業農場制を徐々に協同組合方式の生産に切り替えようとするのは、輸出量減少に対応した輸出企業の借地料コストの削減のための方策ともいえる。しかし、様々な改革も、肝心の輸出農産物の安全管理にゆるみが発生しては元も子もない。よって、今後安丘市に代表される中国の産地は、安全管理に万全の注意を払いつつ、より広範囲を対象にした、また、より低コストの安全に配慮した生産システムを構築していくという困難な道を歩むことになるのである。しかし、その取り組みはすでに開始されている⁷⁾。

(3) その他の合作社の事例

①山東省蒼山県（中国におけるゴボウ、ニンニクの重要な産地）における蒼山県会宝山生態産業合作社は、荒廃が進んだ山間部の植林と並行して有機ニンニク栽培、輸出を中心に取り組んでおり、すでに全県で11,600戸の農家の加入を達成している。こうした合作社と日本の生活協同組合との提携は安全確保にも有利であろう。

②日本向け輸出野菜産地として有名な山東省即墨市の青島皇潤特色農産物專業合作社は、地域の安全な農産物の輸出に取り組んでおり、一部では日本の生活協同組合との提携が進んでいる。

このように、輸入食料の安全確保のために、日中双方の協同組合の協力による取り組みをもっと増加させてもよいと考えられる。

6. まとめにかえて

ここまでみてきたように、日中間の食料貿易は、日中双方の経済的要因から大きく拡大してきた。一方、この間2000年代初めには、深刻な食品安全問題が発生したが、それに伴って、日中両国政府・関係企業の食品安全確保のための様々な努力がなされ、食品安全は従前との比較で確実に改善していると言っても過言ではない。

ひるがえって、日本は農業衰退により食料自給率40%という大きな課題を抱えている。このため、今後も大量の海外産食料に依存する体制が継続されるであろう。

よって、すでに述べてきたように、今後とも、日本が輸入を途絶することは不可能であり、輸出国との協力を基本に、新たに生まれつつある農民專業合作社などとの提携を通じて、食品・農産物の安全確保のための体制作りを進めていくことが重要であると考えられる⁸⁾。

＜参考文献＞

- 大島一二（2007）『中国野菜と日本の食卓一产地、流通、食の安全・安心』芦書房。
- 菊地昌弥（2008）『冷凍野菜の開発輸入とマーケティング戦略』農林統計協会。
- 魏益民・劉為軍・潘家榮（2008）『中国食品安全控制研究』科学出版社。
- 季增民・大島一二（2005）「中国の食品輸出企業における農場制の導入と農地集積 一江蘇省常熟市A社の事例を中心に一」『農村研究』第101号 東京農業大学農業経済学会。
- 坂爪浩史・朴紅・坂下明彦（2006）『中国野菜企業の輸出戦略 一残留農薬事件の衝撃と克服過程一』筑波書房。
- 佐藤敦信・俞深湖・大島一二（2004）「中国の野菜輸出企業における品質管理システムの構築一江蘇省冷凍食品企業A社の事例一」『農業市場研究』第13巻第2号、107~110ページ、日本農業市場学会。
- 山東出入境検疫局食品処・山東出入境検疫局認証処・濰坊出入境検疫局・安丘市人民政府編（2007）『面向出口的食品農產品質量安全區域化管理体系建设及实施』。
- 中華人民共和国農業部（2012）『中国農產品貿易發展報告2012』中国農業出版社。

7) ここで述べた安丘モデル以外にも、中国全土で食品安全確保のための様々な試みが日視されている。

詳しくは、魏益民・劉為軍・潘家榮（2008、80~86頁）、張利国（2006、176~185頁）等参照。

8) 本稿は、2014年度桃山学院大学特定個人研究費による研究成果の一部である。

- 中華人民共和国農業部（2013）『中国農業發展報告2013』中国農業出版社。
- 中華人民共和国農業部（2014）『中国農業發展報告2014』中国農業出版社。
- 中共中央党校党建教研部（2008）『党支部+合作社 一農村基層党建的創新一』中共中央党校出版社。
- 張利國（2006）『安全認証食品產業發展研究』中国農業出版社。
- 陳小帆編（2004）『出口蔬菜安全質量保証實用手冊』中国農業出版社。
- 農林水產省編（2013）『平成25年度 食料・農業・農村白書』。

（2015年4月6日受理）

Role of the Agricultural Cooperatives in the Expansion of Food Trading between Japan and China

OSHIMA Kazutsugu

Domestic Japanese food production catered for 60% of the country's needs in the 1960s, but, by the late 2000s, that figure stood at 40%. This drop led to an increase in imports such as vegetables and processed food – most of which has recently come from China.

In the early 2000s, there were serious food security problems in China. These posed challenges in Japan, a country which relies heavily on Chinese foodstuffs. In future, it will be important to build a system in Japan which is capable of sustaining agricultural food supplies, with the cooperation of exporting countries. Specifically, the system should nurture the link between Japan and China; the technical aspects of agricultural food production and processing, both at government and company level, will be needed. In particular, Japanese consumer cooperatives should build partnerships with Chinese agricultural cooperatives, which have been recently organized in rural areas.

児童同士の主体的な活動による「民主主義（Demokratie）の教育」に関する研究

——ドイツのラインラント-プファルツ州における
「学校議会（Schulversammlung）」の取組に学ぶ——

松 岡 敬 興

はじめに

学校と地域とが協働し合いながら創りあげるコミュニティ・スクール（以下、CSと記す）について、政府の教育再生実行会議から報告書（2015）にまとめられ、「全国すべての公立小中学校をCSに移行させる」との提言が出された。教育の地方創生の手立ての一つとして、学校教育に地域住民が参加することで活性化が進み、学校が地域の拠点としての役割を果たすことになる。ただ、2014年4月現在で、設置校は1805校に留まり全体のおよそ6%に過ぎない。

地域住民の一人としての認識を高めつつ、学校運営に参画する自治的な活動を通して、郷土を見つめ直す効果が期待される。CSを導入し発展させるうえで、学校教育における児童への自治的な活動のあり方が重要になる。中でも特別活動では、より望ましい学校生活づくりのための自治的な活動として、学級活動や児童会活動の機能の是非が問われている。ややもするとその教育実践の形骸化が危惧される。

そこで本稿では、日本の児童会活動の実際を見据えながら、ドイツのラインラント-プファルツ州における「学校議会（Schulversammlung）」の取組とを比較し、今後の児童会活動のあり方について分析・検討する。

1 日本の小学校における自治的活動

1.1 児童会活動がめざす自治的能力の育成

文部科学省の生徒指導提要（2010）には、児童・生徒会活動の特色を、①異年齢集団活動を通して望ましい人間関係を学ぶ、②集団の一員として役割を分担し合い協力し合う態度を学ぶ、③自発的・自治的な教育実践を通して、自主的な態度のあり方を学ぶ、ことにあると記されている。

自治的な活動の実践の場として、代表委員会や委員会活動があげられる。そこでは児童一

人一人に、役割を分担し、集団への協力と貢献が求められる。諸問題の解決に向けて、意見の衝突を乗り越え合意形成を図ることで、望ましい人間関係が構築される。自治的能力を育むうえで、具体的な経験が大きな鍵を握る。

指導者は、児童会活動に関わり、広く豊かな視野から指導助言を行う。その際、児童の発達段階を踏まえることが肝要である。あくまで、児童の自発的・自主的な姿勢の育成をめざし、指導者はその範囲内で指導や援助に専念する。生徒指導の視点に立つと、具体的な内容・方法・時間などの枠組みを定めておくことで、児童の主体的な活動が促すことに繋がる。

また、小学校学習指導要領（2008）には、児童会活動の目標として、①望ましい人間関係の形成、②集団の一員としてのよりよい学校生活づくりへの参画、③協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度、が掲げられている。またその内容として、①児童会の計画や運営、②異年齢集団による交流、③学校行事への協力、が示されている。

児童一人一人が、よりよい学校生活づくりをめざして、それぞれの役割を果たすことにより、学校社会という集団の一員としての理解を深め、協力し合い貢献しようとする姿勢が培われる。加えて自治的能力を育成するうえで、問題解決に向けた諸活動に取り組むことで、学校という集団を形成する一人としての帰属意識を高め、理由づけを持った闊達な意見交換が見られることで、児童会活動が機能していることになる。

1.2 指導者から見た児童会活動・生徒会活動の実際

2015年度の全国学力テスト問題（中学国語A）として、生徒会活動での委員会活動の内容が取りあげられている。美化委員会としての要望を整理する問い合わせであるが、そもそも委員会活動が何のための組織なのか、その前提を理解しているものとして問題が作成されている。日頃から生徒一人一人が、生徒会活動の存在意義を理解しつつ、実践に取り組むことの重要性を読み取ることができる。

ここで日本特別活動学会研究開発委員会が、特別活動の改善をめざし、指導者を対象にアンケート調査を実施し、『特別活動の改善に関する調査報告書』（2014）にまとめた資料に着目する。小学校における特別活動への参加状況については、児童会活動に関して2012年度は、（「かなりそう思う」、「ややそう思う」）が（39.1%， 51.7%）を示す。一方1995年度では、（9.0%， 53.4%）である。児童の参加意欲が高い数値を示しており、教育効果が高いと捉える。

中学校における生徒会活動に関しては、2012年度は、（34.3%， 48.6%）を示す。一方1995年度では、（4.4%， 50.9%）である。小学校時より若干の低下が見られるものの、生徒の参加意欲は高く、一定の教育効果をあげていると考える。

高等学校における生徒会活動に関しては、2012年度は（14.3%， 32.1%）を示す。一方1995年度では、（2.9%， 17.6%）である。生徒の急激な参加意欲の低下が見られることから、自発的・自治的な活動として機能させることが急務の課題である。

発達段階を踏まえながら自治的能力の育成をめざす取組を、系統的・計画的に実践していくうえで、学年があがるにつれて児童会活動・生徒会活動への参加意欲が低下している実態を深刻に受け止める必要がある。望ましい学校生活の実現に向けて、諸問題の解決を図るべく、構成員全員が参画意識を高め、合意形成を図るための仕掛けを構築することが不可欠である。

なお本アンケート結果に関する留意点として、特別活動に关心を持ち意欲的に取り組んでいる指導者が回答する傾向を鑑みると、児童会活動の実態について余談を許さないとの判断を踏まえ、危機感を持って対応しなければならない。

1.3 児童会活動の組織と運営、問われる指導者

児童会活動の組織運営について、明石・中村（1996）の調査結果は、自発的・自治的活動の重要性を指摘しつつ、それらが育っていないことを問い合わせている。異年齢集団で構成される児童会活動を活性化することで、児童間に望ましい人間関係が構築され、自主性や社会性が育まれる。

調査結果から危惧される点に着目すると、まず代表委員会に出席する指導者として、「児童会担当者のみ」が67.2%、「児童会担当と各学年から1名ずつの代表」が11.0%、「児童会と都合のつく教師」が10.7%，であった。明らかに学級の代表者が参加し児童が議論する場であることから、指導者は学級担任としてその一部始終を見届けたうえで、どのような経緯をもって決議に至ったのか、学級会において必要な場面で回答できることが望ましい。また指導者間においても、決議に至る経緯を共通認識しておくことで、児童の議題に関わる温度を踏まえることにも繋がる。

次に代表委員会および委員会活動の時間確保について、代表委員会は月あたり「1時間」を確保しているが92.9%であり、委員会活動は月あたり「1時間」が53.8%、「2時間」が41.4%であり、加えて「時間割に定めている」が99.4%の回答であることから、一定の指導環境は整っていると言える。

さらに児童会集会の実施について、「月あたり1回」が42.5%、「学期あたり1回」が13.2%，一方「行っていない」が21.7%，と低位な実施状況の改善が求められる。児童にとって活躍の場を設けることで、経験を通して関連する社会における諸問題に気づき、理解し、自分なりにどのように対応するのかを考える契機となる。高階（1993）は、社会の変化に対応できる「窓」を開くことの重要性を説き、体験がその鍵を握るとしている。

ここで児童の意識に着目すると、代表委員会活動については、（「意欲的である」、「まあ意欲的ある」）が（16.0%，60.7%），委員会活動では（11.6%，67.5%），児童会集会活動では（29.7%，59.8%），である。4件法による調査であり、「意欲的である」の数値が活動の自発的・自治的な活動としての機能の度合いを示していると捉えると、消極的な回答が多く改善が望まれる状況にある。

本調査は1996年に実施され、およそ20年前にあたり「学校週五日制」の実施、新学習指導要領全面実施に伴い、「標準授業時数の確保」のため学校行事をはじめとする縮小・簡略・削減等が問われ議論された。当時と比較して、特別活動に対する指導者の意識は低下する傾向にあることは、1-2で述べたように日本特別活動学会研究開発委員会の調査結果と一致する。このことは複合的な要因による結果として、自主的・自治的な活動である児童会活動の機能低下を招いていると考える。

2 日本の小学校における児童会活動の仕組み

2.1 児童会活動の組織と経営

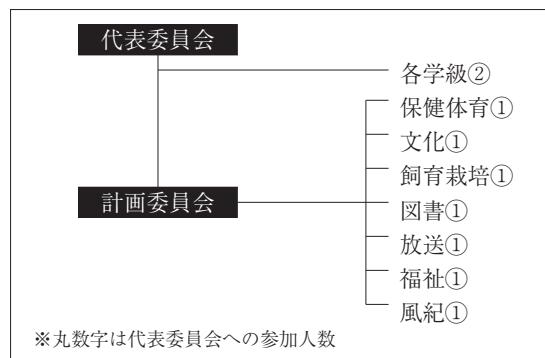
筆者の小学校時代を思い起こすと、委員会活動（飼育栽培委員）と代表委員会が月あたり1回実施され、その発表の場として全校集会が同様に位置づけられ、かなり機能していた印象である。集会活動には全校生徒が参加し、児童会による自主的な運営がなされていたと記憶する。

一般的に、児童会は全校児童によって構成され、3年生以上が直接参加する。代表委員会は、各学級からの代表者、各委員会からの代表者が参加する。議題は、計画委員会が事前に各委員会や各学級からの提案を整理し、代表委員会で審議する。計画委員会の主な活動内容として、①代表委員会の日程調整・議事運営、②児童集会の企画・運営、③各委員会と各学級との連絡・調整、④緊急を要する問題の処理、が挙げられる。

計画委員会がリーダーシップを発揮して、望ましい学校づくりに向けた取組を率先して展開しようとしているのか、指導者の姿勢が問われる。また、組織として整備されていたとしても、教育課程において時間的な確保がなされているのか、活動を支援する指導体制、活動する場所、などの児童会活動を効果的に展開できる環境を整備することも肝要である。

一例として組織図を図示したものが、Table 1 である。

Table 1 「児童会活動組織図の具体例」



2.2 児童会活動を活性化させるために

飯尾（2013）によると、指導者が児童が主体的な活動ができる手だてを十分に打ち立てていないことを、以下の視点から指摘する。児童に問題を見出させて、じっくりと活動を考えさせ、準備のうえ行動に移させ、それを見守ることで、成功体験をさせることが必要である。成功体験へと導いた意識が、体得された見方や考え方として学級にも反映され、引いては次期の児童会活動を牽引しようとする意識をもたらす。残念ながら達成感から自信に浸る児童よりも、やらされ感による受動的な姿勢の児童が見られることも事実である。

そこで、活性化に向けた興味深い実践として、「委員長会」と「拡大代表委員会」が挙げられる。「委員長会」は、委員長の不安を取り除き、リーダー性を引き出して成長を実感させるために運営する。事前・実践・事後で、それぞれ指導者と時間を共有し、中でも事前の打ち合わせと事後のふりかえりに力点を置き、委員長ノートに整理する。また本番では、各委員がふりかえりを行い委員会ノートに記述する。それを委員長と指導者とが協働してチェックし、次回の委員会へと繋げる。

「拡大代表委員会」では、代表委員会の企画・運営について、企画書をもとに各委員会で協力・連携できる中身を検討し、互いに協働しながら具現化を図る。最終的に拡大代表委員会が、代表委員会の企画・運営を後押しする役割を担う。

児童会活動を活性化させるうえで、児童の主体的な活動へと導く仕掛けが不可欠である。加えて指導者が、体験を通して体得する諸能力が、持続性と可塑性を伴うものであることへの認識を深めたい。児童の主体性や自治的能力を高めることをめざした活動そのものからは、やり遂げることを通して達成感と自信をもたらす。これが次の新たな活動への原動力を芽生えさせ、正のサイクルを形成する。

指導者は、児童に対して主体的に取り組ませるが、このことはあくまで手だてに過ぎず、本来のねらいを体験の向こう側に見据え、指導・助言にあたることが求められる。これは、先ほど述べた持続性と可塑性を伴う諸能力のことを指す。ただし指導者と児童との信頼関係により教育効果が高まるとの前提に立ち、互いに時間共有に努め、指導者は見守る姿勢に徹し、適宜効果的な指導・助言を行うことが重要になる。

2.3 児童会活動の実践事例に見る急所

大庭（2009）の実践例「1年生を大切にしよう週間に取り組もう」では、①「活動の立案・提案」、②「代表委員会の話し合い」、③「各委員会での話し合い」、④「実践」、⑤「ふりかえりの活動」の5つのステージ毎に自治的活動の視点から具体的な活動内容が明示されている。

本実践を見てみると、各委員会および各学年がそれぞれめあてを持って活動にあたることが特長である。つまりすべての児童が、自らの役割を果たす仕掛けが組み込まれている。そもそも児童会活動はすべての児童を対象としているはずなのに、帰属意識の乏しい児童が見

られることは否めない。そして彼らが、活動を停滞させていることは紛れもない事実である。こうした児童ができるだけ少なくしていく仕掛けを講ずることで、自ずと児童会活動のよさに気づく児童が増え、課題解決に向かうことが期待できる。

宮川（1996）は、児童会活動の指導の充実について、代表委員会の活動を中心に、各組織との関連を図ることの重要性を指摘する。特に代表委員会を活性化させるうえで、新たに運営委員会を組織し、代表委員が交代して活動することが必要であるとしている。つまり、組織を児童で編成し、役割を分担し合い、その運営を支え合い推進することで、問題解決の体験や役割貢献体験ができ、引いては達成感・充実感がもたらされ、社会の一員としての自覚と実践的態度が形成されると述べている。

また和田（1999）は、広がりのある生徒会活動をめざすうえで、活動ができるだけ多くの参加や協力を得られるように、活動内容に応じて、委員会や各学級の活動として、組織的・計画的に年間を通して調整することが重要であることを指摘する。特に活動の成果を互いに共有でき、評価し合える発表の場を設けることが、教育効果を高めるとしている。

さらに渡部（2001）は、児童が個として埋没することなく、互いの個性を認め合い伸長し合う関係性のもとで、集団目標や規範を設定し、より望ましい集団をめざし、協力し合い、自己の役割分担を責任を持って遂行することが重要であると述べている。ただし前提条件として、児童どうしの信頼・尊敬・協力など、親和的、共感的な雰囲気を醸し出す豊かな人間関係が求められる。

国立青少年教育振興機構（2015）の「子供の生活力に関する実態調査報告書によると、保護者の叱咤激励的な関わりの態度とその子供の生活スキルとの関連は見られないとの報告がなされた。また保護者が、必ず身につけておくべきと思っている生活スキルや身につけていた生活スキルは、その子供もその生活スキルができる割合が高いとしている。

総じて児童会活動を実践するうえで、指導者の児童への関わり方が大きな影響をもたらすことが推察できる。児童が課題意識を持ち、その問題解決に向けて自ら考え、なかまと話し合い合意形成した中身を実践することが、児童に実践的な態度を育成することに繋がるのである。指導者が児童と向き合い指導するうえで、見守りながら必要とされているサポートに応えていくことが、発達を支えることになる。指導者は、ややもすると叱咤激励を言葉で連呼する傾向にあるが、むしろ児童の主体的な行動を見守りその支援の内容が問われていると考える。

3 Grundschule Süd Landau 校における「学級協議会（Klassenrat）」の取組

ここで先進的に民主主義の教育を実践しているドイツのラインラント・プファルツ州のGrundschule Süd Landau 校の取組を紹介する。写真（Table 2）は学校正面からの光景である。調査内容は、①「学級協議会」、②「議会」、③「学校議会」の、企画・運営に関する具体について、また学校議会を実際に見学し、児童が主体的に取り組む姿を観察し記録に收め

Table 2 「Landau 校」



Table 3 「Klassenrat」 Handout

GRUNDSCHULE SÜD LANDAU

Partizipation/Verantwortung Handout			Januar 2011		
Gremien	Kompetenzen	Rahmen	Regeln/Prinzipien		
Klassenrat			<ul style="list-style-type: none"> • Bericht aus der Abgeordnetenversammlung • Behandlung und Lösung von klasseninternen Problemen und Konflikten • gemeinsame Planung • Diskussionen und Abstimmung über Themen der Schüler und der Schule → Weiterleitung in die Abgeordnetenversammlung • Lehrer nehmen teil, unterstützen ggf. • Lehrer zeigen den Kindern, die Möglichkeiten der Partizipation auf und bestärken sie darin, ihre Anliegen/Ideen einzubringen <p>Kinder...</p> <ul style="list-style-type: none"> • argumentieren und diskutieren • stimmen ab • setzen sich für ihre Belange ein und übernehmen Verantwortung für die Planung und Durchführung • überdenken und tolerieren andere Meinungen • lösen Konflikte selbstständig • leiten das Gespräch, moderieren • führen Protokoll • bringen Vorschläge / Ideen / Wünsche ein • planen • entwickeln eine eigene Meinung • finden Kompromisse 	<ul style="list-style-type: none"> • einmal wöchentlich • Eintragen der Themen (Plakat, Buch, ...) • festgelegter, bekannter Ablauf (->Leitfaden) • Leitung durch Abgeordnete • ggf. weitere Ämter, wie Meldekind, Zeitkind, Regelkind • Schreiben eines Protokolls: Vereinbarungen und Besonderheiten festhalten • Wahl der Abgeordneten mithilfe der erarbeiteten notwendigen Eigenschaften eines "Abgeordneten" • mögliche Kandidaten bereiten sich auf die Wahl vor; begründen ihre Fähigkeiten • Abgeordnete werden von Ferien zu Ferien (Legislaturperiode) gewählt; 1 alter Abgeordneter bleibt und 1 Abgeordneter wird neu gewählt. Vorschlag: Stichwahl zwischen den alten Abgeordneten oder Selbst-/Fremdeinschätzung • Feedback für die Abgeordneten/bzw. Qualität Klassenrat 	<ul style="list-style-type: none"> • Abgeordnete bereiten den Klassenrat vor (klären z. B., ob eingetragene Themen noch aktuell sind)- Rückmeldung aus der Abgeordnetenversammlung • Konflikte werden nur dann im Klassenrat besprochen, wenn sie direkt im Anschluss an den Konflikt nicht gelöst werden konnten oder wenn sie die meisten / alle Kinder der Klasse betreffen • Die Stopp-Regel muss bei Konflikten eingehalten werden (Stopp sagen, ein Helferkind hinzuziehen, ggf. eine Lehrkraft holen), wird ein Schritt ausgelassen, wird der Konflikt nicht im Klassenrat besprochen • wird im Klassenrat ein Kind aus einer anderen Klasse benötigt, so muss dies in der EvAz in der betroffenen Klasse angemeldet werden • mit 1 Arm melden bedeutet: ich möchte etwas zum Thema sagen, mit 2 Armen melden bedeutet: ich möchte etwas zum Vorrredner sagen oder habe eine Frage an ihn • Kinder sollen nicht übereinander sprechen („Er hat...“), sondern miteinander („Ich-Botschaften“) • Gesprächsregeln erarbeiten: <ul style="list-style-type: none"> - ausreden lassen; anschauen; nicht dazwischenmelden; Probleme ernst nehmen • Lehrerrolle ist klar definiert (Stütze, Beobachter, Fragen/Impulse setzen)

た。

まず、「学級協議会」の運営（参加・責任）について、活動内容、育成能力、基本的枠組み、ルール・原則について整理したものが、以下の Table 3 である。

3.1 「学級協議会」の活動について

学級協議会の役割として、以下の内容を取りあげている。

- ・学校議会からの報告をする。
- ・学級内の問題および争いの処理と解決を図る。
- ・共同で行う取組の計画を立案する。
- ・児童と学校の課題に関して討論のうえ採決し、議会へ申し送る。
- ・指導者が参加し、必要に応じてサポートする。
- ・指導者が児童に参加の仕方を示し、自らの要求やアイディアについて、勇気を持った発言を支援する。

3.2 活動を通して育まれる「能力 (Kompetenzen)」について

活動を通して児童に育まれる能力（コンピテンシー）として、以下の内容を取りあげている。

- ・主張を行い、討論する。
- ・採決する。
- ・問題に取り組み、計画と実行の責任を負う。
- ・他人の意見を熟慮し、受け入れる。
- ・自分自身で争いを解決する。
- ・議論を主導し、司会を進行する。
- ・議事録を作成する。
- ・提案、アイディア、希望を提起する。
- ・計画する。
- ・自分の意見を持つ。
- ・妥協点を見出す。

3.3 基本的枠組み (Rahmen) について

学級協議会は、週1回、議題を集約のうえ、規定された周知の手順に従って開かれる。議員による司会で運営され、必要に応じて、発言者を指名する係、タイムキーピングをする係、ルールを監視する係を定める。取り決め事項と特殊事項について、議事録に残す。

議員は、必要とされる資質に基づき選任される。そこで候補者は、自分に能力があることの根拠を述べて、選挙に備えて準備をする。議員は休暇（夏休み、冬休み）で、休みの会期

に選出される。旧議員が一人残留し、新議員が新たに一人選出される。場合によっては、旧議員間での決戦投票や、自薦、他薦に依る場合もある。各議員へのフィードバックや学級協議会の質が問われる。

3.4 運営上のルール・原則 (Regeln/Prinzipien) について

運営上のルール・原則として、以下の内容を取りあげている。

- ・議員は学級協議会の準備を行う。例えば、学校議会からのフィードバックとして、提議されたテーマが、まだ有効であるかを検討する。
- ・争いが直後に解決されない場合、あるいは多くのあるいはすべての児童が当事者である場合にのみ、学級協議会で話し合う。
- ・ストップルールが、争いごとに際して守られなければならない。ストップをかけ、仲介役が介入し、必要に応じて指導者を呼ぶ。手順が省略された争いごとは、学級協議会では話し合わない。
- ・片手を挙げるとテーマについて何か発言したい、両手を挙げると前の発言者に対して意見を言いたい、あるいは質問がある、を意味する。
- ・児童は、誰かのことではなく（彼が……した）、自分たちのことを話す（私が主語のメッセージ）。
- ・議論のルールを作成する。最後まで話させる、発言者に注目する、割り込まない、問題について真剣に捉える。
- ・教師の役割を明確に提起しておく。（支援、観察者、質問／きっかけを与える）

4 Grundschule Süd Landau 校における「議会 (Abgeordnetenversammlung)」の取組

次に、「議会」の運営（参加・責任）について、活動内容、育成能力、基本的枠組み、ルール・原則について整理したものが、以下の Table 4 である。

4.1 「議会」の活動について

議会の役割として、以下の内容を取りあげている。

- ・学級のアイディアと要求をまとめ、実行計画を立て、学校議会での採決の準備をする。
- ・結果を学級にフィードバックする。
- ・必要に応じて作業グループを招集する。

4.2 活動を通して育まれる「能力 (Kompetenzen)」について

活動を通して児童に育まれる能力（コンピテンシー）として、以下の内容を取りあげている。

Table 4 「Abgeordnetenversammlung」 Handout

GRUNDSCHULE SÜD LANDAU

Gremien	Kompetenzen	Rahmen	Regeln / Prinzipien
Abgeordnetenversammlung · Ideen und Anliegen der Klassen werden zusammengeführt, Umsetzungen geplant, Abstimmungen für die Schulversammlung werden vorbereitet · Ergebnisse werden wieder in die Klassen geleitet · Bei Bedarf sollen Arbeitsgruppen einberufen werden.	Kinder... · informieren in der Klasse und in der Abgeordnetenversammlung · führen Abstimmungsergebnisse der Klassen zusammen · planen · diskutieren und argumentieren · finden Kompromisse · bereiten Umsetzung der Ideen und Anliegen vor · verfassen Briefe, diskutieren mit Zuständigen (z. B. Bürgermeister)	· Treffen 2x im Monat · zwei gewählte Abgeordnete pro Klasse · Leitung durch die Schulsprecher · Schulsprecher werden von Ferien zu Ferien (Legislaturperiode) gewählt; 1 alter Sprecher bleibt und 1 Sprecher wird neu gewählt mithilfe der erarbeiteten notwendigen Eigenschaften · Protokoll führen · Besprochene Punkte werden direkt von den Abgeordneten an die Klasse weitergegeben (Protokoll) · Abwahl möglich, wenn die vereinbarten Regeln nicht eingehalten werden oder die Abgeordneten/Sprecher nicht als Vorbild auftreten. · Demokratiewand: Fotos... Schulsprechervorstellung; Informationen (Pflege übernehmen die Sprecher)	· Die Versammlung beginnt pünktlich um 8.20 Uhr; Treffpunkt: Lehrerzimmer. · Versammlung wird anhand des Protokolls/Leitfadens von den Schulsprechern geleitet. · Reflexion der Mitarbeit in der Abgeordnetenversammlung

- ・学級と議会に情報を提供する。
- ・学級での採決の結果をまとめること。
- ・計画すること。
- ・妥協点を見出す。
- ・アイディアと要求の実現を準備すること。
- ・手紙を書き、管轄者（例えば市長）と話し合う。

4.3 基本的枠組み（Rahmen）について

議会は、週2回、各学級から2人の選出議員が集まり、学校議長の司会により運営される。学校議長は長期休暇の間に選出される。旧議長が一人残留し、新議長が作成された「必要とされる資質」のもとで一人選出される。

議事録を残し、議論された項目は直接、議員から、議事録に基づき学級に伝えられる。取り決められたルールが守られなかったり、議員や議長が模範的に行行動しない場合には、解任が可能である。民主主義の壁コーナーには、写真等を用いて学校議長の紹介や情報が紹介されている。なお、その管理は議長が行う。

4.4 運営上のルール・原則（Regeln/Prinzipien）について

運営上のルール・原則として、以下の内容を取りあげている。

- ・議会は8時20分の定刻に開始される。集合場所は職員室である。
- ・議会の内容を議事録に残す。行動原則をもとに、学校議長の司会により進められる。
- ・議会での作業に関する考察を行う。

5 Grundschule Süd Landau 校における「学校議会（Schulversammlung）」の取組

さらに、議会の運営（参加・責任）について、活動内容、育成能力、基本的枠組み、ルール・原則について整理したものが、以下のTable 5である。

Table 5 「Schulversammlung」 Handout

GRUNDSCHULE SÜD LANDAU

Gremien	Kompetenzen	Rahmen	Regeln / Prinzipien
<u>Schulversammlung</u>	<p>・ alle Schüler und anwesenden Lehrer nehmen teil</p> <p>・ Besprechung von Themen, die Kinder (und ggf. Lehrer) betreffen</p> <p>・ Abstimmung gemeinsamer Regelungen</p> <p>・ Hinweise auf Präsentationen aktueller Arbeiten aus den Klassen</p> <p>・ Information zum Stand der Planung und Durchführung von gemeinsamen Aktionen</p> <p>・ Besprechung der Rückmeldungen zu gemeinsamen Aktionen</p> <p>・ Einladen von Politikern, Berufsgruppen...</p>	<p>Kinder...</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ erfahren die Auswirkungen und Ergebnisse ihrer Aktionen und Beschlüsse ・ informieren Schüler und Lehrer über Aktionen und Regelungen ・ stellen anderen ihre Arbeitsergebnisse vor ・ würdigen die Ergebnisse anderer Klassen ・ präsentieren und sprechen vor der ganzen Schule ・ erfahren Gemeinschaft und Zusammenhalt der ganzen Schule über den Klassenverband hinaus 	<p>GRUNDSCHULE SÜD LANDAU</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ immer am ersten Donnerstag im Monat- an diesem Tag keine Klassenaktionen planen ・ Zeitrahmen: 9:00-9:30 Uhr ・ geleitet von zwei aus der Reihe der Abgeordneten gewählten Schulversammlungssprechern ・ Schulversammlungssprecher bereiten am Tag vor der Versammlung die Themen vor, erstellen ein Plakat zum Ablauf/Tagesordnungspunkte ・ Grundsätzlich besteht die Möglichkeit, dass ein sehr gut geeignetes Kind für längere Zeit Sprecher bleibt. ・ Schullied wird zum Abschluss gesungen ・ Schulversammlung wird im Anschluss in den Klassen besprochen, Themen zur Abstimmung werden für den Klassenrat notiert- Rückblick/Ausblick ・ Nachbesprechung/Feedback der Sprecher/Abgeordneten sowie aufnotieren von Vereinbarungen/Absprachen/Ergebnissen ・ Kinder sitzen so, dass sie das Plakat gut sehen können ・ Lehrer sitzen bei ihrer Klasse auf dem Boden ・ Schulversammlungssprecher rufen Kinder auf, sorgen mit Glocke für Ruhe ・ sie unterbrechen die Diskussion, wenn diese abschweift oder zu lang wird ・ sie geben ggf. Themen zur Anstimmung zurück in die Klassenräte ・ wer etwas sagen möchte, meldet sich ・ mit 1 Arm melden bedeutet: ich möchte etwas zum Thema sagen, mit 2 Armen melden bedeutet: ich möchte etwas zum Vorredner sagen oder habe eine Frage ・ wer aufgerufen wird, steht auf, nennt zuerst seinen Namen und seine Klasse und bringt dann seinen Beitrag ・ Kinder reagieren eigenverantwortlich auf Störungen (Stop...)

5.1 「学校議会」の活動について

学校議会の役割として、以下の内容を取りあげている。

- ・すべての生徒と出勤している指導者が参加する。
- ・児童（必要に応じて指導者）に関わる協議を行う。
- ・共通ルールを採決する。
- ・学級で現在進行中の取組を紹介する。
- ・共同アクションの計画と実施の状況に関する情報を公開する。
- ・共同アクションに関するフィードバックの協議を行う。

- ・政治家や職業グループなどを招待する。

5.2 活動を通して育まれる「能力 (Kompetenzen)」について

活動を通して児童に育まれる能力 (コンピテンシー) として、以下の内容を取りあげている。

- ・自らのアクションと決定事項が及ぼす影響と結果を経験する。
- ・生徒と指導者にアクションとルールに関する情報を提供する。
- ・他者に自らの作業結果を紹介する。
- ・他の学級の結果を尊重する。
- ・全校生徒の前でプレゼンをしながら話す。
- ・学級の絆を越えた全校レベルでの共同体と結束を経験する。

5.3 基本的枠組み (Rahmen) について

学校議会は、月の最初の木曜日に実施する。この日は学級行事を計画しない。時間帯は9:00～9:30を充てる。議員から選出された2人の学校議会議長が司会を務める。学校議会議長は、議会前日にテーマを準備し、議会を進行する。なお、議題項目のポスターを作成する。

原則として、より適性のある子供が長い時間、司会を努めることができる。最後に校歌を斉唱する。学校議会について学級で話し合われ、採決を必要とするテーマが、今後の見通しや展望、学校協議会のために記録される。議長は、議員と再協議、フィードバックおよび取り決め、申し合わせ、結果の追加記録を行う。

5.4 運営上のルール・原則 (Regeln/Prinzipien) について

運営上のルール・原則として、以下の内容を取りあげている。

- ・子供たちは、ポスターがよく見える位置に座る。
- ・教師は学級では床に座る。
- ・学校議会議長は、子供たちを招集し、鐘によって静聴を促す。
- ・学校議会議長は、議論が脱線したり、あるいは長くなり過ぎた場合は中断する。
- ・必要に応じて、採決に必要とするテーマを学級議会に差し戻す。
- ・発言したい者は申し出る。
- ・片手を挙げるとテーマについて何か発言したい、両手を挙げると前の発言者に対して意見を言いたい、あるいは質問がある、を意味する。
- ・当たられた者は起立し、まず名前と学級名を告げてから発言する。
- ・子供たちは、自己責任で妨害（ストップ…）に対応する。

6 Grundschule Süd Landau 校における「学校議会（Schulversammlung）」の実際

6.1 児童が主体的に進める「学校議会」

「学校議会」における児童および指導者間の話し合いを観察し、そのやりとりを逐語記録に整理し、以下の Table 6 に示す。

Table 6 「学校議会」での話し合いの記録

	：私たちには学校代表です。
	※1年生、2年生を紹介する。
	：「芝生」についての問題を取りあげます。
	「芝生には入ってはいけない」ことについて話し合いたい。
○T	：（自己紹介） 木があること、芝生が傷むこと、を分かってください。(1)
●C	：あそこの芝生が生えていない所までに集める。(1)
●C	：地面だけになっている。もうすでに傷んでいる。(2)
○T	：芝生は傷んでも後で手配でき、管理人に頼んで調べてもらう。(2)
●C	：雨だったら、入って良いかどうか判断して欲しい。芝生に入らないとベンチが無駄に入つていいみたい。(3)
○T	：芝生は楽しい、良いけれど、休憩時に、遊びに行く、教室の横だったら嬉しい。授業中に……。
◇M	：休憩時間の司会のこと。
●C	：遊んでいる時に、周りは遊んでいる。(4)
●C	：石を敷くと、芝生は全く無くなるのでは。(5)
●C	：必ず自分の名前を言わないといけない。石を敷いてはいけない。(6)
◇M	：学級で話し合って、集会で発表してください。(1)
●C	：道を作れば…。私たちは、芝生に道をつけたい。もう一度、学級で合います。(7)
◇M	：今の議題を終了します。学級の先生によく聞いてください。
	：次は、マーカスからの提案です。
●C	：4 a、私たちは、ゲームの後、ワゴンを片付けた。壊れている物、無くなっている物が12個の内、今は3つしかない。9つ壊れている。みんなの物だから、ゲームの当番について、新たなきまりを作った。ゲームをして使う時のルールを決めました。使わない学級の場合は、他の学級に渡す。
●C	：私は、ボールを見つけた。軽い。
●C	：ボールがあちこちにある。片付けた方が…。
●C	：前の当番が、この前の物を見つけた。
●C	：何回も何回も無くした。パスポートが無くなることもある。担任の先生に、パスポートを導入してはどうか。
●C	：各学級に入れたパスポート、色によって不満、同じ色のパスポートを持っている。

- C : もう1回、はっきりさせたい。
- C : パスポートをみんな持っている。同じパスポートを持っている。
- T : ゲームが学級によって色が違う。ゲームの色とパスポートの色は、関係なく使える。
(2)
- C : でも同じ色では…。
- ◇M : 私たちは当番を続けたくない。ワゴンの監督者として。
- C : 候補者に来てもらうと説明する。
- ◇M : 今の議題を終了します。当番は新しい担当者に。
- C : 読書カフェで劇を見せるのは大丈夫ですか。
- C : 劇を発表する準備をしておけば…。
- C : 私は発表したい。前もって練習してきたから。他の子も使っているから避けたい。練習してから劇を発表したら良い。練習しないでは良くない。
- ◇M : 今まではどうでしたか。
- T : 読書カフェの当番が、どうやりたいかを考えておいてください。本についての劇であれば良いのでは。当番で決めてください。
(3)
- ◇M : 世界子供の日。義援金を集めた。UNICEF 当番。石の意味を説明する。1215ユーロ、アフリカで学校を作る。
- ◇M : 50ユーロをユニセフに提供すると、アフリカで12の石を買うことになります。1272ユーロが義援金。
- ◆P : 川を作る計画があります。建築家と相談しているので、少し待ってください。
(4)
- C : 今週でこれを作りました。動物と果物と、この先に。校庭をどう使うのか。
- C : このリストをどこにつければ良いのですか。
- ◇M : 誰でも見えるように。動かせる壁では。
- C : 入口の所のガラスに。2つのアイディアがあります。入口の階段の所に貼っておいてください。
- T : この本を紹介します。素晴らしい絵があり、図書館に置いて和ませる。読みたい人は？この話題のテーマは、友だちになれるかどうかの友だちです。
- ◇M : 校歌です。
- ：みんなで歌う。大合唱。

(※C：児童、T：指導者、P：校長、M：司会 [学校議会議長])

6.2 学校生活の改善をめざす自治的活動

「学校議会」における話し合いの様子を観察した光景が、写真 (Table 7 ①) である。司会者 (学校議会議長) 2名が、前方で議事を運営している。時刻は9:00開始であった。逐語記録から分かるように、議題として児童の学校生活での問題点が取りあげられ、その解決に向けた手立てをすべての児童が認識し、共有しようとするものである。提案者は、問題点について事実を述べ、なぜ改善が必要なのかを丁寧に説明する。その後、周りから賛否の意見を出し合い、合意形成を図る。

学校として判断が求められる事項等については、指導者 (教員、校長) が介入する場面も、適宜見受けられた。指導者 (教員) は、あくまで児童の提案の中身を明確にするための支援

Table 7 「Schulversammlung ①」



を行い、場合によっては各児童にふりかえりを促すような問いかけを発したりする。決して押しつけるような雰囲気ではなく、問題点が自らの課題として受け止められるように、提案の本質を明らかにしようとすることに努める。

例えば「芝生の議題」(Table 6 参照)を取りあげると、下線(1)にて指導者（教師）から提案の理由が説明があり議論が始まる。芝生への立ち入りについて理解を求める提案である。写真 (Table 7 ②) が当該場所にあたり、芝生が痛み枯れて地面が露出している。加えて樹木の生長にも悪影響をもたらしているとの説明があった。児童からは、波線(1)・(3)等の提案、波線(2)・(4)等の事実確認、波線(5)・(6)等の解決案に対する意見、が出されるなど、学級協議会で話し合った中身を発表しつつ、すべての児童に理解を促すとともに、自らの問題として考える様子を目の当たりにできた。

司会（学校議会議長）は、話し合いの状況を見極めながら、強引に結論を導き出すのでは

Table 7 「Schulversammlung ②」



なく、すべての児童が議題への問題意識を共有を図るべく、改めて学級協議会で話し合うことを、二重下線(1)の提案をしている。民主主義の原則である、全ての児童が生活する場である学校環境を、すべての児童が理解したうえで改善への同意を得る、そのプロセスに時間的な制約ではなく、合意形成を丁寧に進めるこに力点を置いている。

6.3 指導者の児童へのまなざしと関係性

指導者は、学校議会の運営を見守る姿勢で臨み、適宜、指導・助言を加える。写真(Table 7 ③)に見られる通り、すべての指導者が、会場の後方で床に座り参加している(Table 5 参照)。そして児童と指導者間のやりとり、それぞれの思いを直に聞くことで、共通理解を図っている。議題によっては、改めて学級協議会での話し合いに差し戻される場合もあることから、指導者が学校議会の話し合いの流れを把握しておくことは、共に問題点を共有し、改善しようとする視点からも、望ましい構えであるとの印象を受けた。

Table 7 「Schulversammlung ③」



具体的に見てみると、二重下線(2)で確認事項を、二重下線(3)では提案事項、などのやりとりがなされた。二重下線(4)における校長からの発言は、児童の思いを集約しそれを具現化するための提言であり、普段から児童との関わりが多いことを裏付けていることが分かる。より望ましい学校環境をどのようにして創りあげるのか。それは児童と指導者が共に歩みを進め、学校を構成するスタッフの一人として可能な役割をきちんと果たす姿を見せることで、真の民主主義のあり方を示すことができると言える。集団の一員としての帰属意識を高めるうえで、学校協議会が自分たちの意見を吸いあげ、その実現へと繋がる機関であることを実感できるのか否かが鍵を握る。そこに当事者として身を置き、児童一人一人が自分にできることをふりかえりを通して見つめ直し、役割に沿った実践を反芻することで可塑性が増し、引いては豊かな人間形成へと導くものと捉えることができる。

7 民主主義の教育を具現化するための児童会活動

7.1 「学校議会（Schulversammlung）」を児童会活動に生かす視点

ドイツの Grundschule Süd Landau 校の「学級協議会」・「議会」・「学校議会」の組織・運営に着目すると、日本における児童会活動が形骸化する傾向を否めない。確かに各小学校には Table 1 のような組織が編成され、児童会活動が展開されている。しかし活動の主体である児童の認識において、集団への帰属意識や自己解決に向けた意欲などを鑑みると、どうしても民主主義に基づく運営ができているとは言い難い状況にある。

集団を対象にする特別活動であるからこそ、人格形成の場としての児童会活動の位置づけを捉え直す必要がある。まずは指導者が、すべての児童を対象にした異年齢集団活動である児童会活動を生かす視点を持たなければならない。ややもすると指導者が目指す特別活動が、学級活動や児童会活動の見栄えを追求することに陥ってはいないだろうか。何よりも重要なことは、取組の最終段階における結果ではなく、むしろそれまでのプロセスであり、その後の彼らの行動を見据えることにある。

ここで Grundschule Süd Landau 校の取組の特長について見てみる。まず、児童一人一人の学校生活に対する問題意識の高さが明らかに異なる。このことは学校への帰属意識の差異に依るとともに、日常において自らの役割を自覚し責任をもってやり遂げるプロセスを大切にしていることがわかる。議題の内容が、一個人の問題ではなく、より望ましい学校生活の実現をめざすものであり、集団として議論し決議をとり、それを遵守する組織に基づいた流れが確立している。学級協議会で決議した議題を学校議会で議論する、結論ありきで進めるところなく、幅広い合意形成をめざす取組として丁寧に進める。場合によっては、議論を学校協議会に差し戻すケースも見られる。まさしく学校社会の中で、民主主義が児童間において展開できている。

次に指導者に注目すると、児童と共に議論し合う姿が印象的である。児童と指導者が共に、学校生活を創造する集団の一員としての認識を持って取り組んでいる。学校生活をより望ましいものにするために、議論を交わしている様子が Table 6 の逐語記録から読み取れる。議題は双方から提案され、理由を明確にしたあとで、児童間で議論を交わし、解決の方途を探る。その際、適宜、指導者が支援者の立場から介入する。決して押しつける発言ではなく、確認や提案など多面的により多くの児童の発言を促すための潤滑油の役割を果たす。こうして学校生活をよりよく改善していくために、共に自らを見つめ直し、解決に向けた手立てを考え、最終段階で決議をとり実践へと移していく。

7.2 児童会活動の活性化による自治的能力の育成

より民主主義に基づいた児童会活動をめざすうえで、まずは現状を見据えなければならない。未だに児童一人一人が、児童会組織の一員としての帰属意識が乏しい傾向が見受けられ

る。その原因を推察するに、児童会活動での議論を通して、要求が実現するなどの達成経験の少なさが挙げられる。また、学校生活をより望ましい環境を創りあげるための、不具合な問題に疑問を感じ取る力、それを周りに訴え改善を求める力、具体的に解決の手立てを提案する力、などを高める必要がある。

こうした自治的能力を育むうえで、児童と指導者の双方が、日常の学校生活の充実に向けた意識改革が求められる。特別活動における学級活動、児童会活動、学校行事の三者はそれぞれ連動しており、児童が主体的に自ら問題意識を持って取り組める仕組みを構築することで、話し合いによる合意形成へのプロセスが機能し始める。

Table 1 で示した組織図において、代表委員会を機能させるべく、各学級から学級会で話し合った中身を議題として提案できるようにしたい。そのためには定期的に、代表委員会を睨み、身の回りの問題解決に向けた話し合い活動の展開が不可欠になる。同時に指導者が児童と共に、学校生活の改善に向けて、児童の目線に立って自己解決できるような支援を行う必要がある。それは指導者が、日々の終わりの会でのふりかえりを大切にしたり、注意深い児童への観察を通して見えてくるものである。

かつて多くの公立中学校において、頭髪（髪型）の自由化に関わり生徒会活動が活発化した事例がある。当時をふりかえるに、なぜ頭髪が丸刈りでなければならないのか、指導者も生徒も、そして保護者も交えて共に考え、三者が真剣に話し合い、ルールを作成し合意形成にまでこぎ着けることができた。まさに学校生活において自治が機能した明白な一事例である。

つまり、児童が学校生活において諸問題に关心を持つことが、児童会活動を活性化させるうえで鍵を握る。そこで主体的に取り組む手立てとして、井上（1972）が指摘するように、①児童の権利を感情に訴える性質のもの、②黙っていて思わぬ結果に落ち着くと被害を受けるもの、③自らが主体となって活動することが保障されているもの、などに焦点化し、児童と向き合い時間をかけて丁寧に自治の原則を踏襲しながら、児童会活動を展開していくことが望まれる。今後、児童会活動を通した自治的能力の育成に向けた教育実践を、既存の組織を活性化させうえで、児童や指導者が児童会活動に対する可能性を意識改革し、日常の活動において自治的能力を育む視点を組み入れ、その実現をめざしたい。引いてはこうした活動の積みあげが、自分たちの社会を自分たちで創りあげていく自治の精神の礎になるものと考える。

おわりに

ドイツの Grundschule Süd Landau 校の「学級協議会」・「議会」・「学校議会」の組織・運営に関する学校調査を通して顕在化した課題、それは日本における児童会活動が、自治的な中身を学べる運営として色あせていることである。児童の周りにある様々な問題を、自らの力で解決しようとする意識はもとより、それを生かす仕組みが構築されているにも拘わらず

機能していない状況を危惧してやまない。

そこでいじめ問題をはじめとする学校生活に関わる諸問題について、すべての児童が所属する児童会の組織を生かし、学級会、委員会活動、代表委員会、全校集会、を相互間で連動させる活動を地道に進めることで、自分たちの意見が反映され決議を取り付けたとする達成感がもたらされ、引いては自分たちの学校を自分たちで創造していこうとする新たな意識を芽生えさせ、自治的能力の育成に繋がるものと考える。

今まさに、選挙権を持つ年齢を引き下げる公職選挙法の改正案が審議に入ろうとしている。制度の見直しと同時に、学校教育現場において、民主主義の教育の意義を見据え、自治的能力を育む実践の場として、特別活動における学級活動や児童会活動が担う役割の大きさを認識したうえで、それを機能させていくことが喫緊の重要課題である。

参考文献

- (1) 青木孝頼・岡本孝司・相馬孝之『新しい児童活動 計画と指導の実際』新光閣書店, 1970
- (2) 杉田洋『心を育て、つなぐ特別活動—道徳的実践へのアプローチー』文溪堂, 2009, pp. 78-81
- (3) 井上治郎『望ましい集団活動と教師の指導』明治図書, 1972
- (4) 井上裕吉「学校行事の精選をめぐる諸問題」『中等教育資料 NO. 625』大日本図書, 1993, pp. 16-21
- (5) 山口亮子「コミュニティ・スクールが地域を変える」『内外教育 第6408号』時事通信社, 2015, pp. 2-3
- (6) 飯尾友謙「児童会活動を中心とした自治的能力の向上—自己成長を実感できる集団づくり—」『教師教育研究 第9号』岐阜大学教育学部, 2013, pp. 121-130
- (7) 教育新聞社『教育新聞 第3347号』教育新聞社, 2015, p. 1
- (8) 国立青少年教育振興機構『「子供の生活力に関する実態調査」報告書』青少年教育センター, 2015, p. 6-8
- (9) 宮川八岐「児童会活動の指導の充実」『特別活動研究 NO. 357』明治図書, 1996, pp. 108-111
- (10) 文部科学省「全国学力テスト問題（中学国語A）」『読売新聞 2015.4.22版』読売新聞社, 2015, p. 29
- (11) 文部科学省『生徒指導提要』教育図書, 2010, pp. 35-37
- (12) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別活動編』東洋館出版社, 2008
- (13) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別活動編』ぎょうせい, 2008
- (14) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』海文堂, 2009
- (15) 武藤孝典『生徒指導を実現する学級活動』明治図書出版, 1991
- (16) 高階玲治「社会の変化に対応した学校行事の在り方」『中等教育資料 NO. 625』大日本図書, 1993, pp. 6-9
- (17) 高階玲治・有村久春・上岡学・山田忠行・川本和孝『特別活動の改善に関する調査報告書—調査結果に基づく提言—』日本特別活動学会研究開発委員会, 2014
- (18) 宇留田敬一『学級会活動の改造』明治図書出版, 1976
- (19) 和田孝「広がりのある生徒会活動をめざす」『特別活動研究 NO. 390』明治図書, 1999, pp. 98-100
- (20) 渡部邦雄「好ましい人間関係づくりがなぜ強調されたか」『特別活動研究 NO. 411』明治図書, 2001, pp. 5-7

- (21) 渡部邦雄「体験活動を生かした心の鍛錬－いじめの克服のために－」『学校教育相談の理論・事例集 いじめの解明 II-2-(22)』第一法規, 2014, pp. 3-15

本研究は、桃山学院大学特定個人研究費（2013年度）およびJSPS 科学研究費補助金（基盤研究(C) 研究課題番号：25381281）による研究成果の一部です。諸助成に対して感謝申しあげます。

なお、信州大学名誉教授武藤孝典氏のドイツ学校調査に同行させていただき、収集した各種資料について整理した内容も含む。また、同時通訳としてご尽力いただいた Annegret Bergmann 氏の両氏に感謝致します。

（2015年5月7日受理）

Research on the Education of Democracy by Children's Spontaneous Activity

——Learning from Schulversammlung used in the State of
Rheinland-Pfalz, Germany——

MATSUOKA Yoshiki

This research compares the activity of juvenile meetings Japan, and school assembly (Schulversammlung) in the state of Rheinland-Pfalz, Germany. The state of future juvenile meeting activity is also analyzed and examined.

In the first half, actual conditions of juvenile meeting activity, principally self-governing activities, is introduced, and issues are reviewed. A problem exists in that the organization of the juvenile meeting does not function adequately.

Furthermore, neither children nor teachers clearly understand the aims of the juvenile meeting activity. Therefore, neither has participated in effective activity.

In the second half, a review of school assemblies (Schulversammlung) in the state of Rheinland-Pfalz in Germany is introduced. Both children and teachers tackle self-governing activities actively. Consciousness in both children and teachers to improve school life is high.

Thus, the contents of juvenile meeting activities are improved and children increase their power, which can help solve problems in school life. Juvenile meeting activity becomes more active and is connected to training of self-governing capabilities because children play a role as collective members.

〔共同研究：大学教育における南大阪の地域文化資源の掘り起し・保存・活用の研究〕

日本佛教の搖籃の地としての南大阪（二）

——槇尾川に沿って（I） 国分寺——

梅 山 秀 幸

和泉地方には東南の山地から西北の茅沼の海（大阪湾）に向って流れる多くの河川がある。流域がさらに長ければ合流して大きな川になるのだろうが、それぞれが独立した中小河川として海に流れこむ。夏や冬の雨の少ない時期には川底がすっかりあらわになるくらい水量も少ないが、いったん大雨になれば急激に水かさが増して段丘の上までおびやかすことになる。槇尾川もそういった中小河川の一つに過ぎない。しかし、この川の流域にはなんと数多くの古代寺院あるいは古代寺院址が存在していることか。川のそもそもの源にまず西国三十三ヶ所霊場の一つである槇尾山施福寺があり、その入り口にある佛教導入の際の靈地ともいべき池辺氏ゆかりの仏並寺も施福寺と一つのものとして把握していいものであることは、その池辺氏の家が千五百年後の今もなお現地に存続していることへの感銘とともに先に述べた。そこから川を下り、横山の盆地をへて国分あたりでは槇尾川の渓谷は思いのほかに深く蛇行して、街道は高い段丘の上を通るが、その国分峠の街道筋から古い人家の密集した細い路地を通った奥まったところに国分寺が存在する。急峻な渓谷からなだらかな傾斜地に変わり、いくつかの農業用水の池を横目に川を下っていくと、佛教にゆかりのある地名の納花を過ぎ、室堂を通り過ぎたところには池田廃寺（現明王院）があり、さらには坂本寺（現禪寂寺）がある。それぞれが古代氏族の池田首、そして坂本臣の氏寺であり、かつてはその氏族の勢力を示して威容を誇ったものと思われるが、そこからさらに下って平野部のかつての国府近くには和泉廃寺があった。それら槇尾川流域の古代寺院（址）について今回は一つにまとめて論じて見たいと考えていたのだが、実際に資料を調べ、足を運んで山林や谷田や人家の中を歩きまわっている過程で一つ一つの寺院（址）が背後にもつ歴史が思いのほかに深い層をなしていることがわかった。槇尾川流域の寺々についてだけでも、あるいは二回、三回と書き継ぐことになるかもしれない。

まずは国分峠の和泉国国分寺である。いまは人家の中にひっそりとたたずむささやかな寺であるが、その寺を調べていく過程で三人の女性の姿が立ち現れてくる。

キーワード：国分寺、光明皇后、県犬養橘三千代、檀林皇后、橘諸兄



写真1 和泉国分寺

【一人目の女性 光明皇后】

『大阪府全志』は次のように述べる。

国分寺は中央字北条にあり、護国山と号し、真言宗高野山無量光院末にして十一面觀世音を本尊とし、今は福德寺と称す。縁起に依れば、中古一人の沙門あり、智海上人と号し、本州和泉郡浦田の産なり。同郡宮里の瀧山に住して仏乗を勸修しけるに、或る時一麿来りて上人の小便を嘗めて懷胎し、竟に一少女を生みしかば、上人之を見るに忍びず、隣嫗をして慈育せしむ。嫗は貧賤にして常に農事を業とし、少女の七歳となりし年の夏五月、嫗は野田に出て苗を植ゑ、少女は嫗に伴はれて嬉戯しけるに、槇尾寺に詣で、帰途に附きし勅使大臣藤原不比等、一瑞氣の揚るを見れば是即ち少女の全身より光を放てるなり（北池田村大字室堂女鹿坂の西辺に、今も照田・光田といへる字地あり、里伝に依れば当時少女の遊び居りし所なりといへり）。依て大臣輿より下りて之を見るに、体貌殊麗なりければ、光明子と名づけ、嫗に請ふて輿を同うして伴なひ帰る。長ずるに従ひて艷麗益加はり、毎に君側に侍し恩寵を得て、天平元年八月立ちて后宮となれり。光明皇后即ち是れなり。性酷だ仏法を好み、幾多の寺院を創建し、此の地は其の家郷たるを以て伽藍を構へて安樂寺と号し、後承和年中勅して国分寺となすと。

ここまでが、前段である。ここにはたいへん不思議なことが書かれている。聖武天皇の后であった光明皇后はこの地の出身であるというだけではなく、実は僧侶の小便を嘗めた雌鹿が懷妊して生まれた子どもだというのである。その子は近所の老婆に育てられて美しい少女となり、たまたま槇尾寺に勅使として参詣した藤原不比等が全身から光明を放つような少女を見て、これをもらい受けて都に連れもどった。不比等がこの光り輝く美しさの少女に出会ったのは、槇尾川をさらに下った現在の室堂あたりだという説明もつけ加えている。成長する

にともなって、この少女の艶麗さはさらに増し、聖武天皇のもとに入内していつもその側に侍り、天平八年（736）には皇后となった。その人となりは、仏教を好み、多くの寺院を建立したが、この地はみずからの誕生の地だということで寺院を建てて名前を安楽寺とつけ、平安時代の承和年中に国分寺としたというのである。

河内国から和泉郡と日根郡、さらに大鳥郡を割いて和泉監を置いたのが靈亀二年（716），その後、天平十二年（740）には和泉監は廃止されて河内国にもどり、天平宝字元年（757）にふたたび河内国から分離して和泉国が置かれるようになった。国分寺設置の詔が出されたのは天平十三年（741）のことであったから、その当時には和泉国は存在しない。和泉国が設立されてもしばらくは国分寺が置かれることはなく、平安時代に入って始めて和泉国からの申請によって、安楽寺を国分寺とすることになった。

『続日本後紀』承和六年五月辛巳朔癸未には、

和泉国^{まう}言^いす、和泉郡^{こう}に在^る安樂寺を以^てて国分寺と為^しし、講師一員、僧十口を置かん、但し読師は置かず、と。請ふに依^てて之を許す。

とあって、安楽寺が国分寺となったのは承和六年（839）五月三日のことだったのを確認することができる。

『大阪府全志』は大正十一年（1922）の発行であるが、光明皇后が実は僧侶の小便をなめた雌鹿が孕んで生まれた子どもだというのは、いかに俗伝であっても、その当時としては処理に困ったであろう。著者の井上正雄は、「然れども是れ妄誕不敬の説なり」として後段を始めている。たしかに不敬きわまりない言説である。そこで井上氏は『続日本紀』をもとに整理する。

光明皇后は後掲続日本紀に見ゆるが如く、淡海公藤原不比等の女にして、十六歳のとき立ちて聖武天皇の妃となり、天平元年八月皇后となり給ひ、孝謙天皇の母后にましませり、いかでかゝる事のあるべき、附会の説も亦極まれり。然れども皇后は国分寺を創建せしめ給ひし御方なれば、此の寺の創立も皇后御在世の時ならんか。

「いかでかゝる事のあるべき」として光明皇后の母が雌鹿であるという伝承は否定されなくてはならない。光明皇后が崩御したのは天平宝字四年（760）六月七日のことであるが、『続日本紀』のその日の条には詳しい崩伝がある。

六月乙丑、天平応真仁正皇太后^{かむあが}崩^りりましぬ。姓は藤原氏。近江朝の大織冠内大臣鎌足の孫、平城朝の贈正一位太政大臣不比等の女なり。母は贈正一位県犬養橘宿祢三千代と曰ふ。皇太后、幼くして聰慧にして、早く声誉を播^けり。勝宝感神聖武皇帝儲式とあ

りし日、^い納^られて妃としたまふ。時に十六。衆御を接引して、皆、その歓びを尽し、雅^{まさ}しく礼訓に閑ひ、敦^{たら}く仏道を崇む。神亀元年、聖武皇帝位に即^つきたまひて、正一位を授け、大夫人としたまふ。高野天皇と皇太子とを生む。その皇太子は、^{うま}誕^おれて三月にして、立ちて皇太子と為^なる。神亀五年、^{とうもく}天^あくして薨^{こう}じき。時に年二。天平元年、大夫人を尊びて皇后とす。湯沐^{おさな}の外、更に別封一千戸と、高野天皇の東宮に封一千戸を加ふ。大后、仁慈にして、志、物を救ふに在り。東大寺と天下の国分寺を創建するは、本、大后の勧めし所なり。また、悲田・施薬の両院を設けて、天下の飢^ゑ病^めめる徒を療し養す。勝宝元年、高野天皇、禅を受け、皇后宮職を改めて紫微中台と曰ふ。勲賢を妙選して、台司^{いやひた}に並^{ならべ}列^{つら}ねたり。宝字二年、尊号を^{たてまつ}上^りて天平応真皇后と曰ふ。中台を改めて坤宮官と曰ふ。崩する時、春秋六十。

ここまでが「崩伝」であり、以下、三品船親王以下十二人の装束使を決め、三品池田親王以下十二人の山作司を決め、さらに養民司を決め、前後次第司を決めて、盛大な葬儀を行うこととしたことが記されている。そして、「天の下の諸国に挙哀すること三日、服期三日」とあって、同じ月の二十八日に、「仁正皇太后を大和国添上郡佐保山に葬る」とある。奈良女子大学の北の方に佐保川を遡って行けば、静かな住宅地の奥に今もたしかに聖武天皇陵と並んで光明皇后陵はある。

「崩伝」には、祖父は藤原鎌足、父は藤原不比等であり、そして、聖武天皇の皇后であつたとあるが、ここまでは学校の教科書にも書かれていて、誰もが知っていることである。そして母親は贈正一位県犬養橘宿禰三千代、歴々たる女性であつて、国分峠の雌鹿であったなどということはもちろん正史には書かれていない。幼いときから聰明であり、それは世間でも評判であった。ここでは特にその光りかがやくのような美しさについては触れていない。彼女は伝説的な美人であった。奈良の法華寺の十一面觀音像は光明皇后を模したものと伝えられる。ガンドーラの生見王は生身の觀音菩薩を見たいと望んでいたが、ある夜の夢に、生きた觀音菩薩が見たければ、日本の光明皇后を見ればいいと告げられる。そこで、仏師を遣わして光明皇后をモデルに三体の觀音菩薩像を作らせた、その一体が今の法華寺の十一面觀音菩薩像なのだという。その藤原光明子は聖武天皇が皇太子になったとき、十六歳でその妃となつた。ちなみに聖武天皇と光明子は同じ年に生まれ、光明子の異母姉であり聖武の母である藤原宮子は精神に病を抱えていて極度の引き籠もり状態であったから、県犬養橘宿禰三千代こそが乳母、あるいはそれに類した存在として聖武の母代わりであったと思われる。つまり、三千代の右の乳房を光明子が吸い、左の乳房を聖武が吸って育つて、その二人がそのまま夫婦になったということになろう。親密といえば親密、遠慮がないといえば遠慮がない関係である。

光明子は活発で社交的であり、多くの人びとに会って愛想よく振る舞い、皆が歓びを尽くすように心がけ、しかも、礼儀にかなった行いをして、そして篤く仏道を敬った。神亀元年

(724) 聖武天皇が即位すると、大夫人となり、阿倍皇女（後の孝謙天皇）と基王を生んだが、基王の方は生まれて三ヵ月のこれまでの歴史になかった早さで皇太子となったものの、神亀元年（728）二歳で薨去した。そして天平元年（729）に光明子は皇后となったが、「皇后」という称号を臣下として名乗ったのは光明皇后が始めてということになる。姉の藤原宮子は文武天皇に嫁いだものの、「皇后」を名乗ることができず、あくまでも「夫人」だったのである。光明子の人となりは仁慈の心に富んでいて、困窮した人びとを救済しようと思ふに心がけた。『続日本紀』の記事で、ここで特筆すべきなのは、この時代に東大寺および天下に国分寺を創建したのは、もともと彼女が勧めたものであったということ、また悲田院と施薬院を設置して天下の飢えかつ病んだ人びとを療養させるようにしたという彼女の仏法への傾斜と菩薩のような深い慈悲の心である。勝宝元年（749）、娘の孝謙天皇が即位すると、皇后宮職を紫微中台にあらため、さらに坤宮官と名を変えて、そこには能吏たちが詰めた。六十歳で崩御したのは天平宝字四年（760）のことであったから、光明皇太后の紫微中台そして坤宮官に能吏がつめたとすれば、十年以上にわたって政治権力をふるったということになる。

はなはだしく不敬ではあっても、光明皇后が雌鹿の子どもという伝説ははるか遠くの三河の鳳来寺にも伝わっている。そちらでは山の上から小便をしたのは利修仙人である。利修仙人はその子を三歳まで育て上げ、竹籠に入れて奈良の都に上って都大路に捨てた。それを藤原不比等が拾って育てたのだというのである。ちなみに鳳来寺といえば、徳川家康はこの寺の本尊の薬師如来に祈って授かった子なのだという。それでもう一人、鳳来寺の薬師如来の申し子として忘れてならないのは、虚構の人物であるにしても、矢作の宿の遊女であった淨瑠璃姫であろう。この淨瑠璃姫を主人公とした物語が十六世紀に一世を風靡し、それと同じ形式の語り物と操り人形とが合体して人形淨瑠璃の起源となる。

光明子には母の異なる姉にあたり、文武天皇に入内した宮子もまた、実は藤原不比等の子などではなく、紀州日高郡の海人の娘だという伝承が道成寺の縁起として伝わっている。恋に狂った女性が若い僧侶を追いかけ、ついには蛇となって鐘の中に隠れた僧侶を鐘もろともに焼きつくすという例の説話とは別系統の、文武天皇勅願寺としての道成寺のそもそもその創建を語る、髪長姫の物語である。梅原猛先生は、文武天皇の夫人となった宮子は藤原不比等の女などではなく、実は海人の子であるという伝承を史実と考えた上で、画期的な奈良時代論である『海人と天皇』を書かれた¹⁾。鳥がくわえてきた美しく長い髪の毛の持ち主の女性を探し求めて日高郡の海女・宮子を見つけ出して都に連れて来て文武天皇と結婚させる。これは美しい金髪の持ち主を求めてアイルランドの姫君のイズーをコーンウォルに連れて来てマルク王と結婚させる「トリスタンとイズー」伝承の日本版といえるかもしれない。不比等の二人の女とされる、宮子が文武天皇に嫁ぎ、光明子が聖武天皇に嫁いだことが、平安時代

1) 『梅原猛著作集（第二期）3、4巻 海人と天皇 上・下』（小学館 2002年）

の藤原氏の外戚政策の雛型となるわけだが、その最初の二人ともに実の娘ではなく、しかも卑賤の出自だとする伝承はにわかに史実とは考えにくいかもしれないが（いかでかゝる事のあるべき！），宮子についてはきわめて緻密かつ蓋然的な証明を梅原先生はなされている。それなら、光明皇后の場合はどうであろうか。

現在の国分寺は密集した集落の中のごく狭い寺域に本堂と庫裏だけをもった小寺に過ぎない。しかし、本来は今の国分の集落全域を飲みこむほどの境域をもち、七堂伽藍を備えた立派なものであったと思われる。そして、光明皇后の誕生地というのは、正確には、国分寺の奥の院として少し離れた浄福寺なのだという。ふたたび『大阪府全志』に当たってみよう。

浄福寺は字滝山にあり、堺市宝泉寺末にして阿弥陀如来・薬師如来を本尊とす。和銅六年智海上人の開基なり。もと法相宗なりしが、宝永年中浄土宗に改む。口碑に依れば、光明皇后の誕生地なるを以て、天平勝宝年中同皇后は此の地に行幸して薬師の像を安置し、白滝の靈水を汲みて薬湯を設け、以て諸人の病苦を救はせ給ふ、故に白滝山成福寺と号せしが、後今の寺名に改めしと。

この浄福寺は国分寺（安楽寺）よりは国分峠近く、国分寺とは街道の反対側の槇尾川近くにある。古い民家の中を通り抜けて行くと、やはり本堂と庫裏だけの小さな寺である。本堂の裏には墓地があり、新しい立派な墓石がならんでいるが、奥の方には廃れて倒れかけ、苔の生した墓石もある。過疎化が進んでいてもう供養されることのない墓々が増えたのであろう。その墓地を抜けて、林の中のもう人が歩くこともなく朽木が倒れて失われかけた路を足を取られながら、迷わぬいかとためらいながら行くと、「光明弁財天」という小さな祠があつた。さらに行くと、光明子が都に連れられて行くとき、地団太を踏んで別れを悲しがったという母鹿の足跡石というのがある。そのすぐ目の前には槇尾川を堰くダムがあり、実はここが十キロほども離れた光明池の取水源となっていることを、私は始めて知った。十年以上、通勤のために泉北高速鉄道を利用して、光明池駅を通り過ぎてきたものの、ほんやりとしていて、その命名の意味を深く考えたことはなかった。しかも、駅から見える線路の横の小さな池を光明池といい、その池は実際に光明子が誕生したという伝承の地、お坊さんが小便をして母鹿がそれを嘗めたという場所にある滝沢から水を取っていたのだった。光明子が生まれたのは701年のことであるが、この浄福寺の開基は和銅六年（713）と伝え、天平勝宝年間（749～757）にはいちど光明皇后が行幸して、光明滝の靈水で薬湯を煎じて病者に与えて救済したのだという。

光明子をあえて雌鹿の子だとする伝承の意味合いについて適當な説明を探せないが、これはかならずしも光明皇后をおとしめる説話ではなく、彼女の際立った聖性を尋常ではない出自によって示す説話であると考えるべきなのであろう。光明子が困窮した人びとを救済した



写真2　浄福寺



写真3　光明皇后の母鹿の足跡石

という、その聖人としての伝承には根強いものがある。そして、光明皇后がこの和泉の地で生まれたという伝承自体もけっして「妄誕」として片付けることができない性質のもののように思われる。三河の鳳来寺は距離的に都とはあまりに遠く離れているが、和泉地方はさほど遠くはない。本当にこの地で生まれたのではなかったか。

【二人目の女性　県犬養橘宿禰三千代】

和泉地方と光明皇后を結びつけるためには、そのあいだに一人の女性を媒介させればいいことに、今回、何冊かの書物をひもとき、いくつかの場所を歩きまわっていて気がついた。光明皇后の母親は県犬養橘宿禰三千代であった。梅原先生が海人の子だとされる姉の宮子の母親は賀茂比売としてその名は伝わるもの、歴史の中にははっきりした輪郭を現わすことのない女性である。この賀茂比売が海女であってもおかしくはない。一方、県犬養橘宿禰三千代の存在ははっきりしていて、あるいは奈良時代史の最重要人物であるといつても過言ではないかもしれない。もう四十年ほども前のことになるが、梅原先生と亡くなられた上山春平先生は、父親の藤原鎌足にくらべて蔭に隠れた感のある藤原不比等を歴史の表舞台に登場させ、読書界に一大センセーションを巻き起こされた。これまでの天皇一代きりの都ではなく恒常的な都である平城京を造り、法律を整備して大宝律令を完成し、和同開珎という最初の貨幣を作り経済活動の基礎を整備し、さらには『古事記』・『日本書紀』の製作主体ともなって、天皇を中心とした記紀の国家イデオロギーをも完成させた。それらすべてに藤原不比等は主導的な立場でかかわり、いわば不比等のプランニングにそって律令国家としての日本は成立したというのであった²⁾。

2) 上山春平『埋もれた巨像』（岩波書店 1977）

『梅原猛著作集（第一期）1巻 神々の流竄』（集英社 1981 ただし初出は季刊誌『すばる』創刊号 1971）

最近の義江明子著『県犬養橘宿禰三千代』では、つねに男性の視点で捕えられがちな歴史の動きを女性の視点から捕えなおしていて、歴史学にも新しい風が吹いているのだとあらためて目を覚まされる思いがした。義江氏は、県犬養橘宿禰三千代は天才政治家でもあった藤原不比等を「支えた」のではなく、不比等とともに二人三脚で新しい政治の局面をつくりだした人物としてとらえ直している³⁾。「妹の力」をいい（妹はイモウトではなく、長上の姉も含む）、日本の家の中での「家刀自」の智慧と裁量を重視するのは柳田国男の考え方でもあるが、県犬養橘宿禰三千代は、義江氏のいうように奈良時代の国家の家刀自であったといえるかもしれない。不比等が傑物であったとすれば、その配偶者であった三千代もまたそれに劣らず傑物だったのであろう。三千代が亡くなったのは天平五年（733）正月であるが、『続日本紀』には次のようにある。

庚戌（十一日），内命婦正三位県犬養橘宿禰三千代薨じぬ。従四位下高安王らを遣して，喪事を監護らしむ。葬の儀を賜ふこと散一位に准ふ。命婦は皇后の母なり。

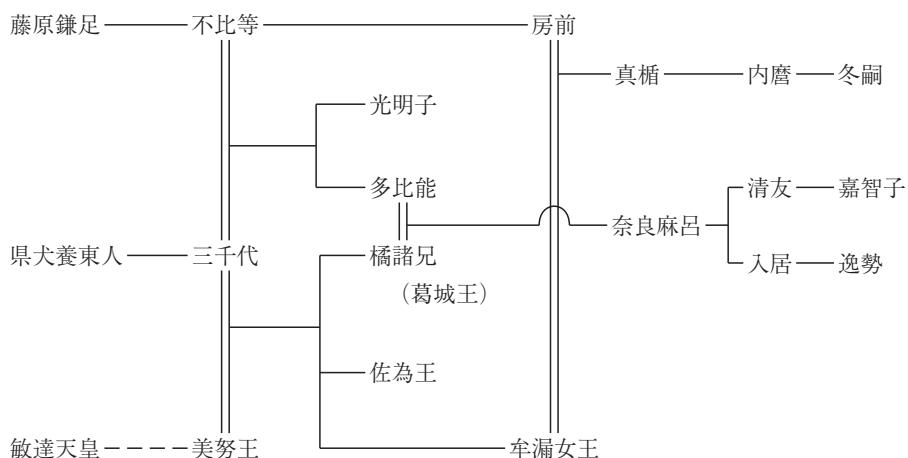
このときに正三位であったが、葬儀は散一位の位格で行われ、この年の十二月には従一位が贈られている。さらにその後、正一位を贈られ、「県犬養橘氏大夫人」の称号を与えられている。この薨去した日には特別な薨伝はないのだが、天平八年（736）十一月、三千代の美努王とのあいだの子である葛城王と佐為王とが王の身分を棄てて、母一代きりが名乗ることを許された橘姓を賜りたいと願い出た文章に次のようにある。

いろは
葛城が親母、贈従一位県犬養橘宿禰、上、淨御原朝廷を歴て、下、藤原大宮に達ぶ
まで、君に事へて命を致し、孝を移して忠を為せり。夙夜勞を忘れ、累代力を竭せり。
和銅元年十一月二十一日、國を挙げて大嘗に供奉る。二十五日、御宴あり。天皇、忠
誠の至を誉めて杯に浮べる橘を賜ひき。勅して曰ひしく、「橘は菓子の長上にして、
人の好む所なり。柯は、霜雪を凌ぎて繁茂り、葉は寒暑を経て彫まず。珠玉と共に光に
競ひ、金・銀に交りて逾美し。是を以て、汝の姓は橘宿禰を賜ふ」とのたまひき。

和銅元年（708）年の十一月、三千代は当時の天皇の元明から橘の姓を賜ったことになるが、それはこれまでの天武・持統・文武の三代によく仕えたことへの褒賞を意味していた。この詔の後の元明・元正・聖武にも仕えたわけだから、六代の天皇に仕えたことになる。伝説上の人物である武内宿禰は五代の天皇に仕えたというが、三千代の場合は六代の天皇に仕え、内侍司が正式にできるのは大宝律令以後だとしても、内侍的な役割で天皇のそば近く仕える宮人であったと考えられるから、つねに政権の中枢にいて、二度目の夫である藤原不比

3) 義江明子『県犬養橘三千代』（吉川弘文館 2009）

等とともに律令国家の骨格を作った女性として評価しなくてはならない。しかも、彼女は自身の胎内から、当時の、また後代の政権の中枢にあった時代を動かす人材そのものを生みだしたことによっても歴史に貢献していることになる。最初の夫の敏達天皇の末裔の美努王とのあいだには葛城王（後の橘諸兄）・佐為王・牟漏女王を産み、二度目の夫の藤原不比等とのあいだには安宿媛（光明皇后）と多比能を産んだ。牟漏女王は不比等の息子の房前と結婚して永手を生み、藤原北家の基礎を作っている。さらに父は違うが三千代を母とする葛城王（橘諸兄）と多比能の兄妹は結婚して奈良麻呂を生んでいる。同父異母のきょうだいの結婚は珍しくないが、異父同母のきょうだいの結婚は珍しい。しかし、この奈良麻呂は謀叛を起こして悲惨な最期を遂げたが、その孫には橘嘉智子がいて、また橘逸勢いがいることになる。この逸勢もまた謀叛を起こして悲惨な最期を遂げた。



さて、県犬養氏の本拠地について、先の義江氏の『県犬養橋宿祢三千代』では河内国の古市あたりを考えられている。光明子の名前を安宿（あすかべ）媛ともいったが、そこには明日香部神社もたしかにある。岸俊夫氏の「県犬養橋宿祢三千代をめぐる臆説」という論文を踏まえてのものである⁴⁾。ただし、岸氏の論文は「臆説」とあって、和泉地方と県犬養の深い関わりをまったく否定されているわけではない。県犬養氏の本拠地を和泉地方に置かれるのは、黛弘道氏の「犬養氏および犬養部の研究」という論文である。幸いにもコンピューターで県犬養氏の検索をしていてこの論文に突き当たり、図書館に行くまでもなく、pdf すべてを読むことができた⁵⁾。黛氏は犬養部の職掌について、先行の説として、（一）犬を飼養して狩猟に従事した、（二）犬を飼養して屯倉を守衛した、（三）狩猟・守衛のいずれも行ったとする三つの説を挙げた上で、イヌカイとミヤケという地名が古代屯倉の範囲内と考えられる程度の至近距離に並んで現存する例をいくつか挙げて検討を加える。結論として犬養部の

4) 岸俊夫氏『宮都と木簡』(吉川弘文館 1977)

5) 築弘道『律令国家成立史の研究』(吉川弘文館 1982) に所収されている。

職掌は（二）の屯倉の守衛説になるのだが、犬が狩猟犬としてよりも番犬として用いられたことを述べ、神社にはなぜ狛犬が置かれるのかまで、木堂・犬養毅の隨筆を引用して述べていてはなはだおもしろい。この論文の中でイヌカイとミヤケとの関係を無視しがたい例として九つを列挙した後で、黛氏は第十例、十一例として和泉の例を挙げている。

前に続けて第十例とすれば、それは和泉志日根郡の条に見える犬飼畠なる地名と茅渟県（または茅渟宮）との関係である。茅渟県は凡そ和泉国と一致すると見られ（宮は日根郡とされる），かつこの県は屯倉に準じて皇室の直轄領と考えられるから、その領域内には犬飼畠なる地名の存したことは偶然ではあるまい。そればかりではない。和泉志泉南郡条にはまた河内川県犬養神祠のあったことが記されているので、茅渟県における犬養部は県犬養氏の管掌するところであったと考えられ、県犬養氏の県の意味も自ずから明らかになるのである。姓氏録によれば県犬養宿禰は左京に貫せられているが、本貫はここ和泉国であり、遡れば河内国の茅渟県であったと云える。

第十一例もその近辺である。和泉志泉南郡の条に「箕土路旧名犬飼」とあるが、泉南郡は和泉郡の南を割いて新設された郡で、したがってここもまた元来は茅渟県の域内ということができる。和泉志によれば同郡内に三田の地名もあり、これもイヌカイとアガタとの関係を思わせる。また、この犬飼の地には橘諸兄の子孫と称する三宅氏が現に居住しているとのことで、これもまた橘氏→県犬養→ミヤケ・アガタと連想して行くと、元来イヌカイとアガタとに密接な関係があったことから生じた伝承ではなかろうか。

黛氏がここに挙げる第十例および第十一例は、光明皇后の和泉との関連を説明するのに補強材料となるであろう。「あがた」の語源は明快そのもので、「我が田」であり、王家の田なのであるが、屯倉がさらに発展して範囲を広げ、屯倉を中心にして設定された行政地域を「県（あがた）」と呼んだものと考えられる。県犬養という姓の県は、ここでは茅渟県の県そのものであると黛氏はいうのである。和泉市の隣の岸和田市の箕土路は行基が造った久米田池の近くにあるが、その旧地名は犬飼であったと、『泉州志』はいう。箕土路にはまた「河内川県犬養神祠」があって、それを「犬養堂」と人びとは称しているという。三田は御田の意味であり、要するに貴人の田であり、屯倉に通じることばであるが、この三田も箕土路とは久米田池をはさんだところにある。安宿媛についていうなら、和泉市域の坂本郷にかつては明日香部という地名もあったようである⁶⁾。実は久米田池および久米田寺についても、もちろん行基が主体になって勧進をして作ったとしても、橘諸兄の影が色濃くまとわりついている。僧侶が国家に管理され、民衆への自由な布教が禁じられていた時代に、行基はあくまで庶民の中にあって、禁を破ってまでその福祉をも兼ねた布教活動を行っていたのが、国家

6) 『日本歴史地名大系28 大阪府の地名Ⅱ』（平凡社）の「黒鳥村」の項に「坂本郷明日香里内の地」の売買之事が見える。

に取りこまれて「転向」するのは天平十二年（740）のことだと考えられる。房前・麻呂・武智麻呂・宇合の藤原四兄弟が立て続けに天然痘で死ぬのが天平九年（737）であり、その後の朝廷での実権は天然痘などはねのける頑健な身体をもった橘諸兄に転がり込んでくることになる。なにしろ疫病が猖獗を極める中でまともに朝廷に出仕できる公卿は彼しかいなかつたのである。

「東大寺過去帳」なるものがある。東大寺二月堂のお水取りの期間の三月五日の実忠忌とクライマックスの十二日に読みあげられる、東大寺の創建と維持に尽力した人びとを記したものである。千数百年にもわたる龐大なもので、大工や鑄物師や樵や金掘り人夫たちについても記され、謎めいた「青衣の女人」が出てくることで有名なものである。それは次のように始まる⁷⁾。

大伽藍本願聖武皇帝	聖母皇太后宮
光明皇后	行基菩薩
本願孝謙天皇	不比等右大臣
諸兄左大臣	根本良弁僧正
当院本願実忠和尚	大仏開眼導師天竺菩提僧正……

諸兄と行基は同じ時期に歴史の表舞台に登場する。「過去帳」に藤原四兄弟の名前はないのだとあらためて考えさせられるが、東大寺の創建にかかわって行基は四番目、諸兄は七番目に名前が呼ばれることになる。聖母皇太后宮（宮子）と不比等が大仏開眼時にはすでに故人となっているとすれば、天皇・皇后の次にはこの二人の名前が続けて呼ばれることになる。この二人が時代とどう切り結びお互いにどうかかわったかについては、行基にゆかりの寺々をたどるときに改めて考えたいのだが、実をいうと、久米田寺の背後、あるいは境内の中といつてもいいところに橘諸兄の墓がある。久米田池を築いたのは行基であり、その畔に隆池院、つまり久米田寺を造ったのも行基であることはあらためていうまでもない。ところが、久米田寺の本堂や開山堂（行基堂）を抜けて細い道を抜けて裏に抜けると、右手に垣根に囲まれ、盛り土をされた円墳があって、それは光明皇后の陵なのだという。その伝光明皇后陵と道を挟んで青々と水をたたえた濠があり、かなり大きな前方後円墳がある。宮内庁に管理されていれば立ち入り禁止で鬱蒼と木々が生い茂っているのだろうが、近所の人びとの散策の場、子どもたちのかっこうの遊び場となっているためか、禿げ山となっていて、実際に近づくと盛り土のボリュームをじかに確認することができる。その深い濠と高い盛り土を利用して室町時代には城塞として利用されたというが、お寺でいただいたパンフレットには航空写真が載っていて、それを見ると、久米田寺に参詣する人は本堂にお参りしながら、実はこ

7) 『東大寺お水取りの記録と研究』（小学館 1986）によるが、インターネットで原本の冒頭の写真を見ることができる。

の古墳にお参りしている格好になる。それを橋諸兄の墓だと云い伝えていることになる。奈良時代はもう前方後円墳の時代ではなく、これが諸兄の墓であるはずはないのだが、これをあえて諸兄の墓だとするのには深い意味があるようと思われる。『大阪府全志』を引くと次のようにある。

橋諸兄塚は久米田寺背後の松林中にあり、東西九十間・南北三十五間・面積三千一百五十坪を有し、周囲には濠池断続して存す。中に円石の一碑あり、碑面に橋諸兄公塚の五字を刻せりと伝ふれども、磨滅して殆ど読むべからず。諸兄は難波皇子の曾孫美努王の子にして、初め葛城王といひ、後諸兄と改む。天平八年橋宿祢の姓を授けられ、同十五年従一位左大臣となり、大宰帥を兼ね、勝宝の初め正一位に進み、改めて朝臣の姓を授けられしが、同八年致仕して、宝字元年正月七十四歳を以て薨去す。其の此に葬られし縁由は詳ならざれども、久米田池を穿ち、久米田寺開創の大檀越たりし関係もあれば、其の功績を伝へんが為めに廟を建て、祭りしものならんか。



写真4 久米田寺裏の伝橋諸兄の墓



写真5 久米田寺裏の伝光明皇后陵

橋諸兄を「久米田池を穿ち、久米田寺開創の大檀越」というのも伝承になるが、この前方後円墳の濠に沿って左に歩いて行くと、今度はやや小さな円墳がある。先の光明皇后の陵よりも大きいが、こちらは諸兄の夫人の墓だと伝えられている。

橋諸兄の墓については、京都府井手町にもあり、わたしはもうずいぶん前に、遠足のつもりでその界隈を歩きまわって、竹林の中のその墓に参ったことがある。諸兄は井手の左大臣ともいわれ、井手に別荘をもつていて、井手寺址も発掘されている。そこに墓があるのに何の不思議もないのだが、久米田池畔の前方後円墳がその墓だと言い伝え、この界隈に色濃く伝承を残すのはどうしてなのだろうか。久米田池からは上流になるが、岸和田市には葛城という地名が今も残っていて、そちらにも橋諸兄（葛城王）の伝承が残っている。津田川の上流の堰を諸兄堰というらしいのである。実際に歩きまわって見たものの、それをまだわたしは確認できていない。『大阪府全志』には次のようにいう。

諸兄堰といへるは津田川の上流にあり。捨石の如き石数個にて堰止め、両方に分水せるものにして、数百年を過ぐるも曾て緩みしことなく、伝へて橋諸兄の為せし所なりといふ。

犬養（箕土路）、三田、葛城と、久米田池をぐるりと囲むように県犬養（橋）氏にかかる地名が残り、その中心に位置する久米田池畔には橋諸兄とその妻、さらには諸兄とは母を同じくする妹の光明皇后の墓もあるということになる。墓については後世の仮託に過ぎないとしても、どうやら県犬養（橋）氏とこの地方には深い関わりがあったようである。現在でも実家に帰って出産することは普通に行われている。光明皇后は実際に和泉で生まれたのかもしれない。母系制や母権制、あるいは母方居住の社会制度をあえてここで取り上げずとも、光明皇后伝説が母方の県犬養氏の本拠地に色濃く残るのはそれほど不思議なことではない。

光明皇后の母方の県犬養（橋）氏の本貫が和泉にあったと考えると、もう一つ和泉に伝わる奇妙な伝承の説明が可能となる。和泉も最南端、紀州街道の大坂府と和歌山県の境になるのは孝子峠であるが、この下孝子の集落には橋逸勢とその女の妙冲の墓がある。ここでも『大阪府全志』を引くと、次のように書かれている。

橋逸勢及び妙冲の墓は下孝子畠の字あやめにあり。封土の高さ各二尺許にして、逸勢の墓域は十五坪・妙冲の墓域は二十二坪なり。文徳実録に依れば、妙冲は其の父逸勢の屍を負ひて京に帰りしと見ゆるも、里伝に依れば、妙冲は京に帰らずして直に此の地に来り、その屍を此に葬り、其の身も此の地に住し墓を守りて終わり、其の邸址は墓を距る二町程東方なるあやめ屋敷是れにして、あやめは妙冲冲の俗称なりしと。邸址は今は松林となる。

承和九年（742）、嵯峨天皇が崩御すると、伴健岑と橋逸勢は謀叛を問われ、恒貞親王は皇太子を廢される。いわゆる承和の変である。藤原良房が妹の順子が仁明天皇とのあいだにもうけた道康親王（後の文徳天皇）を皇太子にするために謀って起こした陰謀であると考えられるが、空海・嵯峨天皇とともに三筆と称された橋逸勢もこのときに伊豆に流され、配流先におもむく途中の遠江で死んだ。その八年後には赦されて正五位を贈られているのだが、そのときに橋逸勢の伝記が記されている。『文徳実録』嘉祥三年（850）五月十五日の条である。

壬辰、流人橋朝臣逸勢に正五位下を追贈す。勅を遠江国に下し、本郷に帰葬せしむ。逸勢は右中弁従四位下入居の子なり。性たるや放誕、細節に拘らず。尤も隸書に妙なり。宮門の榜題、手迹見在す。延暦の季、聘唐使に隨ひて入唐す。唐中の文人、呼びて橋秀才と為す。帰来の日、数官に歴事し、年老いて羸え病たるを以て静居して仕へず。承和九年、健伴岑の謀叛の事に連染して拷掠さるるも服さず、死を減じて伊豆国に配流す。

初め逸勢の配所に赴くや、一女あり、悲泣して歩きて従ふ。官兵の監送する者、之を叱りて去らしむ。女は昼は止まり、夜に行き、遂に相従ふを得る。逸勢は遠江国板築駅に到り、逆旅に終はる。女、攀号して哀を盡す。便ち駅下に葬むる。葬前に廬して屍を守りて去らず。乃ち落髪して尼となり、自ら妙冲と名づく。父の為に誓念し、晩夜に苦至す。行旅し過ぐる者、之が為に流涕す。帰葬を詔せらるるに及んで、女尼は屍を負ひて京に還る。時人之を異とし、称して孝女となす。

橋逸勢は最澄や空海とともに遣唐使の一一行として中国に渡った。長安の都大路を闊歩して自由を謳歌し、中国の儒生たちとも積極的に交わったようである。帰国後、いくつかの官職を経たが、それほど出世することはなく、年老いて病をかこつて隠退していたはずだったのが、謀叛に連座して拷問を受け、屈服することなく、死を減じて伊豆に流刑になった。流刑地におもむく途中の遠江の板築で死に、父を泣きながら追いかけてきた娘はそこに墓を作り、その前に廬を編んで尼となって父の墓を守った。逸勢の罪が赦されるによよんで、娘は父の遺骸を背負って京都に還って来た、ということまでは正史の『文徳実録』にも書かれていることである。和泉地方の伝承では話はそこで終わらず、妙冲は都にとどまることなく、そのまま父親の遺骸とともに和泉地方に移り住んだのだということになる。本当にそうであつたかどうかはともかく、やはり県犬養（橋）氏の縁故をたどって、和泉地方にこのような伝承が伝えられたと考えるのが妥当だと思われる。

祟りをなす靈は境界に置かれて、逆に邪鬼を祓う役目を負わされる。

菅原道真や平将門ほどの威力はなかったとしても、橋逸勢もやはり怨靈であった。京都の御所をはさんで南北に存在する上御靈・下御靈の両社は平安京に崇る、政治的には敗残の憂き目を見た人びとの怨靈を祭るが、橋逸勢もその中の一人に含まれる。承和の変があつて、すぐに八年後には赦され、名譽回復がなされているというのは、その怨靈を考慮してのものなのか、「性たるや放誕、細節に拘らず」といった性格が災いして事件に巻き込まれたものの、あるいはもともとそれほどの罪はなかったものなのか、判断がつきかねるところがある。実はこの「帰葬」の詔が出る十日ほど前に、橋逸勢には従妹に当たる女性が死んでいる。この女性が死んだことによって逸勢は赦されたのだと思われるが、逸勢の赦免はその女性の死を逸勢の怨靈の祟りによるものと考えた人びとが行ったのか、心やさしいその女性が死ぬ前にせめて従兄の遺骸の帰還だけでも赦されるようにと嘆願して行われたものだったのか、どちらだったのであろうか。

一日、わたしはこの橋逸勢と妙冲父娘の墓を訪ねていった。上孝子、下孝子を訪ねて探しまわったが、墓のありかがわからない。外に出ている人は少なく、上孝子にある交番にも巡査はいなかった。なにしろ「三筆」の一人なのだから、書道家たちの尊崇を集めて参拝者もあり、それなりには大切に管理されているのではないかと考えていたのだが、そうではなかつた。探しあぐねて、なかば諦めて帰りかけていたところ、集落からはかなり離れて、街道筋



写真6 孝子峠の橋逸勢の墓



写真7 妙冲の墓

のモーテルの裏側に、線路をはさむ形で、橋逸勢と妙冲の父娘の墓が冬枯れしたススキに隠れるようにしてあった。かつて境界には怨霊が祀られるとともに、遊女たちが集まって悪所が形成された。祝祭のような「性」もまた邪なるものを祓う旺盛な生の営みだったのだ。夜闇の街道をドライブする男女をそこだけは明るく華やかにネオンが照らし出して誘蛾燈のように誘いこむモーテルと、その裏にひっそりと枯れススキにおおわれて眠る逸勢父娘の墓の対比に、古代・中世の民俗が現代にも発想の底流として生きているのが感じられて、妙に感動的ではあった。

【三人目の女性 檀林皇后橋嘉智子】

和泉国国分寺をめぐって、ここにもう一人、またもやゆかしくも虜長けた女性の姿が浮かび上がってくる。承和の変で謀叛人となった橋逸勢には従妹にあたることになるが、県犬養橋宿祢三千代の玄孫であり、嵯峨天皇の皇后となり、仁明天皇の母となった橋嘉智子である。「風容絶異、手は膝に過ぎ、髪は地に委がふ、見る者皆驚く」（『文徳実録』）とあるように、驚嘆すべき絶世の美人であった。この血筋には、三千代自身がやはり美しかったのであろうが、光り耀くような光明子を初めとして、尋常ならざる美しさの女性が出現する。奈良の法華寺の十一面觀音像は光明皇后の面影を写すものだといわれるが、嘉智子を模したものだという説があった。この説はうべなえないが、近接した時代の美人の基準など似通ったものだし、ましてやもともと血がつながっていて同じ遺伝子をもっているとすれば、二人ともに同じような容姿であったのかもしれない。しかし、ここでは美人について喋々と述べたいわけではない。「クレオパトラの鼻が低ければ、歴史は変わっていたであろう」とパスカルがいつたように、一人の女性の美醜が歴史とは無関係というわけではなく、むしろ歴史を動かす大

きなカギを握るものであったとしても。

先に述べたように、『続日本後記』によれば、安楽寺を和泉国国分寺とすることを申請して、講師や僧侶を置くことが許可されたのは承和六年（839）の五月三日のことである。このときの天皇は仁明天皇で、その母后は檀林皇后、すなわち橘嘉智子であった。嵯峨もまだ上皇として存命であり（薨去は承和九年）、空海はすでにいない（承和二年に遷化）。この時代の佛教政策には橘嘉智子の意志が大きく反映していると考えてもいい。聖武天皇の国分寺・国分尼寺の創建が、嘉智子がその美貌とともに性格をも受け継いでいるらしい光明皇后の意志によるものであったと同じように、嘉智子もまた寺々の存廃に大きくかかわっているらしく思われる。同年の六月の二十八日には次のような勅令が出ている。

丁丑、勅す、国分二寺、建立の遠くより、一は則ち名づけて金光明護国寺とし、一は則ち号して法華滅罪寺とす。先帝の救世利物の法、遠く不朽なるを伝ふる者なり。而るに頃年、僧寺安居の会にて独り最勝王経を講じ、尼寺滅罪の場にて法華妙典を説くことなし。設くる所の法藏、用ゆるに同じからざる有り。是、忍びて行われず、恐らくは修善欠如せんか。宜しく五畿内七道の諸国、安居の会には、先づ僧寺において最勝王経を講じ、次に尼寺において法華経を講ぜしめ、願ふところの無二無三の勝理を国家に開示し、除災植福の大善を広く衆庶に被らせん、と。

聖武天皇と光明皇后が国分寺と国分尼寺を創建した当初から、国分寺は金光明護国寺とし、国分尼寺は法華滅罪寺とした。これは聖武天皇らの世の中を救い、人びとに利益する精神を久しく不朽たらしめようとするものである。しかるに最近では、国分寺での安居会で最勝王経の講読はおこなわれるものの、国分尼寺での法華経講読は行われていない。せっかく設置された寺院であるのに、同じように活用されていない。逼塞して行われないままでは、善行を修めるのに欠けることになろう。そこで、五畿内と七道の諸国の国分寺と国分尼寺において、国分寺の安居会では最勝王経を講じ、国分尼寺では法華経を講じるように徹底して、本来の願のとおり、この世にまたとない優れた道理を広く国家に示し、災いを取り除き、福徳が植えつけられて、大いなる功徳が人びとにもたらされるようにしよう……。

天平からは百年が経って、国分寺と国分寺とは光明皇后の意図した通りには運営されなくなっている。国分寺では最勝王経が、国分尼寺では法華経がきちんと講じられなくてはならないのに、国分寺の最勝王経の講読はいちおうは行われているが、特に国分尼寺の方の法華経の講読が行われてはいない。『法華経』提婆達多品は女人成仏を説くことで有名である。しかし、そこでは女人が女人の姿のまま成仏できるという話ではない。いわゆる变成男子の話であり、八歳の龍女に男性器が生じ、その後に成仏するという話であって、現在のフェミニズムからはやはり女性蔑視というしかないものだが、佛教經典の中では珍しく女性の救済の可能性を説くものとして『法華経』が尊重されてきたのは確かであり、光明皇后はそこに

魅かれて、自己の居住所を法華滅罪之寺とし、全国にも国分尼寺を創建させたものであったろう。おそらく檀林皇后が国分尼寺の立て直しを図ったのも同じ精神によるものといつていのではないか。法華八講は空海の師匠であった石淵の勤操が始めたとされるが、盛んに行われるのは平安中期以降で、村上天皇が母親の藤原穏子の菩提を弔うために天暦九年（955）に行なったのが貴顕のあいだで行われた最初であるという。『源氏物語』賢木の巻で、藤壺は法華八講を四日間にわたって行い、その最後の日に人びとの哀しみの中で出家する。物語の中の非常に印象的な場面であり、藤壺の心にはさまざまな想いが去来したろうが、これまでの罪障を懺悔するとともに、不義の相手の源氏への想いを断ち切る契機としたのであろう。法華八講の主役が女性であるとは限らないし、女人成仏だけが強調されるわけでもないが、現世においても来世においてもすぐるものがない女性たちは自分たちを見捨てずに救済を説く『法華経』に傾斜しやすかったは当然である。承和六年の国分寺・国分尼寺の立て直しの勅令には檀林皇后の意向が働いていると思われる。特に国分尼寺において法華経の講読を徹底するようにといふのは檀林皇后の強い働きかけだと見て間違いないのではないか。

しかし、国分寺の立て直しがそう簡単にはかどったわけでもない。同じ年の九月二十一日には次のような勅令が出ている。

己亥、勅す、聞くならく、神護景雲二年以還、諸国国分寺をして毎年正月八日より十四日に至るまで最勝王経を読み奉らしめ、吉祥悔過を修せしむ。不祥を消除し、国家を保安せんが為なり。而るに今、講読の師かならずしも其の人にあらず。僧尼懈怠して、周旋して法に乖き、国司検校するも、亦心存せず。徒に修福の名のみ有りて、すべて殊勝の利なし。此則ち縉素処を異にし、相監察せざるの致す所なり。宜しく国分寺に行ふを停め、序事にて之を修せしめん。自今以後、立てて恒例とせん。

神護景雲二年（768）以来、諸国の国分寺において正月八日から十四日に到るまで最勝王経が講じられることになっているが、その際、いっしょに吉祥悔過を行っていた。『金光明最勝王経』の中に「大吉祥天女品」あるいは「大吉祥天女增長財物品」がある。吉祥天女に向って悔過を行うことによって、衣食に満ち足り、寿命を延ばし、雨も降って穀物も実り、果物もたわわに実る、さまざまな不祥を除去して国家を保全することができるというわけである。薬師寺にある国宝「吉祥天女画像」など、この吉祥悔過のために使われたのであろうが、その豊かさとあでやかな美しさに、ふとルーブルで見たアフロディテ像やウフィッчиのボッティチェリへの思いがよぎる。吉祥天女はギリシアの豊穣の女神であるアフロディテ（ヴィーナス）の仏教ヴァージョンだといつていかもしない。ところが、吉祥悔過を行うのに適当な人がいず、僧尼たちも怠惰だし、国司たちも国分寺のことなどには意を払ってはいない。そんな状態では、名目ばかりは残って利益を得ることができない。これは役人と僧侶が別のところにいて、お互いに監視していないからである。そこで、今後は国分寺で

の吉祥悔過はやめて、役所の方で行うことにして、それを恒例にしようということになる。

『延喜式』玄蕃寮を読むと、正月八日から十四日まで、都内の諸寺の僧を呼んで国庁で吉祥悔過を修せしめるとあり、そこには細字で注釈が施されていて、国分寺の僧はもっぱら最勝王経を読むことにして、この法にはかかわらないとしている。『延喜式』の規定は承和六年に出た勅令を受けてのものであると考えられる。吉祥悔過だけを国分寺から切り離し、国府で国分寺の僧以外の僧を呼んで行う意味がどこにあるのか、腑に落ちない感じがするが、これら仏教界への朝廷の容喙は、やはり橘嘉智子の意志を反映してのものであろう。この同じ時期、橘嘉智子は日本佛教史にもう一つ大きな足跡を記している。彼女は檀林皇后と呼ばれるが、それは京都の嵯峨に檀林寺を創ったからに他ならない。

『続日本後紀』承和三年閏五月に造檀林寺使主典の秦家継の名前があって、承和三年(836)には檀林寺はすでに着工されていたようである。嘉智子が崩御したのは嘉祥三年(850)五月四日のことであるが、その翌日の『文徳実録』の記事に、「后みずから泡幻を明らかにし、篤く仏理を信ず。一仁祠を建てて檀林寺と名づけ、比丘尼の律を持する者を遣りて寺家に入任せしむ。仁明天皇其の功徳を助け、五百戸の封を施捨し、以て供養に充つ」とある。嘉智子がすでに創建していた寺に、その崩御の後、供養のために五百戸を封じたというのである。『元亨釈書』卷六の淨禪三の一に義空という僧侶の伝記がある。その中に檀林皇后が登場する。

釈の義空は唐国人なり。塩官の齊安国師に事ふ、^{つか}室中推して上首となす。初め慧尊^{けいがく}法師海を跨えて法を覓む。吾が皇太后橘氏、^{こもと}唐地の禪化を欽ひ金幣を尊に委して有道の尊宿^{たくしゆ}を扣聘したまふ。尊、杭州の靈池院に到って国師に参じ、且太后の幣を通す。国師感嗟して之を納る。尊曰く「我国は信根純熟して教法甚だ盛なり、然れども最上の禪宗は未だ伝ふることあらず。願はくは師が一枝の仏法を得て吾土宗門の根柢となさんも亦宜ならざらんや」と。国師、空をして其請に充てしむ。空便ち尊と共に海に泛んで大宰府に著く。尊先づ馳せ奏す。敕して空を迎へて京師東寺西院に館せしむ。皇帝の來賚甚だ渥し。太后、檀林寺を創して居せしめ、時時に道を問ひたまふ。官僚、指受を得るもの多し、中散大夫藤公兄弟は其選なり。尊、再び支那に入つて蘇州の開元寺の沙門契元に乞うて事を勤して琬琰^{えんたん}に刻み、題して「日本国首伝禪宗記」と曰ふ、舶に附して寄せ来る。故老伝へ曰ふ「碑は羅城門の側に峙てり」と。門檻の倒るゝや碑も又碎け、見に今東寺講堂東南の隅に在り。

慧尊という僧には、たまたま佐賀県唐津の鏡神社にある高麗仏画である楊柳觀音像について考えていて、高麗の忠宣王がしばしば江南に出かける理由を調べている過程で衝きあたったことがある。忠宣王は本国の高麗には帰りたがらず、王位を下りてまでも元の都に留まりたがった。その間、「江浙に南遊し、宝陥山に至りて還る」という遊覧を行う。それが何を

意味するのか考えていたのだが、それは「遊覧」ではなく、実は「巡礼」だったのである。浙江省の寧波の沖の舟山列島は觀音菩薩の聖地となるが、それというのも、それこそ日本の慧尊が列島の中の一つの島に補陀落寺を創建したからなのである。その寺のある島が補陀山であり、廢位した忠宣王が行った「宝陀山」というのはまさしくそれであるに違いない。慧尊は觀音像を得て日本に帰ろうとしたものの、觀音像を載せた船が進もうとしない。そこで、慧尊は日本に帰ることを断念してその地に留まり補陀落寺を建てたのだという。忠宣王は觀音信仰が嵩じて日本人の慧尊が創建した補陀落寺に巡礼していたのである。

この『元亨釈書』を読むと、慧尊が中国に留まったのは二度目の中国渡航のことになるが、最初の渡航では、慧尊は橋嘉智子に渡された金品を懷中にして、日本にはまだいない禪僧を求めて行ったのである。それは聖武天皇（光明皇后）の時代に日本にはまだない戒律の師を求めて栄叡と普照が唐に渡ったのに比べることができる。普照が苦難の末に鑑真和尚を連れ帰ったように、慧尊は齊安国師の一番弟子の義空をわが国に連れ帰った。大宰府に到着すると、慧尊は駆けるようにして急いで都に帰って報告した。天皇（仁明だと思われる）は命じて義空を都に迎え、まずは東寺の西院に住まわせたが、橋嘉智子が檀林寺を創建して住まわせることにして、彼女は義空にしばしば禪の道を尋ねた。官僚たちの中にも教えを請う者が多く、中でも藤原良房と良相の兄弟はその中の選良であった。この藤原北家を隆盛に導いた二人が禪を嗜んでいたということは、北家の専横ばかりに目が行きがちだが、着目していい事実である。慧尊はふたたび中国に渡り、蘇州の開元寺の契元という沙門にこの事を文章にすることを頼んで玉石に刻ませた。慧尊はその「日本国に始めて禪宗を伝ふる記」という石碑を船に頼んで送り（自身は觀音像とともに補陀落寺に留まっていたのである）、その石碑は羅生門の脇に建てられた。しかし、羅生門が倒壊するとともに、その石碑も砕けて、今は東寺の講堂の東南の隅にある。

『元亨釈書』では以上の本文に対して、贊を付す。それが注釈の形を取ることになる。はなはだ重要なことが書かれているので、それも引用してみよう。

贊に曰く、予碑刻を求むるに無し。乃ち東寺に如きて親ら之を摸印す。其碑破れて存するもの四片、大なるものは径二尺余、小なるものは尺に盈たず。額の左右には蟠龍偉如たり、頭角完からずと雖も鱗甲燦然たり。其文残して句読成らざるも、其字画の存せるもの亦甚だ鮮明なり。妙筆に非ずと雖も頗る楷正となす。予便ち四片のものを印して帰る。之を上にし之を下にし、之を左にし、之を右にし、百計剽闘して少しく明らかにし。世に言ふ、橋后密法を弘法に問ひたまふ。法、盛に之を称す。后曰はく「更に法の之に遇たるものありや。」法曰く「太唐に仏心宗あり、是れ達磨の伝へ来る所なり、熾に彼の地に行はる。空海又少しく之を聞くと雖も未だ之を究むるに暇あらざるのみ」と。茲に因つて后、尊をして靈地に扣問せしむと。今の碑は文句成らずと雖も而も斑斑或いは見ゆ、世の伝ふる所徒然ならず。

虎闘師鍊はその碑文を模刻したものを探したがなかった。そこで東寺に行って自分で模刻しようとした。しかし、その石碑は碎けて残ったものは四片に過ぎなかった。大きなものは二尺ほどあったが、小さなものは一尺に満たない。額に龍が刻まれているものの、頭角は完全には残っていない。ただ鱗甲は燐然としている。文章は断片的で正確には読みとれないが、残っている文字は鮮明で、優れた筆跡ではないが、楷書できちんと書かれている。その四つの断片を模印して帰って、上にしたり、下にしたり、左にしたり、右にしたりして、あれやこれやと考えてなんとか文章の意味を汲みとることができた。世間で言い伝えている話がある。それは、檀林皇后が空海に真言密教について教えを乞うたときに、空海はさかんに真言密教の優越を称賛した。皇后はさらに尋ねた、もっと優れた仏法の教えはあるのだろうか、と。すると、空海は、中国には禪宗というものがあり、これは達磨がインドから伝來したもので、中国では隆盛している。自分はすこしは聞きかじったものの、それを深く探求する余裕がなかったと答える。そこで、禪宗を深く知りたいと考えた皇后は慧萼を中国に遣ったというのである。東寺の碑文は全文が明らかではないが断片的には理解できる。世間の伝承は嘘ではなかったと、虎闘師鍊は結論する。

日本の禪宗の渡来については、普通にはまず筆頭に臨済宗をもたらした栄西の事跡を挙げる。しかし、実は義空を、あるいはむしろ義空を招いた橋嘉智子を挙げるべきなのである。しかも、伝承には、空海までもが登場する。中国での最新とされる真言密教をもたらして自信満々な空海に対して、もっと優れた教えはないのかと、橋嘉智子はほとんど詰問までしているかのようである。そこで空海は仕方なく禪宗の存在をもらしたというのである。『元亨釈書』の著者の虎闘師鍊（1278～1346）と夢窓疎石（1275～1351）とは同時代の人であったから、夢窓疎石もまた日本の禪宗の歴史における橋嘉智子の役割をよく理解していた。彼の『夢中問答集』には「皇后宿習開発して、教外の宗旨を悟りましき」とあって、教わる以上の禪の悟りの境地に到ったというのである。この記事をあだや疎かにはすべきではない。承和の変がきっかけとなって橋氏は一気に衰退するとともに、後ろ盾もなく、禪も時代に先んじ過ぎたのか、檀林寺は衰えて廃寺さながらになったようだが、その敷地は後嵯峨院の龜山殿となり、さらに後には足利尊氏の手によって、政敵であった後醍醐天皇の菩提を弔うため、あるいは憤怒を抱きながら死んだであろう怨靈を鎮めるための天龍寺となる。夢窓疎石がその創建の資金を得るために天龍寺船のアイデアを出し、この寺の開山となることになる。そのときにそこが橋嘉智子の檀林寺の故地である、あるいはみずからはその檀林寺を再興するのだという意識はかならずともなったものと思われる。嘉智子は時代に先んじ過ぎて、加持祈祷の仏教の時代に禪は根付かなかったが、今や禪の時代である。天龍寺は京都五山の筆頭として威容を誇ることになるが、その広い天龍寺の境内のここかしこには橋嘉智子の造営した檀林寺の名残が残っているのではないかと思われる。

もう少し橋嘉智子につきあってみたい。日本の仏教にはやはり根底に女性蔑視があると考えざるをえない。『元亨釈書』に見えるのは高僧の伝記ばかりで、高邁な精神をもつ女性た

ちについてはほんのわずかしか触れない。『今昔物語』などの仏教説話集には信心深い庶民の女性の果報が語られるはあるが、キリスト教に見える聖女たちとは質が違っている。橋嘉智子はまちがいなく西洋なら列聖されてもいいはずの女性なのだが、その聖女性を日本の風土はみごとに屈折した語り口で伝えることになる。京都太秦の広隆寺の前に帷子の辻というところがある。その地名の語源として、たとえば『都名所図会』巻四には、

帷子辻 材木町の東にあり。上嵯峨・下嵯峨・太秦・常盤・広沢・愛宕等の別れ道なり。帷子の辻といふは檀林皇后の骸骨さが野に捨ししひき帷子の落散りし所なり。

とあり、また『擁州府志』に、

帷子辻 伝へ云ふ、檀林皇后遺勅に任せ、野葬し奉る時に、著御したまふ所の帷子斯処に残ると云ふ。

とある。

橋嘉智子は「薄葬」を望んだことが『続日本後記』にも記されている。それがここでは嵯峨野に棄てられた、あるいは野葬されたと伝わる。しかも、遺体を運ぶときにこの場所で彼女を覆っていた帷子が落ちたといい、京都に住む者にとっては馴染みの深い地名が中世的な色調を帯びるものになる。身体を覆っていた帷子が落ちたとすれば、彼女の死体は裸形になつたわけで、いわゆる「九相図」は彼女の死体が帷子の辻で腐敗していく過程を描いたものだという暗示がすでにここではなされていることになる。



写真8 京都 帷子ノ辻

中世、天台三部の中の『摩訶止觀』や蘇軾の「九相詩」をもととして、生きていたあいだは美しかった女性も、死ねばその体は青黒く変色し、内臓がまず腐敗してガスで膨張し、次には皮膚が破れて蛆虫が湧きだし、野犬や鳥が腐肉を漁って、ついには骨だけになってしまう様子を九段階に分けて描いた「九相図」が盛んに描かれる。それは美しかったという評判の女性、たとえば小野小町を描いたものとされるわけだが、檀林皇后橋嘉智子を描いたものだとされるものもある⁸⁾。男性にとって女性に対する欲望は煩惱の中でも最たるものであり、それを断ちきるための「不淨觀」を身につけるのを目的とした画である。女性の身体などただの腐肉に過ぎない、だから男たちよ、すみやかに煩惱を断て、というわけである。谷崎潤一郎の『少将滋幹の母』は若くて美しい妻を奪われた老人が夜毎に屋敷を抜け出しては京都の郊外に歩いて行く。子どもが不審に思って、後をつけて行くと、老人は野に放られて腐敗していく女の死体をじっと見て、みずからが執着してやまない美しい妻の肉体を忘れようとしていたのである。谷崎らしく、そんなことはできるわけがないという結論になり、この小説はあくまでも美しい女性への喝仰に終わるのだが、檀林皇后はみずからすんで不淨觀の手立てとなるためにみずからの死体を捨てさせたというのである。単なる伝承に過ぎないが、仏教に帰依した女性の窮屈の捨身の行といえなくもない。その九段階を経て腐敗し骸骨だけになって行くのが小野小町だとする人びとの想像力には美に対するルサンチマンを感じざるをえないが、それが檀林皇后の伝承になるとき、少しぱュアンスが異なって来る。虎闘師鍊や夢窓疎石のような禅の高僧が日本における禅者の嚆矢であると彼女を位置づけるとすれば、やはり檀林皇后自身の開悟の姿を現わしていることになる。

今は小さな本堂と庫裏だけを集落の奥に残すに過ぎない和泉国国分寺を論ずるのに、伝承をたどって、現代の歴史学がそれらを除去していくのとは逆に、加算に加算を重ねて、光明皇后、県犬養橋宿祢三千代、そして橋嘉智子について述べて来た。われわれの共同研究は伝承をも貴重な遺産としてとらえ直すことも意図していると考えてのものである。和泉国国分寺の前身の安楽寺は光明皇后の誕生地に創られ、しかも皇后は実は僧侶の小便を嘗めた雌鹿が懷胎して産んだ子だったという不思議な伝承の意味を探りながら、母親の三千代の出自である県犬養（橋）氏の本拠地は和泉国にあったのではないかと考えた。それは地名をもとに

8) 山本聰美・西山美香『九相図資料集成 死体の美術と文学』（岩田書院 2009年）

その他、次の書物には全体にかかわってお世話になっている。

『和泉市史紀要第11集 古代和泉郡の歴史的展開』（和泉市史編纂委員会 2006年3月）『和泉市の歴史6 和泉市の考古・古代・中世』（和泉市史編纂委員会 2013年）

なお、史籍の引用については、次の通りである。

『続日本紀』については岩波書店の新日本古典文学大系のシリーズのものを用い、丁寧に施されているルビは省略したところもある。

他の関わりのある六国史の記事については、『新訂増補 国史大系3 日本後紀・続日本後紀・文徳実録』（吉川弘文館）を用いて原漢文を筆者が読み下した。

『元亨釈書』については『国訳一切経 和漢撰述部 史伝部19 20 元亨釈書上・下』（大東出版社）を使用した。

考察したものであったが、橘諸兄の墓と伝える古墳が行基ゆかりの久米田寺の背後にはあり、同じく諸兄の築いたという堰堤があり、なぜか橘逸勢とその娘の伝説まで和泉にはあって、この和泉＝県犬養（橘）氏本拠地説はかなり蓋然性が高い。平安時代になってその橘氏から嵯峨天皇の后となった橘嘉智子が出るが、安樂寺が国分寺に昇格したのはこの嘉智子の時代であった。三千代—光明皇后—檀林皇后の血縁者は類まれな美貌を受け継ぐとともに、高い精神性をも受け継いだ。三千代については、法隆寺にある白鳳時代の仏教美術の逸品といつていい橘夫人念持仏を念頭にそう書くのだが、法隆寺の西円堂も彼女が創建したものであった。国分寺・国分尼寺の創建は聖武天皇の意志であるよりも光明皇后の意志であったというのは正史である『続日本紀』に書かれていることである。そして、日本最初の禅刹である檀林寺を造って禅の世界に悟入し、「九相図」の伝承を生む檀林皇后は仏者の窮極の姿を示している。有名な話だが、光明皇后自身も似通った捨身の行を行っている。今、わたくしの机の上には義空および檀林皇后について書くために開いた『元亨釈書』がそのままになっている。彼女の履歴を記すのには『続日本紀』の記事を使ったが、彼女の国分寺・国分尼寺の創建を発願する精神性について考えるために引用して、この稿を終わりたい。

東大寺の成るに及んで后以謂ひたまふらく、大像大殿皆既に備足せり、帝外に聳めたまひ、我れ内に営む、勝功鉅徳加ふべからざるなりと。且く詫る意あり。一夕閻裏の空中に声あつて曰く「后誇ることなけれ。妙触宣明、浴室澣灌、其の功言ふべからざるのみ」と。

后怪み喜びたまひ、乃ち温室を建てて貴賤をして浴を取らしむ。后又誓つて曰はく「我親ら千人の垢を去かん」と。君臣之を憚る。后の壯志沮むべからず、既にして九百九十九人を竟へたまふ。最後に一人あり、徧体疥癩にして臭氣室に充つ。后、垢を去るに難る。又自ら思つて言さる、よう「今千数に満つ、豈に之を避けんや」と。忍へて背を摺りたまふ。病人の言く「我れ悪病を受けて此の瘡を患ふること久しう。適々良医あり教へて曰く「人をして膿を吸はしめば必ず除愈を得ん」と。而れども世上深悲の者無し、故に我が沉痼此に至れり。今后、無遮の悲濟を行じたまふ、又孔はなはだ尊し。願はくは后、意あれや」と。后已むをことを得ずして瘡を吸ひ、膿を吐きて頂より踵に至るまで皆遍し。后病人に語つて曰はく「我汝が瘡を吮ふこと慎んで人に語ること勿れ」と。時に病人大光明を放つて告げて曰く「后、阿闍佛の垢を去くこと又慎んで人に語る勿れ」と。后驚いて之を視たまふに、妙相端嚴にして光耀馥郁たり。忽然として見えず。后驚喜無量、其の地に就いて伽藍を構へ、阿闍寺と号さしめたまふ。

大学の初年度、習いたてのフランス語の勉強のために辞書と首っ引きでフローベルの『もてなしの聖ジュリアン（La Légende de Saint Julien l'Hospitalier）』を読んだ。狩りに明け暮れて獣たちを殺しまくり、両親までを殺してしまって回心をし、城を棄て妻を棄てて乞食の僧となり、川の渡し守となった聖ジュリアンの話である。物語の最後、死にかけた重篤のハ

ンセン氏病患者の身体をジュリアンは裸になって暖める。その重篤の患者が実はキリストであったという、光明皇后のこの湯屋の話と似た話である。フローベルは自分の故郷のルーアンの大聖堂のステンドガラスの絵物語を小説化したのだというが、『ボヴァリー夫人』や『感情教育』を書いたフローベルが、子どものころから親しんだステンドグラスの物語をもとに芥川のような皮肉な批評や諷刺など一切加えずにコントに仕立てた、それと同じ程度の聖者への親しみと敬愛の情とをもって、われわれは光明皇后や檀林皇后を仰ぎ見てもいいのかもしれない。和泉国国分寺を調べながら、三人の女性たちに出遭うことができて、まことに幸せな時間を過ごすことができた。

(2015年3月 東大寺のお水取りが始まる日に)

(2015年3月27日受理)

Southern Osaka; The Cradle of Japanese Buddhism II Along the Makio River (1): Kokubunji

UMEYAMA Hideyuki

Today, many ancient temples or the ruins of ancient temples can still be found along the Makio River. In the small village of Kokubu, as the name suggests, there once was the grand temple of Kokubunji, which watched over the peace and prosperity of the Izumi region. The villagers of Kokubu have for a long time believed a very strange legend.

In the legend, a female deer conceived after licking a drop of urine of a hermit. The deer bore a baby who grew into a beautiful woman, who later was recommended to enter the Imperial Court. Eventually she became Empress. She built Kokubunji Temple as a memorial to her mother and the place of her birth. In short, the tradition that's been passed down is that Empress Kōmyō was indeed the daughter of a deer.

This legend sounds so strange and incredible that we might be tempted to laugh it off. But there is a possibility that Empress Kōmyō was in fact born here in Izumi. Her mother, if not a deer, was of the Tachibana family, and has left her marks all around Izumi.

Behind Kumadera Temple is the large tomb of Tachibana no Moroe, one of the most important persons in the history of the Nara period. On the border of Osaka and Wakayama prefectures can be found the tomb of Tachibana no Hayanari, one of the greatest calligraphers, that was destroyed in a great rebellion.

Empress Danrin, also called Tachibana no Kachiko, was an ardent advocate of Buddhism and the first to import Zen into Japan. It was also she who renovated Kokubunji Temple during the Heian period. By researching the connections of the Tachibana family to the Izumi region, we hope to clarify the meaning of a legend that, on its surface, seems too unbelievable to be true.

〔共同研究：自然資源の持続可能な保全・管理に関する研究〕

日本の市民共同発電所

——市民の関わりと地域活性化への取組み——

査
竹 嵩 一 紀

1. はじめに

自然エネルギーの利用を促進することは、地球規模の気候変動対策や国のエネルギー安全保障だけにとどまらず、地域経済の活性化、地域のエネルギー自立などについてもメリットがある。特に2011年に発生した東日本大震災と深刻な原発事故を目の当たりにし、被災した東北地域だけでなく、日本のさまざまな地域で自然エネルギーの重要性が認識され、導入・拡大に向けた取組みが始まっている。

その中で、地域に存在する自然エネルギーを地域の人たちの手で電気に変えようという、市民共同発電所の取組みが各地で広がっている。これは、市民が寄付や出資により自然エネルギーによる発電設備設置に必要な費用を分担するものである。風力、太陽光、バイオマス、小水力などの自然エネルギーはCO₂を排出せず資源が豊富で枯渇しないため、温室効果ガスの削減、化石燃料の将来的な供給不足と価格高騰リスクの軽減、そして新たな市場の創出など、さまざまな面で期待されている。

そればかりではなく、自然エネルギーという地域内の潜在的資源と地域内外の資金を活用することで、地域活性化の手がかりとなることも期待されている。すなわち、市民共同発電所により、地域資源である自然エネルギーを利用した発電収益を地元に還元し、地域内財政の増収や雇用の創出などへ積極的な影響を与えることや、地域住民に経済的・精神的な豊かさをもたらすことが期待できる。

本稿では、まず日本全国および関西地域で進められている市民共同発電所の展開状況を概観し、市民による出資形態を整理する。そこから、市民、自治体、事業者など地域のさまざまな主体がどのように市民共同発電所へ関わろうとしているのか、そして市民共同発電所がどのような課題を抱えているのかについて明らかにする。さらに、山梨県都留市、滋賀県野洲市・彦根市の事例について現地調査を行った結果から¹⁾、市民共同発電所による地域活性

1) 現地調査は共同研究プロジェクト（11共212）「自然資源の持続可能な保全・管理に関する研究」の一環として2012年夏に実施した。現地の状況は基本的に調査時点のものである。

キーワード：市民共同発電所、自然エネルギー、地域活性化、地域通貨、市民出資

化への取組みについて具体的に分析し、各事例の背景、内容、資金調達方法と、地域活性化につなげる仕組みおよびその発展方向と課題を検討する²⁾。

2. 日本の市民共同発電所の概観

1) 全国および関西地域における展開

2001年9月に稼働した市民風車「はまかぜちゃん」は、もともと原子力発電所の立地をめぐり道民投票条例を求める運動を行っていた生活クラブ生協が、単なる原発反対運動を超え、市民参加・市民出資による自然エネルギーの導入を模索する中で生まれた。この市民風車モデルでは個人による出資という仕組みを採用している。出資者が事業者の特定事業のために出資し、事業から生ずる収益を出資者へ分配する契約形態である。風力発電事業には数億円の資金が必要となるため、地域住民からだけでの出資ではなく、全国の市民から資金を集めることで全体の資金調達を可能にしている。

この市民出資による風力発電モデルは、北海道、東北、関東、北陸地域に展開され、2011年までに12基の風車、総設備容量1万7770kWに拡大し、市民出資総額は20億円以上に達した³⁾。これらの市民出資は、自然エネルギー市民ファンドの形をとっている。出資者は、基本的には利益分配を期待して出資しているが、単に資金運用としての金融商品としてではなく、事業の趣旨に賛同し自らの資金を投資する意識の高い市民が中心になっている。さらに、風力だけでなく太陽光や小水力による発電事業にも市民出資によるものが広がり、市民ファンドによる自然エネルギー発電事業は、2010年までに主なものだけでも表1に示すような展

表1 市民ファンドによる主な自然エネルギー発電事業

事業地域	事業内容	事業開始年	事業主体	市民出資額
北海道浜頓別町	風力発電	2001	北海道グリーンファンド	1億4150万円
青森県	風力発電	2003	グリーンエネルギー青森	1億7820万円
秋田県	風力発電	2003	北海道グリーンファンド	1億940万円
北海道石狩市	風力発電	2005	北海道グリーンファンド	4億7000万円
長野県飯田市	太陽光発電	2005	おひさま進歩エネルギー(株)	2億150万円
岡山県備前市	木質バイオマス等	2006	備前グリーンエネルギー株式会社	1億8800万円
北海道石狩市	風力発電	2008	北海道グリーンファンド	2億3500万円
長野県飯田市 岡山県備前市等	太陽光発電	2007	おひさまエネルギーファンド(株)等	4億6200万円
長野県飯田市	太陽光発電等	2009	おひさまエネルギーファンド3号(株)	7520万円
石川県輪島市	風力発電	2010	輪島もんぜん市民風車	9900万円
長野県飯田市	太陽光発電等	2010	おひさまグリッド(株)	1億円
富山県滑川市	小水力発電	2010	アルプス発電(株)	7億8100万円

出所) 自然エネルギー白書(2010)

2) 本稿は、前記共同研究プロジェクトの成果をもとにした査査(2013)の一部を再構成し修正・加筆したものである。

3) 環境エネルギー政策研究所(2012) p.134。

表2 関西地域における市民共同発電所の主な事例

自治体名	団体名	概要
福井県	ふくい市民共同発電所を作る会	・個人や市民団体及び事業者などによる、単独の太陽光発電設備設置に対して補助。 ・ヒートポンプを用いた地下水の利用について技術開発を実施。
和歌山県	・NPO法人 SeeWave 和歌山 ・NPO法人紀州えこなびと	・太陽光発電設備設置者に国の補助に上乗せして支援。 ・林業の振興と結びつけながら、バイオマスエネルギーの開発に注力。 ・木屑をパウダー化して温泉の加温に用いる、という形で実用化している。
滋賀県野洲市	NPO法人エコカルヤスドットコム	・エコカル・ヤスの母体は市の新エネルギービジョン策定に向けて会議などに参加した市民の集まり。 ・太陽光パネル設置・メンテナンスの原資となっている、地域通貨が利用できる店舗を紹介しているパンフレットの発行を支援。
滋賀県東近江市	ひがしおうみコミュニティビジネス推進協会	・個人を対象とした太陽光発電システム設置補助制度を国の制度に上乗せして実施。 ・市民の活動に対しては、活動場所の提供などで側面支援。 ・「ひがしおうみコミュニティビジネス推進協会」の事務局長をふるさと雇用の枠組みで雇用。
京都府京丹後市	NPO法人エコネット丹後	・2005～2007年に渡って、小型風力発電機の導入に補助し、通算35機に対して補助。 ・木質ペレットストーブ、薪ストーブへの補助を平成22年度より実施。
大阪市	・自然エネルギー市民の会 ・自然エネルギーを推進する会	・公立学校70カ所、市役所、区役所など公的施設83カ所に太陽光パネルを設置。 ・緑の分権改革関連の調査事業で市民共同発電所について検討。
大阪府池田市		・地域通貨の販売代金を原資に市民共同発電所の設置準備を進めている。 ・地域通貨の参加店舗は職員がネットワークをいかして一軒一軒説明して増やしている。 ・エコミュージアムをNPOに指定管理者として運営させ、地域通貨の流通につなげている。
奈良市	サークルおてんとさん	・家庭用太陽電池パネル、J-PECの補助に上乗せする形で補助している。 ・支援を受けた家庭には環境意識についてのアンケートや環境家計簿の実践といった活動についてのモニターとしての協力を依頼。

出所)「関西地域における新エネルギーに関する市民の取組について」により作成

開を見せた。

そして、2011年3月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の大事故があり、自然エネルギー発電の固定価格買い取り制度(FIT)が2012年7月1日に施行されたことによって、各地で市民出資による自然エネルギー発電事業を進める動きが活発になってきている。

近畿経済産業局の調査報告「関西における新エネルギーに関する先進的な市民の取組み事

例集」（2011年）では、関西地域で稼動している市民共同発電所が太陽光発電、風力発電、小水力発電などエネルギー源別によって、それぞれ参考事例として9箇所があげられている（表2）。

関西地域の市民共同発電所は主に太陽光発電を中心に展開されており、北海道の市民風車モデルと比べると資金規模は小さい。資金調達は主に地域内で市民や行政からの出資による。たとえば、「ふくい市民共同発電所を作る会」では、市民出資や寄付、行政からの補助金を基に、太陽光パネルを市民共同発電所として導入してきた⁴⁾。その売電収益は当会の会員でもある出資者が納めるべき会費の一部に充当されている。パネルの設置場所として地域の有志から住宅の屋根の提供を受けており、機器選定や設置方法については、地域の民間企業から技術的な支援を受ける等、地域内で市民と企業の連携がみられる。地域住民を基盤とした取組みであり、地域志向性が高く、新エネルギー利用等に関する学習会や新エネルギー導入に取り組む個人・団体の交流会開催等の活動にも力を入れている。

2) 資金調達の形態

ここでは、改めて「市民共同発電所」の定義を整理しよう。「市民共同発電所」は一般的に「市民が共同で出資するなどして作った発電所」であり、太陽光や風力といった「自然エネルギーを利用する発電所」である。導入される発電所の規模や種別は事業により、3kW程度の太陽光発電から1万7000kW程度の風力発電までさまざまである。発電所自体の運営形態に関しては、出資金で株式会社を設立したり、NPO法人を設立したり、法人化をしない非営利活動任意市民団体など多種多様の方法がとられている。これらの取組みは、資金の調達手法において市民の「共同」性を担保する傾向が強くみられる。

発電事業は大企業・大資本が行うものという社会通念がある。発電所と言えば何百億何千億もの投資をして電力会社が建設する巨大発電所がイメージされるが、市民共同発電所は小規模・分散的という特徴があり、一般住民を含めて小さな投資家に適している。もちろん大手電力会社が自然エネルギー事業を手がける場合もあるが、通常は、自然エネルギーにおいて大手電力会社が興味を示す事業は、数百MW規模の風力発電や大規模なソーラー発電事業などである⁵⁾。

市民共同発電所の場合、発電設備の設置費用をどのように調達するかは、市民団体にとって大きな課題である。さらに、市民活動として出資を受けるのであれば、責任の所在をどう明確にするかという課題もある。日本における市民共同発電所の資金調達の方法については、次のように整理できる。

4) ふくい市民共同発電所を作る会 web サイトより。

5) 市民共同発電所 web サイトより。

①寄付・会費型

希望者を集めて、市民団体やNPO法人を設立し、会員から会費を徴収あるいは単純に寄付を募る方法である。表2で紹介した事例の中では、「サークルおてんとさん」や「NPO法人紀州えこなびと」がこの類型にあたる。会員の会費や寄付を原資として発電設備を設置し、売電料金など、発電によって発生した収益は資金の提供側には還元されない。寄付や会費を支払う人、要するに資金の提供側は、環境・エネルギーについて一定の問題意識があり、自然エネルギーに向けた熱意が支払いの動機である。幅広く資金を集められるが、出資は資金的な余裕がある人に限られるため、規模を追求するにあたっては限界がある。また、運営側の信用力があるかどうかも問題である。

②市民出資型

一口5~50万円の出資を募り、その資金によって発電設備を設置し、売電収益を出資者に還元する方法である。経営権を担うかどうかにより、経営権の付いた出資（株式会社や組合方式など）と、経営権の付いていない出資（ファンドや地方自治体が募集する地方公募債という方式）の2つに分けられる（表3）。募集方法や配当金の金額次第で資金調達を実施できる可能性が左右される。また、事業規模の拡大に向けて、地域内に限らず、全国から出資者を集めることもある。そのため、売電収益が発電した地域内に留まらない可能性がある。

経営権の付いた出資の場合、出資者は発電所の経営に関与でき、自分の意見を表明できる。収益を出資者に還元するため、出資者にとって経済的インセンティブがあり、資金調達の規

表3 「寄付・会費型」と「市民出資型」の比較

指標	寄付・会費型	市民出資型	
		経営権の付いた出資 (株式会社・組合)	経営権の付いてない出資 (ファンド・自治体)
1. 出資者側（印は影響の強度）			
経営方針への関与	—	◎	—
高配当への期待	—	◎	○
元本割れリスク	—	◎	○
2. 運営側			
円滑な資金調達	○	◎	○
償還責任	—	○	◎
利益優先	—	◎	—
地域優先	○	—	○
3. 地域とのつながり			
地域内の経済成長	○	—*	◎
住民参加の促進	◎	○	○
協同意識、社会的連携の高まり	◎	○	○

注) *出資者は地域内に限定されていない場合がある。

出所) 筆者作成

模を大きくすることが可能である。ただし、事業の運営状況によって、利益が多ければ配当が大きくなるが、事業がうまくいかない場合、出資金は償還されないか元本割れする可能性があり、投資リスクは大きい。一方、運営側にとっては、資金集めがしやすく事業のかたちが作りやすいという特長がある。ただし、運営に関する責任が限定されているため、出資者の意向が主なものとなり、利益優先になる傾向がある。

経営権の付いていない出資の場合、出資者は経営に関与できないが、元本割れリスクが少なく、一般市民には出資しやすい形である。ただし、その反対に運営側の償還責任が大きい。金融商品となるため、運営側の組織制度の問題やリスク管理、強い信用力などが求められることになる。

利益を得る手段は売電である。売電方式については、①自家消費分を削って、余剰電力を販売する、②発電した電力を全量売電する、③余剰電力と事務所などの消費電力を売電換算する方法がある。

市民出資型の場合、安定的な資金を確保する為、出資者への還元の有り方を工夫していく必要がある。また多くの市民共同発電所では、市民の出資により生み出された売電収益を、地域通貨や地域商品券などで還元することにより地域経済につなげようとしている。地域通貨や地域商品券を用いることで、市民共同発電所の資金調達を通じて、地元の特産品の販売など、地域におけるエネルギー以外の分野にも影響を与えることになり、地域活動の範囲が広がることになる。ただし、地域での経済循環を成立させるためには、地域通貨や地域商品券などを使いたいと思わせる工夫が求められる。そのために、地域通貨や地域商品券の発行に関して、地域住民との信頼関係を深めていくことが必要である。地域の多様な主体の巻き込みや、地域経済と自然エネルギーの取組みとを結び付けていくことなどが求められる。

その他、寄付や出資と、国や地方自治体から支給される補助金や助成金を併用する方法がある。「寄付・会費型」「市民出資型」など、資金調達の方法に関わらず、国や地方自治体の補助金を利用しているケースが多い。設置事業者は補助金申請の手続きに関するノウハウが不足している場合があり、市民共同発電所の運営者がそれをサポートしていく必要がある⁶⁾。また、補助の方向性が変更された場合に、事業自体を持続できるかということも問題となる。

3. 日本の市民共同発電所の課題

1) 事業安定性の確保

市民共同発電所事業を安定的に進めるためには、事業における資金の確保、設置場所の選択及び設備の維持管理を適切にかつ円滑に行うことが必要である。太陽光や風力発電など自然エネルギー源は、天候によって発電量が左右されやすい。建設初期の想定発電量が得られない場合もある。発電量は保証できないため、出資金を返済できない可能性もある。また、

6) 「関西における新エネルギーに関する先進的な市民の取組事例集」より。

出資金の返済は10～20年程度で、回収期間が長期になれば、資金調達が難しく、未知のリスクが増大する。さらに、発電所施設の設置場所を選定する場合、地域によって、高さの制限や、景観、騒音、バードストライクなどの問題を考えざるを得ない。長期にわたる事業に責任を負い、事業性の厳密な判断が必要である。

小規模・分散型の自然エネルギー事業にとって、いかに資金調達がうまくできるか、事業開始初期の募集方法は肝心なところである。表3の分析によると、株式会社や組合など経営権の付いた出資は、経営方針に関与でき、利益優先となる傾向が強いという特徴がある。出資者にとっては、経済的なインセンティブがあるため、応募の積極性を高めることができ、出資金の募集範囲を地域内に限定しない場合は、幅広い資金を集めることができる。しかし、営利目的の経済活動になると、地域とのつながりが強くなりづらい。

その反対に、地域自治体や市民団体などが主導する市民出資は、ある程度地域経済を優先できると考えられる。ただし、事業に対する宣伝や運営機関の信用力を高める必要がある。募集の宣伝については、もともと関心のある層、様々な機関や団体で主導的な立場にある人々だけでなく、一般の住民にも幅広く理解してもらう必要がある。学校の環境教育、エコツアーや広報、マスコミなどが活用できる媒体である。

2) 事業の展開方向

2012年7月から開始された固定価格買取制度によって、自然エネルギーを使って発電した電気の（原則として）全量を国が定めた価格で電力会社に買い取ってもらうことができる。そのため、自然エネルギー資源が豊富な各地域において自治体や民間の関係者の期待が高まっていること、事業化の検討が一層進められている。しかし、発電事業の展開についてどこに重点を置くかは、それぞれの取組みの志向により異なる。

一般的に、事業活動を活発にしていく中で、発電規模を広げていこうとしている団体が多い。前節で紹介した「北海道グリーンファンド」では、発電規模を拡大することを目指している。株式会社を設立し、幅広く出資を募ることによって資金を調達する。大規模な発電規模を得るために、発電所の設置場所についても、地元北海道だけでなく北陸などの地域にも事業展開を図っている。

関西の事例においても、「自然エネルギー市民の会」が、新エネルギーの導入拡大を図ろうと、関西を中心に京都府の日本海側など幅広く風力発電所の設置適地を求めており、今後の事業規模・発電規模の拡大に向けた具体的な検討を行っている。また、「サークルおてんとさん」では、3号機の導入が実現し、着実に事業を広げている。「ひがしおうみコミュニティビジネス推進協議会」では、農村地域において、地域内で自然エネルギーを活用して電力を融通しあう地域グリッドの導入を検討するなど、発電事業の拡大・展開への志向が強くうかがえる⁷⁾。

自然エネルギーによる発電を普及させるためには、巨大投資を行うほうが効率的かもしれ

ない。ただし、市民共同発電所の規模が拡大し事業の収益力の伸び率が上がるにつれ、「市民による」という概念が曖昧となり、営利目的の民間事業者の経済活動へと変化していく可能性もある。

一方、「SeeWave 和歌山」では、これまで発電設備の導入について、自主事業のほか地元自治体からの補助を中心に資金を調達して行ってきたが、今後補助の方向性を変更する場合には、事業自体の見直しを検討する意向を示している。「エコロカルヤスドットコム」では、発電設備の導入を行政からの補助金に頼らず、地域通貨の発行収入によって資金が蓄積されれば導入する、という方針を活動の基本としている。これらの取組みにおいては、発電規模の拡大への志向はそれほど強くないとみられ、むしろ地域社会や地域経済の活性化とのつながりを強調する方向性を示している。

市民共同発電所から生じる収益を、地域通貨などを介することによって地域社会に還元し、地域経済の活性化につなげることを目的としたものや、経済効果以前に、市民共同発電所への取組みを通じた住民同士のつながりの再構築、地域コミュニティの再生を第一の目的とする取組みもある。日本でも市民共同発電所が普及・拡大していく中で、さまざまな目的が考えられるようになった。それだけに、各事業にとってどの方向にどのような目的で展開していくのかということも重要な課題となってきている。

4. 市民共同発電所による地域活性化への取り組み

1) 山梨県都留市の事例

①事業の概要と背景

都留市は富士山の北麓に位置し、かつては城下町として栄えた。現在の人口は3万1877人（平成26年4月現在）で、都留文科大学を中心に全国から学生が集う学園都市である。市街地には寺川、中川、家中川などの河川が流れている。農業用水として利用されたほか、昔から川べりには数多くの水車が設置され、精米や製粉、織物の織機の動力源など幅広く利用され、地域経済の発展に大きく貢献してきた。

都留市では1999年に、自然エネルギーの活用のきっかけとして、「環境保全行動計画」を策定した。その後、2003年には地域の自然エネルギーなどの賦存量を調査し、導入を促進するための「新エネルギービジョン」を策定し、都留市行政部門が率先して公共施設などに小水力をはじめ自然エネルギーによる発電の導入の検討を進めることになった。

2004年には、市内の大学や高校によるマイクロ水力発電で発電した電力を活用する研究が始まった。同年、都留市は市制50周年を記念し、水のまち都留市のシンボルとして、市内における利用可能なエネルギーの中で最も期待される小水力発電所を建設することになった。小水力の普及・啓発を図ることを目的に、家中川を利用し、市役所の敷地内で木製下掛け水

7) 「関西における新エネルギーに関する先進的な市民の取組事例集」より。

表4 「元気くん1号」の概要および総建設費と財源の内訳

発電設備名	都留市家中川小水力市民発電所「元気くん1号」			
所 在 地	山梨県都留市上谷1丁目1番1号（都留市役所敷地内）			
使 用 水 量	平均流量 0.77 m ³ /s（最大 2.0 m ³ /s）			
発 電 方 式	水路式（バイパス水路を設けて建設）			
出 力	最大 20 kW			
稼 働 開 始	2006年4月6日			
総 建 設 費	43,374,450円			
財源の内訳	区分	全体額	2004年度	2005年度
	NEDO 補助金	15,166,000円	3,923,000円	11,243,000円
	市民公募債	17,000,000円	0円	17,000,000円
	都留市一般財源	11,208,450円	7,672,000円	3,536,450円

出所) 都留市資料およびヒアリングから筆者作成

車方式による小水力発電所「元気くん1号」を市民参加型で設置した。そして2005年度に完成し、2006年度から稼働し始めた。

さらに、2010年度に「元気くん2号」が、2011年度には「元気くん3号」が稼働を開始した。これらの発電所で発電した電力は、都留市役所や隣接する「エコハウス」、植物栽培展示施設「城南創庫」に供給され、消費電力の一部を賄っている。

② 事業の内容と資金調達

「元気くん1号」は川幅3m、平均流量 0.77 m³/s（最大 2.0 m³/s）の市役所敷地内の家中川に設置され、直徑6m、ブレード幅2m、最大出力 20 kW の開放型下掛け水車で、2.0 m の落差を活用して発電している。送配電については、市役所本庁舎の高圧受電設備に連係し、市役所内の電源として利用している。休日や夜など余剰電力が発生した場合は、東京電力（株）に売電することになっている。総事業費は、約4300万円で、そのうち、NEDO の補助金が約1500万円、市民ミニ公募債が1700万円、都留市一般財源が約1100万円である。本格稼働は、2006年4月6日からあり、河川工事などで川の水が止められたときを除き、24時間休まず稼働している（表4）。

2010年5月24日に稼働した「元気くん2号」の総事業費は6231万8550円である。補助金はNEDO の補助金が199万5000円、NEPC 補助金⁸⁾ 2654万3475円、GIAC 補助金⁹⁾ 380万円である。市民ミニ公募債による調達が2360万円、都留市一般財源が638万75円である（表5）。「元気くん3号」は山梨県地域クリーンエネルギー促進事業費補助金（環境省『地域グリーンニューディール基金』）の交付を受けて設置された。総事業費は3572万2050円である。そのほとんどを山梨県地域クリーンエネルギー促進事業費補助金で賄った。稼働開始日は2012年3月2日である（表6）。

8) NEPC とは、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会のこと。

9) GIAC とは、広域関東圏産業活性化センターのこと。

表5 「元気くん2号」の概要および総建設費と財源の内訳

発電設備名	都留市家中川小水力市民発電所「元気くん2号」			
所 在 地	山梨県都留市上谷地区内 三の丸発電所跡地			
使 用 水 量	平均流量 0.21m ³ /s (最大 0.99m ³ /s)			
発 電 方 式	流れ込み式			
出 力	最大 19 kW			
稼 働 開 始	2010年5月24日			
総 建 設 費	62,318,550円			
財源の内訳	区 分	全額	2008年度	2009年度
	NEDO 補助金	1,995,000円	1,995,000円	0円
	NEPC 補助金	26,543,475円	0円	26,543,475円
	GIAC 補助金	3,800,000円	0円	3,800,000円
	市民公募債	23,600,000円	0円	23,600,000円
	都留市一般財源	6,380,075円	1,995,000円	4,385,075円

出所) 都留市資料およびヒアリングから筆者作成

表6 「元気くん3号」の概要および総建設費と財源の内訳

発電設備名	都留市家中川小水力市民発電所「元気くん3号」			
所 在 地	山梨県都留市上谷地区内 谷村第一小学校北側地点			
使 用 水 量	平均流量 0.21m ³ /s (最大 0.99m ³ /s)			
発 電 方 式	水路式			
出 力	最大 7.3 kW			
稼 働 開 始	2012年3月2日			
総 建 設 費	35,722,050円			
財源の内訳	区 分	全額	2010年度	2011年度
	山梨県補助金 ^{注)}	35,722,000円	2,625,000円	33,097,000円
	都留市一般財源	50円	0円	50円

注) 山梨県地域クリーンエネルギー促進事業費補助金

出所) 都留市資料およびヒアリングから筆者作成

都留市における市民共同発電所の導入にあたっては、さまざまな機関からの補助金を利用した他、住民参加型ミニ公募債を活用し、市民からの協力を仰ぐことが注目を浴びた。これは自然エネルギーによる環境負荷の軽減に出資することを目的とした公募債である。都留市市民が地球環境に対する感謝の気持ちを込めて、「つるのんがえし債」と名付けた。「元気くん1号」導入時、施設建設費の内の1700万円については、この公募債で賄った。購入対象者を20歳以上で都留市に住民票のある人（2005年10月24日現在）に限定し、購入限度を5口（1口10万円）、利率は販売直前の5年利付国債の利率0.8%に0.1%上乗せして0.9%にし、5年満期一括償還とした。利払いは毎年7月31日と1月31日の年2回で、指定口座に振り込まれる。償還方法については、当初公募債の購入状況に不安があり、また地域通貨に対して不透明感があったため、地域通貨と組み合わせる仕組みを採用しなかったとのことである。

「元気くん1号」の場合、県内初の試みであったため応募状況が心配されたが、金額ベ

スで6820万円、40人の募集枠に対して4倍となる161人が応募した。ただし、「元気くん2号」の公募債購入希望者はそれより減少した。これは、「元気くん2号」を導入するころ、公募債の利率が当時の国債の利率低下に合わせたため0.6%となったこと、また、「元気くん1号」の公募債発行と「元気くん2号」の公募債発行の間に、金融商品取引法が改正され、購入手続のため平日に銀行で審査を受ける必要が生じ、手続きが以前より煩雑となったことが理由とみられる。

③発電の実績と経済効果

家中川小水力市民発電所「元気くん」が発電した電気は、市役所や都留市エコハウス、植物栽培施設の電力として利用されている。また、夜間や土・日などの市役所が軽負荷の時は、「電気事業者による新エネルギーなどの利用に関する特別措置法（RPS法）」により東京電力（株）に売電を行っている。なお、2006年や2009年度は家中川の河川改修工事や「元気くん2号」建設工事などにより、河川の水を止めていた時期があったため、発電量も減少した（表7、表8）。

その他、市民共同発電所によるグリーン電力証書の販売も行っている。2008年度、都留市

表7 都留市小水力市民発電所 2006～2010年度総発電量と売電量

（単位：kWh）

	総発電量	総消費量	売電量	注
2006年度	45,387	414,237	0	河川工事期間有
2007年度	60,877	424,627	0	
2008年度	63,445	420,643	0	
2009年度	45,109	448,129	0	河川工事期間有
2010年度	104,435	417,809	8,274	2号稼働開始、河川工事期間有

出所）都留市小水力市民発電所の資料による

表8 元気くん1号～3号 2011年度の発電量と売電量

（単位：kWh）

	1号	2号	3号	総発電量	総消費量	売電量
4月	6,105	6,757		12,862	23,836	1,584
5月	7,625	5,926		13,551	21,579	1,686
6月	7,817	8,350		16,167	20,541	2,724
7月	8,124	8,181		16,305	23,103	2,778
8月	7,623	6,706		14,329	26,479	1,398
9月	1,293	2,499		3,792	24,246	120
10月～1月						
2月	7,720	5,160	15	12,895	39,475	468
3月	6,186	6,061	2,145	14,392	29,704	1,884

出所）都留市小水力市民発電所の資料による

は「元気くん1号」が順調に稼働した後、それが生み出した「地球環境に対して優しい発電で生み出した電力である」という環境価値を「グリーン電力証書」として販売する取組みを始めた。「グリーン電力証書」は環境価値を保有することを示している。購入した企業などは、一般の電気事業者から供給された電力に購入した環境価値を付加することによって、「自然エネルギー発電所で発電した電力を使っている」とイメージ付けることができる。そのため、都留市の「グリーン電力証書」の販売にも注目が集まりつつある。

都留市で行っているグリーン電力証書の取引の仕組みは次のように説明できる。まず発電所が一定期間発電した電力を「グリーンエネルギー認証センター」で認証することから始まる。発電された電力そのものは、前述通り市役所で消費する。そして、環境価値を購入したいという企業などに、認証された環境価値を「グリーン電力証書」として販売する。都留市はその代金を受け取る。2008年11月に都留市独自のグリーン電力証書を発行する資格を獲得し、2009年度に第1回目のグリーン電力証書（小水力分）の販売を始めた。2012年9月までに10万1000 kWh（121万2000円）分のグリーン電力証書を販売した。

④今後の展開

都留市では小水力発電事業の成果を踏まえ、「アクアバレー構想」推進に着手した。この構想は、長期総合計画の環境分野で掲げる「人と自然が共生する環境のまちづくり」の実現に向けた取り組みとして位置づけられており、市役所周辺のエリアを中心に小水力発電をテーマとする環境学習の体験フィールドを整備し、環境学習を行う人や小水力発電に关心のある人、機器の実験場を求める大学や企業などの訪問を促進し、交流人口の拡大を図るというものである¹⁰⁾。この構想を実現させるため、2012年までに、「元気くん2号」「元気くん3号」によって生み出された電力を、植物栽培設備展示施設や環境にやさしい住み方の展示施設である都留市エコハウスに活用した。

また、2010年に小水力発電の普及を加速していくため、都留市にて「小水力発電サミット」を開催した。これらの活動を通じた交流人口の拡大から産業活性化のきっかけを生み出そうと検討している。訪問者たちが小水力発電以外にたくさんある都留の魅力に触れると考え、自然資源を生かした商品のブランド化による価値の育成などで、地域産業に経済的な効果を与えようとしている。

2) 滋賀県野洲市の事例

①事例の概要と背景

2004年、旧野洲町等が市町村合併により野洲市になるタイミングで本格的な取組みを開始した。野洲市で市民共同発電所を進める理由は、市内における地球温暖化対策の歴史的な流

10) 都留市資料より。

表9 野洲市市民共同発電所設置の経緯

1993年	「グローバル・フォーラム世界科学技術会議・滋賀 1993」が野洲町で開催
1995年	「ほほえみ やすちょう宣言」発表
1998年	「野洲町まちづくり白書」作成作業開始
2000年	「野洲町地域新エネルギービジョン」策定作業開始
2001年	「エコ SUN 山プロジェクト」開始
2002年	地域共同発電所「ほほえみ 2号」
2004年	「すまいる市」プロジェクト開始
	野洲町と中主町が合併し、野洲市となる
2005年	地域共同発電所「ほほえみ 3号」
2007年	すまいる市 1号店「駅前本舗」開店
2008年	すまいる市 2号店「日ノ出本舗」開店
2009年	地域共同発電所「ほほえみ 4号」設置

出所) 自然エネルギー白書 (2012)

れと関わっている（表9）。1993年に「グローバル・フォーラム世界科学技術会議・滋賀 1993」が旧野洲町で開催された。これを機に、町内では温暖化対策や町づくりなどに対して関心が高まった。1995年には「ほほえみ やすちょう宣言」が発表された。同年、旧野洲町長直属の「政策計画班」ができ、地域内のさまざまな住民活動を収集した「市民活動データブック」を作成した。1998年に、野洲市における「野洲まちづくり白書」の作成作業が始まり、2000年に完成した。「野洲まちづくり白書」は、市民と行政などが連携し、町内の地域・市民活動と関連組織の現状を把握し、データベース化することを目的に作成されたものである¹¹⁾。

この作業によって、「地域に存在していた多数の地域・市民活動組織や関連する人材の存在が地域全体で共有されることになり、その後の旧野洲町、野洲市による各種政策や活動などでは、このデータをもとに人材・組織への参加呼びかけなどが行われている」¹²⁾。これが2004年に市民共同発電所を設置するシステムベースとなり、地域内情報の流通や各組織間の連携に大きな役割を果たした。

②事業の内容と資金調達

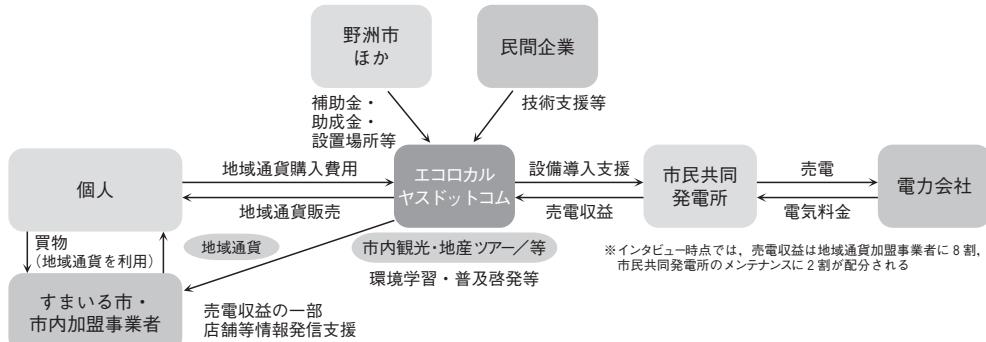
野洲市の市民共同発電所事業は、NPO 法人「エコロカルヤスドットコム」が運営主体となっている。「エコロカルヤスドットコム」は、市内の自営業者、企業経営者など地域の経済関係者約20人のメンバーで構成されている。「エコロカルヤスドットコム」の主要メンバーは「野洲まちづくり白書」の作成作業のころから協力し、行政とのつながりがある。

野洲市市民共同発電所事業の仕組みは図1に示したとおりである。「エコロカルヤスドットコム」は、地域通貨の販売代金を基に、太陽光パネルを購入する。そして、売電により得

11) 野洲市資料より。

12) 和田 (2011) pp.119-131。

図1 野洲市市民共同発電事業の仕組み



出所)「関西地域における新エネルギーに関する市民の取組について」より

た収益を地域通貨の加盟事業者に還元したり、市民共同発電所の維持経費に活用したりする等の仕組みを導入している。また、地域通貨の流通促進等を目的に、地域通貨の利用加盟事業者の商品を販売する「すまいる市」の運営を支援し、地産地消を志向する等の取組を進めている。

「すまいる市」の運営等にあたっては、地域通貨の利用加盟事業者である電気店が設備に関する支援を行う他、様々な地元関係者に支えられた取組みとなっている。「すまいる市」として利用している販売施設の設置場所は加盟事業者が安価で提供した土地である。積極的な財政支援はないが、熱心な行政担当職員の長期的な努力により、地域の数多くの住民や組織と意見を交換し、事業への巻き込みを図り、仕組みについては関連事業者から高い評価を得ている。

発電所の発電方式は太陽光で、太陽光パネル3基を導入済みである（表10）。太陽光パネルの設置場所は公的機関の所有施設である。現在導入している設備の発電規模は3基合計で、10kWである。資金調達については、主に地域通貨の販売により行い、補助金は使用していない。市民等は地域通貨1100すまいる（1100円相当）を1000円で購入し、これが市民共同発電所の設置費用にあてられる。売電により得た収益は3割が地域通貨の加盟事業者に、2割が設備のメンテナンス費用として分配されるが、事業初期において利益還元を前提としないことを加盟事業者に明言し、合意した。

地域通貨を活用することで、新エネルギー普及と地域経済の活性化、資金循環の仕組みの構築に取り組む。そして、地元の農商工業者等と連携した地域通貨の運用と連動する形で地

表10 野洲市市民共同発電所の概要

	最大電力	設置場所	開始年月
ほほえみ2号	2.1kw	野洲こどもの家駐輪場	2002年4月
ほほえみ3号	3.3kw	野洲市中主B&G海洋センター艇庫	2005年4月
ほほえみ4号	5.5kw	大篠原生産森林組合山林	2010年1月

出所)自然エネルギー白書(2012)

産ツアーを実施するなど、農作物の地産地消等に特に高い意識を持っている。地域において加盟事業者情報を共有することができて運営できている一つの理由である。また、積極的な行政職員の事業に対する長期的な努力も一つの要因と考えられる。これらは、前項で述べたように「野洲まちづくり白書」とその作成プロセスがベースになっているといえる。

③今後の展開

当時は新エネルギーの普及を第一の目的として活動を進めてきたが、現在では、市の農業担当部署等も連携し、地域づくりの一環として、新エネルギー設備の導入が組み込まれるような仕掛けづくりを重ねている。

地域通貨「すまいる」の導入や、市内の農産物をJR野洲駅前で集約販売する販売施設「すまいる市」の開業などを行い、地域通貨の流通により得た販売代金等を新エネルギー設備の導入と連動させた取組みを行うことを志向している。2012年現在、地域通貨の利用加盟事業者は約150件で、「すまいる」の年間販売額は30万円程度となっている。今後も、「地産地消」と「新エネルギーの普及」の両立を目指して活動を続けることである¹³⁾。

3) 滋賀県彦根市の事例

①事例の概要と背景

彦根市市民共同発電所は、総務省が2009年度より進めている「緑の分権改革」に基づき開設されたものである。「緑の分権改革」は、地域の自然資源あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを作り上げていくことによって、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現することを謳っている。

湖東地域は、古くは琵琶湖の水運、中山道や北陸方面への交通や物流の重要地であり、政治戦略上、古代から争いが繰り返されてきた地域である。また国内有数の米どころである。米作りには適度な水と太陽光が必要不可欠である。この地域は水資源には恵まれているが、近江盆地の地形や水利権の問題を考えた場合、特に彦根市域は水力発電に用いる水力エネルギーより太陽光エネルギーのほうが無尽蔵のエネルギーとして期待されている。

2010年6月には湖東定住自立圏環境ごみ処理部会からの協力要請を受け、彦根市では太陽光発電の普及可能性についての調査を実施した。2010年10月からは湖東定住自立圏推進協会の委託を受け市民参加型の発電導入の調査を実施し、自然エネルギーの必要性と市民への参加も呼びかけた。市民から出資や寄付を募り、2011年3月に彦根市森の子保育園園舎屋根と愛知郡愛荘町に市民共同発電所を設置した。

13) 「関西における新エネルギーに関する先進的な市民の取組事例集」より。

表11 彦根市市民共同発電所工事費の収支 (単位:万円)

収 入		支 出	
総務省からの委託料	421.25	彦根市森の子保育園 (10 kw)	472.5
市民出資金	321	愛荘町るーぶる愛知川 (7 kw)	370
市民寄付金	100	出資不足分充当	0.25
合 計		842.25	

出所) 彦根市の資料をもとに筆者作成

②事業の内容と資金調達

2010年3月31日、滋賀県との間で「緑の分権改革推進事業」について業務委託契約を締結した。契約期間は2010年3月31日から2011年3月22日までである。この趣旨は、「市民を中心とした取組み」ということから市民出資による市民共同太陽光発電の設置について、行政や参加市民とともに設置などについての支援事業の委託を受けることである¹⁴⁾。

発電開始日は2011年3月15日である。調査経費は彦根市246万8436円、愛荘町195万5936円である。発電事業は補助金に頼らず、市民の力で発電所を作ることを当初は想定した。しかし、全額市民出資になると出資者の確保と償還期限の長期化が問題になる。そのため、このプロジェクトでは、工事価格の2分の1を占める工事代を補助金として支出するものとし、残りの2分の1の機械費について市民出資という手法を使い、調達することとした。工事費の部分について、総務省からの委託料は421万2500円で、この他に市民出資321万円、市民寄付100万円、合計842万2500円である(表11)。出資は市民環境活動を目的とするものであり、一口1万円、1年あたりの還元額は一口400~1000円を予定する。収益還元は原則毎年実施するが、少額の場合持ち越しの可能性もある。償還が終わり、一定期間が過ぎたのち、発電所は設置した施設の所有者か、管理者に無償譲渡する予定である¹⁵⁾。

③発電の実績と経済効果

発電所の設置場所は彦根市森の子保育園と愛荘町るーぶる愛知川である。2012年3月までの1年間で、2ヶ所の発電収入は合計57万5711円である¹⁶⁾。その内、彦根市森の子保育園で設置された発電所の年間発電量は1万1282 kWh、自家消費量は6625 kWh、売電量は4657 kWh、売電益と自家消費額合計37万823円である。愛荘町るーぶる愛知川の発電所の場合、年間発電量は7953 kWh、自家消費量は6536 kWh、売電量は1417 kWh、売電益と自家消費額合計20万4888円である。自家消費分の電力価格については、彦根市森の子保育園は従量電灯B契約の平均単価23円/kWhで、愛荘町るーぶる愛知川は従量電灯B契約の平均単価21円/

14) 彦根市資料より。

15) 彦根市ホームページより。

16) 彦根市ホームページより。

表12 彦根市市民共同発電所の収益内訳

	自家消費分		関西電力売電分	
	自家消費量 (kWh)	自家消費額 (円)	売電量 (kWh)	売電益 (円)
彦根市森の子保育園	6,625	152,375	4,657	218,448
愛荘町るーぶる愛知川	6,536	137,256	1,417	67,632
収入合計①	575,711円			
支出計画額②	191,081円			
還元の部分	$\text{①} - \text{②} / \text{市民出資金} = (575,711 - 191,081) / 321$ $= 1,198 \text{ (1万円あたり)}$ $\div 1,190 \text{ (1万円あたり)}$			

出所) 彦根市の資料をもとに筆者作成

kWhで計算する。売電単価は48円/kWhである。

事務費や修繕費など計19万1081円を除き、残り38万4630円を市民出資者へ還元する。一口約1190円である（表12）。地域活性化のために、当初、還元は地域の特産品や地元商店街の商品券などを用いる予定であったが、商品券で還元する手段が市民と合意できず、2012年3月には現金で還元した¹⁷⁾。

4) 3つの事例についてのまとめ

今回取り上げた事例の特徴は、各地域特有の取組みをしながら、何らかの形で地域とのつながりや地域への貢献を意識しているところにある。3ヶ所の事例について比較をすると、表13のようにまとめることができる。

事業が成立する要因としては、①資金調達方法、②積極的な財政支援、③熱心な活動家、

表13 3ヶ所の事例についての比較

	都留市	野洲市	彦根市
1. 事業成立の要因（印は影響の強度）			
資金調達方法	ミニ公募債と補助金	地域通貨	市民出資と補助金
積極的な財政支援	○	—	○
熱心な活動家	○	○	—
住民への普及と啓発	○	○	—
2. 地域社会とのつながり			
出資主体	住民	住民	住民
地域固有資源の活用	○	○	—
地域コミュニティとの連携	○	○	—
地域内の経済循環	—	○	—
住民参加の促進	○	○	—

出所) 筆者作成

17) 彦根市の資料より。

④住民への普及と啓発という4つの方面から考えることができる。都留市の小水力事業においては、市がミニ公募債を発行し、販売直前の5年利付国債の利率に0.1%上乗せ、5年満期一括償還という形で資金を調達している。償還責任を大きく担っている市役所は信用力が強いため、資金調達力は高いといえる。その他、総事業費の半分以上の補助金もあり、事業と行政の関わりが強く示されている。一方、地元には小水力発電に対して積極的な研究者もあり、大学と市が小水力発電事業を進めるにしたがって、地域住民も積極的に関わるようになった。つまり、行政が主導して、市民が投資や参加をしやすいシステムを作り上げ、事業が順調に行われることを促進した。

野洲市の事例においては、市民は1000円で1100円分の地域通貨を購入し、市内の加盟店で商品代金の一部として利用する。太陽光発電の売電で得た収益は加盟店に還元するが、あくまで「利益を求めず、収益があれば還元する」という形で加盟店と合意している。そのため、地域通貨を使う際の割引分は加盟店の経済的負担となり、加盟店が実質的に設置費を負担していると見ることができる。その代わり、地域通貨の利用により、これまで以上に売り上げが増えれば、加盟店にもメリットはある。野洲市の場合、積極的な財政支援はほとんどなく、大規模な資金調達は困難であるが、熱心な行政担当職員により、地域の数多くの人材・組織の意見交換や事業への巻き込みを図り、この仕組みについての加盟事業者からの評価は高いという。

彦根市においては、総務省の「緑の分権改革事業」の委託を受け、NPO「燐電会」のコーディネートのもと、「出資者の会」をつくり、市民出資で太陽光発電設備を設置し、年1回一口に対して400～1000円程度還元するという形で事業を行っている。総事業費の半分を補助金で賄い、事業の運営に関する責任は主に行政負担であるため、信用力が高く、市民は安心して事業に参加できる。しかし、市民共同発電所に対する認識やまちづくりへの市民参加が未成熟であるため、商品券で収益を還元する手段を採択できていない。

この3つの市民共同発電所の事例は、何らかの形で行政との関わりがあるという共通点がある。市民にとって、一定程度信用される主体である行政が参加を呼び掛ける取組みには、比較的抵抗感を持たずに参加できると考える。都留市と彦根市は補助金による支援があるため、それによって発電設備を設置して運営できている。しかし地域住民が主体である場合、補助金頼みだとその時限りの仕事になりやすく、長い目で見た場合、資金調達方法や地域住民の積極性などは事業の継続的な発展に大きな影響を与える可能性がある。野洲市の場合は、行政担当者の熱意と努力で発電事業の独自の仕組みをつくり、発電所を設置したが、担当者が変わっても同じことができるとは限らず、その点で事業の継続性に不安も感じられる。

地域づくりという点から考えると、まず行政との関わりがあることにより、市民共同発電所の事業をある程度地域優先で考えることができ、地域経済の活性化に役立てられる。次に、適切な仕組みづくりが必要である。都留市や野洲市における事業の仕組みづくりは各地域の特徴を結び付け、地域の特色を出すものとなっている。一方、彦根市の場合は、市民との合

意や仕組みづくりがまだ不十分な段階にある。

また、地域固有資源の貯蔵量、歴史や文化の流れ、各組織間の連携次第で市民共同発電所事業と地域社会とのつながりが強くできる。都留市は昔から小水力を利用する歴史があり、市民は小水力に一定の認識を持っている。野洲市の場合は1990年代から、地域内のさまざまな住民活動を収集し、それが市民共同発電所を設置するシステムベースとなった。一方、彦根市の場合、市民の自然エネルギー利用や町づくりなどに対する関心はまだ高くなく、事業はいわば実験的な形にとどまっている。

5. おわりに

本稿では、日本の市民共同発電所の展開状況をまとめ、市民の出資形態から「寄付・会費型」と「市民出資型」の2つに整理した。そして、各出資方式の長所短所を分析し、地域の発展につながる積極的意義を検討した。さらに、山梨県都留市、滋賀県野洲市・彦根市それにおける市民共同発電所の取組み事例を分析し、それらを推進した要因について明らかにするとともに、市民共同発電所を地域活性化への仕組みの中にどのように組み入れようとしているのか、またそれがどのような課題を抱えているかなどについて分析した。

日本の市民共同発電所はまだ発展途上といえるが、1990年代のような一部の理想に燃える人々の環境保護に向けた努力で偶発的に成り立っているものではなくなっている。特に固定価格買取制度の開始によって、市民共同発電所を設置しやすくなり、自然エネルギー資源が豊富な各地域において自治体や民間の関係者の期待が高まっている。すなわち、原子力発電や火力発電に代わる自然エネルギーによる発電として、環境・エネルギー面から期待されているだけでなく、地域の未利用資源を活用することを通じて地域経済の発展へ貢献することを期待されるようになってきているのである。

そのための仕組みづくりにおいては、地域経済の発展に資する資金調達方法と地域活性化に向けた事業活動が重要となる。すなわち、適正な事業規模と資金調達範囲、適切かつ積極的な行政の支援といったことが必要といえる。しかし何より、地域資源の利用・再発見や地域経済の振興といった取組みの中に、市民共同発電所を一つの手段として位置付け、地域の特徴に合わせ、地域住民の中での話し合いによってより良い仕組みを作り上げることが重要である。

参考文献

- 石坂朋久「市民による小水力発電—山梨県都留市の取り組み」『Life and Environment』第57巻2号, pp. 48-52, 2012年
- 伊藤牧子「自然エネルギー社会をめざして—グリーン電気料金運動と市民風力発電所」『(財) 生協総合研究所生活協同組合研究』第342巻, pp.33-38, 2004年
- 大崎儀治・豊田陽介・早川光俊(他)「市民風力発電所設置に向けた「自然エネルギー市民の会」の取り組み」『風力エネルギー』第34巻1号, pp.19-26, 2010年

- 環境エネルギー政策研究所 (ISEP) 『自然エネルギー白書2012』 七つ森書館, 2012年
- 河野淳「市役所を供給先とする小水力発電所を市民参加型で実施」『省エネルギー』第62巻 7号, pp.35-37, 2010年
- 査叢「市民共同発電所の展開と課題—地域活性化への取組みを中心に—」桃山学院大学大学院経済学研究科2012年度修士論文, 2013年
- 和田武ほか『地域資源を活かす温暖化対策—自立する地域をめざして』学芸出版社, 2011年

参考 Web サイト

経済産業省近畿経済産業局「関西における新エネルギーに関する先進的な市民の取組事例集」.

<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/shimin-torikumi/jireishu/2010shimintorikumi.html>

市民共同発電所. <http://www.ex.biwa.ne.jp/~sunden/cityzenpowerplant.htm>

都留市ホームページ. <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/top/top.aspx>

彦根市ホームページ. <http://www.city.hikone.shiga.jp/>

ふくい市民共同発電所を作る会. <http://ecoplant.com/sunf.htm>

野洲市ホームページ. <http://www.city.yasu.lg.jp/>

(2015年3月23日受理)

Community-Based Power Plants in Japan: Citizen Participation and Community Revitalization

ZHA Lei
TAKETOSHI Kazuki

This paper focuses on community-based power plants in Japan, and analyzes ways of citizen participation and schemes for revitalizing communities with these kinds of energy projects. Community-based power plants (CBPPs) utilize natural energy resources, such as solar, wind and hydro power, which are underused in communities. CBPPs are expected to not only be alternative energy resources but also effective triggers for community revitalization. For these purposes, CBPPs have been spreading in Japan, especially after the Fukushima nuclear accident in 2011.

Citizens can participate in CBPPs by donating or investing money. Some people are also engaged in management and maintenance of CBPPs. Profits from selling electricity generated by CBPPs are shared by the investors, who are in most cases local residents. For some CBPPs, the profits are paid back as “community money,” which can be circulated in these communities. In these ways, CBPPs can generate profits from natural resources and circulate the profits in local communities.

In this paper, we investigate three CBPPs, one located in Tsuru City in Yamanashi Prefecture, and the other two in Yasu City and Hikone City, Shiga Prefecture. In Tsuru City, the city government issues public bonds, limiting the holders to city residents. In Yasu City, a kind of “community money” is used to collect money to build the CBPP, and it also contributes to increasing the sales of local shops. In Hikone City, residents who are interested in the CBPP have formed a group to invest in the CBPP.

Based on several cases of CBPPs, including those described in our study, we can conclude that a moderate-sized project, proper methods of raising money, and positive support from local government are necessary in order for CBPPs to trigger community revitalization. More importantly, local people themselves should ensure that a proper CBPP scheme is developed in their community through participation and discussion.

[共同研究：大学における第二言語習得研究：教育達成測定]

Curriculum as Process and Curriculum as Product in Foreign Language Education

Michael CARROLL

Abstract

This paper examines the ways in which the terms 'curriculum' and 'curriculum change' are conceived of in the discourse surrounding language education in two very different societies: Australia and Japan. Several ways of understanding curriculum change are discussed. The paper argues that curriculum can be seen as a process or as a product, and that the former implies a view of learning as self-directed and autonomous, while the latter implies a teacher-centred, top-down view of learning.

A Teacher's story

At orientation day just before the opening of the new centre, when we were told there was a brand-new curriculum, most people were, on the whole, supportive. Of course some people didn't like the idea that, compared with previous programs we'd taught on, we seemed to be losing some of the freedom we'd come to take for granted. There'd really never been a curriculum to speak of here before, so we were all a bit apprehensive. But overall we were keen to be part of it. It was exciting. There was a lot of energy around on that day. One year down the track, though, there's a much more ambivalent attitude in the staff room. The curriculum turned out to be too prescriptive for some, and not prescriptive enough for others. Some people say it puts so many restrictions on what we can do that we're not really teachers any more, just glorified human tape recorders; others say that if we're going to be given a list of things we have to do in the classroom, we shouldn't have to go round trying to supplement the materials we're given. It's the same with the levels. You hear some people saying it's just too difficult for the students, and then you hear the opposite: It's too Mickey Mouse. The problem is no one asked the teachers what we thought in the first place. If we'd been a bit more involved at the start, we might have had more incentive to make it work instead of complaining or, as some of us did, just ignoring it and doing what we'd always done. Are we better off now than we would have been if we hadn't had the new curriculum? If I have to answer that question I'd say it

Keywords : Curriculum, Curriculum change, autonomy, Self-directed learning

could have been worse, but it could have been a lot better, too. The students seem to like the idea of an “innovative” curriculum, but whether they are learning more as a result is a question on which the jury is still out.

(From Carroll, 2007, pp1-2)

Background

Language curriculum went through rapid changes in most English-speaking countries starting in the 1990s, with the introduction of competency-based curricula to many institutions and types of programs (Mackay, 2000). In Australia this was realised through the Certificate of Spoken and Written English (CSWE) in the area of Teaching English to Speakers of Other Languages (TESOL) (Hagan, Hood, Jackson, Jones, Joyce, and Manidid, 1993), and in Europe through the European Language Passport, and the Common European Framework of Reference, or CEFR. To some extent these ways of thinking about curriculum came from the concerns of teachers, students and administrators, but the strongest push to introduce the idea of competency-based planning, assessment, and program evaluation came from the providers of funding, such as, in Australia, the Department of Immigration, Multicultural and Ethnic Affairs (DIMEA), the Department of Employment, Education and Training (DEET), and various state Departments of Education, on the grounds that public funds should be accounted for in a transparent way (Smith, 1999).

In the initial stages of implementation some teachers and students disliked and opposed the competency approach, but many had their own reasons for welcoming a re-think of accountability. In the period preceding the 1990s ideas of ‘communicative language teaching’ and learner-centredness had replaced previous paradigms (grammar-translation, audiolingualism notional-functionalism) as the dominant theories in TESOL (Ingram, 1979; Willing, 1985; Nunan, 1988; Burton, 1998, Feez, 2001). While the rigidness of these earlier models had been conducive to the production of coursebooks and other graded materials, the communicative syllabus was more eclectic, often requiring teachers to make materials themselves. This created a more challenging environment for teachers, particularly those at the start of their careers, and could be difficult to make sense of for students, who often came from much more traditional educational systems (Burton, 1991, ADIMA, 2001). More recently, the increasing use of can-do statements based on the CEFR has had a similarly ambivalent response. On the one hand there are obvious advantages in reporting outcomes in real-life terms that make intuitive sense to the layman or laywoman, while on the other hand coming to shared understandings of the concrete criteria on which can-do assessments are based is no easy task.

In Japan, as in most Asian countries, while school curricula are often governed by very detailed

requirements in terms of materials, methods, assessment and outcomes, universities and colleges have traditionally been quite the opposite, leaving virtually every curriculum decision to the discretion of the teacher. For compulsory language courses, though, where there may be 50 or 100 groups (the entire first year cohort across a university) studying the same subject, this can be problematic, particularly where courses articulate one into another.

Today in Japan and other parts of Asia there is a flurry of activity in the implementation of curriculum reform (Mackenzie, 2002, Brewster, 2006, Hua Li, 2006). These reforms are motivated to some extent by national language policy (MEXT 2003), as was the case in Australia, but more pressingly by competition between institutions as a result of falling birthrates (Kaneko, 1997; Terada, 2007). Unlike Britain and Australia where almost all universities are government funded, in Japan there are more private than public universities, and in a time of falling numbers of university age students competition for enrolments is intense. In a sense, therefore, English as a Foreign Language (EFL) in many Asian countries is in the position that TESOL was in English-speaking countries two decades ago, in that accountability, and the importance of coordinated curriculum is becoming important in areas where it was not so important before (Venema, 2007).

In these contexts, the ways in which those changes impact on both teachers and learners are complex. On the one hand the autonomy of teachers is clearly under threat, in that they are required to conform more overtly than before to publicly specified standards and, in some cases, methods of teaching. Similarly, students on the face of it may have fewer chances to influence the activities in their own classes. On the other hand the changes also offer a chance for both teacher and learners to be part of the re-making of their curricula, and of the ongoing development. In fact, if the notion of teacher and learner autonomy is seen as educationally important, it might be built into the design of the new curricula. There is some evidence that this happened in Australia, where although there were strong criticisms of competency-based teaching (Cervi, 1993; Lewis, 1993), at the same time there were also those who surprised themselves by finding ways to be autonomous within competency-based frameworks (Burns and Hood, 1995 and 1997). Although there is research in the Japanese context on teacher perceptions of their work (Stewart, 2005, 2007; Cowie, 2003), there is relatively little that focuses on the experiences of both students and teachers in relation to curriculum processes. Nor is there research on autonomy in language curriculum in Japan that specifically focuses on learning outcomes. (Though the Burns and Hood studies referred to above, (1995 and 1997) have done this in relation to Australian migrant TESOL. Burns and Hood coordinated an Australia-wide project to examine the effects of the introduction of the Certificate of Spoken and Written English which has driven the migrant TESOL curriculum since the mid 1990s. The 'Teachers' Voices' series of books documented the experiences of teachers from each of the States as they grappled with this new assessment regime.)

Reforms to date in Japan have often conceptualised curriculum in a superficial manner as little more than a list of subject titles (Gatton, 1999; McVeigh, 2001, 2002). This means that while curriculum reform and review is a frequent occurrence, often undertaken every five years or so, substantive changes are few and effects on learning, so far as these have been measured at all, are minor (Blight, 2002). In addition there has been little empirical research at the curriculum level into just what teachers and learners do, and how they experience the programs in which they take part.

In order to understand curriculum activity, in particular curriculum change, in these two situations, it is useful to examine the underlying beliefs that surround language education. One area relates to curriculum itself, not just in the field of English language teaching but also more generally in secondary and tertiary education. This area concerns definitions of curriculum itself, research into how curriculum processes are instantiated in practice, and research into how changes are implemented. The second area concerns the teaching and learning of foreign languages in Japan. The third area covers one specific aspect of language learning. It relates to research into autonomy as a feature of learning, and as an element in teaching practice and the curriculum process. This paper will therefore examine these three areas.

Understanding Curriculum

The word 'curriculum' is typically used in lay terms in ways that can easily mislead. Particularly misleading is the tendency to conceive of it as if it were a physical entity, something to be acted upon, or to be created and distributed to its 'users'. Marsh (1997, p 3) gives the following list of usages frequently found in official institutional contexts:

1. Curriculum is that which is taught in school.
2. Curriculum is a set of subjects.
3. Curriculum is content.
4. Curriculum is a set of materials.
5. Curriculum is a set of performance objectives.
6. Curriculum is that which an individual learner experiences as a result of schooling.
7. Curriculum is that which is taught both inside and outside of school, and directed by the school.
8. Curriculum is everything that is planned by school personnel.

The first of these is vague enough to encompass the general lay understanding, but is not particularly useful if we want to use it as a starting point for further analysis. Many teachers and administrators typically think of curriculum in terms of the second to fourth items, as simply a set of documents. Sometimes these are lists of content items for a particular program, or prescribed

endpoints; sometimes they include outcomes, as in the fifth item above. Many also think of curriculum as something wholly organised and planned by the school, as in the seventh and eighth above. These usages all fit within what Grundy (1987) calls curriculum as product. However these sorts of documents are only a small part of what curriculum theorists mean when they talk of 'curriculum'. Curriculum can also be defined by what the learner experiences, as the sixth definition recognises. It encompasses the whole array of social relations that operate in classrooms and throughout educational institutions, and might be described more inclusively as all those things that happen in, and in relation to, a given educational setting. Marsh recognises this aspect of curriculum, but nevertheless prioritises the role of the school in his own working definition: 'an interrelated set of plans and experiences which a student completes under the guidance of the school' (Marsh, 1997, p 5).

The work of Shirley Grundy begins from a similar perspective, focussing on learners' experiences, but also introduces the notion of curriculum as something created by the teachers through their practice. Grundy claims that for a curriculum to be effective in any meaningful way it needs to be 'coherent, ... conscious .. and consensual. [...] Within the shared professional community of the school there needs to be a shared culture which supports the construction of a worthwhile curriculum.' (Grundy, 1994, p 12.) This definition recalls the ground-breaking work of Lawrence Stenhouse, who saw curriculum as a set of understandings shared by teachers (Stenhouse, 1977). But Grundy goes beyond this, recalling the view of David Tripp of curriculum as 'a systematic set of relations between particular people, objects, events, and circumstances' (Tripp, 1987 p. 7).

These are perhaps perspectives that many teachers intuitively understand, though they may not usually think of curriculum in these terms. And indeed such perspectives are rarely acknowledged formally when a curriculum is designed. To varying extents, Grundy, Marsh, Tripp and Stenhouse all situate the curriculum to a large part in the consciousness of those who participate in educational activity: teachers, learners and administrators. This kind of view of curriculum as a process is essential in thinking about institutional changes, how they come about, and how they work their way through the systems to which they are applied. A common perception is that all that is necessary to change a curriculum is to draw up a plan and give out instructions. But if curriculum is viewed as residing in the social situation of the classroom, as all those things that go on in and out of the classroom which have an influence on student learning, then we need to go beyond this kind of prescriptive documentation. Marsh's definition, although it focuses on the learner to the extent that it recognises that curriculum is what the learner receives, rather than what the institution provides, does not go far enough beyond this kind of prescriptivism. Grundy's notion of not only teachers but students as well as 'active participants in the construction of learning' (1987, p 102) takes this extra step. Building on Freire's characterisation of teaching and

learning as reciprocal, of students as 'critical co-investigators in dialogue with the teacher' (1972, p 54), Grundy's (1987) view of curriculum as *praxis* positions students as co-creators of the curriculum and teachers as co-learners.

It is important to realise too, that there is a dimension of curriculum that goes substantially beyond the immediate environment of the school. The number of interest groups who have a say, or would like a say in curriculum policy, is wider than those comprising simply the putative actors in the classroom itself. Besides teachers and learners, and those who administer the running of the school at a technical level, modern education at all levels is influenced by a huge number of stakeholders. Politicians, education department bureaucrats, assessment bodies, unions and professional associations, the media, commercial interests, and lobby groups all influence curriculum policies both at national and local levels. (See Hall, 1998 and McVeigh, 2002 for a discussion of these influences in Japan; and Reid, 1999, and Grundy, 2002 for Australia-based accounts.) These influences may be explicit, as in the directives issued by managerial bodies which may be largely imposed on teachers, as in the curriculum as product view (Grundy, 1987); or they may impinge on the consciousness of the primary actors (teachers, learners and school-based administrators) in less obvious ways through the media, and by virtue of their being part of the everyday discourse within their own individual surroundings. These latter influences may reflect the curriculum as product view or they may reflect views of curriculum as socially constructed.

These conflicting views of what curriculum is - the handed-down view and the constructivist view - are reflected in what Harris and Marsh (2005, p 16) call the 'competing discourse of curriculum change'. When words such as 'reform' or 'innovation' are linked with 'curriculum', the power of those in decision-making positions - higher level administrators, whether teachers or not - is acknowledged and fortified. The curriculum which can be reformed or subjected to innovation in this view is thus reified to a far greater extent than a 'coherent, conscious and consensual' one (Grundy, 1994, p 12), in which changes are seen to happen through Tripp's 'relations between people, objects, events, and circumstances' (1987, p 7), Marsh's 'interrelated set of plans or experiences' (1997, p 5).

The importance of these competing discourses cannot be overemphasised. Though the traditional curriculum as product view is now frequently challenged by curriculum theorists, it nevertheless continues to underlie public discussion. Shirley Grundy, in considering the 1992 'Statements and Profiles for Australian Schools' (See Mayer, 1992), notes that denials that the statements and profiles did not represent a national curriculum were not to be taken at face value (Grundy 1994). If we acknowledge that a curriculum is 'that which is produced through the interaction between [...] teacher, students, subject matter, and milieu' (1994, p 10), it is clear that to the extent that the statements and profiles specified outcomes of teaching they were indeed a

significant part, although certainly not the whole, of a curriculum (Grundy, 1994).

It is possible to see clearly here how the two kinds of discourses compete even within single documents. The framers of the statements and profiles wanted to project an image of the document as based on a constructivist view: flexible, open to a variety of pedagogical approaches, and welcoming of learner needs and desires. At the same time, though, they wanted to avoid the word 'curriculum', suggesting a 'handed-down' view.

Models of Curriculum Process and Change

Traditionally the discourse surrounding curriculum has been of the first sort, envisaging top-down models in which changes are initiated and more or less fully formed at higher management levels. Markee (1997) calls this approach the centre-periphery model. It describes the situation in which changes are decided centrally by managers whose authority is derived from their position in the hierarchy, then passed on to teachers to implement. In this model the teacher's role is simply to carry out instructions from above, in a more or less mechanical way. They are thus peripheral to the design process (Markee, 1997). A variation on this model is the research-development-diffusion (RDD) model. In this model, the instigation for reform, and the locus of decision making remains in the centre, but the authority of the change agents lies in their expertise in curriculum matters, and the flow of information from all parts of the organization is seen as an important part of the process, allowing at least some role for teachers in giving feedback during the development and diffusion stages. This model is theory driven, techno-centric, and rationalistic, and assumes that rationally justified changes will inevitably be taken up. It is therefore sometimes criticized as paying little attention to the implementation stage, since it often fails to consider issues of relationships between the various people involved.

These centrally directed models are similar to the 'authority - innovation - decision-making' model (Rogers and Shoemaker, 1971). This model posits five functions that are carried out by participants in the curriculum, according to whether they are decision-makers or implementers. Decision makers (authorities) carry out the functions of creating and organising knowledge, persuading others to engage in action, and formalising decisions - giving the stamp of authority. Implementers, who include co-ordinators and middle managers as well as the teachers themselves, put into action the decisions in the classroom, and also have a communication function through which they monitor the implementation, pass along directives, information, and sometimes evaluations (both of the program itself and of individual teacher 'performance') from the decision makers to the teachers, as well as feedback, questions and critiques in the other direction. The implementer group, though, may have little or no influence on either initial decision making or on changes following program evaluations.

Markee's model also has similarities to, though is not to be confused with, curriculum diffusion models. (Fullan, 1993; Bascia and Hargreaves, 2000; Harris and Marsh, 2005). While Markee focuses primarily on the how changes originate, curriculum diffusion theory concerns how they progress once implementation begins, and are concerned with explanations for success and failure, and with mapping the interaction of the various actors within curriculum networks. Innovation diffusion theory is fundamentally a way of conceptualising change based on searching for factors in the situation which influence the change process, particularly the roles of the various actors and the different rates at which they adopt change, the loci of authority when decisions are made, the stages that innovations pass through, the channels through which communication occurs, and the ways in which individuals fit into or clash with the social system (Bigum and Harris, 2004). The chief drawback of this sort of category-based theorising is that categories are determined following analysis of the innovation after the fact. That is, the innovation is seen as something static that can be drawn up as if it were a map, and then analysed and explained (Bigum and Harris, 2004). This approach may be attractive to managers in that it suggests that there is an optimum configuration of factors – developers and those who implement, technologies, system elements and so on – which, if correctly selected will lead to success, and which allows for a predominantly top-down process. However it ignores the dynamic nature of innovation itself, the unpredictability of the human element which suggests that communication and dialogue is an essential part of both the initiation and implementation.

Harris and Marsh criticise top-down models on a number of grounds. For instance, such models exclude teachers from decision making roles, but lack any acknowledgement of the power that teachers in fact exercise, both through professional discussion and through resistance to or uptake of changes (Harris and Marsh, 2005; Gibbons, 1982; Hood, 1995). This is a factor of the de-contextualised nature of such models, in which the context of curriculum is restricted to superficial, technical areas and excludes consideration of the wider social network within which the educational enterprise exists. They also assume a linear pattern of change which fails to reflect the back-and-forth messiness of actual change experience. In short, by imposing pre-defined categories (managers are superordinate and teachers subordinate) they place tight limits on the freedom of teachers and students to have any influence.

A similar critique is made by Grundy (2002), describing her secondment to the Education Department of Western Australia as District Director of Education at a time when the school system there was introducing outcomes based education: 'one of the most far-reaching curriculum change programs ever introduced into West Australian schools (2002, p 56). Grundy concludes that any large scale reform such as this, 'carries within it the seeds of its own failure' (2002, p 59). Such a large scale necessarily involving substantial direction from the top means that there

are significant factors unconnected with the educational situation itself: uncertainty created by changes of political leadership; the performance based terms of executive contracts; demands for physical evidence of progress, and the need to 'trade' this evidence for continued financial support. All of these factors 'militate against sustained long-term, large-scale educational reform.

Markee also dismisses top down approaches as fundamentally ineffective in the long term, and proposes two other, more inclusive, models. The problem-solving model is a more democratic model in which the impetus for the change comes from problems and issues identified within the organization, primarily from teachers themselves. It is therefore a bottom-up approach, and is often realised in small-scale action research projects. The model is widely favoured in recent work on curriculum change, but it has significant obstacles, most notably that it demands more time, commitment and skills than many teachers are willing or able to provide (See for instance, Warhurst, Grundy, Laird and Maxwell, 1994). Thus Markee proposes a 'linking' model which recognizes the complexity of real life teaching situations and is flexible enough to allow for both top-down initiatives, and the support that can come with them, as well as bottom-up feedback, amendments and involvement in decision-making, particularly at the implementation level.

A quite different, and more complex, way of understanding curriculum is described by Harris and Marsh (2005) and Bigum and Harris (2004) who make a case for the usefulness of actor network theory (ANT), as a means of investigating the social phenomena of curriculum processes without forcing such investigation into a pre-determined frame. Actor network theory claims that social phenomena can be understood by seeing them as networks comprising both human actors and physical objects: classrooms, computers, documents and so on. By not allocating preconceived roles to participants, and by acknowledging the impact physical aspects of the environment have on actions, ANT would seem to be an appropriate way to investigate the complexities and richness of curriculum processes. In addition, ANT has the advantage that while it recognises the formal limits on the agency of teachers, it also allows analysis of informal, actual influences not only of teachers but of all other actors.

ANT theorists claim that traditional social science is reaching a dead-end and produces less and less useful knowledge. 'The expression [science of the social] would be excellent except for two drawbacks, namely the word 'social' and the word 'science'.' (Latour, 2005, p 2). Latour contends that in the 150 or so years of sociology our understanding of both words has changed drastically. In particular 'society' has come to be thought of more and more as a entity with known and set categories, no longer to be investigated in its own right, but only as one 'domain of reality', one factor that helps to explain other domains - biological, linguistic, natural and so on. But in fact this reification of a 'social context' in which other activities take place, now an unchallenged 'common sense' for all of us, not just social scientists, hides the dynamic nature of human (and non-human)

association. The ‘network’ in actor network theory is not a ‘domain’, something that might be seen or touched, like a circuit board, but is ‘visible only by the traces it leaves [...] when a new association is being produced between elements which are in themselves in no way social.’ (Latour, 2005, p 8)

Thus an ANT approach to curriculum research does not begin with pre-decided categories, looking at curricular contexts in order to slot people (actors) into already known roles, but starts from a position more akin to that of an anthropologist studying some previously entirely unknown community, looking to find out what categories and roles there might be. The ‘network’ to be studied therefore, in addition to the infrastructure through which the program is realised consists of a wide range of people who have some involvement in a particular course or program,. This includes teachers and learners of course, but also those in administrative roles (using ‘roles’ here in the sense of formal positions in the organisation); those who, for instance, co-ordinate teaching responsibilities, materials, testing and so on; those who maintain computer and audio-visual hardware; those who allocate classroom space and timetables; those who market programs outside the institution and so on. The institutional connections between these actors (for instance as might be shown in an organisation chart), do constitute one facet of the ‘network’, but not the only one. There will very likely be many other ‘traces between elements’. Personal relationships between two teachers who share materials might leave one trace, while personal animosity between two others might leave another. Learner’s excitement at using computers, or dislike of drama techniques, or discomfort under poorly managed air-conditioning might leave others. The way in which all these ‘traces’ inter-relate constitute a curriculum as Tripp suggests above, as ‘a systematic set of relations between particular people, objects, events, and circumstances’ (Tripp, 1987, p 7).

Curriculum and Language Teaching

Just as thinking about curriculum in general terms went through major changes in the last 30 years, moving broadly from top-down approaches towards more participatory ones, so too did understandings of curriculum and curriculum innovations, in English language teaching in particular. While a bewildering number of methods and techniques have come into and fallen out of fashion during that period, theoretical changes can be said to have moved from fundamentally structural approaches, to approaches which revolve around the learner, his or her needs, and communicative activities (Feez, 2001). In structural approaches, languages are seen as quasi-physical systems made up of words (lexis) and rules for combining the words (grammar and syntax) and for producing them (pronunciation, stress and intonation). A structural approach to language curriculum proposes that these language systems (English, Japanese, Chinese and so on), need to be

mapped, organised into sequences according to 'learnability', and then passed on from expert users (teachers) to novices (learners) (Richards and Rogers, 1986, Yalden, 1987). Learner-centred, needs based, communicative approaches, on the other hand propose that since using language is both a cognitive and a social activity the characteristics of the learner, their needs, abilities and motivations at the time of learning are central to the learning process. The course or curriculum designer in these approaches is very often the teacher. He or she must begin by finding out what needs the learners have, negotiating objectives with the learners, and using these needs and objectives to create activities which scaffold learners as they engage in real (or at least realistic) social interactions and meaning-making in the target language (Brindley, 1984, Nunan, 1987).

1 Structural Approaches

Structural approaches, sometimes called 'situational' approaches, are those which begin with a map of the language as a system, which itself then forms the content of the instruction. Languages were traditionally taught by the grammar-translation method, in the same way that classical languages had been taught for centuries, and though used less frequently today grammar-translation can be thought of as the proto-typical structural approach. Grammar-translation, roughly speaking, involves learning vocabulary and grammar rules, often by rote, and writing or translating largely decontextualised sentences in order to 'practice' these items one by one. This method made some sense when it was used to teach dead languages such as Latin and Ancient Greek, where the goal was not communication but the explication of written texts, but few students ever learned to speak living languages in this way (Nunan, 1987), even though a not inconsiderable number attained considerable skills in decoding written texts. People who can gain substantial mastery of foreign languages in this way, including speaking and listening, are exceptional. One problem for language curriculum reform is that a sizeable number of these exceptional individuals seem to become involved in language education, often through the delegation of language teaching to Departments of Literature. Not realising the extent to which they are different from the average student, these people may often promulgate the traditional methods by which they themselves learned the language, reasoning that since it was effective for them it ought to be similarly effective for others (See Bolatti, 2009; Heigham, 2009; de Abreu-e-Lima, de Oliveira, and Augusto-Navarro, 2009). In short, teachers have a tendency to teach in the same way that they themselves were taught.

The limitations of grammar-translation as a teaching method were realised rapidly once increasing numbers of people began to learn foreign languages as travel became more commonplace in Europe and the USA in the years during and following the second world war. The audio-lingual

method arose out of the need for military administrations to teach foreign languages much more quickly than had hitherto been possible (Brown, 2000). The situational method was a similar attempt in Britain. Both methods identified a set of basic situations which learners, potential travellers in countries where the target language was spoken, would very likely come across in daily life, the mastery of which would allow them to get by. Both audio-lingual and situational methods relied on behaviourist models of learning, teaching 'correct' words and grammatical structures through repetition, drilling and substitution exercises. The audio-lingual method in the USA, and situational language teaching in Britain were certainly improvements on what had gone before, particularly in contexts where learners were highly motivated and small in number. Many of the innovations that they brought remain widely practised today: a recognition that all four macro-skills, listening, speaking, reading and writing, are important; topic-based syllabuses; the so-called 'three Ps' of the teaching process – Presentation, Practice, Performance; and the framing of objectives in terms of what the learner should be able to do after teaching interventions (Feez, 2001).

2 Learner-centred, communicative approaches

In the USA, Australia and Europe, structural (grammar-translation, situational or audio-lingual) approaches have now almost entirely disappeared as guiding frameworks, in favour of what is loosely called the communicative approach. The communicative approach initially grew out of the work of the Council of Europe Language Policy Division (van Ek, 1975), which in the early 1970s produced functional-notional specifications of appropriate learning objectives for language learners. Functional-notional syllabuses specified learning goals in terms of functions, "things speakers want to do using language", such as greetings, apologies, requests and so on, and notions, general areas of meaning such as possibility, causality, temporality (Finocchiaro and Brumfit, 1983). Although functional-notional syllabuses have in common with situational approaches a recognition of the importance of different language forms being appropriate for different contexts and situations, they are qualitatively different. While situational syllabuses were constructed out of language forms relating to specific situations, they continued the structuralist tradition of presenting these forms in isolation. Functional-notional syllabuses, on the other hand, proposed that learners acquire proficiency by trying to use in real or realistic situations (including notional situations) the ostensible content, the functional language that they learned through drills and exercises. In other words functional-notionalism went a stage further than situationalism in bringing context into the classroom.

This approach gradually became known as communicative language teaching (CLT), a term which covers a wide range of new understandings about the language learning process. In its

simplest terms communicative language teaching asserts that learning to communicate can only be achieved through communicating. Just as no one teaches their child to ride a bicycle through lectures and the learning of rules, so it is no use expecting to learn a language simply through listening to instructions: in language the only way to learn is to get on the bike and try it: to learn language through using language.

These new views of language teaching could be said to originate in the dispute in language acquisition research between behaviourists and cognitivists. In the behaviourist view language use was seen as an agglomeration of small, discrete items of behaviour which could be learned through imitation and repetition, similar to the way children learn multiplication tables. In this view children learned their first language by listening to and copying the language they heard around them. In the cognitivist view, on the other hand, language is far more complex. If children could only learn through copying not only would language learning take immeasurably longer than it in fact does, but also that there could be no explanation for the creativity that all human beings display in their use of language. The cognitivist view, based on the work of Chomsky claims that human beings are born with a dedicated language acquisition device, hardwired into the brain. This allows children to subconsciously infer the rules of whatever language environment they find themselves in, after hearing a relatively small sample of utterances and testing out their speech by communicating with those around them (Chomsky, 1965).

Although Chomskian linguistics has little to say about second or foreign language teaching and learning, this cognitivist view of language acquisition occurring as a result of interaction between the individual and their surroundings led easily to set of beliefs which constitute the now dominant paradigm in language learning theory, at least in English-speaking and European contexts. These beliefs can be summarised as follows:

1. Learners are at the centre of the learning process, making inferences from what they see and hear, and testing those inferences by their efforts to communicate. (Feez, 2001.)
2. Interlanguage, learners' non-standard utterances, rather than consisting of mistakes to be avoided, are in fact indicators of progress and contribute to effective learning if attention is paid to them. (Corder, 1981.)
3. The ideal learning environment is one rich in language input at a level slightly above the learners' current level. (Krashen, 1988.)
4. Fluency is as important as accuracy in many contexts (Selinker, 1991).
5. Classroom material should be based as much as possible on authentic materials (Feez, 2001)
6. Effective learning relies on the materials and activities meeting learners' needs. Therefore negotiation of curriculum is a crucial component of effective teaching (Nunan,

1987)

These beliefs bring together the related ideas that language curriculum should be communicative, needs-based, and learner-centred.

It is not uncommon in the literature on second language learning and teaching to detect a sense that the current communicative language teaching paradigm represents a kind of modern day enlightenment that liberates us from older, less effective theories of teaching and learning. (It is certainly true that re-reading classic texts that informed much the language teaching throughout the early part of the 20th century (for instance Sweet, 1899; or Jespersen, 1904), there is plentiful reference to grammatical and lexical aspects of language systems, but relatively little mention of learners. In fact research into language learning processes, as opposed to teaching methods, is relatively recent (Rampton, 1991; Spolsky, 2000). Benson (2004) points out however, that this cannot in fairness be attributed to a simple lack of thought on the part of researchers at that time. The exponential increase since the 1970s in the numbers of people learning foreign languages, primarily English, and the diversity of their backgrounds, has in fact created a quite new reality for language teachers. For language teachers prior to this period to assume that differences between learners were negligible was to some extent justified by the homogeneity of their actual student groups. Benson speculates that before the 1970s, researchers, “failed to *see* the learner largely because diversity was in fact far less visible in their classrooms than it is today”. (Benson, 2004, p 7.) Obvious as the point is, it may be one reason why learner diversity is less often central to curriculum thinking in foreign language learning situations, than it is in second language situations.

3. Language Teaching in Japan

Education in Japan, both at school and university level, is in turmoil at the beginning of the 21st century. Teacher dissatisfaction, student absenteeism, bullying, unsatisfactory academic standards and demographic changes, all feature regularly in articles in both newspapers and educational journals. (See for example Terada, 2007; The Asahi Shimbun, 2007; MEXT, 2003, 2009, McVeigh 2002). This is as true of English education as of other subjects. Reports of Japanese students’ poor showing in TOEFL (Test of English as a Foreign Language) and TOEIC (Test of English for International Communication) scores, as well as of poor basic communication ability despite compulsory English classes throughout junior and senior high schools and universities are plentiful (McVeigh, 2002, Koike, 2003, Okada, 2004).

English, along with German and French, was first introduced into school curricula during the Meiji period (1870–1912), and for most of the period from then until the end of the second world war was directed predominantly at national development goals. These goals were to create an

elite with sufficient understanding of foreign languages to allow them to survey European and American societies and introduce into Japan the social and scientific ideas and technologies they found there. (Koike, 2003, McVeigh, 2002). The education system was highly centralised, and stratified. That is to say that after the six years of mandatory schooling and a generalised middle school experience, those students who continued were streamed into a range of academic and vocational high schools, for each of which there were strict national curriculum regulations. Foreign Languages were not compulsory, but restricted to students in the academic-leaning high schools, and the purpose of instruction was to 'harvest' information from overseas rather than to develop two-way avenues of communication. Indeed during the 1930s foreign languages were positively discouraged for all but a very small number of students (Okano and Tsuchiya, 1999). For this group, reading foreign books, in particular scientific and technical texts, was most important for national development. Such language teaching as remained was therefore heavily biased towards reading, and to a lesser extent writing, since there were few opportunities for travel and few foreigners in Japan.

After the Second World War, by contrast, English became a key component of the 'reconstruction' of Japan as an internationally-oriented society. To this end, the centralisation of the curriculum was relaxed, and became a set of guidelines giving somewhat greater freedom to schools in deciding how they taught specific subjects. At the same time the guidelines specified what those subjects should be, the time that should be allocated to each one, and the list of textbooks from which schools could choose. (Koike, 2003). More importantly English became a compulsory subject at all junior high schools, and a massive project was instituted to train teachers, not only because of the huge increase in learner numbers, but because the new objectives were quite different from those that had gone before. All of the periodic Education Department statements of intent since 1947 have been couched in terms of the 4 macro-skills (Listening, Speaking, Reading and Writing), self expression, cultural exchange and internationalisation (Koike, 2003). Since the 2003 "Action Plan to Cultivate 'Japanese with English Abilities'" (MEXT, 2003), English has slowly been introduced at primary level, and semi-compulsory professional development for English teachers has begun, while the current MEXT guidelines advocate that all classes should be taught in English.

Counteracting this consistent rhetoric of communication and cultural exchange objectives, however, is the pervasive system of university entrance examinations. In addition to every university having its own entrance examination, there is The National Centre for University Examinations test, often referred to as 'The Centre Test', taken by approximately 500,000 students each year (DNC, 2014). This test, as well as the great majority of individual university entrance tests, is widely believed to have enormous influence on English curriculum in high school, and to a lesser

extent junior high school. Teachers often complain that they would like to teach with a focus on communication but are constrained from doing so by the necessity to teach to the test (Stout, 2003). At least one study (Mulvey, 2001) has pointed out that in fact The Centre Test has in fact changed into a whole-text, communicative instrument far from the grammar-centred, decontextualised test that it is often claimed to be. However, high school curriculum practice is still overwhelmingly predicated on the assumption that grammar study at the sentence level is the only way to prepare for university entrance tests.

For the universities, the result of students' long history of studying language as an artifact rather than a means of communication is that although entering students have a minimum of six years of English study behind them, the great majority are almost totally unprepared for any kind of communicative activities in English language classrooms. In addition, neither the Education Department's 2003 Action Plan (MEXT, 2003) nor the more recent 2009 Course of Study (MEXT, 2009) have concrete proposals for universities, or for the development of skills on the part of university teachers, apart from the vaguely worded suggestion that students graduating from universities should be expected to be able to use English in their work (Okada, 2004, Underwood 2012). In spite of this, many universities are scrambling to reform their language curricula, partly in response to the underlying sentiments of the action plan, and partly in response to falling enrolments caused by changing demographics (Kaneko, 1997, Underwood 2012)). Thus while the traditional free hand that teachers had, not only in deciding content, but also teaching methods and assessment practices is now being challenged in relation to English language teaching, as more and more universities introduce language learning objectives, required texts and common achievement tests (Carroll, Douglas, Harrison, Tsurii, 2004). In such a situation teachers are placed in an unenviable position, as they try to cope with a flurry of directives, with little institutional support in terms of facilities, materials and provision for professional development.

Language teaching, learning and autonomy

The twin ideas of the autonomous teacher and the autonomous learner now have a substantial literature associated with them (Reinders, H. 2007). The Japan Association of Language Teachers (JALT) has had an active special interest group in Learner Development since the early 1990s, organising regular well-attended workshops, meetings and conferences, publishing a bilingual quarterly journal, (Learning Learning), and most recently two anthologies of autonomy-related research. (Barfield and Nix, 2003, Kohyama and Skier, 2005). There is thus considerable interest in the notion of autonomy in relation to teaching and learning. In fact, autonomy, as a key aspect the language learning process, is now a commonplace in the discourse of English language teaching. In the classroom, however, it is not as widespread as this may suggest. Practice lags

significantly behind theory (Stout, 2003). In this it has followed a similar trajectory to the ideas of communicative language teaching and learner-centred language teaching. All three notions entered mainstream discussion during the 1970s and 1980s, and revolutionised the way classrooms operated by first being adopted by daring, adventurous, and highly enthusiastic teachers, but eventually becoming, in a substantially diluted form, unremarked curriculum objectives (Little, 2007).

As noted above, communicative language teaching rests on the premise that it is not sufficient for language learners to be able to construct grammatically correct sentences, but that they must also be able to use their language abilities to get things done in the world outside the classroom. Communicative language teaching, then, tries to create opportunities for learners to use of language for communicative tasks which they have some interest in carrying out aside from their desire to learn the language (Nunan, 1988, p 25). In other words, carrying out communicative tasks clearly requires some degree of autonomy, and this has led some to advocate the 'teaching' of autonomy as part of language programs. However the concept of autonomy needs some unpacking. We may talk about fostering autonomy, or 'giving' it to students, or perhaps about students 'acquiring' it. But we ought not to forget that, like curriculum, autonomy is a more of a process than an end-state. Autonomy comprises specific: 'ways of doing, perceiving and acting' (Auerbach 2007, p 84).

This means that the teaching of autonomy is not the same as strategy training. It is very likely that strategy training has beneficial effects for many learners (Oxford, 1990), and there is certainly some relationship between the two. However, while an autonomous learner will very likely have access to a range of strategies for learning, it is not necessarily the case that simply learning to use one or more learning strategy constitutes acting in an autonomous way.

The word 'autonomy' came into common use in the field of language learning following the report 'Autonomy and Foreign Language Learning' prepared by Henri Holec (1979) as part of the Council of Europe's Council for Cultural Cooperation established in 1962 with the aim of "encourag (ing) the development of understanding, cooperation and mobility among Europeans by improving and broadening the learning of modern languages by all sections of the population." (Holec, 1979) The idea of autonomy in relation to learners was (and still largely is) counter intuitive to many learners, and indeed to many teachers who have grown up with the traditional idea of education as being a simple transfer of knowledge from the person who has the knowledge (the teacher) to one who doesn't (the learner). The movement came about as part of the much more broadly-based socio-political changes that were changing Europe during the 1960s and 70s. As the material wealth of most Europeans came to be taken for granted, social progress became more and more defined in terms of improvements not just in economic terms, but in terms of

what is today called quality of life as well. The increasing awareness of the rights and needs of the individual not only as an entity to be acted upon but also as an actor in society, naturally provided an agreeable environment for those educationalists, often with a background in child-centred education, who advocated a new role for the learner in the learning process, and in particular in the classroom. Holec's paper, drawing on Illich's (1970) notions of deschooling, Freire's (1972) attack on the 'banking' concept of education, and Stevick's (1973) humanistic, discovery learning approach, was a turning point in this movement.

Beginning with Schwartz's (1973) definition of autonomy as 'the ability to assume responsibility for one's own affairs', Holec notes that it is not something human beings are born with, but something which needs to be acquired. It may be acquired naturally, but is more often a result of systematic, formal education. This part of Holec's definition immediately raises issues that need to be considered in relation to young adult learners. Where students have not had a sustained emphasis on assuming responsibility for their own learning, and perhaps very little experience of it, they may be simply unable to carry out many of the activities that teachers ask of them without a significant amount of 'training' in how to do so.

It's important to note that autonomy defined in this way as an ability is couched in terms of the power or capacity to do something, but it is not, in itself, a type of behaviour. While we may look for particular behaviours as evidence of the presence or otherwise of autonomy, we need to keep the two separate in our minds when we come to evaluate student learning. This mirrors the situation of language learning itself. The objective of language learning is an ability, the potential to carry out certain tasks in the target language. But when we assess language learning we cannot directly assess this potential, but can only gather evidence for its existence by observing behaviours.

A corollary of this distinction leads to the second important part of Holec's (1979) definition. He points out that self-directed learning, though closely related to autonomy, is not the same thing. Self directed learning is a behaviour which is dependent on autonomy. In other words a learner who directs their learning to whatever extent, is an autonomous learner to that extent. But the reverse is not necessarily true. An autonomous learner does not necessarily direct their own learning all the time. A person may have the ability to take responsibility for their learning, but in some circumstances decide not to exercise that ability, or even to exercise it through resistance (Oxford, Meng, Yalun, Sung and Jain 2007). Or they may decide, in a responsible way, to delegate to another person the responsibility for making a learning plan. This point is also important to bear in mind when we try to evaluate the presence or otherwise of autonomy in any given situation. It is not uncommon, particularly in cultures where teachers are accorded high levels of personal respect, though not only in those cultures, for motivated and autonomous learners to

defer to the teacher's ways of organising learning, even in cases when they may not see those ways as the most effective. This should not be confused with simple unquestioning obedience. Carroll and Tatsuta (2009) report just such a situation when, as learners of Chinese they often found myself being asked to do activities far more traditional than they were used to in their own classes. Thinking of themselves as relatively autonomous learners, they nevertheless deferred to the teacher even when their instincts tended to distrust an activity. By doing this they often discovered learning opportunities in places they would not have expected.

The idea of autonomy in learning rests on a view of knowledge as socially constructed. In other words, if knowledge, of whatever kind, is simply there, in the world, waiting to be discovered, then there is little need for the learner to be active. The 'banking' concept that Freire (1972) criticises as the traditional underpinning of education constitutes this sort of theory of knowledge. The teacher's role, as expert, possessor of knowledge, is to pass it on to learners whose role is that of passive receivers. However a constructivist theory of knowledge places the learner in an equal position with the teacher. Both have reservoirs of knowledge and experience which, when brought together, 'construct' new knowledge, new ways of understanding the world, for both of them (Freire, 1972).

However, whereas Holec (1979) and Freire (1979) situate the pursuit of autonomy in a constructivist view of knowledge as *consciously* created, there is a different tradition which sees this process as occurring largely *unconsciously*. For instance, Barnes (1992) claims that there are two types of knowledge, school knowledge and action knowledge. Action knowledge is the knowledge that human beings acquire simply by virtue of living and interacting with their surroundings, but not through conscious intent. The job of the teacher, and by implication the learner too, is to bring these two together: to allow learners' action knowledge to develop through interaction with school knowledge. This is the approach that led to the development of communicative language teaching's emphasis on creating classroom situations that were favourable to 'natural' learning. Strongly didactic teaching methods focus primarily on school knowledge and have little impact on action knowledge. But if knowledge construction is mostly the unconscious cognitive process that Barnes claims, then autonomy is far more than simply a technique to be fostered in the pursuit of improved learning outcomes; it is in fact a basic part of the definition of what learning is. To the extent that learning is the integration of new knowledge with existing knowledge, it must always be autonomous, in the sense that at a fundamental level the learner him or herself puts these two together, and the task for education is to provide circumstances conducive to this.

A definition of autonomy in language learning that fits in with this theory of how knowledge is produced, is the following by one of the primary authors of the European Language Portfolio (See Schärer, 2004) the now widely used language credentialing tool that places autonomy at the

centre of the language learning experience.

Success in language teaching is governed by three principles. The principle of *learner involvement* entails that learners are brought to engage with their learning and take responsibility for key decisions; the principle of *learner reflection* entails that they are taught to think critically about the process and content of their learning; and the principle of *target language use* entails that the target language is the chief medium of teaching and learning – because language use plays a key role in language learning, autonomy in language learning and autonomy in language use are two sides of the same coin, the scope of each constraining the other. (Little, 2007, p 7).

These three principles - learner involvement, learner reflection and use of the target language - could equally be used to describe communicative language teaching as well as autonomous language learning. In other words one is a corollary of the other, and communicative language teaching and autonomy in language teaching, are both based on the same constructivist view of what constitutes knowledge.

This paper has argued that while the terms ‘curriculum’ and ‘curriculum change’ are commonplace in the language education discourse of both Japan and Australia, they often refer to quite different entities, and are often used misleadingly. The dominant paradigms not just of curriculum but of language learning and teaching are quite different in these two countries. On the one hand is the view of curriculum as a process, and learning as necessarily a self-directed and autonomous activity, and on the other there is the view of curriculum as knowledge transfer, in which those with knowledge (teachers) transfer their knowledge to those without (learners). For curriculum change to be successful, it is essential that these starting points be recognised.

References

- The Asahi Shinbun (2007). *Editorial: Education Reform Laws* June 22
- Auerbach, L. (2007.) Necessary contradictions ... and beyond. In A. Barfield and S. Brown, *Reconstructing Autonomy in Language Education*. Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan
- Barfield, A. and Nix, M. (2003). *Autonomy You Ask*. Tokyo: Japan Association of Language Teachers.
- Barnes, D. (1992). *From Communication to Curriculum*. 2nd Edition. Portsmouth, NH: Boynton/Cook Publishers
- Bascia, N. and Hargreaves, A. (2000). *The Sharp Edge of Educational Change Teaching, Leading and the Realities of Reform*. London and New York: Routledge Falmer.
- Belcher, D. and Connor, U. (eds) (2001). *Reflections on Multiliterate Lives*. Clevedon: Multilingual Matters
- Benson, P. (2004.) The rise of learner-focussed research. In P. Benson and D. Nunan, *Learner Stories: Difference and diversity in language learning*. Cambridge: CUP
- Bigum, C. and Harris, C. (2004). Negotiating with Ghosts and Whales: Teacher Education at Warrnambool. Paper Presented at the Australian Teacher Educators Association, Bathurst.
- Blight, R. (2002). Developmental reform stages in the Japanese national university curriculum. Curriculum, Innovation, Testing and Evaluation. In *Proceedings of the first annual JALT Pan-SIG conference*. Retrieved, September 1st 2014 from <jalt.org/pansig/2002/HTML/Blight1.htm

- Bolatti, A. (2007, In Press). From Back Door to Center Stage: The Evolution of an ESL Program. In M. Carroll (ed.) *Developing a new curriculum for adult learners*. Alexandria, VA: TESOL Publications.
- Brewster, J. (2006). From Teacher to trainer to writer: An East-West partnership for professional development in Taiwan. Paper presented at the Professional Development in Language Teaching Mini-conference 7-8 October 2006, Okayama University
- Brindley, G. (1984). The role of needs analysis in adult ESL programme design. In R. K. Johnson (Ed.) *The Second Language Curriculum*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Brown, H. D. (2000). *Principles of Language Learning and Teaching*. New York: Longman.
- Burns, A. (1992). Teacher beliefs and their influence on classroom practice. *Prospect*, 7(3), 56-65.
- Burns, A. and Hood, S. (1995). *Teachers' voices: exploring course design n a changing curriculum*. Sydney: NCELTR
- Burns, A and S Hood (1997). *Teachers' voices 2: Teaching disparate learner groups*. Sydney: NCELTR
- Burton, J. (1991). Perceptions of learning in the AMEP. *Prospect*, 7(1), 57-72.
- Burton, J. (1998). Current Developments in Language Curriculum Design in Australia. *Annual Review of Applied Linguistics*, 18, 287-303
- Carroll, M., Douglas, L., Harrison, M., Tsuri, C. (2004). Curriculum Change: working with teachers' professional knowledge rather than against it *Momoyama Gakuin University Research Centre Monograph*
- Carroll, M. and Tatsuta, S. (2009) Collaborative reflections on learning another language: implications for teaching. In J. Burton, P. Quirke, C. L. Reichmann and J. K. Peyton (eds), *Reflective Writing: A Way to Lifelong Teacher Learning* Available at TESL-EJ Publications http://tesl-ej.org/books/reflective_writing.pdf.
- Carroll, M. (2007). Creating a New Curriculum: Leadership and Communication. In Carroll, M. *Developing a New Curriculum for Adult Learners*. TESOL Language Curriculum Development Series. : Alexandria, VA: TESOL Inc
- Cervi, D. (1993). Competencies and Language Learning: Are they really like oil and water? *EA Journal* Vol 11 (2), 59-73
- Corder, S. Pit (1981). *Error Analysis and Interlanguage*. Oxford: Oxford University Press.
- Schärer, Rolf. (2004). A European Language Portfolio. From piloting to implementation (2001-2004). Consolidated report - Final version. Strasbourg: Council of Europe, 2004.
- DNC (Daigaku Nyuushi Centre) (2014). 平成27年度大学入試センター試験の志願者数（確定）について. Retrieved online 1st September 2014 from <http://www.dnc.ac.jp/center/shiken_jouhou/>
- Chomsky (1965). *Aspects of the Theory of Syntax*, Cambridge, Mass: MIT Press.
- Cowie, N. (2003). The emotional lives of experienced EFL teachers. In *On JALT 2003: Keeping Current In Language Education. Proceedings of JALT 2003 Conference, Shizuoka, Japan*. Tokyo: Japan Association of Language Teachers.
- de Abreu-e-Lima, D., de Oliveira, L., and Augusto-Navarro, E. (2007, In Press). Focusing on Teaching From the Get-Go: An Experience From Brazil. In M. Carroll (ed.) *Developing a new curriculum for adult learners*. Alexandria, VA: TESOL Publications.
- Australia Department of Immigration and Multicultural Affairs (2001) *National Client Satisfaction Survey Report* Canberra: AMEP
- Feez, S. (2001). Curriculum Evolution in the Australian Adult Migrant English Program. In D. R. Hall and A. Hewings. *Innovation in English Language Teaching*. (pp 208-228) London: Routledge.
- Finocchiaro, M. & Brumfit, C. (1983). *The Functional-Notional Approach*. New York, NY: Oxford University Press.
- Freire, P. (1972). *Pedagogy of the Oppressed*. Harmondsworth: Penguin

- Fullan (1993) *Change Forces: Probing the Depths of Educational Reform*. London: Falmer
- Gatton, W. (1998). Renewing ELT in Japan: The crack in the rice bowl. *The Language Teacher* 22, 8
- Gibbons J. (1982). The issue of the language of instruction in the lower forms of Hong Kong secondary schools. *Journal of Multilingual and Multicultural Development* 3 (2) 117-128
- Grundy, (1994). Reconstructing the Curriculum of Australian Schools.: Cross-Curricular Issues and Practices. Belconnen, ACT: Australian Curriculum Studies Association.
- Hagan, P., Hood, S., Jackson, E., Jones, M., Joyce, H. Manidid, M. (1993). *Certificate in Spoken and Written English*. Sydney: NSW AMES and NCELTR.
- Hall, I. (1998.) *Cartels of the Mind: Japan's intellectual closed shop*. New York: W. W. Norton
- Harris, C. and Marsh, C. (2005). Analysing curriculum change: some reconceptualised approaches. In C. Harris and C. Marsh (Eds) *Curriculum developments in Australia: promising initiatives, impasses and dead-ends*. Adelaide: Openbook Publishers
- Heigham, J. (2007, In Press). Building Out and Building Within: The Development of a Communicative English Program. In M. Carroll (ed.) *Developing a new curriculum for adult learners* (pp 131-152) Alexandria, VA: TESOL Publications.
- Holec, H. (1979). *Autonomy and Foreign Language Learning*. Strasbourg: Council of Europe
- Hood, S. (1995). From Curriculum to Courses: why do teachers do what they do? In Anne Burns and Sue Hood, *Teachers' voices: exploring course design in a changing curriculum*. (pp 21-34) Sydney: NCELTR
- Hua Li (2006). Beliefs, behaviour, reflection and cooperation of EFL teachers in Chinese high schools. Paper presented at the Professional Development in Language Teaching Mini-conference 7-8 October 2006, Okayama University
- Illich, I. (1971). Deschooling Society.
- Ingram 1979 A Performance-Based Approach to the Measurement of Second Language Proficiency. Paper presented at the Annual Congress of the Applied Linguistics Association of Australia (4th, Sydney, Australia, August 24-28, 1979)
- Jespersen, O. (1904). *How to Teach a Foreign Language*. London: George Allen and Unwin.
- Kaneko, M. (1997.) Efficiency and equity in Japanese higher education. *Higher Education*, 34, 165-181.
- Kohyama, M. and Skier, E. (2005). *More Autonomy You Ask*. Tokyo: Japan Association of Language Teachers.
- Koike, I. (2003). MEXT's Action Plans to Cultivate Japanese with English Abilities: Government policy and future problems. *English Language Education Council Bulletin*, 110, 2-7
- Krashen, S. (1988). *Second Language Acquisition and Second Language Learning*. New York: Prentice-Hall
- Larsen-Freeman, D. (1983). Second Language Acquisition: getting the whole picture. In K. M. Bailey, M. H. Long, and S. Peck (Eds), *Second Language Acquisition Studies* (pp 3-22). Rowley, MA: Newbury House
- Latour, B. (2005). Reassembling the Social: An introduction to actor-network theory. NY: OUP
- Lewis, R. (1993): Competency-based curricula and the Certificate of Spoken and Written English. *Education Australia* 24, 17-19
- Little, D. (2007). Introduction: reconstructing learner and teacher autonomy in language education. In A. Barfield and S. Brown, *Reconstructing Autonomy in Language Education*. Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan
- MacKenzie, A. (2002). Changing Contexts: connecting teacher autonomy and institutional development. In A. Mackenzie and E. McCafferty (Eds) *Developing Autonomy: Proceedings of the JALT CUE SIG conference 2001 held at the Miho Kenshukan of Tokai University*. pp 223-332 Tokyo: Japan Association for Language Teaching.

- McKay, P. (2000) "Developing ESL Proficiency Descriptions for the School Context: The NLLIA ESL Bandscales". In: G. Brindley, Ed. *Language Assessment in Action* Sydney, Australia: NCELTR; p 31-63.
- McVeigh, B. (2001). Higher Education, Apathy, and post-meritocracy. *The Language Teacher* 25 (10) 9-14
- McVeigh, B. J. (2002). *Japanese Higher Education as Myth*. New York: East Gate
- Markee, N. (1997). *Managing Curricula Innovation* Cambridge: CUP
- Marsh, C. (1997). *Perspectives: Key Concepts for Understanding Curriculum 1*. London: Falmer Press.
- Mayer, E. (1992). *Putting general education to work: the key competencies report. Report of the Committee to advise the Australian Education Council and Ministers for Vocational Education, Employment and Training*. Canberra: AGPS.
- MEXT ((2003). *Regarding the Establishment of an Action Plan to Cultivate "Japanese with English Abilities* Tokyo: MEXT
- MEXT. (2009). 高校学校学習指導要領説明：外国語編 英語編 [The course of study for senior high schools guidelines explanation: Foreign languages (English)]. Tokyo: MEXT
- Miles, M. B. and Huberman, A. M. (1994). *Qualitative Data Analysis. 2nd Edition*. Thousand Oaks, CA: Sage.
- Mulvey, B. (2001). The role and influence of Japan's university entrance exams: a re-assessment. *The Language Teacher* 25(7), 11-15
- Nunan, D. (1987). *The Teacher as Curriculum Developer*. Sydney: NCELTR
- Nunan, D. (1988). *The Learner-Centred Curriculum*. Cambridge: Cambridge University Press
- Okada, N. (2004). Change in the environment of English education and JACET's restructuring. JACET (Japan Association of College English Teachers) News, 142
- Okano, K and Tsuchiya, M. (1999). *Education in Contemporary Japan: Inequality and Diversity*. Cambridge: Cambridge University Press
- Oxford, R. (1990). *Language Learning Strategies: What Every Teacher Should Know*. New York: Harper Collins.
- Oxford, R., Meng, Y., Yalun, Z., Sung, J., and Jain, R. (2007). Uses of adversity: moving beyond L2 learning crises. In A. Barfield and S. Brown, *Reconstructing Autonomy in Language Education*. Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan
- Rampton, B. (1991). Second language learners in a stratified multilingual setting. *Applied Linguistics* 12 (3) 229-48
- Reid, A. (1999). The National Educational Agenda and its Curriculum Effects. In B. Johnson and A. Reid (Eds) *Contesting the Curriculum*. Katoomba, NSW: Social Science Press
- Reinders, S. (2007). *Bibliography of Learner Autonomy*. Retrieved from <<http://www.hayo.nl/autonomybibliography.php>> on 22nd September 2007.
- Richards, J. C. And Rodgers, T. S. (1986). *Approaches and Methods in Language Teaching: A Description and Analysis*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Rogers and Shoemaker (1971.) *Communication of Innovations: A cross-cultural approach*. New York: Free Press
- Selinker, L. (1991). *Rediscovering Interlanguage* London: Longman
- Scarcella, R. and A. Hensley. (1979). Studies on Social Interaction in a Second Language.' Paper presented at the CATESOL State Conference, Los Angeles, California, April 6-9.
- Schwartz, B. (1973). *L'Education demain. Une etude de la fondation europeene de la culture*. Paris: Aubier Montaigne
- Smith, E. (1999) . Ten years of competency-based training: the experience of accredited training providers in Australia. *International Journal of Training and Development* 3 (2), 106-117.

- Sockett, H. 1976 *Designing the Curriculum* London: Open Books
- Spolsky, B. (2000). Language motivation revisited. *Applied Linguistics*, 21 (2), 157-69
- Stenhouse, L. (1977). Defining the Curriculum Problem. In D. Hamilton et al. *Beyond the Numbers Game* Basingstoke: Macmillan
- Stevick, E. (1989). *Success With Foreign Languages: Seven who Achieved it and What Worked for Them*. New York: Prentice-Hall
- Stewart, A. (2005). *Teaching Positions: A study of Identity in English Language Teachers in Japanese Higher Education*. Unpublished PhD thesis, Institute of Education, University of London.
- Stewart, A. (2007). Teacher Development and Ad-hoc Communities. *Learning Learning, Newsletter of the JALT Learner Development SIG*. 13 (1) 18-26
- Stout, M. (2003.) Not guilty as charged: Do the university entrance exams in Japan affect what is taught? *The ELT Journal*, 4,1 viewed online 31st August 2007 at <<http://www.davidenglishhouse.com/journalpdfs/vol4no1/features/spring2003stout.pdf>>
- Sweet, H. (1899). *The Practical Study of Languages: A guide for Teachers and Learners*. Oxford: Oxford University Press.
- Terada, S. (2007) Fallout of population decline: rural universities feel pinch of lower enrolments. *The Japan Times*, 17th August.
- TOEFL Test and Score Manual, 1991
- Tripp, D. (1987). *Theorising Practice: The Teacher's Professional Journal*. Geelong: Deakin University Press.
- Underwood, M. (2012). The Course of Study for Senior High School English: Recent Developments, Implementation to Date, and Considerations for Future Research. 東洋英和女学院大学『人文・社会科学論集』第30号
- Van Ek, J. A. (1975). *The threshold Level*. Strasbourg: Council of Europe.
- Venema, J. (2007). Co-ordinating a university language program: Some lessons learned. *The Language Teacher*, 31 (3), 9-12
- Willing, K. (1985.) *Learning Styles in Adult Migrant Education*. Sydney, NSW: Adult Migrant Education Service.
- Yalden. J. (1987) *The Communicative Syllabus.: Evolution, Design and Implementation*. London: Prentice-Hall.

(Accepted on 31 March, 2015)

[共同研究：長崎をめぐる異文化交流のトポグラフィーグローバル・ヒストリーの視点から—]

長崎の教会群—その歴史的背景とツーリズム

橋 内 武

- I. はじめに
- II. 長崎の教会群—その地理的・歴史的背景
 - 1. 長崎県の地理的環境—半島部と島嶼部
 - 2. 国際貿易港—横瀬浦・口ノ津・福江島・平戸・長崎・対馬
 - 3. 長崎のカトリック—宣教・追放・潜伏・復活
- III. 長崎県のカトリック教会—地理的分布と教会建築史
 - 1. 長崎大司教区と五島の教会
 - 2. 長崎の教会建築史
- IV. フランス人宣教師
 - 1. ド・ロ神父
 - 2. マルマン神父
 - 3. ペルー神父
 - 4. フレノー神父
 - 5. ラゲ神父, ガルニエ神父
- V. 日本人の棟梁建築家・鉄川与助
 - 1. 鉄川与助の生い立ち
 - 2. 鉄川与助の教会建築
 - 3. 晩年の鉄川与助
- VI. 西洋の教会建築と日本の伝統工法・技法の融合
 - 1. 大浦天主堂
 - 2. 旧五輪教会
 - 3. 江袋教会堂
 - 4. 出津教会堂・大野教会堂
 - 5. 旧野首教会堂・江上天主堂など
- VII. 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産化
 - 1. 世界遺産としての価値
 - 2. 世界遺産の構成資産
 - 3. 聖地巡礼
 - 4. 世界遺産化への歩み
- VIII. 世界遺産化とツーリズムの諸問題
 - 1. 場所の商品化一点から面へ

キーワード：長崎, 教会建築, フランス人宣教師, 鉄川与助, 世界遺産

- 2. 五島巡礼
 - 3. 世界遺産化に向けての問題点と改善策
 - 4. 関係三者の役割—ゲスト・ホスト・プロデューサー
- IX. まとめと結論

I. はじめに

11共同研究215「長崎をめぐる異文化交流のトポグラフィー—グローバル・ヒストリーの視点から—」は、08共同研究193「日本と東アジアのコミュニケーションの総合的研究」（遠山2011）をほぼ継承したプロジェクトである。* この二つの共同研究によるフィールド・ワークを通して、筆者たちは長崎県の長崎・平戸・佐世保（黒島）・外海・五島・島原と熊本県天草を探訪し、それらの教会群とキリスト教関連遺産をつぶさに見学・観察した。このような広範な現地調査と関連文献の渉獵により、小論は主に五島列島に焦点を当てて、その教会群の歴史的背景とツーリズムをめぐる諸問題を活写する。構成は前掲のとおりである。

II. 長崎の教会群—その地理的・歴史的背景

1. 長崎県の地理的環境—半島部と島嶼部

まず、長崎県の地理的環境は、九州の最西端に位置し、東シナ海に面している。西彼杵半島や島原半島を含む半島部と平戸島・五島列島を含む島嶼部からなり、その多くはリアス式海岸を形成している。県内には風光明媚な地域が多く、その一部は雲仙天草国立公園・西海国立公園（五島列島を含む）と壱岐対馬国定公園に指定されている。海上保安庁の『海上保安の現況』によれば、日本にある6,852島のうち、971島が長崎県にある。長崎県は言わば「島国の中の島国」である。そのうち、平成17年度国勢調査で人口が確認された法定有人島は54で、都道府県の中で一番多い。下五島の五島市にある、蕨小島は面積0.03 km²、周囲1.8 km であり、全国一小さな法定有人島である。県の最南端は福江島南西約70 km にある男女群島だが、無人島である。法定有人島に限定すれば、福江島の大瀬崎が九州の最西端になる。

2013年6月現在における長崎県の人口は、1,382,864人である。第1の都市は県庁所在地の長崎市であり、人口432,826人、人口密度は1,067人/km²である。第2の都市は佐世保市で人口254,309人、人口密度は597人/km²である。この二つは地方中枢拠点都市である。

*両プロジェクトに参加したのは、遠山 淳・橋内 武・三宅 亨・野原康弘・金本伊津子と柳本麻美であるが、11共同研究「長崎をめぐる異文化交流のトポグラフィー—グローバル・ヒストリーの視点から—」には青野正明・輕部恵子も加わった。平岡隆二氏（調査当時・長崎歴史文化博物館主任研究員）、中村眞由美氏（調査当時・五島観光歴史資料館学芸員）、高橋弘一氏（新上五島町文化財課主査）の3氏からは、調査地域の専門家として種々の助言をいただいた。なお、筆者（橋内）は2013年9月に長崎市内と外海地区、2014年7月に新上五島町と五島市、2014年8月に小値賀町・新上五島町・五島市を独自に探訪し、カトリックの教会群などを拝観・見学した。本稿を執筆するに当たっては、末尾の参考文献、調査地で得た情報、そして池田健二氏の講座「五島列島カトリック教会探訪」（2015年4月10日、朝日カルチャーセンター中之島教室）が参考になった。記して謝意を表したい。

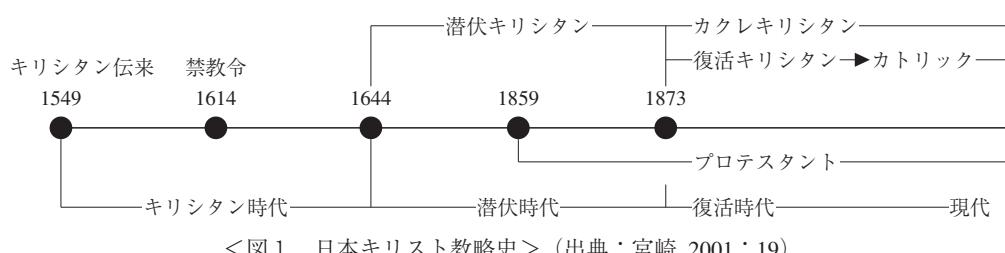
本土から約100kmの海上に浮かぶ五島列島は中通島・若松島・奈留島・久賀島・福江島の五島で代表されるが、140余りの島々からなる。最北端の宇久島は佐世保市に属す。北松浦郡小値賀町の島々には2,575人が住み、人口密度は101人/km²、中通島とその属島からなる南松浦郡新上五島町の人口は20,008人、人口密度は94人/km²、福江島・久賀島・奈留島などからなる五島市の人口は37,735人、人口密度は90人/km²にすぎない。こうしてみると、五島の総人口は6万人余りであり、長崎県の中でも著しく人口希薄な過疎地である。増田・日本創成会議（2014）によれば、20歳から39歳までの女性人口（人口再生産力）から推計すると、2040年に五島市は消滅の可能性がある。より深刻なのは、新上五島町とその北にある小値賀町であって、このまま人口再生産力が推移すれば、2040年に消滅する可能性が高い。

2. 国際貿易港—横瀬浦・口ノ津・福江島・平戸・長崎・対馬

前節で述べた長崎の半島や島々には自然の良港が83もあり、古来より対外交流の拠点になっていた。例えば、16世紀半ばの室町時代後半から安土桃山時代にかけて、まずは西彼杵半島の横瀬浦が、次いで島原半島の口ノ津が、国際貿易港として繁栄した。島嶼部にも国際交流の窓口があった。奈良・平安時代に遣唐使船は福江島の三井楽から東シナ海を渡って、中国の沿岸を目指した。王直などの倭寇が根拠地としたのも、福江島を含む五島列島と平戸であった。平戸は、遣唐使船の寄港地であり、戦国時代には中国との私貿易や南蛮貿易で栄えた港だが、17世紀にはオランダ商館と英國商館が設置され、日蘭・日英間の通商が行われた。だが、英國商館は早くも1623年（元和9年）に閉鎖された。南蛮船は追放される一方で、オランダ商館は幕府の「鎖国」「海禁」政策により、1641年（寛永18年）長崎の出島に移ったのである。なお、中世以来、対馬が朝鮮半島と日本列島の交流（例えば、秀吉の朝鮮出兵、朝鮮通信使）を仲介してきた事実も付け加えておかなければなるまい。

3. 長崎のカトリック—宣教・追放・潜伏・復活

ところで、長崎のキリスト教（カトリック）は16世紀以来どのような歴史を刻んできたのだろうか。図1にあるように、キリスト教の時代は宣教と追放の時代を含む。その後潜伏時代に入り、幕末に復活するのである。プロテスタントはそのような歴史を踏むことなく、幕末から宣教を始めたのである。ここでは、五島を含む長崎のカトリックに限定する。



＜図1　日本キリスト教略史＞（出典：宮崎 2001：19）

A. 宣教の時代

カトリックは中国や朝鮮と同様、古くは天主教と称した。その宣教は1549年に来日したフランシスコ・ザビエル（イエズス会士）により1550年（天文19年）に平戸で始まり、次いでアルメイダなどにより横瀬浦・島原・口ノ津・五島・天草・長崎各地に広がった。大村純忠・大友宗麟・有馬晴信ら九州諸藩の大名が受洗したこと、布教の勢いが増すことになる。

宣教のみならず貿易の上でも、平戸や長崎は重要な働きをした。一方で、御朱印船は、長崎と鹿児島から出港したが、南洋日本人町の形成に寄与した。また、壱岐・生月・平戸・五島（有川など）には捕鯨基地があり、特に生月の益富組は日本で最大規模を誇った。

B. 殉教の時代

ところが、キリストは1587年（天正15年）の豊臣秀吉による禁教令、1597年（慶長元年）の西坂での二十六聖人殉教、1612年（慶長17年）の江戸幕府直轄領への禁教令、1614年（慶長19年）の伴天連追放令、1637年（寛永14年）から翌年にかけての島原天草一揆（つまり、キリスト禁制への抵抗と領主苛政への批判）を経て、徹底的に弾圧され、多数の殉教者が出了。元和の大殉教の他、大村・雲仙での殉教や浦上一番崩れ・五島崩れなども合わせて想起したい¹⁾。松田（1980）によれば、殉教者総数は約4千人に上ったという。

C. 潜伏の時代

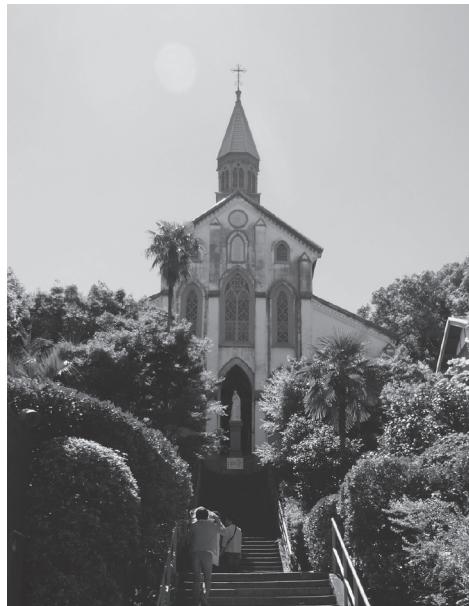
「鎖国」「海禁」の時代（1630年代～1853年）には出入国が禁じられ、長崎出島での貿易は対中国と対オランダに限られ、そこが蘭学の窓口となった。その一方で、各地の潜伏キリストは独自の信仰を持ち続けた。生月島や外海や天草は勿論のこと、大村藩の外海地方から五島へ逃れた潜伏キリストは、人目につかぬ浜で網を打ち、山の斜面を開墾し、伴天連（神父）も天主堂もない環境の中でキリスト信仰を続けた。定期的（大抵は正月）に聖画像の絵踏みを迫られる中、仏教徒を装いながら、ロザリオを手にしてオラショ（祈り）を唱え、マリア観音（または納戸神）を拝み、仏事のあとには経消しまでして、その信仰を密かに堅持した。彼らはいかに貧しくとも、帰るべき永福のパライソを信じ続けたのである²⁾。

D. 復活の時代—復活キリストとカクレキリスト

幕末に至り、1859年（安政6年）には安政の修好通商条約（1858年締結）によって長崎が自由貿易港となった。今から150年前の1865年（元治2年）2月にはパリ外国宣教会から遣わされたプチジャン（Bernard-Thadée Petitjean）神父（1829～1884）らによって、外国人居留地にゴシック風の旧大浦天主堂が献堂された。翌月の3月17日には250年の弾圧を経た15名の浦上キリストが、この「フランス寺」を訪ね、信仰を表明した。これは驚くべき「信

1) キリストの通史は高橋（2013）を、その殉教史は片岡（2010）を、島原天草一揆は大橋（2008）を参照。「五島崩れ」は1868年（明治元年）久賀島で最初に起きた。これは五島藩による迫害であり、信徒200余名が6坪（12畳）ほどの牢屋（牢屋の窄）に押し込められた。8か月後にリーダー以外は解放されたが、39名が牢内で亡くなった。その史実を記念して殉教碑と教会堂が建てられた。

2) 潜伏キリストについては大橋（2014）と五野井（2014）を、経消しについては、宮崎（2001）と Toyama（2014）を参照。五島のキリスト史（特に明治初期の大弾圧）については、浦川（1973）と久賀島近代キリスト教墓碑調査団編（2007）が史料的価値がある。



＜写真1 大浦天主堂＞（2013年9月 橋内撮影）

徒発見」の報としてバチカンに伝えられた。だが、弾圧はまだ続いた。浦上四番崩れ（1867年～1873年）と称される迫害の後、米欧派遣特命全権大使岩倉具視一行が諸外国で受けた非難と圧力によって、ようやく1873年（明治6年）にキリスト教禁制の高札が撤廃された。明治政府はキリスト教への規制を残しつつも、キリスト教を次第に黙認するようになった。

その結果、潜伏キリスト教には3つの選択肢が生まれた。一つは晴れてカトリック教会の信者に復帰すること、2つ目はカクレキリストとして先祖伝来の土俗化されたキリスト教信仰を密かに持ち続けることであった。前者を選んだ復活キリストは、貧しい中から建設資金を貯め、けなしの蓄財を叩き、自ら労働奉仕を買って出て、天主堂（カトリック教会）を建設したのである。黒島教会、青砂ヶ浦教会、頭ヶ島教会などには、そのような先祖たちの献身的逸話が伝わっているのである。それらの教会を設計・施工したのは、後述するプチジャン神父、ド・ロ神父、フレノー神父、ペルー神父、マルマン神父などのフランス人司祭や日本人棟梁の野原与吉や鉄川与助などであった。

後者を選んだカクレキリストは、カトリックに復帰することなく、キリスト教的民間信仰を続けた。だが、2010年代の現在では継承・リードすべき秘密組織（帳方・水方・触方）の崩壊により、ほぼ途絶えてしまったと言ってよい。わずかに残った組織にしても、行事の削減・お供え料理の簡素化・オラショの簡素化が進んでいるという。例えば、生月島（根獅子）・外海（黒崎）・五島（旧奈留町、旧若松町、旧福江市）には1990年代まではカクレキリストの組織と習俗が確かに認められたのである³⁾。もっとも、地域の神仏信仰に身を寄せ

3) カクレキリストについては、片岡（1967）と宮崎（2001, 2014）などを参照。

るという第3の生き方もあり得た。この集団にはカクレキリシタンからの移行も含まれる。

E. 日欧交流の要としての長崎

以上のように、長崎県は遣唐使から始まり、倭寇・南蛮貿易・キリスト教の布教・出島での通商・開港後の近代化・産業化など、様々な点でグローバル・ヒストリーの要であった。海外の異文化に開かれた「四つの口」の一つが長崎であったのである。

長崎のカトリック教会は、宣教（布教）の時代・追放（殉教）の時代・潜伏の時代・復活の時代という変遷を経て今日に至っている点で、プロテスタンントとは異なる独自の歴史性がある。宣教の時代にはスペイン・ポルトガルから来た宣教師（イエズス会）が、復活の時代にはフランス人宣教師（パリ外国宣教会）が活躍し、日欧交流に貢献したのである。潜伏の時代には切支丹伴天連は追放されたが、一方で長崎の出島は蘭学の窓口になり、西洋の医学や科学技術がもたらされた。

1859年（安政6年）の開港後、長崎には外国人居留地が造成され、来崎した実業人（例えば、トーマス・グラバー（Thomas B. Glover）、フレデリック・リンガー（Frederick Ringer）、ウィリアム・オルト（William Alt）やウォーカー兄弟（Wilson N. Walker & Robert N. Walker）によって近代化・産業化の礎が作られた。その一方で後述IVのフランス人宣教師などによって改めてキリスト教の布教が行われ、教会が建てられたのである。このように海に開かれた長崎は、千年にわたって異文化交流の核心的な場所であり続けたのである。

III. 長崎県のカトリック教会—地理的分布と教会建築史

1. 長崎大司教区と五島の教会

長崎は信者数・教会数の多い点で、日本のカトリックの一大拠点である。カトリックでは、47都道府県を16の教区に分けているが、長崎県だけで一つの大司教区をなす。『カトリック教会現勢2013年』によれば、その信者数（受洗者数）は2013年12月現在東京大司教区の96,465人に次いで多く、61,262人を数え、人口の4.29%がカトリックの信者である。カトリック信者率の全国平均が0.34%であることから鑑みると、長崎のカトリック信者の割合がいかに高いかが分かるだろう。教会数の上でも長崎大司教区は最多であり、134を数える。この大司教区の場合、小教区数（71）に比して小規模の巡回教会数（60）が多いことが特徴的である⁴⁾。というのも、禁教が解かれた後、本土から隔絶された離島や農山村のキリスト教徒集落に教会堂が次々に建てられたからである。

長崎県の中でも教会堂の地理的分布が特に密なのが、（宇久を除く）五島である。『長崎・天草の教会と巡礼地完全ガイド』によれば、上五島地区と下五島地区を含む五島には合わせて50の教会がある。川上（2010）によると、上五島地区（213.93 km²）には7 km²に1教会、下五島地区（420.77 km²）には21 km²に1教会があるという。上五島地区では、30の教会の

4) 「巡回教会とは、小教区に属し、常設の聖堂をもつていて、定期的に司祭が巡回してくる教会を指します。」—『カトリック教会現勢2013年』（カトリック中央協議会）

うち19が巡回教会である。例えば、米山教会・江袋教会・赤波江教会・小値賀教会は、中知教会（主任教会）の巡回教会であり、船隱教会・佐野原教会・頭ヶ島教会は鯛ノ浦教会（主任教会）の巡回教会である。下五島地区には、20の教会があり、そのうち13が巡回教会だ。例えば、久賀島の五輪教会堂と牢屋の窄殉教記念教会堂は、浜脇教会（主任教会）の巡回教会である。なお、教会建築史上は価値があるが、上五島地区にある野崎島の旧野首教会（写真3）と下五島地区にある久賀島の旧五輪教会（写真6）は、狭義の教会数に入れていない。

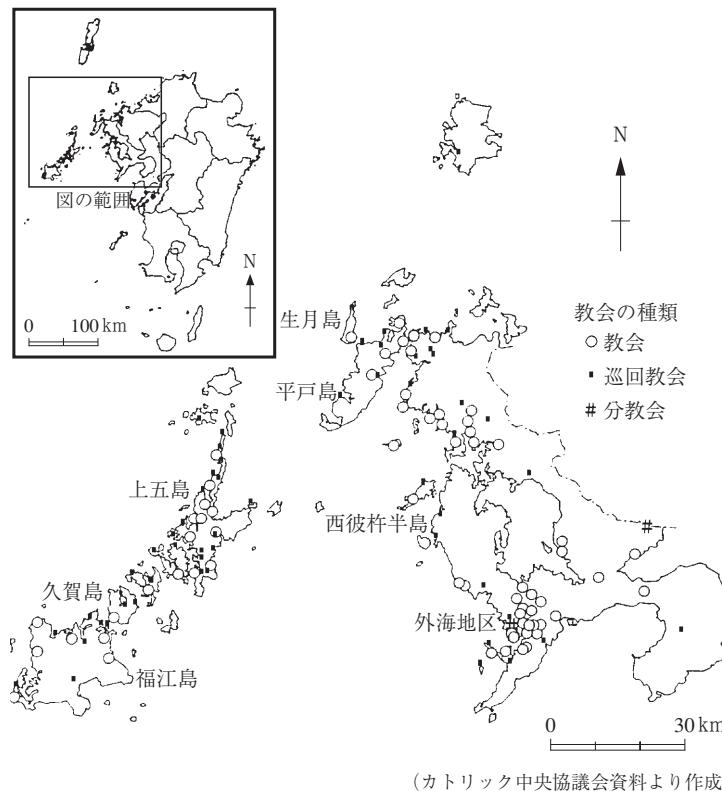


図2 長崎県におけるカトリック教会の分布（2004年），出典：松井（2013：40）

2. 長崎の教会建築史

では、明治時代以降、長崎と天草の集落のどこにどのようなカトリック教会が建てられただろうか。三沢博昭・川上秀人（2007：154～207）は、長崎の教会群の写真と解説からなるが、その中で建築学者の川上は長崎の教会建築史を5期に分けている。

第1期 準備期—1877年（明治10年）から1895年（明治28年）まで

第2期 展開期—1896年（明治29年）から1909年（明治42年）まで

第3期 完成期—1910年（明治43年）から1920年（大正9年）まで

第4期 停滞期—1921年（大正10年）から1931年（昭和6年）まで

第5期 多様化の時代—1932年（昭和7年）以降

1873年に禁教令が解かれたあとの初期教会堂建築は、単層屋根構成からなる。主廊幅（N）と側廊幅（I）の比（N/I）が1.6前後である。この期には35棟の教会堂が建てられたが、ほとんどが木造であり、旧大明寺教会堂（旧称「伊王島教会」、明治村に移築）、江袋教会堂（焼損復旧）、旧五輪教会堂（旧浜脇教会堂を移築）、立谷教会堂（台風で倒壊、廃堂）が代表例である。煉瓦造りは旧大浦・出津・旧馬込・旧井持浦の4教会堂に限られる。これらは、旧大浦天主堂（完成された形態）を例外として、その後の教会堂建築の原初形態を留めている。主廊部はリブ・ヴォールト天井（こうもり天井ともいう）で構成され、列柱は露出した貫（胴差）で固められている、小規模の教会堂である。なお、主廊部とは、一般に身廊部と称される、教会堂中央部の空間を指す。側廊とは身廊の左右にある通路のことである。

その後、展開期と完成期には、①N/Iの比が約2.0になり、②貫は主廊部壁体内に隠れるようになる。1910年（明治43年）の青砂ヶ浦教会堂と今村教会堂をもって建築様式として教会堂が完成されたと考えられている。

主に構造建材の観点から教会堂建築史を分けると、次の4段階に分けられる（雑賀 2004）。

1. 明治初期の完成度の高い、煉瓦造り教会（旧大浦天主堂）と民家風の木造教会（旧五輪教会、江袋教会など）
2. 明治中期から後期にかけてのフランス人宣教師設計の煉瓦造り教会（堂崎教会、黒島教会など）
3. 明治後期から大正期にかけての鉄川与助を代表とする煉瓦造り教会の円熟期（青砂ヶ浦教会、田平教会など）
4. 昭和以降における鉄筋コンクリート造りの教会（平戸教会、紐差教会、大江教会など）

ここで2つ注記が必要である。①石造り教会（ド・ロ神父設計・施工の大野教会堂、鉄川与助設計・施工の頭ヶ島教会）は例外的なものである。②昭和期に入って煉瓦造りの教会堂が造られなくなったのは、1923年（大正12年）に起きた関東大震災で煉瓦造り構造の脆弱さが露呈したからである。

川上は内部構成の変遷に沿って、長崎の教会建築史を6段階に分けている。第1群は江袋教会・旧五輪教会、第2群は旧大明寺教会、第3群は旧鯛ノ浦教会・旧野首教会、第4群は堂崎教会・崎津教会、第5群は下神崎教会・大曾教会、第6群は黒島教会・今村教会・田平教会である。この中で、第1群はもっとも簡素で、会堂内部の列柱頂部が露出した貫で連結されていて、どのアーチもこの貫の位置を起点にしている。第2群には列柱間に2連結のアーチがある。第3群ではすべてのアーチが同じ柱頭を起点としている。第4群では列柱の上方と下方に柱頭を設けている。主廊の天井が高くなり、屋根構成も重層化しつつある。第5群では、重層屋根であり、アーケードと壁付アーチで挟まれる壁面に水平の飾りが付く。第6群では三層構成となり、アーケード・トリフォリウム・クリアストリー（高窓）がある完成された教会堂形態をとる。要するに、長崎の教会群は、平面的な単層屋根から重層屋根へ、そしてより高い三層構成へと進化したのである。なお、共同研究者の遠山淳や筆者が観察し

た限り、多くの教会堂は祭壇が東向きでなく、ファサードが海側に面して建っている。

IV. フランス人宣教師

以上のような長崎の教会建築史の中で注目すべきは、教会建築に造詣の深いフランス人宣教師と優れた日本人棟梁の存在であり、両者間の交流である。長崎のカトリック教会の多くは、パリ外国宣教会から遣わされた宣教師の設計・施工で始まった建築物である。その第1号が「フランス寺」と称された長崎の旧大浦天主堂である。以下、川上（2007）や長崎文献社編・カトリック長崎大司教区監修（2005）などの文献の他に、現地調査で得た知見で補う。

1. ド・ロ神父

ド・ロ神父（Marc-Marie de Rotz, 1840～1914）は、北フランスのバイユーの生まれで、1868年（明治元年）にプチジャン神父とともに来日し、1914年（大正3年）に長崎の大浦天主堂大司教館で亡くなるまで、印刷・医療・土木・建築・授産・開墾・移住などの多方面にも貢献した。その事業は、自らが分割贈与された遺産からなる私財を悉く投入したものであった。特に外海では「ド・ロさま」と呼ばれるほど親しまれ、尊敬される存在であった。建築に限れば、横浜の聖モール会修道院から始まり、長崎・大浦天主堂脇の羅典神学校、外海の出津教会堂・出津救助院（授産施設）・出津鰯網工場（現在のド・ロ神父記念館）・大野教会堂・黒崎教会堂（設計のみ）に加えて長崎の大浦大司教館（設計のみ）がある。これらの建築には、極力現地で建築材料を入手したが、ド・ロ神父は単純な形式を尊び、繰り返しと相称性を重んじた。出津教会堂は、大浦天主堂同様煉瓦の壁をモルタルで覆っているため、煉



＜写真2 出津教会堂＞（2013年9月 橋内撮影）

瓦造りには見えない。「ド・ロ様壁」と称される厚い堅牢な壁は、外海地方にいまなお健在である。そして、鉄川与助に出会うのは、その晩年のことであった⁵⁾。

2. マルマン神父

マルマン (Joseph Ferdinand Marmand, 1849~1912) 神父は、1876年（明治9年）来日。1888年（明治21年）まで下五島地区で司祭を務めた。その後、伊王島（長崎市）と黒島（佐世保市）で司牧した。その間に、旧馬込教会堂を設計したが、これは「白亜の漆喰造りゴシック様式」であった。1902年（明治35年）建設の黒島教会堂もマルマン神父が設計したものである。①煉瓦造りの大規模な教会堂であること、②中央祭壇が半円形平面であること、③奥行のあるトリフォリウムがあること、④列柱が重ね柱であることが特徴である。大工棟梁は大渡伊勢吉であった。なお、建材の煉瓦は島の信者が自ら焼いたものに加えて、佐世保・有田方面から買い付けたものを労働奉仕で積み上げていったという。

3. ペルー神父

ペルー神父 (Albert-Charles-Arisène Pelu, 1848~1918, 正確にはプリュカ) は、1872年（明治5年）にフランスを出て日本に向かった。1888年（明治21年）以降下五島で司牧し、1895年（明治28年）に旧井持浦教会堂を建て、5年後に日本で初めて「ルルドの泉」を創設した。その後、1908年（明治41年）には堂崎教会堂を完成させた。堂崎教会堂の施工は福江の棟梁・野原与吉によるが、上五島の大工・鉄川与助が副棟梁を務めたと考えられている。この教会の特徴は、①煉瓦造りの壁にアメリカ積みを用いていること、②木造の小屋組みであること、③列柱には第2柱があるものの台座がない点で原初的であること、④重層屋根構成ではあるが、上層・下層の屋根の差が小さいことである。

4. フレノー神父

フレノー (Pierre-Théodore Fraineau, 1847~1911) 神父は1874年（明治7年）に来崎し、長崎神学校長や上五島での布教活動をした他、旧浦上教会堂の設計にも関わった。この教会堂は、正面左右に鐘楼があり、第1柱は角柱で、4面に半円形の付柱があり、第2柱は長大で、第2柱頭はトリフォリウムの上端よりも高い。本教会堂の独自性はトランセプト（交差廊）があることである。なお、この教会堂は1945年8月9日に投下された原爆によって破壊されたが、被爆マリア像などが再建された浦上教会（司教座聖堂）に残る。被爆煉瓦は上五島にある旧鯛ノ浦教会の鐘楼に再利用された。

5) ド・ロ神父の多様な事業については、長崎巡礼協議会（2010）のブックレットを参照。出津文化村のド・ロ神父記念館（旧出津鯛網工場）は必見である。

5. ラグ神父, ガルニエ神父

その他に、フレノー神父のあとを継いで、1914年（大正3年）旧浦上教会堂を完成させたラグ神父（Émile Raguet, 1854～1929）や1933年（昭和8年）私財を投じて天草の大江天主堂を建設したガルニエ神父（Louis-Frédéric Garnier, 1860～1941）のことなども記憶されなければならない。

V. 日本人の棟梁建築家・鉄川与助

このように初期の教会建築は、来日宣教師の指導と助言に負うところが大きい。しかし、そこに日本人棟梁が加わることによって、西洋の教会建築と日本の伝統工法・技法の融合した教会建築が建てられたのである。その中心的役割を果たしたのが、「棟梁建築家」とでも称すべき鉄川与助である。

1. 鉄川与助の生い立ち

鉄川与助は1879年（明治12年）に生まれ、1976年（昭和51年）に97歳の生涯を終えた。上五島中通島、つまり南松浦郡新魚目町丸尾郷出身であり、家業は代々大工棟梁、父与四郎の長男であった。高等小学校卒業後、家業を手伝い、大工の修業に励んだ。興味深いことに、与助は熱心な仏教徒（浄土真宗）であったが、長崎県を中心に九州一円の50棟を超すカトリック教会建設に生涯を捧げた。言わば「両立型コミュニケーション」を実践した人物と言えるだろう。なお、息子の与八郎、孫の進は、与助のあと鉄川工務店を引き継いだ。

2. 鉄川与助の教会建築

以下、鉄川与助が設計・施工した教会群を年代順に列挙しつつ、若干解説を加えることにする。なお、2012年3月8日から5月26日まで東京のLIXILギャラリーで行われた展覧会「鉄川与助の教会建築—五島列島を訪ねて」の図録（特に年譜）を主に参考にした。以下に出てくる「天主堂」とは、中国語の「天主堂」に由来し、カトリックの教会堂を指す。

・1901年（明治34年）（22歳）

ペルー神父設計の旧曾根教会の建設を手伝ったことで、教会建築に惹かれた。後に、旧鷹ノ浦教会や旧桐教会の建築にも関わる。

・1906年（明治39年）（27歳）

4代目棟梁として家業を引き継ぎ、鉄川組を立ち上げる。

以下、新築工事に関わった教会を中心に据えて年譜を完成させていく。

・1907年（明治40年）（28歳）

冷水教会（長崎県新上五島町、木造）、棟梁として初めて手掛けた教会堂。単層屋根構造、瓦葺き、リブ・ヴォールト天井、正面中央上部に八角の塔あり。中通島の奈摩湾を挟んで青砂ヶ浦教会と対峙する。



＜写真3 旧野首教会堂＞（2014年8月 橋内撮影）

・1908年（明治41年）（29歳）

野原与吉棟梁による堂崎天主堂（五島市奥浦町，煉瓦造り，長崎県指定有形文化財，現在はキリスト教資料館）の建設に関わる。

同年，旧野首教会（長崎県北松浦郡小值賀町，煉瓦造り，長崎県指定有形文化財）。煉瓦は堅固なイギリス積み，正面尖頭アーチ縦長額縁に「天主堂」の文字を刻む，屋根の両端に百合（フランス王家の紋章）の飾り，正面屋根上3か所に狭間胸壁，三廊式，リブ・ヴォールト天井，アカンサスの木製柱頭彫刻，側廊尖頭アーチにステンド・グラスあり。かつて野崎島の野首には17戸の復活キリスト教がいたが，キビナゴ漁を興し，それで得た収入を建設資金としたという。高度経済成長下で過疎化が進み，1971年には無人島と化し，教会としての役目を終えたが，いまなお旧野首集落のシンボルである⁶⁾。

同年，日本建築学会入会，機関誌『建築雑誌』を購読，東京で講習会がある度ごとに出席して研鑽に努めた。

・1910年（明治43年）（31歳）

青砂ヶ浦天主堂（長崎県南松浦郡新上五島町，煉瓦造り，国指定重要文化財）。50戸余りの信者が建設費を出し，煉瓦などの資材は信者たちが海岸から労働奉仕で運び上げた。

同年，与助は柿原教会（長崎県五島市）の建設にも関わる。

・1911年（明治44年）（32歳）

6) 見学・拝観には，おぢかアイランドツーリズム協会（TEL 0959-56-2646）に事前申込みを要す。小值賀港（笛吹港）から町営渡船「はまゆう」に乗船，35分で野崎港へ，そこから西へ徒歩20分。途中で鹿の群れに出会うこともある。管理人のいる野崎島自然学塾村での休憩または宿泊も可能。

佐賀教会（佐賀県、木造、現存しない）。この年、山田教会（長崎県平戸市生月町、煉瓦造り）も建設。この頃、ド・ロ神父（前述のIV. 1）と出会って、具体的な建築技術や教会堂設計思想などについて大いに学ぶところがあった。ド・ロ神父の設計、鉄川与助の施工により旧長崎大司教館の新築工事を着工、1915年に完成。

・1913年（大正2年）（34歳）

今村教会（福岡県三井郡太刀流町、煉瓦造り、双塔、半円アーチ、ロンバルト帯、福岡県指定有形文化財、国指定重要文化財）。同年、鉄川組事務所を長崎市に移転。

・1914年（大正3年）（35歳）

宮崎教会（宮崎県、木造、現存しない）。

・1916年（大正5年）（37歳）

大曾教会（長崎県南松浦郡新上五島町、煉瓦造り、長崎県有形指定文化財）。与助が初めて八角ドーム屋根の鐘塔を乗せた、煉瓦造り教会建築。なお、これ以前にあった旧教会は土井ノ浦教会（木造、上五島の若松島）に移築された。

・1917年（大正6年）（38歳）

旧大水教会（長崎県、木造、現存しない）。

・1918年（大正7年）（39歳）

田平天主堂（長崎県平戸市田平町、煉瓦造り、国指定重要文化財），与助が設計した最後の煉瓦造り教会。使われた石灰は信者が貝殻を焼いて作る。

江上天主堂（長崎県五島市奈留町、木造、国指定重要文化財）。木立の中に立つ重層屋根構成の瀟洒な教会。木造教会の最高傑作。信者が労働奉仕をし、漁で得た収入を建設費



＜写真4 江上天主堂＞（2014年8月 橋内撮影）

用に充てたが、本物のステンド・グラスは叶わず、透明なガラスに手描きで素朴な花模様を描いたという。後述のVI 5 参照。

・ 1919年（大正8年）（40歳）

頭ヶ島天主堂（長崎県南松浦郡新上五島町、石造、国指定重要文化財）。単層屋根構造、折り上げ天井（舟底天井）、椿の花柄装飾を有す。外壁は粗石積み（ルスティカ）、軒下にはロンバルト帯を巡らせている。石材（砂岩）は信者たちの懸命な労働奉仕で対岸のロク口島から切り出し、舟に乗せて運び上げ、建設現場で石積みがされた。近接する崎浦地区の石工たちも協力した。1910年（明治43年）に始めたが、資金難のため2度中断し、完成までに10年を要した。工事終了後、全財産を使い果たして島を後にした者もいたという。



＜写真5 頭ヶ島天主堂＞（2014年7月 橋内撮影）

・ 1920年（大正9年）（41歳）

旧細石流教会（長崎県五島市久賀島、木造、現存しない）。

・ 1921年（大正10年）（42歳）

平蔵教会（長崎県、木造、現存しない）。

・ 1922年（大正11年）（43歳）

長崎神学校（長崎県長崎市、鉄筋コンクリート造り）。

・ 1925年（大正14年）（46歳）

長崎市にある旧浦上天主堂の双塔を竣工。

・ 1928年（昭和3年）（49歳）

手取教会（熊本県熊本市、鉄筋コンクリート造り）。

- ・1929年（昭和3年）（50歳）
大牟田教会（福岡県大牟田市、木造、現存しない）並びに紐差教会（長崎県平戸市紐差町、鉄筋コンクリート造り）。
- ・1930年（昭和5年）（51歳）
八幡教会（福岡県北九州市、木造、現存しない）並びに戸畠教会（福岡県北九州市、木造、現存しない）。
- ・1933年（昭和8年）（54歳）
大江教会（熊本県天草市、鉄筋コンクリート造り）、新田原教会（福岡県行橋市、木造、現存しない）、水俣教会（熊本県水俣市、木造、現存しない）の3件。
- ・1935年（昭和10年）（56歳）
崎津教会（熊本県天草市、木造・一部鉄筋コンクリート造り）並びに小倉教会（福岡県北九州市、木造・一部鉄筋コンクリート造り）。
- ・1938年（昭和13年）（59歳）
水ノ浦教会（長崎県五島市、木造）。海辺に佇む「貴婦人のような教会」と称えられる。

3. 晩年の鉄川与助

- ・1949年（昭和24年）（70歳）
鉄川組を鉄川工務店に改称。息子の与八郎が家督を継ぐ。
- ・1958年（昭和33年）（79歳）
建築功労者として長崎県知事より表彰される。鉄川工務店を株式会社化し、会長に就任。
- ・1959年（昭和34年）（80歳）
黄綬褒章を授与される。原爆で破壊された浦上天主堂の再建（浦上教会）を鉄川工務店の設計・施工で完成。
- ・1967年（昭和42年）（88歳）
勲五等瑞宝章を授与される。
- ・1976年（昭和51年）（97歳）
横浜にいた末子・喜一郎の家族に見守られながら、天寿を全うする。墓は生地の丸尾郷にある。戒名は顕真院釈與樂居士。
以上の年譜から分かることおり、教会建築家としての鉄川与助は明治・大正・昭和の長きにわたって活躍し、その数々の先駆的業績は長崎県と国によって高く評価されてきた。与助の設計・施工した教会堂の多くは、日本の近代建築史上大いに価値がある。特に田平天主堂・旧野首天主堂（野崎島の野首・舟森集落跡）・頭ヶ島天主堂・江上天主堂・崎津天主堂（天草の崎津集落）の5資産は、他の9資産とともに世界遺産に申請中の「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を形成している。

VI. 西洋の教会建築と日本の伝統工法・技法の融合

キリスト教の教会建築は、ヨーロッパで発展した建築様式であり、初期キリスト教（バジリカ・集中式、4世紀～7世紀）・ビザンティン（6世紀～15世紀）・ロマネスク（10世紀末～12世紀）・ゴシック（12世紀～15世紀）・ルネサンス（15世紀～16世紀）・バロック（16世紀～18世紀）・新古典主義（18世紀～19世紀前半）というような段階を踏んで変遷してきた。それに対して、長崎の初期教会群は19世紀後半に来日したフランス人神父の指導によって日本人棟梁が主体的に受容して造り上げたものである。ところで、19世紀前半のフランスではロマン主義が高まったが、建築上は19世紀半ばになると新古典主義から歴史主義に移った。その建築思想と郷里の教会堂イメージを携えて来崎した宣教師たちは、ネオ・ロマネスクまたはネオ・ゴシックの教会堂を建てようとしたと考えられる⁷⁾。当時の代表的な神父と棟梁の名は、すでに挙げたとおりであるが、以下は、西洋教会建築と日本の伝統工法・技法が見事に融合した教会群である。

1. 大浦天主堂

顧みるに、安政通商条約により長崎が開港されると、まず外国人居留地に教会堂が建てられた。その筆頭が1864年創建（木造）、1879年増改築（煉瓦造り・三廊式）の大浦天主堂（写真1）である。初代天主堂はフュレー神父とプチジャン神父の設計で、天草の大工・小山秀之進の施工である。現・大浦天主堂はそれを四方に広げて五廊式に増改築を行ったものである。浦上の溝口市蔵、伊王島の大渡伊勢吉、天草の丸山佐吉といった腕利きの大工棟梁が増改築工事を担当したのである（長崎文献社編 2005：14）。

長崎随一の有名な教会であるが、ゴシック風の大浦天主堂をつぶさに観察すると、いくつかの点で西洋の建築様式と日本の伝統技術の融合が認められる（川上 2008：18）。

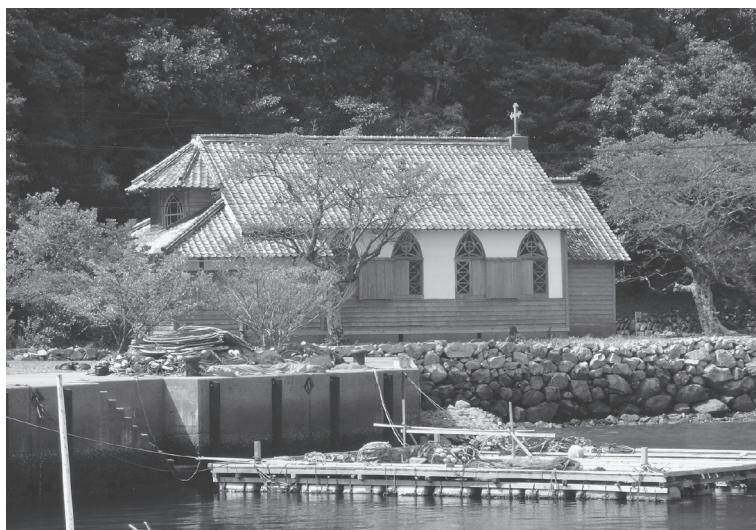
- ①屋根は、日本の伝統家屋で一般的な切妻屋根（本を開いて伏せた形）である。
- ②外壁の煉瓦は漆喰で覆うことで、石造りに似せている。
- ③リブ・ヴォールト天井は、竹のしなりを漆喰で固めて曲面が形づくられている。西洋の教会では大抵、石を積み上げて造られるものである。
- ④主廊と側廊の列柱は石造でなく木造であり、植物模様の柱頭彫刻が施されている。
- ⑤ステンド・グラスは、鉛線に組み込むのではなく、カットされた色ガラスが木製の精巧なフレームにはめ込まれている。

大浦天主堂は、1933年と1953年の二度国宝に指定された。日本の教会建築史上初期のものでありながら完成度が高く、後から建てられた教会堂の目標とすべきモデルとなった。

7) フランスロマネスクについては、池田（2008）と中村・木俣（2004）を、フランスゴシックについては都築・木俣（2005）を参照。フランスの建築思想については、池田健二による「講座 五島列島カトリック教会探訪」（2015年4月10日、朝日カルチャーセンター中之島教室）が参考になった。

2. 旧五輪教会

久賀島の五輪漁港に二つの教会がある。港に近い方が旧五輪教会で、奥に新しい五輪教会が佇む。旧五輪教会は、1933年（昭和8年）に浜脇教会から移築したものであるが、その歴史は1881年（明治14年）まで溯る。外観はアーケード状の窓を除けば木造平屋の民家である。内部は三廊式の構成。リブ・ヴォールト天井は、漆喰を使わず板張りである。天井高は主廊部が高く側廊部は低い、立体感のある祈りの空間を形成する。大小3つの後陣は多角形を描く。設計・施工は不詳だが、司祭が教会堂を設計して、大工が伝統技術でゴシック風の空間を作ろうと努力したように見える。国の重要文化財。世界遺産に登録申請中の構成資産。



＜写真6 旧五輪教会＞（2014年8月 橋内撮影）

3. 江袋教会堂

江袋教会堂は単層屋根構成、木造、三廊式である。この教会は中通島北部の曾根郷にあり、背後の山地が海にそのまま落ち込む険しい傾斜地に建つ。民家風の身舎庇（もやひさし）構造（変形寄棟）で、奥行が浅く側廊の幅が広い。1882年（明治15年）に創建されたものであるが、2007年2月に焼損し、2010年見事に復旧修理されて原形が蘇った。江袋教会は、①初期教会堂建築の代表であり、②家御堂から本格的教会堂に移行する、その時代の独立した教会堂であって、③現役で最古の木造教会堂である点で、教会建築史上価値があるという。創建当時、フランス人プレル神父の指導で日本人棟梁川原久米吉と17戸の信徒の総力で施工されたが、明治10年代には未知であった教会建築を日本の伝統工法・技法で施工したという点で特に注目される⁸⁾。

8) 江袋教会堂を含む上五島の教会群は、文化財修復の専門家である高橋弘一氏の案内で参観・見学した。江袋教会堂の歴史や建築上の特色については、『江袋教会堂焼損復旧工事報告書』（2010）を参照。

4. 出津教会堂・大野教会堂

出津教会堂と大野教会堂は、「陸の孤島」と言われた外海にあり、そこで献身的に司牧したド・ロ神父が設計・施工した。出津教会堂（写真2, 1882年、明治15年完成）は、単層屋根構造、煉瓦造り、三廊式である。小高い山の南斜面にあり、神父の私財と信者の労働奉仕によって築かれた。材木は払い下げられた国有林から、煉瓦は唐津から搬入し、石は近くの山から掘り出し、他の資材は中古船を購入して長崎から運び込んだという。単層瓦屋根構造・煉瓦造りではあるが、屋内の列柱・貫・床はすべて木で造られた。列柱には信者たちが手描きした木目が見える。旧五輪教会同様、目下申請している世界遺産登録の構成資産。

大野教会堂（1893年、明治26年完成）は、出津教会の巡回教会として建てられた小さな教会堂である。これも神父の私財と信者の労働奉仕で造られた。列柱もない一室からなる単層屋根構造、木造・瓦葺き。地元で手に入る玄武岩を外壁に用い、半円のガラス窓が付く。和洋折衷の独特的な建物である。国指定重要文化財。申請している世界遺産登録の構成資産。

5. 旧野首教会堂・江上天主堂など

ド・ロ神父や鉄川与助は、①大都会から遙かに離れた寒村に、②現地で入手し得る建材を使って、③小規模の教会堂を建てた。大野教会堂・冷水教会堂・頭ヶ島教会堂などは、そのような性格を共有する点で「日本のロマネスク」と称することができるだろう。既述の旧野首教会堂も江上教会堂も僻村に造られたものの、世界遺産登録に申請中の構成資産である。



＜写真7 リブ・ヴォールト天井（旧野首教会堂）＞（2014年8月 橋内撮影）

野崎島の丘に建つ旧野首教会堂は、単層屋根構造、煉瓦造り、三廊式ではあるものの、リブ・ヴォールト天井（写真7）のアーチ・主廊の列柱・聖堂全体の床はすべて木製である。

このような融合的な造りは、ヨーロッパの教会建築にはほとんど見られず、かの地で現存するものは石造建築が主である。因みにノルウェー、フィンランドやルーマニアなどの木造教会群（世界遺産）は全て材木から建てられている。建材の融合による教会建築工法は日本独特のものであり、伝統的な木造建築から煉瓦造り建築への移行段階にあると言えるだろう。

それに対して、奈留島大串郷にある江上天主堂（写真4）は、木造瓦葺の重層屋根で、高床であり、リブ・ヴォールト天井は漆喰で仕上げている。壁は下見張りで、軒下には持ち送りがある。内部はロマネスク建築を模したようで、三廊式を仕切るアーケードや天井のリブ・ヴォールトは半円のアーチを描く。主廊の立面は三層構成で、中間層には半円形アーケードによるトリフォリウムが設けられている。側廊の窓も半円アーチで構成されていて、統一感がある。本物のステンド・グラスは叶わず、窓は手で花柄が描かれている。

他にも、頭ヶ島教会・中ノ浦教会・半泊教会などを含む五島の教会群には、天井やステンド・グラスに椿の花柄模様が認められるが、この土地に根差した意匠であると考えられる。若松大浦教会のように民家を教会に転用した例もあり、愛らしい日本女性の顔立ちをしたマリア像（祭壇後方）が巡礼者を惹きつける。

Ⅶ. 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産化

1. 世界遺産としての価値

ところで、ユネスコのいう世界遺産とは、「顕著で普遍的な価値のある文化遺産や自然遺産」である。これを目下登録候補となっている「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について価値づけるならば、つぎの3点を推薦の根拠として挙げることができる。

第1に、キリスト教信仰の普遍的価値とその日本の宗教史における独自性を文化遺産として評価し得る。

第2に、教会堂のもつ審美的・芸術的価値も評価されるべきである。

第3に、この地域の生んだ文化的景観も価値があり、世界遺産化に当たっては核心地域だけでなく緩衝地域の環境も保全すべきであろう⁹⁾。

第1点については、長崎におけるキリスト教徒（特にカトリック教徒）の辿った苦難と歎びを知れば、納得できるだろう。第2の点は、長崎県内各地に建てられた教会堂（長崎の大浦天主堂のみならず、平戸・外海と五島の教会群を含む）をつぶさに参観・見学すれば、建築美的な鑑賞に値するものが幾棟もあることに気づくだろう。最後の点は、教会堂の多くが離島や農漁村の復活キリスト教徒集落に造られたということに意義があり、周囲の環境を損なわない維持・管理が期待される。例えば、天草の崎津教会堂や久賀島の旧五輪教会は、静かな海辺の集落（漁村）があってこそその教会堂だろう。

9) この3点を「世界遺産の会」がアピールしている。松井（2013：93f）を参照。

2. 世界遺産の構成資産

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、16世紀以降日本にキリスト教が伝来・伝播、弾圧・潜伏、そして復活という過程を示す類まれな遺産群として世界遺産登録を目指している。世界文化遺産への登録申請遺産はつぎの14の構成資産からなる。そのうち、1から13までは、長崎県の西部海岸沿いと五島列島にあり、14は熊本県の西部に位置する天草にある。

〈表1 構成資産一覧〉

1. 大浦天主堂と関連施設（旧羅典神学校などを含む）（長崎の旧市内、南山手町）
2. 出津教会堂と関連遺跡（旧出津救助院を含む）（外海地方、長崎市西出津町）
3. 大野教会堂（外海地方、長崎市下大野町）
4. 日野江城跡（島原半島、南島原市）
5. 原城址（島原半島、南島原市）
6. 黒島天主堂（黒島、佐世保市黒島町）
7. 田平天主堂（平戸市田平町）
8. 平戸島の聖地と集落—春日集落と安満岳（平戸島、平戸市）
9. 平戸島の聖地と集落—中江ノ島（平戸島、平戸市）
10. 野崎島の野首・舟森集落跡（旧野首教会堂を含む、野崎島、小值賀町）
11. 頭ヶ島天主堂（頭ヶ島、新上五島町友住郷）
12. 旧五輪教会堂（久賀島、五島市蕨町）
13. 江上天主堂（奈留島、五島市奈留町）
14. 天草の崎津集落（崎津天主堂を含む、天草市河浦町）

このうち、8と9は2014年12月に、「平戸島の聖地と集落」が2つに分割されたもの。これら14の資産は、歴史的背景を基準におけるべ、つぎの3本柱からなる。

- A. キリスト教の伝播と普及（キリスト教の信仰と弾圧を示す遺跡）
 - ・日野江城跡、原城址
- B. 禁教下の継承（禁教時代に形成された集落の内外にある、禁教時代から続く信仰の場、崇敬地など）
 - ・平戸の聖地と集落
- C. 解禁後の復帰（潜伏して信仰を守ってきた場所に信仰の証として建てられた教会群）
 - ・出津教会堂、黒島天主堂、旧五輪教会堂、江上天主堂、頭ヶ島天主堂など

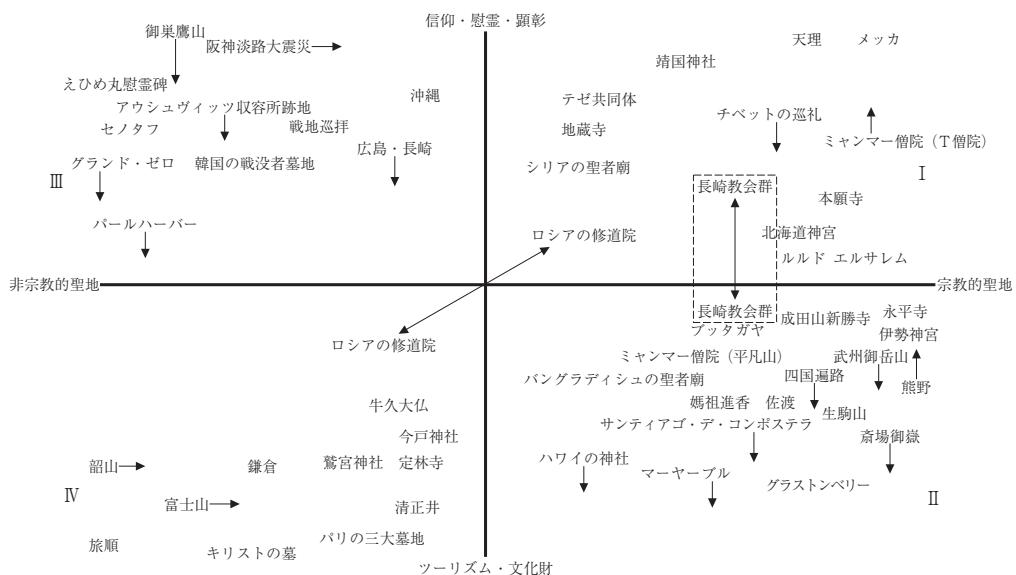
なお、日本二十六聖人殉教地、吉利支丹墓碑、宝龜教会、青砂ヶ浦天主堂、堂崎教会、大曾教会についても一体的に保存・継承するとしている。しかし、「長崎の教会群云々」というテーマを設定しながら、世界遺産化の推進過程で教会群が後ろに追いやられた感がある。その要因は、キリスト教の弾圧・潜伏時代を浮かび上がらせたからである。

さて、以上の構成資産のうち特に注目すべきは、鉄川与助設計・施工の旧野首教会堂・頭

ケ島天主堂・江上天主堂（以上五島列島）、田平天主堂（平戸）・崎津集落の崎津天主堂（天草）の5件である。さらに、申請登録資産と合わせて保存・継承されるべき青砂ヶ浦天主堂と大曾教会も鉄川与助の設計・施工したものであり、堂崎教会は彼が副棟梁として施工に関わった。こうしてみると、棟梁建築家・鉄川与助の教会建築に果たした役割の大きさは、実際に瞠目に値するものである。

3. 聖地巡礼

前掲の日野江城跡と原城址は島原天草一揆の舞台であり、平戸の聖地は潜伏キリスト教徒が崇敬されてきた土地である。それらに対して、教会という聖地は地区の信者にとって「生きた信仰」の場である。巡礼ツーリズムで問題となるのは、管理の行き届かない教会堂である。信仰をもつ巡礼者にとっては「真正の聖地」であり、非信者の観光客にとっては「商品化された聖地」としての文化財である。この矛盾する二重性を考える上で、つぎの図3 現代聖地の動態類型にある「長崎教会群」（囲み線は橋内）は参考になるだろう。これが右上の象限と右下の象限に跨っていることに留意したい。長崎の教会群は、明らかに宗教的聖地である。その同じ聖地が、ホストである地区教会の信者にとっては日々の信仰の場であり、ゲストであるツーリスト（観光客）にとっては「キリスト教」という固有の歴史・文化に関わる体験が商品化される場所である（松井 2013：159～160）。彼らは文化財としての教会群を見学し、時間と空間を消費するのである。もっとも、同じゲストであっても、信仰心のある巡礼者にとっては、教会は神への祈りを奉げる場であり、癒しの空間であろう。中には、「巡礼ツーリスト」と称すべき両者の中間的存在のゲストも来訪する。



＜図3 現代聖地の動態類型＞（星野・山本・岡本編 2012：4～5）

4. 世界遺産化への歩み

「長崎の教会群」の世界遺産登録に向けての歩みは、つぎのとおりである¹⁰⁾。

2000年8月発行の三沢博昭・川上秀人『大いなる遺産 長崎の教会』（智書房）が契機。

2001年9月に「世界遺産の会」を設立。11月に「第1回長崎県世界遺産登録推進会議」を開催、以後長崎の教会群などの世界遺産化に向けた様々な活動を行う。

2007年1月に日本の世界遺産暫定リストに登録。

2012年1月の第3回推進会議では、29の構成資産を14に整理することが承認される。



<写真8 「長崎の教会群を世界遺産に」というキャンペーン（上五島観光交通）>
(2014年7月 橋内撮影)

2015年1月に政府が推薦書（正式版）をユネスコ世界遺産センターに提出。

2015年夏から秋頃 イコモス（国際記念物遺跡会議）による現地調査（予定）。

2016年4月から5月頃 イコモスによる評価結果の勧告（予定）。

2016年6月頃 第40回世界遺産委員会において審議（予定）。

日本の世界遺産（文化遺産）の中でこれまで宗教上の資産を含んでいたものは、北から南へ平泉・日光・富士山・京都・奈良・法隆寺・紀伊山地・嚴島神社の8遺産であった。これらは神道・仏教または神仏習合の信仰に基づく歴史と文化の証を含んでいる。だが、2016年に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が新たに登録されれば、日本としては初めてキリスト教（カトリック）の遺産が世界遺産に加わることになる。なお、今後世界遺産暫定リスト登録が考えられる文化遺産には、八十八ヶ所巡礼の「四国遍路」があるだろう¹¹⁾。

10) 主に長崎県の公式ホームページを参照。https://www.pref.nagasaki.jp/s_isan/heritage/

11) 森（2014）を参照。2010年に四国八十八箇所霊場と遍路道 世界遺産登録推進協議会が結成された。

Ⅷ. 世界遺産化とツーリズムの諸問題

1. 場所の商品化一点から面へ

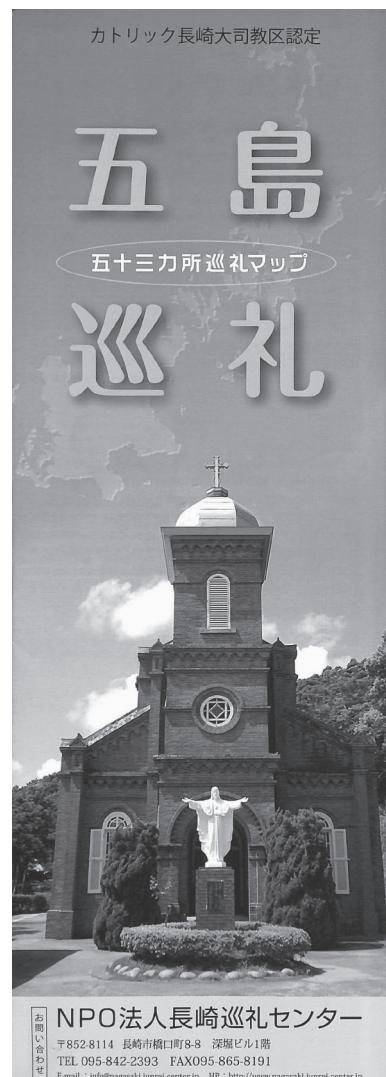
2007年以来長崎県はその教会群等をユネスコの世界遺産に登録すべく力を入れてきた。それまで、教会堂と言えば、浦上天主堂のみが国宝であり、この1点がキリスト教観光の目玉であった。それが長崎県西部と五島列島の教会群等が世界遺産化すれば、点から面へ「場所の商品化」が進むことになるのである（松井 2013）。つまり、長崎市はさておき、県の半島部や島嶼部は深刻な人口減少地域であり、世界遺産化は地域経済の活性化に役立つだけでなく、地域住民のポジティブなアイデンティティー形成に寄与すると考えられている。

2. 五島巡礼

カトリックの長崎大司教のお墨付きでNPO法人・ながさき巡礼センターが組織化され、これが主体となって、四国巡礼に見立てた「ながさき巡礼」を企画した。サンチャゴ巡礼を参考にして『五島巡礼手帳』（巡礼スタンプ・ブック）が編まれ、各地に点在する52（+2）の教会と若松キリシタン洞窟を繋いだのである（岡本 2015：16）。巡礼センターからは『五島巡礼五十三ヶ所巡礼マップ』も発行されているが、表紙の写真は大曾教会堂（鉄川与助設計・施工）である。

カトリックの信者であるか否かを問わず、教会は宗教的な癒しの空間を提供する。訪問者は、個々の教会建築について学んだり、それぞれの教会を支えてきた地域のキリスト教史（宣教・殉教・潜伏・復活）に思いを馳せたりすることができる。教会堂の立地する自然環境（離島、海辺、平地、山地など）や文化的な景観（都会、農村、山村、漁村のキリシタン集落）に惹かれることがあるだろう。その意味で、巡礼ガイドの養成と役割も重要である。

五島列島は、小値賀島・野崎島（北松浦郡小値賀町）、頭ヶ島・中通島・若松島・有福島（南松浦郡新上五島町）、奈留島・久賀島・福江島・嵯峨島（五島市）などからなるが、本土との交通は、主に長崎・佐世保・博多との航路に依存している。空路は福岡と五島福江の間に1日4往復、長崎と五島福江の間に1日3往復



<写真9 五島巡礼マップ>

の便がある。小値賀空港は休港中、頭ヶ島の上五島空港は閉鎖中である。架橋されてない島から島への移動はフェリーか海上タクシーに頼らざるを得ない。島内の移動は、運行回数の少ないバスかタクシー、あるいはレンタカー（電気自動車）または徒歩である。そのような交通事情の中での教会巡りは結構、難儀である。それに、教会の多くは交通の便の良い港町や街中ではなく、辺鄙な山奥や岬の突端にあるので、巡礼者は難路を厭わずにひたすら歩く覚悟が必要である。とりわけ、江上教会や旧五輪教会、それに半泊教会や赤波江教会などは至極不便な地にある。

その中にあって、2014年6月から五島バスが「五島列島キリストンクルーズ」の運行を始めたのは、ありがたいことである。これは、うどんの里（有川）発の送迎バスが青方バスセンターまで来て若松港から乗船、若松島のキリストン洞窟・奈留島の江上教会・久賀島の旧五輪教会を巡って福江港に至る、定期便（土日祝1日1往復）である。だが、潜伏キリストンが五島崩れの迫害を避けて身を隠していた、キリストン洞窟には上陸できない。

他方、上五島では、鉄川与助の設計・施工による頭ヶ島教会・冷水教会・青砂ヶ浦教会がよく紹介されるが、巡礼先には曾根郷の江袋教会（既述）を是非加えたい。与助の作品ではないが、初期教会堂建築の代表であり、現役で最古の木造教会である。民家風の独特な建築様式は、訪問者に忘れ難いものとなるだろう。

「訪島に適切な時期はいつか」という問い合わせに対しては、台風の襲来する時期を避け、秋から暮れにかけてのイベントに参加することを推奨する。例えば、

- ①10月に新上五島町主催「ウォーク＆クルーズ」という島内観光イベントが開かれる。
- ②12月中旬の待降節。上五島の教会堂は電飾で輝き、複数の教会でチャーチコンサートが開かれる。コンサートには、長崎県内外の音楽家も招かれて演奏する。

3. 世界遺産化に向けての問題点と改善策

巡礼者はさておき、観光業者が企画するパッケージツアーによるツーリスト（観光客）の増加は、すでに登録された世界遺産で起きているように、いくつかの不安材料が含まれる（松井 2013：85）。以下の丸括弧内に述べることは、橋内による補足である。

- ①（心ない）観光客による文化財の破壊・汚損といった被害が出る。（基本的マナーの欠如だけでなく、盗難すら懸念される。教会によっては、拝観日や拝観時間以外は施錠する。）
- ②過剰な観光客が押し寄せることによって地域の生活環境が悪化する。（ゴミの放置、トイレ不足によるし尿処理問題、生活道路の交通渋滞、深夜の騒音、犯罪の増加が予想される。）
- ③観光地化が進むことにより、自然環境や文化的景観が損なわれる。（例えば、大型ホテルの建設、土産物商店街の形成、自販機の設置、巨大屋外広告は、環境保護の点から問題である。）
- ④前項の結果として、世界遺産としての価値が失われる。（では、何のための世界遺産か。審美的・文化的景観をひどく損なえば、一旦認められた世界遺産登録を取り消されかねない。）

⑤世界遺産登録直後の、一時的な観光ブームに終わりかねない。(つまり、当該地域の持続的発展に寄与しない。)

既存の世界遺産を見回すと、2013年登録の「富士山」は、環境保全のために入山料を徴集している。1993年登録の「屋久島」でも清掃協力金を改め、すべての観光客から入山料を徴集し始めるようである。地方自治体の財政は厳しいし、高齢化した社会の地域ボランティアに清掃などの環境保全の任を委ねるのにも限界があるだろう。外国の例としては、ネパールのカトマンズ¹²⁾やイタリアのシエナなどが挙げられる。それらの市街地（世界文化遺産）に入る場合には、入域料または観光税を払わなければならない。今後「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」に多数の観光客が押し寄せる事態ならば、入域料の徴収も検討課題になるだろう。

実際問題、世界遺産化によって五島などに増える訪島者を迎える体制がどの程度確立しているか疑問である。僭越ながら、五島市・新上五島町・小値賀町が一体となった観光・運輸・文化行政が進められることが期待される。そして、島内各地への交通網の拡充・定期観光バスの開設・合乗りシャトルタクシーの開業、中通島北魚目地区と野崎島・小値賀島間の定期渡船運行、五島巡礼と重要文化的景観の巡検を組合せたツアーの企画推奨、全島各地区における宿泊施設（特に民宿・民泊）と公衆トイレの拡充、外国人旅行者向きの多言語表示・多言語パンフレットの作成と通訳ガイドの育成が急務であろう。

4. 関係三者の役割—ゲスト・ホスト・プロデューサー

改めて言うまでもなく、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、独自の地域史を背負っている。松井（2013：86～87）も述べているように、その世界遺産化推進には、つぎの三者が関わっており、

- ① ゲストとしての巡礼者・ツーリスト（観光客），
- ② ホストとしてのカトリック教会・聖職者・信者・地域住民，
- ③ プロデューサーとしての地方自治体・観光関連業者・有識者・NPO ほか任意団体・メディア・教育関係者などが欠かせない。

とりわけ、③の果たす役割は重要であり、世界遺産登録後も当該地域の健全な持続的発展のために寄与することが期待される。総じて、世界遺産への登録は、地域にとってプラスにもマイナスにも作用し、光と影の両面があることを十分認識しておくべきだろう。

IX. まとめと結論

長崎県は九州の最西端にあって、半島部と島嶼部からなり、東シナ海に面している。そのため、様々な分野で対外交流が盛んであった。キリスト教（特にカトリック）もその一つで

12) 但し、2015年4月15日以前のことである。この日にカトマンズを襲った大地震のため、貴重な構成資産であるダラハラの塔が崩壊、寺院・史的建造物なども修復困難な損傷を受けた。

ある。本稿では、宣教・弾圧・潜伏・復活という長崎のカトリック史を振り返り、長崎（特に五島）の教会群が成立した歴史的背景を踏まえつつ、それらの教会建築の特色を明らかにした。その際、フランス人宣教師ド・ロ神父などと日本人棟梁・鉄川与助の果たした役割と両者の交流が重要であることを示した。

その上で、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」がユネスコの世界遺産に登録された場合に起き得る問題点をツーリズムの観点から指摘し、若干の提言を行った。五島列島の集落は、少子高齢化と転出により人口が希薄であり、長崎県随一の過疎地である。それゆえ、五島の教会群を世界遺産化することは、この地域の活性化に役立つだろうが、同時にその貴重な自然環境と文化的景観の悪化を招きかねない。地域の持続的発展のために、今後検討・解決すべき課題が多いことを強調しておきたい。

引用・参考文献

- 池田健二（2008）『フランス・ロマネスクの旅』、中央公論新社。
- 池田健二（2015）「上五島のカトリック教会を巡る」（配布資料）、講座・五島列島カトリック教会探訪、4月10日、朝日カルチャーセンター中之島教室。
- 浦川和三郎（1973）『五島キリストian史』、国書刊行会。
- NHK「美の壺」制作班編（2008）『長崎の教会』、NHK出版。
- NPO法人長崎巡礼センター（N.D.）『五島巡礼一五十三カ所巡礼マップ』、長崎巡礼センター。
- NPO法人長崎巡礼センター（2011）『ながさき巡礼 長崎県の教会堂』、長崎巡礼センター。
- 江袋教会復旧委員会専門委員会（2010）『江袋教会堂焼損復旧修理工事報告書』、宗教法人カトリック長崎大司教区。
- 大橋幸泰（2008）『検証 島原天草一揆』、吉川弘文館。
- 大橋幸泰（2014）『潜伏キリストian—江戸時代の禁教政策と民衆』、講談社。
- 岡本亮輔（2015）『聖地巡礼—世界遺産からアニメの舞台まで』、中央公論新社。
- オフィス・ノンブル編（2010）『外海のキリストianとド・ロ神父』、長崎巡礼協議会。
- 海上保安庁（1987）『海上保安の現況 昭和62年』、海上保安庁。
- 川上秀人（2010）「長崎地方における江袋教会堂」、『地袋教会堂焼損復旧修理工事報告書2010』、宗教法人カトリック長崎大司教区、pp. 25~33。
- 片岡弥吉（1967）『かくれキリストian』、日本放送出版協会。
- 片岡弥吉（2010）『日本キリストian殉教史』、智書房。
- 木村勝彦（2007）「長崎におけるカトリック教会巡礼とツーリズム」、『長崎国際大学論叢』7号、pp. 123~133。
- クリュックシャンク、ダン編・飯田喜四郎監訳（2012）『フレッチャー図説 世界建築の歴史大事典—建築・美術・デザインの変遷—』、西村書店。
- 五野井隆史（2012）『キリストianの文化』、吉川弘文館。
- 雜賀雄二（2011）『天主堂 光の建築』、淡交社。
- 住友和子編集室（2012）『鉄川与助の教会建築—五島列島を訪ねて』、LIXIL出版。
- 高橋弘一廊（2013）『キリストianの世紀—ザビエル渡日から「鎖国」まで』、岩波書店。
- 地球の歩き方編集室（2015）『地球の歩き方 JAPAN 島旅01 五島列島』、ダイアモンド・ビッグ社。
- 都築響一・木俣元一（2005）『フランス ゴシックを仰ぐ旅』、新潮社。
- Toyama (Kanamoto) Itsuko (2014) Dual Funeral Services: Compatibility and Consistency in the Dual

- Religions of Japan's *Kakure Kirishitan*, 『桃山学院大学総合研究所紀要』, 第40巻第1号, pp. 147~153.
- 遠山淳 (2011) 「五島・長崎をめぐる異文化交流のトポグラフィー——鎖国史観からグローバル・ヒストリーの視点へ——序論にかえて」, 『桃山学院大学総合研究所紀要』第37巻第1号, pp. 109~122.
- 中村好文・木俣元一 (2004) 『フランス ロマネスクを巡る旅』, 新潮社.
- 長崎文献社編・カトリック長崎大司教区監修 (2005) 『長崎・天草の教会と巡礼地完全ガイド』, 長崎文献社.
- 長崎文献社編 (2007) 『旅する長崎学 6 キリスト文化 別冊 総集編 キリスト文化の旅 長崎へのいざない』, 長崎文献社.
- 長崎文献社編 (2010) 『旅する長崎学 14 海の道IV平戸・松浦 西の都への道』, 長崎文献社.
- 長崎文献社編 (2011) 『旅する長崎学 15 海の道V島ガイド 島々への道』, 長崎文献社.
- 久賀島近代キリスト教墓碑調査団編 (2007) 『復活の島——五島・久賀島キリスト教墓碑調査報告書』, 長崎文献社.
- 星野英紀・山中弘・岡本亮輔編 (2012) 『聖地巡礼ツーリズム』, 弘文堂.
- 増田寛也・日本創成会議 (2014) 「消滅可能性都市896全リストの衝撃—523は人口1万人以下」, 『中央公論』6月号, pp. 32~43.
- 松井圭介 (2013) 『観光戦略としての宗教—長崎の教会群と場所の商品化』, 筑波大学出版会.
- 松田毅一 (1980) 『南蛮のバテレン 東西交渉史の問題をさぐる』, NHKブックス.
- 三沢博昭・川上秀人 (2000) 『大いなる遺産 長崎の教会』, 智書房.
- 三宅享 (2012) 「倭寇と王直」, 『桃山学院大学総合研究所紀要』, 第37巻第3号, pp. 173~194.
- 宮崎賢太郎 (2001) 『カクレキリスト オラショ一魂の通奏低音』, 長崎新聞社.
- 宮崎賢太郎 (2014) 『カクレキリストの実像』, 吉川弘文館.
- 森正人 (2014) 『四国遍路 八八ヶ所巡礼の歴史と文化』, 中央公論新社.
- 山中弘編 (2012) 『宗教とツーリズム—聖なるものの変容と持続』, 世界思想社.

URL

- https://www.pref.nagasaki.jp/s_isan/heritage/ 2015.02.25検索
- <http://www1.odn.ne.jp/tetsukawa/heritage.html> 2015.02.25検索
- http://oratio.jp/p_resource/kyunobuki-church 2015.02.25検索
- <http://official.shinkamigoto.net/worldheritage.php> 2015.03.30検索

(2015年3月31日受理)

Catholic Churches in Nagasaki: Their Heritage and Tourism

HASHIUCHI Takeshi

Based on extensive field work and critical literature review, this paper examines four and a half centuries of Catholic heritage in Nagasaki with its distinctive churches built in its countryside since the late nineteenth century. These buildings are now our focus of attention because of their application as UNESCO World Heritage Sites, which will naturally lead to becoming attractive spots for tourists in the future.

With its Catholic heritage, Nagasaki Prefecture has as many as 137 churches throughout its peninsulas and islands, 13% of the 1,006 churches in Japan. You might wonder why this is. Actually, Christianity was first introduced by St. Francisco Xavier in 1549, and missionaries active mainly in Nagasaki and neighboring areas in the latter half of the 16th century. However, in 1614, the Tokugawa shogunate banned the religion. As a result, many Christians went underground, with some nominally converted to Buddhism without losing their Catholic faith, thus having dual funeral services. They were *kakure kirishitans* (Christians) hiding themselves from the mainstream of the local communities. They lived mostly in the Nagasaki area including Nagasaki, Urakami, Sotome, Hirado, Ikitsuki, and the Goto archipelago. Later, their practice became a form of folk religion.

After gaining freedom of religion in 1873, many *kirishitans* came out with their firm faith, and began building churches in their communities. They were usually planned by the French priests in collaboration with Japanese architects, and assisted by a workforce of local Catholic followers. In this respect, such names as Father Marc-Marie de Rotz (1840~1914) and Yosuke Tetsukawa (1879~1976) are notable and worth remembering. The churches' styles and building techniques were blend of French Neo-Romanesque or Neo-Gothic with traditional Japanese architecture. The materials used evolved in three stages: wooden, brick/stone, and reinforced concrete. These churches often include such elements as ribbed vaults, carved capitals with acanthus-leaf decoration, floral stained glass, Lombard bands, and bell towers.

With this rich Catholic tradition, Nagasaki's churches and related monuments such as *kirishitan* sanctuaries and castle ruins are recommended as the World Heritage Sites for the year 2016. On the proposed list of Cultural Heritage locations are five of some fifty churches built by Tetsukawa: Former Nokubi Church, Kashiragashima Church, Egami Church, Tabira Church, and Sakitsu Church. The local Catholic communities would certainly feel much to pride for their faith and heritage. Nevertheless, the increasing number of pilgrims and tourists to the peninsulas and islands, particularly the Goto archipelago, might create many challenging issues that need to be resolved: maintaining church architecture and other related monuments, improving marine and

land transportation systems, and preparing enough accommodations and public facilities to meet the expected increased demand of visitors.

Finally, let me note that this research work is supported by the Kyodo Kenkyu Project at Momoyama Gakuin University for the period April 2011 to March 2014. The title of the project is 'Topography of Nagasaki in the Japanese History of Intercultural Adaptation and Exchange: From a New Perspective of Global History'.

〔共同研究：大学教育における和泉市の地域資源の掘り起こし・保存・活用の研究〕

いずみエコミュージアム（仮称） 構想について

井 上 敏

1 はじめに

現在の大学は教育や学術研究の拠点としてだけでなく、地域への貢献が求められることが当然とされる時代になっている。その中で桃山学院大学もその例にもれないことを自覚した上で、筆者は2011年4月より2014年3月までの3年間、本学博物館学芸員課程を中心とした教育の充実と本学の地元ともいるべき和泉市への地域貢献について、どのようなことができるかを検討していくため、本学総合研究所のプロジェクトを立ち上げた（「11連222 大学教育における和泉市の地域資源の掘り起こし・保存・活用の研究」）。本稿では3年間の研究プロジェクトの成果を報告するとともに、その成果として、桃山学院大学を中心に「地域まるごと博物館」ともいるべきエコミュージアム－本稿では「いずみエコミュージアム」と仮称する－を構築していくことで、本学と地域をつないで地域振興を図るとともに、地域の資源を本学の教育に役立てていくことができるのではないかと考えるようになったため、その構想についてのアウトラインをここでまとめた。更にこのプロジェクトで取り組み切れなかつた課題や反省点も整理する。

2 プロジェクトの概要と反省点

プロジェクトについては既に報告を本学総合研究所に提出しているが、本プロジェクトではその目的として①和泉市を対象とした地域の資源、特に文化資源を掘り起こし、それらを保存し、活用していくことを検討していくこと、②学芸員課程の中にも和泉市の文化ディレクターや文化コーディネーターの養成といった要素も組み込み、和泉市で掘り起こされた地域資源と地域をつなぐ場と教育プログラムを和泉市の博物館・美術館と本学との連携で作り出すこと、を目標に研究プロジェクトを進めてきた。このプロジェクトがスタートした後に、泉大津市や河内長野市などの自治体からも連携のお話をいただいたため、プロジェクトの対象もこれらの自治体を含めて、「泉州地域」に広げることにした。しかし対象地域が広がつたことで十分なエネルギーを投じての取り組みにならず、取りこぼしてしまったものも多

キーワード：エコミュージアム、パブリック・アーケオロジー

く出ることになってしまった点が大きな反省点である。

そもそもこのプロジェクトの発想には本プロジェクト代表である筆者の研究分野である考古学と博物館学における新しい研究の動きがある。それらについてまず述べていきたい。

3 パブリック・アーケオロジー（『Public Archaeology』）

前述の新しい動きのうち、考古学についてはパブリック・アーケオロジー（『Public Archaeology』）と呼ばれている。これについて直訳すれば「公共考古学」といった翻訳になるが、現状ではこの訳語も分野も定着しているとは言い難い。まず翻訳については松田陽氏が論文の中でも触れているように、「公共考古学」という訳語も英語をそのままカタカナ表記する「パブリック・アーケオロジー」のいずれも日本人に誤解なく意味を伝えるにはしつくりこず、一時的に「パブリック考古学」といった訳語を与えていたこともあった¹⁾。訳語の問題はさておきこのパブリック・アーケオロジーとは考古学が過去にだけ向いているのではなく、現代社会において遺跡の発掘を通してその地域やそこに住む住民とどのような関係を構築していくことができるのかを追求していく研究分野である。

日本考古学の分野ではパブリック・アーケオロジーで扱う「遺跡は誰のものか？」といった根本的な問いや市民の為の考古学の実践といった思想自体、実は既に日本考古学が取り組んできたことではないだろうか。特に「皇国史觀」によって自由に考古学の研究が行えなかつたことなど、戦前の考古学の反省から終戦直後から取り組まれた市民による発掘調査、そして60年代以降の高度経済成長期に多くの遺跡が開発によって破壊されて以来、なぜ遺跡を残していくかなければいけないのかということは常に日本考古学の中で理論構築が行われてきた。また市民に遺跡というものを身近に感じてもらう、或いはどのようなものかを知ってもらうために、遺跡の発掘調査の現地説明会を行うなど、日本考古学では当然のように行われている取り組みもパブリック・アーケオロジーで提唱しているのである。そのため、これを考古学の一分野とすることに対して日本考古学においては「何を今更このようなことを取り上げるのか」といった疑問があるように思われる。しかし、2012年にプロジェクトのメンバーである梅山秀幸教授と筆者がイタリア・ナポリで行ったインタビューの相手である松田陽氏が近年、著作²⁾を出版され、少しずつであるが、この分野の認知も進んできているようである。ただパブリック・アーケオロジーが日本考古学上、どのような意味を持つのかということを議論するのが本稿の目的ではなく、この新しい学問領域が大学の地域貢献にどのような示唆を与えてくれるのか、という点を探るためであった。地域資源のうち遺跡というものを取り上げ、それをどのように位置づけていくかを考えていく上ではナポリでの調査で面白い示唆を受けた。特に先述の松田氏へのインタビューによれば、松田氏がナポリでの東大調査団の

1) 松田陽「パブリック考古学の遺跡への導入：英国の事例考察および日本におけるその適用の可能性」『遺跡学研究』日本遺跡学会 2005年

2) 松田陽『実験パブリック・アーケオロジー 遺跡発掘と地域社会』同成社 2014年

発掘成果を地元の住民に還元すべく、近くの建物を借りて展示室とし、出土遺物を展示してこの遺跡に対する住民の関心を引きだしたという。このような手法は本学の地域貢献を考えていく上で参考になる部分があった。

4 エコミュージアム

一方でもうひとつのエコミュージアムについてはこのプロジェクトの発想の根源にあった考え方で、大学院生時代に「エコミュージアム」という考え方につれたところから始まる。

エコミュージアムはフランスで生まれた新しい博物館の思想で、日本へは幾人かの博物館学研究者によって紹介されたが、特に丹青研究所によって作成された「ECOMUSEUM」報告書³⁾によって、日本において広くその用語が普及することになる。

エコミュージアムはフランス発祥の為、「エコミュージアム（Ecomuseum）」というより、フランス語で「エコミュゼ（Ecomusée）」というべきであるが、日本での普及は英語の「エコミュージアム」を使う方が一般的であるので、本稿でも「エコミュージアム」で統一する。

そもそもエコミュージアムはフランスの政治と経済の改革から起きたもので、従来からフランスは中央集権の強い国家体制であったが、中央と地方の経済格差の是正の為に地方分権的な考え方が出され、フランス各地に地方自然公園を設置する政策としてエコミュージアムが設置されるようになった。エコミュージアムの名称や発想は ICOM（国際博物館会議）会長の J・H・リヴィエール等によって考え出されていったが、その発想を一言で言えば、地域をまるごと博物館と見立て、その地域に眠る資源—それは文化資源や自然環境であり、産業遺産もあれば考古学の遺跡もある—、そして地域の「記憶」を掘り起こし、保存し、それらを守り育てていく運動ということができる。従来の博物館はまず建物があり、その中に展示する資料を置く、という発想だが、エコミュージアムは必ずしも建物を建てる必要はなく、地域の特性を考慮した上で地域の資源を現地でそのまま保存するという点が従来型の博物館とは異なる点である。また日本に紹介されたエコミュージアムではエコミュージアムとは地域を「テリトリー」として設定し、そのエコミュージアムの全体を俯瞰できる施設「コア（・ミュージアム）」を設置し、その地域の資源を「サテライト（・ミュージアム）」として置き、それらを「発見の小径」でつなげていくという考え方である。この考え方は非常にイメージしやすく、この枠組みが日本では急速に定着していったが、その後、日本エコミュージアム研究会で企画されたフランスでの調査（筆者も大学院生時代に参加した）から必ずしもこの考え方につられず、時代に応じて変化していくのがエコミュージアムであり、コアーサテライトというヒエラルキー的な関係ではなく、地域の各施設が対等な関係を結んだ形態を取るエコミュージアムの例なども発祥の地フランスでは存在していることが判明した⁴⁾。

一方で日本ではエコミュージアムは博物館の新しい形態として捉えるより、地域振興の手

3) 丹青研究所『ECOMUSEUM』丹青研究所 1993年

4) 井上敏「広がる博物館の役割」『博物館資料保存論』講談社サイエンティフィク 2014年

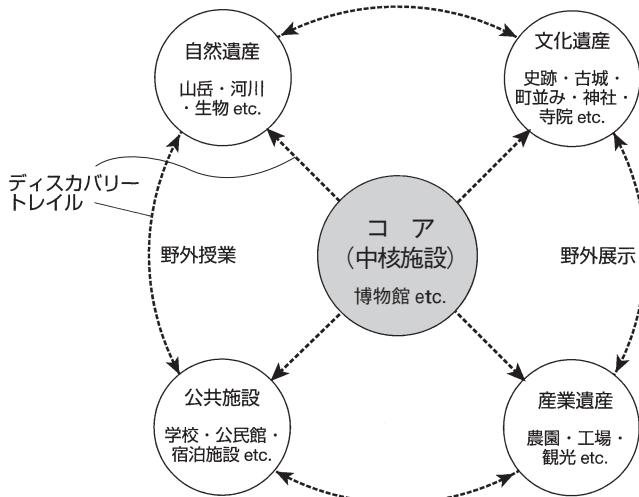


図1 エコミュージアム概念図

(丹青研究所編:『ECOMUSEUM』, 丹青研究所(1993)をもとに作成)

段として捉えられていることが多い、少なくとも地域振興の要素が非常に大きい。特に地方自治体の取り組みの方が住民より熱心であることが多い。これまで本プロジェクトの調査で幾つかのエコミュージアムを見てきたが、京都府伊根町の舟屋を使ったエコミュージアムや大分県豊後竹田市の例など、その地域の特色ある資源を使った地域おこしをしている一方でやはり地方自治体の方々が率先して熱心に取り組んでいる例が多く見られた。またこれらのエコミュージアムでは地方自治体が地元住民やその中でも中学生など、今後地元を離れ、出でていく子供たちに地元への愛着を持ってもらう(Uターン就職も視野に入れた)取り組みと



伊根町における舟屋の中学生ガイドによる解説風景

(日本エコミュージアム研究会・伊根大会)



エコミュージアムのサテライト・竹田城における説明風景
(日本エコミュージアム研究会・竹田大会)

して地元の遺産の説明者として起用したりするような取り組みもみられた。

5 いづみエコミュージアム（仮称）構想

このような考古学や博物館学の各分野での新しい取り組みを見ながら、桃山学院大学でどのような地域貢献ができるか、そしてそれが本学の価値を高められるかをこのプロジェクトで考えてきた。前節でも触れたようにエコミュージアムは地域に眠っている地域資源を呼び起こし、それを地域の「記憶」として残し、また地域のこれからを考えていく「運動」でもある。

桃山学院大学が和泉市、泉大津市、堺市、河内長野市などから連携の依頼があり、それとともに包括協定を締結した関係もあり、本プロジェクトでもこれらの自治体での取り組みを行ってきた。それを受け、まだ現段階では筆者個人の構想の範囲を超えていないが、本学にコア組織（博物館）を設置した「いづみエコミュージアム（仮称）」というものを作れないか、と考えるようになった。この構想を実現していくために、このプロジェクトでも明治大学の戦争遺産の保存と教育への利用の例や法政大学でも取り組まれている大学をコア組織としたエコミュージアムの例などを見学会や研究会に参加することで、様々な資料を収集し、またこのような活動をしている団体や個人とネットワークを構築してきた。

① 明治大学平和教育登戸研究所

明治大学の生田キャンパスには第二次世界大戦中、登戸研究所という秘密戦（防諜、諜報、謀略、宣伝）を担った研究所が存在していた。戦後、この組織の存在自体が国際法上問題にされることもあったようだが、現在はそれを平和教育に活用するため、明治大学は平和教育



明治大学平和教育登戸研究所資料館



明治大学平和教育登戸研究所資料館の展示 風船爆弾（模型）

登戸研究所を設置して、学生の平和教育に供している。同キャンパスには唯一現存する登戸研究所の研究施設があり、この建物は1936年～41年の間に建てられた。生物兵器の研究・開発を行っていた第二課の研究棟で、それを2010年3月に資料館として改装し、開館した。展示では風船爆弾の模型や諜報等に関する展示が行われている一方で、資料館以外にもキャンパス内には通称「弾薬庫」と呼ばれる薬品などを保存する倉庫であったと推測される建物や当時の消火栓など、陸軍の研究所時代の史跡も現存しており、戦争を感じさせる様々な史跡がキャンパスに点在している。現在、大学として新たに建築されている校舎の中にこのようなものが存在していることは学生にとっても平和の重要性を感じさせる貴重な遺構となっている。



旧陸軍登戸研究所関連史跡 消火栓

② 法政大学多摩キャンパス・地域まるごとミュージアム

法政大学多摩キャンパスに「地域まるごとミュージアム」を設ける構想を同大学馬場憲一教授が持ち、須田英一兼任講師と共にその設置に向けて諸活動を行っている。もともとは法政大学多摩地区交流センターが馬場教授に依頼し、「法政大学多摩キャンパス・地域まるごとミュージアム構想研究会（以下、「構想研究会」とする）」を設置したもので、「法政大学多摩キャンパスとその周辺地域には自然・歴史・文化・産業などに関わる遺産・資源（史資料）が広く分布しており、それら遺産・資源（史資料）を保存活用して、地域理解の学習の仕組みとしての「エコミュージアム」概念をベースに、法政大学とその周辺約25キロ四方の範囲を対象とした「多摩キャンパス・地域まるごとミュージアム（仮称）」設置の可能性を探り、その構想を考えていくことを目的としている⁵⁾。またこの「構想研究会」では「当該ミュージアムが想定する関連分野（自然、歴史・民俗・文化、産業、アートなど）や場所・施設などに関わる関係者をはじめ、学内外の関係領域の研究者、さらにこのプロジェクトに关心をもつ市民や団体などに広く呼びかけて公開で開催し、参加者から「多摩キャンパス・地域まるごとミュージアム」構想への意見を出してもらうことを考えている。筆者も2014年6月にその構想研究会に一度参加させていただいたが、法政大学多摩キャンパスが中心のコア施設として位置づけられているのは、当初の構想の経緯からも当然なのかもしれないが、同キャンパスをコア施設としてこの中心に持っていくことがまずありき、という印象を受けた。そのため筆者が構想している「いづみエコミュージアム」でも桃山学院大学をコア施設として地域の中心に持っていくことに対して、今後一層の検討の必要を感じた。

5) 法政大学ホームページ参照

http://www.hosei.ac.jp/NEWS/newsrelease/140519_02.html

これら2つの取り組みは大学における地域貢献の在り方、また大学が持っている資源の使い方を考える上で非常に参考になった。前者の明治大学での取り組みでは平和教育についての学内施設及びその資源を巧みに活かして利用している。ただ本学の場合、キャンパスの歴史自体が明治大学とは比べようもなく浅く、またこのような施設も存在していないため、学外にこのような資源を探す努力がいることを感じた。この点は泉大津市との連携事業で2015年に戦争体験の聞き取り調査を行う予定であるので、この活動から地域の資源、特に戦後70年も経つ今日における戦争体験の意義について、本学の教育と関連して考えていく必要があるように思われる。

また法政大学でのエコミュージアムの取り組みはいざみエコミュージアム構想（仮称）の先行事例として勉強になるところが大であった。例えば本学と連携を結んでいる「和泉市」「泉大津市」「堺市」「河内長野市」は現在、大阪府下の地方自治体という共通した要素がある一方で、これらの自治体をつないで一つのエコミュージアムを作るという意味をどのように設定するのか、それを探る必要性に気づかされた。それは古代の行政単位である国として河内長野市は「河内」の国であっても、「和泉」の国ではない。どうしてこの4つの地方自治体と共同でエコミュージアムをつくるのか、ということである。本学と包括連携の協定を結んだ自治体ではあるものの、より一体として何かをしていくには理由づけがまだまだ弱いことは否めない。エコミュージアムでは必ずしも古代の文化・歴史の観点だけが地域の特性ではない。歴史の観点も含めてより地域資源への調査をしていき、これらの点を考えていく必要がある。

6 今後の展望

本プロジェクトは2014年3月にひとまずの区切りをつけた。しかし、本プロジェクト3年間で目的を十分に達せられなかつたことの一つが地域コーディネーターについてである。今回の3年間では各市の地域資源の調査については十分にできず、その前の段階で終了してしまった。また地域コーディネーターについては筆者が非常勤講師で通っていた京都文教大学による宇治での取り組みなどを見ていても、学内には人文科学系の学部があり、このような大学が作る資格に対して比較的コンセンサスを得やすい環境があったように考えられる。桃山学院大学の施策として、プロジェクトでの成果をどのように使い、位置づけていき、それをどのように施策として組み立てていくか、を一方で考える必要がある。また本稿では「いざみエコミュージアム」構想のアウトラインのみで具体的な案はまだこれから検討を重ねていく必要があり、十分に示せなかった。この点はまた別の機会にまとめさせていただきたいと考えている。

更にこのプロジェクトの中で文化財の修復、特に山内章客員研究員の膠を使った取り組みについても、これをどのように発展させていくかは今後、後継のプロジェクト「14連242大学教育における南大阪の地域文化資源の掘り起こし・保存・活用の研究」の中で取り組み

たいと考えている。

【参考文献】

- 丹青研究所『ECOMUSEUM』丹青研究所 1993年
新井重三『[実践] エコミュージアム入門 21世紀のまちおこし』牧野出版 1995年
日本エコミュージアム研究会『エコミュージアム・理念と活動 世界と日本の最新事例集』牧野出版
1997年
大原一興『エコミュージアムへの旅』鹿島出版会 1999年
小松光一『エコミュージアム 21世紀の地域おこし』家の光協会 1999年
松田陽・岡村勝行『入門パブリック・アーケオロジー』同成社 2012年
松田陽『実験パブリック・アーケオロジー 遺跡発掘と地域社会』同成社 2014年

（2015年4月1日受理）

Izumi Ecomuseum (Tentative Name) Plan

INOUE Satoshi

In today's society, it is taken for granted that universities should not only serve as centers of education and academic research but also make contributions to local society. With this being the situation, I have worked on a project for three years at the Research Institute of Momoyama Gakuin University with regard to enhancement of education and the University's local contribution to Izumi City. This paper reports on the research and examination of the results. (Refer to "11-222 Research on Discovery, Preservation, and Utilization of Izumi City's Local Resources in Terms of University Education.") Let me explain in advance about the city names not mentioned in this paper. When nearby cities, including Izumiotsu and Kawachinagano, offered us their cooperation, this project had already been launched. In the initial plan, therefore, only Izumi City is mentioned.

This paper reports on research from two different perspectives. First, the implementation of Public Archaeology, which has been put into practice in the United States and United Kingdom, is discussed. A report on the results of interviews conducted in Somma Vesuviana, Italy, is presented to introduce an example of how to utilize local archaeological sites. Second, a new approach in museology, "ecomuseum," is covered. In association with this topic, utilization of local resources on university campuses is touched on. As an example, measures taken at Ikuta Campus, Meiji University, are reported on.

Examination of research results has finally led us to devise the "Izumi Ecomuseum Plan" as an embodiment of Momoyama Gakuin University's education and local contribution. Here is an outline of the Plan: Momoyama Gakuin University will establish an ecomuseum on its campus to foster the development of the local area, collaborating in a comprehensive manner with nearby cities in Senshu-Area (Izumi, Izumiotsu, Kawachinagano, and Sakai) and playing a leading role as a guiding institution in regional development.

〔共同研究：会計教育に関する研究〕

税務会計教育の現状と課題

金 光 明 雄

1. はじめに

本研究の目的は、大学における税務会計教育の現状と今後の展望を考察することである。

近年、大学等の教育現場や社会において、会計教育のあり方や会計教育の質保証が注目されている。この背景には、市場化やグローバル化さらにはICT化の進展など、企業をとりまく経営環境が大きく変化する現代において、企業の会計が様々な課題に直面するなかで、会計学の重要性が以前にも増して強く認識されるようになってきたことが考えられる。そうした会計教育現場における会計教育への関心の高まりを反映して、会計学の学術的研究をふまえた会計教育に関する専門的研究の本格化が求められている¹⁾。

しかしながら、会計教育の問題といつても、その内容は多岐にわたる。会計教育研究は、どのような会計教育問題を扱うかによっていくつかのパターンに分類される。主には、①会計教育の現場・環境に関する研究、②会計教育の目標・目的に関する研究、③会計教育の教授法・ツールに関する研究、④会計教育の内容・カリキュラムに関する研究である²⁾。このうち本研究は、主として④会計教育の内容・カリキュラムに関する研究に分類される。

これまでに会計教育の事例や実態調査に基づく研究報告は散見されるが、その多くは簿記会計教育やIFRS教育の問題に関する研究であった。これに対し、税務会計教育の問題を取り上げた研究報告はほとんど見当たらない。

本研究では、各大学が開講する税務会計科目のシラバスをもとに、税務会計教育の内容を検討してその特徴を明らかにするとともに、税務会計教育にいかなる変革が求められているのかを考察することとする。本研究において税務会計教育の将来的課題を検討することによって、税務会計教育のさらなる進展に寄与するものと考える。

2. 税務会計の領域

税務会計は、税法による規制のもとに行われる会計である。その主たる目的は、課税の基準となる課税所得の計算や課税価額の評価など課税標準の決定と伝達にある³⁾。ここから、

1) 柴 [2007b], 102頁および柴 [2011], 4頁。

2) 坂上 [2003], 218頁。

3) 富岡 [2013], 2頁。

キーワード：会計教育、税務会計

税務会計の領域は、「所得税務会計」、「財産税務会計」および「消費税務会計」の3つに大別される。

所得税務会計は、「企業や個人の経済活動その他事象を計数的に認識・測定し、これに基づいて所得を課税対象とする税の課税標準となる所得金額と税額を計算し、その結果を報告すること」を中心的課題とする。所得を課税対象とする税の代表的なものとして、法人税や所得税がある。法人税法や所得税法に基づく会計は所得税務会計に含まれる。

企業会計の一部として機能する税務会計の本質は、企業会計の損益計算思考を基礎とする会計的測定方法を用いた課税標準たる所得金額の計算に求められる。これまで、わが国で一般に「税務会計」という場合、それは所得税務会計を意味し、とりわけ法人税法に基づく会計がその中心に位置づけられる傾向にあった。

しかしながら、税務会計が有する本来の目的からすると、「相続税や贈与税、固定資産税などの財産課税における課税標準である課税財産についての課税価額の評価」⁴⁾や、「一般消費税や個別間接税などの消費課税における課税標準である課税消費についての課税価額の測定」⁵⁾も税務会計の範囲に含まれるだろう。一般に前者は財産税務会計とよばれ、後者は消費税務会計と称される。税務会計の中心的領域は所得税務会計であるが、財務税務会計と消費税務会計もまた、今日の税務会計の体系をなすものとして位置づけられる。

3. 税務会計教育の内容

(1) 調査の方法

本研究では、経営学、商学および経済学系列の学部を有し、かつ税務会計の科目を設置する4年制大学を調査対象として、各大学で開講されている税務会計科目のシラバスをもとに、どのような講義内容が展開されているかという視点から、税務会計教育の現状把握を試みた。

調査にあたり、各大学における経営学・商学・経済学系列学部の有無については、公益財団法人教協会が刊行する『全国大学一覧』において確認を行った⁶⁾。税務会計科目の設置の有無については、「税務会計」をキーワードとして、各大学の公式ホームページに情報公開されている履修要項やカリキュラム表などを参照しながら確認作業を進めた。また、分析資料となる税務会計科目に関するシラバスについては、大学ホームページ上のシラバス検索サイト（但し、一般利用が可能なものに限る。）または情報公開されている講義要項より収集した。

4) 富岡 [2013], 11頁。

5) 富岡 [2013], 12頁。

6) 本研究では、経営学・商学・経済学系列の学部として、経営学部、商学部および経済学部以外に、次の学部もこれに含めて調査を実施した。経営経済学部、経済経営学部、商経学部、総合経営学部、現代経営学部、国際経営学部、経営法学部、経営文化学部、経営教育学部、サービス経営学部、都市経営学部、医療経営学部、経営情報学部、ビジネス情報学部、経済情報学部、企業情報学部、産業情報学部、ビジネス学部、現代ビジネス学部、ビジネスマネジメント学群、ビジネス創造学部、グローバルビジネス学部、金融経済学部、経済科学部、法経学部、政経学部、政治経済学部。

(2) 調査結果の概要

前述の調査方法に基づいて調査対象を抽出したところ、2015年4月30日現在、全国109大学において税務会計科目の設置・開講が確認された⁷⁾。これは、経営学・商学・経済学系列の学部を有する大学（220校）の概ね半数にあたる。開講学部の内訳は、経営学部42校、経済学部33校、商学部23校、経営情報学部5校、経営経済学部2校、経済経営学部2校、商経学部1校、総合経営学部1校、国際経営学部1校、経済情報学部1校、企業情報学部1校、産業情報学部1校、ビジネス学部1校、現代ビジネス学部1校、ビジネススマネジメント学群1校、グローバルビジネス学部1校、政経学部1校、政治経済学部1校である⁸⁾。

これらの大学・学部における税務会計科目の開講数は合計176であった⁹⁾。税務会計の科目名については、ほとんどの大学において「税務会計論」または「税務会計」となっている。また、シラバスで明示されていることを条件として、税務会計科目の配当年次と単位数の確認を行った。配当年次については101の講義において確認され、そのうち約8割（79講義）の講義が3年次の選択科目として設定されている。単位数については、148の講義において確認され、そのうち約9割（138講義）の講義が2単位科目として設定されている。

財務会計が経営学・商学・経済学系列の学部を有するほとんどの大学において設置・開講されているのに対し、税務会計科目を設置・開講する大学はその半数にしかない。これは、会計学科のカリキュラムにおいて、税務会計が財務会計の延長上に位置づけられる応用領域として考えられているためと推察される。多くの大学で税務会計科目を3年次以降の選択科目として開講しているのも、そのような理由によるものと思われる。

シラバスに記載されている授業計画をもとに、開講されている税務会計科目を教育対象とする税務会計の範囲に基づいて分類すると、所得税務会計を扱う講義が168、財産税務会計を扱う講義が11、消費税務会計を扱う講義が25であった¹⁰⁾。さらに、所得税務会計を扱う168の講義について、教育領域としての所得税務会計を法人税法に基づく会計と所得税法に基づく会計に区分してみると、法人税法に基づく会計を扱う講義が129、所得税法に基づく会計を扱う講義が19、その両方を扱う講義が20あることが確認された。

教育領域としての税務会計の範囲は、受講生の関心やレベル等に依存して広狭様々に限定することができる¹¹⁾。そうしたなかで、税務会計教育の現状を教育領域という観点から考察した場合、所得税務会計、とりわけ法人税法に基づく会計が税務会計の中心的領域であるとする一般的理解を強く反映したものになっていることがうかがえる。

7) 税務会計科目の設置・開講が確認された大学一覧については、卷末の【参考資料】を参照されたい。

8) 1つの大学で複数学部において開講している場合がある。

9) 例えば「税務会計Ⅰ」「税務会計Ⅱ」というように、1つの大学または学部で複数開講されている場合、それぞれ1科目としてカウントしている。

10) 1つの科目で複数の領域を扱っている場合がある。また、極めて少数であるが、租税法を概観する講義や財務会計の基礎を解説する講義も確認される。それらについては、未分類である。

11) 鈴木 [1996], 15頁。

(表1) 税務会計科目における講義内容

租税法の基本原則／租税法の体系	法人税法の体系／法人税制の概要	税務会計の基礎理論／基本原則	課税所得の概念／会計利益と課税所得の関係	課税所得の計算構造／課税所得計算の通則的規定
16講義 (11.1%)	70講義 (48.6%)	5講義 (3.5%)	26講義 (18.1%)	77講義 (53.5%)
益金の額・損金の額の範囲／損益の期間帰属	収益の税務処理	費用の税務処理	税務資産の会計	税務負債・資本の会計
61講義 (42.4%)	76講義 (52.8%)	87講義 (60.4%)	80講義 (55.6%)	73講義 (50.7%)
法人税額の計算／税率／税額控除	申告書の作成／申告・納付・還付等	組織再編税制	連結納税制度	グループ法人税制
66講義 (45.8%)	66講義 (45.8%)	26講義 (18.1%)	31講義 (21.5%)	24講義 (16.7%)
国際税務	同族会社の留保金課税	多様な事業体の課税問題	法人税制の経済的帰結	IFRS が税務会計に与える影響
33講義 (22.9%)	30講義 (20.8%)	2講義 (1.4%)	2講義 (1.4%)	1講義 (0.7%)

(注) 各大学のシラバスをもとに筆者作成。

(3) 講義内容

以下では、法人所得税税務会計を教育領域とする税務会計教育の問題に限定して論じることとする。(表1)は、シラバスの記載事項をもとに、法人所得税税務会計を教育領域とする税務会計科目においてどのような内容が講義テーマとして取り上げられているかを示したものである。本研究では、シラバス上の授業計画等に個別テーマの記載が確認できる144講義を対象として集計作業を行った。

(表1)が示すように、税務会計教育の特徴としては、次の2点が観察される。第1の特徴は、税務会計の本質である課税所得計算の技術的側面を講義内容の中心にすえているということである。そこでは、税務法令等の解釈を重視しながら、税法計算規定の解説や税務会計実務の紹介などが行われている。第2の特徴は、教育対象とする税務会計の領域が税務会計実務における事後的な計算結果の外部報告、とりわけ決算と申告の側面に限定されているということである。

これら2つの特徴は、かつて第45回日本会計研究学会関西部会(神戸学院大学)の統一論題「会計学教育の模索と展望」における鈴木一水教授の報告のなかでも指摘されていたことがある。その後20年が経過した現在においても同様の特徴が観察されるのである。さらに、鈴木教授は統一論題の報告において、「多くの税務会計の教科書が、法人税法、法人税法施行令および法人税法施行規則、ならびに租税特別措置法、租税特別措置法施行令および租税特別措置法施行規則、さらにはそれらの解釈指針や取扱基準である通達の説明にその大部分をさいいていることに、これらの特徴が見出される」¹²⁾と述べている。

(表2)は、わが国の代表的な税務会計のテキストが取り上げている解説事項を要約して

12) 鈴木 [1996], 16頁。

示したものである。いずれのテキストも、税務会計の基本書として、学生・ビジネスマン・資格試験の受験者など多くの読者から支持を得ているものばかりである。実際、今回調査対

(表2) 代表的な税務会計のテキストにおける解説項目

富岡幸雄 『新版 税務会計学講義』	成道秀雄 (編著) 『新版 税務会計論』	中田信正 『新訂 税務会計要論』	全国経理教育協会 (編) 『演習法人税法』
第1部 税務会計総論	第1章 総説	第I部 課税所得総論	第1章 法人税のあらまし
第1章 税務会計	第2章 益金の会計	第1章 税務会計の概念	第2章 総則
第2章 税務会計学	第3章 損金の会計	第2章 法人税の納税主体	第3章 法人税法上の「所得」
第3章 税務会計の基礎理論	第4章 資産の会計	第3章 各事業年度の所得額	第4章 損益の期間帰属
第4章 税務会計の計算構造	第5章 負債・資本の会計	第4章 益金・損金論	第5章 備付資産
第5章 税務収益会計	第6章 組織再編税制	第4章 販売・請負等の収益	第6章 減価償却
第6章 役務収益	第7章 連結納税制度	第5章 備付資産と売上原価	第7章 繰延資産
第7章 請負収益	第8章 グループ法人単体課税制度	第6章 固定資産と減価償却	第8章 役員の給与等
第8章 譲渡収益	第9章 同族会社課税	第7章 特別償却	第9章 租税公課等
第9章 受取配当等	第10章 信託の課税	第8章 営業費用と損失	第10章 寄附金
第10章 受贈益・債務免除益	第11章 清算課税及び退職年金等積立金課税	第9章 営業外収益	第11章 交際費等
第11章 受取利息・使用料・リース料・その他の収益	第12章 國際課税	第10章 有価証券の譲渡損益および時価評価損益	第12章 貸倒損失と貸倒引当金
第12章 税務費用会計	第13章 税額の計算	第11章 繰延資産の償却	第13章 圧縮記帳
第13章 給与	第14章 申告、納付、還付等	第12章 リース取引	第14章 受取配当等の益金
第14章 交際費等	補章 消費税	第13章 引当金・準備金	第15章 不算入
第15章 販売促進費		第14章 圧縮記帳	第16章 有価証券の譲渡損益・時価評価損益
第15章 寄附金		第15章 欠損金等	第17章 その他の損益
第16章 租税公課		第III部 税額計算と申告手続	第17章 別表四と五(一)の作成方法
第17章 貸倒損失		第16章 税額の計算	第18章 税率
第18章 福利厚生費・保険料・不正行為等に係る費用等・その他の費用		第17章 申告及び更正等・資本金等の額及び利益積立金	第19章 同族会社と留保金課税
第4部 税務資産会計		第IV部 企業税務における重要課題	第20章 所得税額の控除
第19章 有価証券		第18章 国際税務	第21章 申告と納税
第20章 備付資産		第19章 企業集団税制	第22章 グループ法人単体課税制度
第21章 固定資産		第20章 消費税の仕組み	第23章 総合問題演習
第22章 借地権			
第23章 繰延資産			
第24章 資産の評価損			
第5部 税務負債・資本会計			
第25章 引当金			
第26章 準備金			
第27章 資本金等の額・利益積立金額・欠損金			
第6部 税務企業組織会計			
第28章 グループ法人税務			
第29章 企業組織再編税務			
第7部 補論			
第30章 同族会社税務			
第31章 税額計算			

(注) 各テキストの目次をもとに筆者作成。

象とされた税務会計科目の多くにおいて、これらテキストが教科書や参考書として指定されている。(表2)の4つのテキストに共通する特徴は、課税所得計算の技術的側面に焦点をあてながら、税務法令等の解釈や説明にその大部分が費やされていることである。

4. 税務会計教育の課題

(1) 税務会計の教育・研究・実務のトライアングル

税務会計教育の問題を検討するとき、税務会計の研究と実務から切り離して考えることはできない。税務会計の教育・研究・実務は、1つのトライアングルとして相互に影響を及ぼし合っているからである。本研究では、税務会計研究と税務会計実務との関わりのなかで、先に述べた税務会計教育の特徴が形成されるに至った要因を解明し、今後の税務会計教育に求められる課題について検討することとする。これに先立ち、小菅 [1996, 30-32頁]¹³⁾ をもとに、税務会計の教育・研究・実務の関係について明らかにしておく。

①税務会計の教育と実務の関係

(a) [教育→実務] の関係：税務会計のルールとその背後にある理論を正しく理解したうえで実務に適用できるように訓練し、税務会計実務を担う人材を育成する。

(b) [実務→教育] の関係：実務家の教育参加やインターンシップの受入れによって、学生が現実の税務会計実務を学ぶ機会を教育の場に提供する。

②税務会計の教育と研究の関係

(c) [研究→教育] の関係：現実の税務会計現象に関する記述的な説明理論を用いて、研究成果を税務会計教育へ還元する。

(d) [教育→研究] の関係：教育の場で教授する内容と現実の税務会計実務とのギャップを感じるという経験は新たな研究のアイデアを生み出す源泉となりうる。

③税務会計の研究と実務の関係

(e) [研究→実務] の関係：税務会計研究の成果は直接的あるいは教育を介して間接的に税務会計実務上の問題に対する処方箋を提供する。

(f) [実務→研究] の関係：税務会計実務上の問題は新たに研究を誘発する。

(2) 税務会計実務

税務会計は、課税所得や税額の計算実施時期によって、事前計算と事後計算に大別される。申告期限までに行われる一事業年度の課税所得金額と税額の計算は事後計算であり、通常の営業活動、投資活動、財務活動などの企業活動に関連する税額等をあらかじめ見積る過程は事前計算である¹⁴⁾。

税務申告と納税のためだけであれば、税務会計実務は事後計算だけで十分である。しかし

13) 小菅 [1996] では、管理会計の教育・研究・実務の関係について検討している。

14) 鈴木 [2013], 2頁。

ながら、節税を志向する経営者は、所与の税法規定の枠内で、財やサービスの取引形態、資金調達の方法、投資の対象、生産計画さらには組織形態の選択に関連する税コストをも考慮したうえで、企業活動を計画し実行しなければならない。税務会計には、事前計算を通じて、経営意思決定に役立つ情報を提供するという役割も期待される。

申告納税制度のもとでは、事後計算の結果は税務当局に対し申告期限までに報告される。また、企業の経営者に対しては、経営意思決定に必要な事前計算の結果と企業活動の効率性の評価に必要な事後計算の結果の両方が報告されることになる¹⁵⁾。

このようにみると、税務会計は、「①事前計算・内部報告からなる経営意思決定のための税務会計」、「②事後計算・外部報告からなる税務申告のための税務会計」、そして「③事後計算・内部報告からなる経営管理のための税務会計」の3つの領域に区分することができる。

かつての高度経済成長期では、納税額を上回って余りある利益が企業にもたらされたことが多かったため、課税によって生じる税コストの管理は企業にとってそれほど重要な課題ではなかった¹⁶⁾。しかし、現在のような景気低迷期に入り、企業がコスト低減によってしか利益の確保が見込めなくなると、高度経済成長期には潜在的なレベルに留まっていた節税意識が顕在化してくる¹⁷⁾。とりわけ、財務に及ぼす税コストの影響が相対的に大きくなってくると、経営戦略における事前的な税務計画がますます重要になってくる。このような企業をめぐる租税環境の変化に伴って、今日の税務会計実務では上記①や③のような管理会計的な税務会計の役割もまた重要になってきている。

(3) 税務会計研究

税務会計研究は、「法令解釈型研究」¹⁸⁾と「現象解明型研究」¹⁹⁾の2つのタイプに大きく分類される。わが国の税務会計研究は、「税務会計の事後計算・外部報告を研究対象とする法令解釈型研究を志向し、そこでは税法規定の解釈と適用をめぐる問題の検討が中心的課題とされ、制度の紹介や解説・歴史的考察、制度の批判的検討による理論的・実務的課題の検討、裁判例や裁決事例の考察、諸外国の税制の紹介や国際比較などに傾注している」²⁰⁾という特徴を有しながら展開してきた。

そのように税務会計研究を方向づけてきた背景には、大きく2つの要因があったと考えられる。ひとつは、戦後のシャウブ勧告によって導入された申告納税制度を普及させるために、

15) 鈴木 [2013], 2-3頁。

16) 鈴木 [2013], 5頁。

17) 鈴木 [2013], 10-11頁。

18) 研究対象を法人の決算と申告の側面に限定し、課税所得の計算規定を体系的かつ一貫性があるように構成するための税制の趣旨や目的に沿った概念の明確化と、課税所得計算の技術的側面についての事後的な税法規定の解釈を中心に展開される研究をいう（鈴木 [2013], 6頁）。

19) 税法規定が経営者の意思決定に及ぼす影響や利害関係者間での税負担や資源の配分過程を説明し予測することを重視する研究をいう（鈴木 [2013], 15頁）。

20) 拙稿 [2014], 5-6頁。

税務法令等を周知徹底させる必要があったという社会的要請である。いまひとつは、幾度に及ぶ税務法令等の改正に対し、税務当局との税務紛争の回避を望む企業側（納税者側）からの、税務法令等の解釈・適用のための税務会計に対する教育需要の存在である。

なお、近年においては、統計的手法を用いた実証的会計研究の台頭とともに、税務法令または税制が経営者や利害関係者の意思決定（または行動）に及ぼす影響を実証的に解明することを試みる研究も散見されるようになってきた。

（4）税務会計教育の今後の課題

会計研究との関係における会計教育上の重要な問題は、会計研究の成果（理論）を会計教育のなかにどのように反映させるかということであろう。この点について、興津教授は、「研究の成果が教育の中において受け入れられるためには、研究・教育者間において広く承認されていることが必要である。つまり、研究の成果・知識の共有化がなされるというプロセスを通じて、会計学教育の対象となりうる。」²¹⁾と述べている。

前述のとおり、多くの大学で行われている税務会計教育は、「税務会計実務における事後的な計算結果の外部報告とりわけ決算と申告の側面に教育対象領域を限定し、税務法令等の解釈を重視しながら課税所得や税額の計算技法や申告書の作成方法を教授する」という特徴を有している。そして、そのような特徴は、今日までの税務会計教育が主として税務会計の事後計算・外部報告の側面を研究対象とする法令解釈型研究に基づく知見を学生に教授する形で展開されてきたことによって形成されるに至ったと考えられる。税務申告目的の税務会計に対する社会的需要の大きさとも相俟って、税務会計研究の成果（理論）が共有化というプロセスを経て税務会計教育のなかに反映してきたのである。税務会計研究の税務会計教育に対する貢献ともいえよう。

しかしながら、これまでのように、法令解釈型研究に基づく知見を教授するだけの教育に偏りすぎると、学生に対し授業内容と現実の税務会計実務との乖離を感じさせてしまう恐れがある。企業が実践する税務会計は、税務申告だけなく計画や統制にも及ぶ、実にダイナミックな過程である。今後の税務会計教育に対しては、税務会計学の教育領域としての税務会計を税務申告目的の税務会計に限定するのではなく、意思決定や経営管理のための税務会計にも広げ、企業行動に結びつけて考察し、教育していくことが求められる。

5. むすびにかえて

法令解釈型研究に基づく知見を教授する形で展開されてきた今日までの税務会計教育は、税務会計実務に携わる人材の育成や税務会計実務の普及と発展に寄与してきたという意味では十分に評価されなければならない。しかしながら、税制改正が頻繁に行われる状況下では、

21) 興津 [1996], 8-9頁。

税務会計を税法解釈論という狭い領域に限定する税務会計教育が教授する知識は、すぐに陳腐化してしまうおそれがある。

税務会計実務の今日的状況をふまえると、教育内容に関しては教育する税務会計領域の拡大という変革が今後の税務会計教育に対して求められる。そのうえで、本研究では、「税務会計情報の作成に関する教育」と「税務会計情報の利用に関する教育」とに区分して、税務会計教育を実践していくことの必要性を指摘する。「税務会計情報の作成に関する教育」では、税法計算規定の解釈に基づく課税所得・税額の計算方法とその背景にある理論を学習内容とする。これは、伝統的な税務会計教育を継承するものである。一方、「税務会計情報の利用に関する教育」では、先の学習内容をふまえて、経営管理者の意思決定のための税務会計情報の分析とその結果の解釈に焦点をあてる。これによって、「税務会計の内部報告と外部報告、また事前計算と事後計算の有機的な結合」²²⁾が可能となるだろう。

【参考資料】税務会計科目を開講する大学

小樽商科大学、釧路公立大学、札幌学院大学、北海学園大学、北海商科大学、青森公立大学、八戸大学、石巻専修大学、東北学院大学、作新学院大学、白鷗大学、東京国際大学、獨協大学、敬愛大学、千葉商科大学、中央学院大学、東京成徳大学、明海大学、麗澤大学、青山学院大学、亜細亜大学、桜美林大学、嘉悦大学、慶應義塾大学、國學院大學、國立館大学、駒澤大学、成蹊大学、専修大学、大東文化大学、拓殖大学、中央大学、帝京大学、東海大学、東京経済大学、東洋大学、日本大学、法政大学、武蔵大学、明治大学、明治学院大学、目白大学、立教大学、早稲田大学、横浜国立大学、神奈川大学、関東学院大学、横浜商科大学、新潟大学、長岡大学、新潟産業大学、金沢学院大学、金沢星稜大学、福井県立大学、山梨学院大学、朝日大学、岐阜経済大学、中部学院大学、静岡県立大学、常葉大学、名古屋市立大学、愛知大学、愛知学院大学、愛知産業大学、愛知工業大学、愛知東邦大学、中部大学、豊橋創造大学、南山大学、名城大学、京都学園大学、同志社大学、大阪学院大学、大阪経済大学、大阪経済法科大学、大阪国際大学、大阪商業大学、関西大学、近畿大学、四天王寺大学、摂南大学、桃山学院大学、神戸大学、関西学院大学、甲南大学、神戸学院大学、公立鳥取環境大学、岡山大学、岡山商科大学、県立広島大学、尾道市立大学、広島修道大学、福山大学、山口大学、北九州市立大学、九州国際大学、九州共立大学、九州産業大学、九州情報大学、久留米大学、西南学院大学、日本経済大学、福岡大学、長崎県立大学、熊本学園大学、別府大学、宮崎産業経営大学、鹿児島国際大学、沖縄国際大学。

(付記)

本論文は、桃山学院大学共同研究プロジェクト「会計教育に関する研究（12共225）」による研究成果の一部である。

—引用文献・参考文献—

興津裕康「会計学教育の模索とその成果—統一論題の報告」『会計』、第150巻第2号（1996年8月）、1-13頁。

小菅正伸「管理会計教育の模索と展望」『会計』、第150巻第2号（1996年8月）、26-38頁。

22) 鈴木 [1996]、24頁。

- 金光明雄「日本における税務会計研究の展開」『桃山学院大学総合研究所紀要』, 第39巻第3号 (2014年3月), 109-126頁。
- 坂上學「税効果会計教育の課題—実験的アプローチに向けて—」『総合税制研究』, 第11号 (2003年1月), 216-232頁。
- 柴健次 (編著)『会計教育方法論』関西大学出版部, 2007年a。
- 柴健次「いまなぜ会計教育研究の本格化が必要か」『企業会計』, 第59巻第6号 (2007年6月b), 102-105頁。
- 柴健次「再度, 会計教育研究の本格化を望む」『企業会計』, 第63巻第12号 (2011年12月), 4-10頁。
- 鈴木一水「税務会計教育の内容をめぐる問題」『会計』, 第150巻第2号 (1996年8月), 14-25頁。
- 鈴木一水『税務会計分析』森山書店, 2013年。
- 全国経理教育協会 (編)『演習法人税法 (平成27年版)』清文社, 2015年。
- 富岡幸雄『新版税務会計学講義 (第3版)』中央経済社, 2013年。
- 中田信正『新訂・税務会計要論』同文館出版, 2011年。
- 成道秀雄 (編著)『新版税務会計論 (第4版)』中央経済社, 2013年。
- 藤田幸男 (編著)『21世紀の会計教育』白桃書房, 1998年。
- 藤永弘 (編著)『大学教育と会計教育』創成社, 1994年。
- 文教協会『平成26年度全国大学一覧』文教協会, 2014年。

(2015年5月7日受理)

A Study on the Current State and Issues of Tax Accounting Education in Japan

KONKO Akio

The purpose of this study is to discuss the current state of and future prospects for tax accounting education at Japanese universities.

In recent years, the status and quality of accounting education have attracted attention in educational settings such as universities, and in society in general. Now, with heightening concern about accounting education in educational settings in the field of accounting itself, research on accounting education in academic settings is required.

There are currently various problems in accounting education. This paper investigates the content of tax accounting education based on the syllabus of tax accounting classes at several universities, and identifies issues to address in the future in tax accounting education. Consequently, this study will contribute to the further development of tax accounting education.

〔共同研究：21世紀の日本の安全保障〕

《書評による試み》

第2次世界大戦と「日本の戦争」を考える

——歴史上にみる日本の安全保障問題（2）*——

村山高康

まえがき

「第2次世界大戦と『日本の戦争』」というタイトルには、いくらかの説明が必要であろう。一見この自明ともいえる先の大戦と日本の関係も、少し掘り下げれば必ずしも単純ではないからである。日本国政府は、昭和16年（1941）の対米英宣戦に際して、この戦争を「大東亜戦争」と称したが、敗戦後はアメリカ側の呼称にしたがって「太平洋戦争」という場合が多い。しかし当然のことながら、「大東亜」も「太平洋」も、この「大戦」の〈一部〉をなしているに過ぎない。また近年ではこの点を補うつもりなのか、「アジア・太平洋戦争」なる呼称を用いる論者もいるが、それとてこの「大戦」の総体を表しているわけではない。昭和16年（1941）12月8日、ハワイと香港・フィリピン・マレー半島などへの攻撃により、日本が米英へ宣戦布告し、独伊もアメリカに宣戦布告して、「第2次大戦は世界にひろがった」と日本の高校の教科書などには書かれているが、一般的に日本人はこのような記述で先の大戦を認識しているのであろうか。はたして、こうした「単純」な歴史観をもって、我々は先の大戦からの戦後70年を回顧するだけで事足りるのであろうか。

日清・日露・第1次世界大戦から第2次世界大戦まで、独自の分析で独創的な戦争史を書き続けておられる歴史家の別宮暖朗氏は、『誰が太平洋戦争を始めたのか』（ちくま文庫、2008年8月）の第1章で、第2次大戦を「五つの戦争」の複合体とみることを提唱している。すなわち①昭和12年（1937）8月、「第2次上海事変」での蒋介石軍の攻撃に始まる「支那事変」：今日いうところのいわゆる「日中戦争」、②1939年9月、ドイツのポーランド攻撃：「ポーランド戦」、③1940年5月からの、ドイツのフランス・ベルギー・オランダなどへの攻

*本稿は、『桃山法学』（第20・21号、2013年3月）に掲載された拙稿『歴史上にみる日本の安全保障問題』と共通の意図で著したものであるから、続編のつもりで（2）とした。今回も前回同様、アカデミックな論文ではなく、書評による「隨想」であり、記述形式も脚注は付けず、引用文献は本文中に記したことなど、すべて前回通りである。なお本稿は、共同研究プロジェクト「21世紀の日本の安全保障」の研究から生まれた。

キーワード：支那事変（日中戦争）、第2次世界大戦、真珠湾奇襲攻撃、山本五十六、ワシントン海軍軍縮条約

撃：「電撃戦」と、対英航空戦：「バトル・オブ・ブリテン」、④1941年6月、ドイツのソヴィエト連邦攻撃：「独ソ戦」、⑤昭和16年（1941）12月、日本の対米英戦：「太平洋戦争」である。確かに第2次大戦は、様々な局面で複雑な対立・連合が錯綜し、最終的にアメリカの参戦により連合国と枢軸国の対立構図が生まれたが、それでも日ソ間は昭和20年（1945）8月7日まで「中立状態」にあった。こうしてみれば、別宮氏の提唱のように、この「大戦」を大きな枠組みに「分類」して、この戦争の重層的で立体的な構造を把握し、それを多角的に解明することが必要となろう。上述のような理由で、日本の「先の大戦」への関わりを解明するためには、まず第1に日本と満洲・シナ大陸における込み入った歴史を念頭におかなければならず、それゆえ別宮氏も第2次大戦考察の冒頭に、「支那事変」を取り上げているのは当然といえるのである。

ただし別宮氏の本書における考察の主眼はこの点についてではない。表題にあるように、「誰が太平洋戦争を始めたのか」をつきとめることである。というのも先述の5つの戦争を開始する明確な政治決断を「誰が」下したのかといえば、すなわち第1の戦争は蒋介石が、第2から第4まではヒトラーが下したことは明確であるにもかかわらず、第5の「太平洋戦争」つまり対米英戦は、日本の誰がどのように決定したのかは極めてあいまいだからである。本書で、別宮氏の独創的な分析が際立つのはこの点をめぐってであるが、本稿後半の鳥居著『山本五十六の乾坤一擲』（文芸春秋、2010年7月）についての筆者の書評は、まさにここに焦点を当てたものである。

ところで、別宮氏の前掲書にいう第1の戦争である「支那事変」、その第1章における重要な指摘は、昭和12年（1937）8月13日のいわゆる「第2次上海事変」を、今日いうところの「日中戦争」の真の始まりとしたことであろう。7月7日の「盧溝橋事件」は、眞の発火点ではないという。そのうえでこの戦争勃発の背後に、1930年代初期からナチス・ドイツの蒋介石政府支援があった点を重視している。蒋介石はワイマール時代のドイツ軍部とすでに交流があったが、ナチス・ドイツ成立以後さらに関係を深め、1936年4月には、「クライン条約」（通称「ハプロ条約」、1934年ドイツ軍のクライン大尉が設立したハプロ社=工業製品製造会社の名目で作られた、実際は秘密の武器製造会社）を秘密の内に結んだ。ナチス・ドイツ政府は、ワイマール時代に引き続き軍事顧問団を送り、彼らの軍事指導とドイツ製武器の供与により、蒋介石を日本との戦争に誘導する工作をしていた。第2次上海事変の20万人を超える蒋介石軍の動員と作戦行動、ドイツ製最新兵器の装備、大規模で最新技術を駆使した陣地構築など、すべてドイツ軍事顧問団の働きによる。中華民国政府は、ナチス・ドイツと「同盟」を結んでいたが、今日「日中戦争史」を日本の「侵略」として描く論者はこの事実をほとんど無視している。もちろん、日本の中高生が学ぶ日本史や世界史の教科書にも出ていない。それなのに、南京陥落で蒋介石軍の敗北が決定的になると、ドイツ大使トラウトマンが日中和平工作に動いたことは全ての本に書かれている。なぜここに突然「ドイツ大使」が登場するのか、その不可思議さは語られない。（この問題の経緯については、阿羅健一

『日中戦争はドイツが仕組んだ』小学館、2008年12月、が詳細に記述しており、また北村稔・林思雲『日中戦争の不都合な真実』PHP文庫、2014年9月、はこの戦争が中国側の主導で始まったことを明らかにしている。さらにこの日中間の戦争が、なぜ蒋介石の主導権の下で始められたのかという最も説得力のある説明は、前掲の別宮『誰が太平洋戦争を始めたのか』の第1章にある)。

日本のその後の蒋介石軍との泥沼の戦争状態は、大戦終了の昭和20年(1945)8月まで続き、対米英戦死闘中にもかかわらず、この間日本陸軍は大軍をシナ大陸に張り付けていた(後述の、昭和19年4月から始まった、いわゆる「大陸打通作戦」に関する章を参照)。陸軍に関する限り、日本は「片腕」で米英と戦っていたようなものである。日本はそれだけ満州やシナ大陸に拘ったともいえるが、一方連合国側から見れば、日本の大軍を最後まで大陸に挽きつけた蒋介石の役割が大きかったともいえるのである。日本は戦争において、最も禁忌とされる「二正面」に敵をつくって戦った。それも太平洋や東南アジアでは、世界最強の米英軍と戦ったのであるから、その「無謀」ぶりを非難されてもやむをえない。この日本の「暴走」は、計画的「侵略」というにはあまりに「不可思議」な問題が随所に散在している。そこには、いまだ日本国民共通の歴史認識には至っていない歴史の「暗部」がある。先の大戦の問題解明には、まず別宮氏の指摘されるように「支那事変」に至るまでの日中関係史の細部に亘る解説と、シナ大陸での戦争の時系列的で詳細な解説が必要である。別宮氏は、「支那事変」を〈プレ第2次世界大戦〉と位置付けられているが、それはこの戦争にドイツ・イギリス・アメリカ・ソ連という、第2次大戦の主要国すべてが関わっていたからである。さらにいえば、世界大戦への最終的な引き金を引いたことになる日本の対米英宣戦は、日本の側からの理由づけの主要なポイントの一つとして「支那事変解決」への「糸口」にしようとする「願望」さえもあったのである。結局日本(特に戦争の主導権を海軍と競った陸軍)は、この大戦の最後までシナ大陸や満洲から離れることが出来なかった。この日本の大陸への「深入り」は、単なる「行き掛かり」とはいえない問題であった。日本政府と陸軍首脳部は、「支那事変」勃発以来敗戦まで、さまざまな局面で蒋介石との「和平」を模索していたことは事実であり、当時の政府・軍部の意識の底では、対米英戦争への重視の「度合」が、大陸に比して本当に大きかったのかということさえ疑われるほどである。しかし蒋介石と毛沢東の共産軍へは、米英ソが絶えることなく支援を続けていたのであるから、日中和平などできうるはずもなかった。「支那事変」を継続したまま米英と戦争するという「決断」こそ、日本の敗北を決定づけたともいえよう。

本稿は先の大戦を、上述のような認識に立って検討することを目指しているが、この問題の検討には既に重要な諸論考が幾人かの先達によって上梓されている。しかし残念ながらそれらは国民共通の「必読書」とはなっておらず、むしろ東京裁判以来の戦後歴史観で書かれた現代史(特に昭和史)の著作が氾濫する中で、それらの大半は軽視されているようにおも

われる。本稿で取り上げる著作の多くは「学術的」な著作としては読まれていないし、なかには一部の「戦史マニア」向け扱いしか受けていないものもある。本稿では、これらの軽視されている重要諸著作を敢えて取り上げ、日本近現代史とりわけ先の大戦の歴史的教訓を、後世の日本人が汲み取るための必読書として紹介する。

取り上げるべきものは多岐にわたるが、まずは『昭和二十年』（草思社、昭和60年「第1巻」刊行、平成24年「第13巻」刊行、著者死去のため未完）、のタイトルで「日本近現代史」を書き続ける傍ら、関連する多数のテーマについての著書や評論集を発表してこられた鳥居民氏の作品を基軸に考察を進め、それに関連する諸著作との対比による〈書評〉を試みる。

戦後70年となる2015年は、この戦争をめぐる多くの議論や論考あるいはドキュメンタリー等が発表され、また国際的なレヴェルでの「論争」も活発化するであろう。そこでは、「善い戦争」と「悪い戦争」の対比が繰り返し論じられるであろう。日本国内でも、この戦争を「悪い戦争」として「反省」する姿勢が強調される「論考」や「映像作品」などが多数発表されるであろうし、これまで既に大量のものが発表されている。これは先の「戦争」の歴史的評価と重ね合わせて議論され、戦前・戦中の日本の方に「倫理的決着」をつけることが、「戦後70年」の我が国の「国のかたち」に合致するという立場から生まれたものである。一方このような「決着」に反発し、戦前・戦中の日本を「倫理的」に「断罪」する歴史認識への反論や反証も、これまで以上に発表されることであろう。我が国の戦争とその歴史問題に関するこうした議論は、戦後70年このかた飽くことなく繰り返されてきた。それらはすべて無意味であるとはいえないが、ただ「我が国は、戦前の一時期国策を誤り、他国を『侵略』した」（村山富一首相談話の趣旨）というような内容で、戦前の日本の歴史的過程を「総括」するだけでは、歴史の教訓を日本国民全体の「資産」として定着させるには何の役にもたたない。なぜなら、現在の日本国民が学校で教えられる戦前・戦中に対する「歴史的知識」は、極めて「貧弱」かつ「定型的」で底の浅いものでしかなく、特に「日清・日露戦争」以後の東アジア大陸との関係史の複雑な経過については詳しく教えられていないからである。（村山談話は、特に東アジア大陸への日本の「侵略」を「反省」したものというが、彼はこの談話を発表した時の記者会見で、「日本はどの時点で、どのように国策を誤ったのか」と記者から問われても、内容のある答えができなかった。これは村山首相が、ある意味で現在の日本国民の平均的な「歴史知識」を代表する人物であることを示している）。日露戦争後の日本が、東アジア大陸に足場を築いてから昭和20年（1945）の敗戦まで、どれほどの複雑な国際的利害関係がこの地域を巡って錯綜したことであろうか。そこは単に東アジアに留まらず、世界政治を揺るがす「震源地」でもあったのである。

「国策を誤った」としたら何時どのように誤ったのか、その時々の時代状況にまでさかのぼって細部に亘る検討が必要であろう。こうした研究は実は既に大量に蓄積されているが、それらは日本の国策の「誤り」を「断罪」するための「研究」か、逆にそれを肯定するもの

も多数ある。もちろんそれらにも多くの有用な研究内容が含まれているであろうが、しかし、近代主権国家の行う諸政策について、「善悪」の倫理的判定を付けようとする歴史研究は、社会科学の立場からの正統な研究とは言えない。戦後70年を迎える現在、戦前・戦中の日本近現代史および国際政治史を論ずるなら、「倫理的価値判断」を離れて、日本は「その時」どのような事態の中にあったか、国策としてどのような「選択肢」がありえたのか、誤った国策とは「どのような誤り」であったのか等々について、冷徹な「国家理性」に基づく分析をしなければならない。多くの災厄をもたらした幾多の「戦争」を論ずるならなおさらのことである。そうすることによってのみ、日本国民が今後の国際社会において、「国策の誤り」を避ける「知恵」を蓄積できるであろうし、またそれによって「成熟した日本」の世界への「貢献」も可能となろう。

1. 歴史家鳥居民の遺産：未完の大著『昭和二十年』

幾多の珠玉の作品を遺して、平成25年（2013）1月4日、鳥居民氏が急逝された。享年84歳。鳥居民氏は友人の加瀬昌男氏が創立した出版社「草思社」への企画や助言を行い、自らも昭和45年（1970年1月）『毛沢東五つの戦争』を同社より出版、以後『山本五十六の乾坤一擲』（文芸春秋社、2010年7月）を除いて、自身の著書はすべて草思社から上梓した。

鳥居民氏が、とりわけ「中国近現代史」や「昭和史」の史家として、他の数多の同業者たちと決定的に異なるのは、昭和60年（1985）より発表され始めた比類なき作品、『昭和二十年』（全13巻、未完）を著したことにある。この長編は、先の大戦最期の年である昭和20年を生きた多くの日本人の記録一日記・備忘録・伝記・自伝・新聞や雑誌記事その他現存する多数の記録をもとに、昭和史のみならず明治以降の日本近現代史の全貌を描こうとした野心作である。勤労動員で工場に働く高等女学校生徒の日記から、言論人の備忘録や重臣の日録まで、あらゆる階層の人々が、昭和20年の一日一日を記録していた。鳥居民氏は、これらの記録に語らせながら、日本近現代史を描いたのである。『昭和二十年』は13巻で中断したが、これら13巻には「第1部」と銘打たれている。つまり「第1部」は8月15日まで、それ以降の昭和20年が「第2部」となったのであろう。いずれにしても完成すれば、国民的歴史書の一大金字塔が生まれたにちがいない。惜しみても余りある急逝であった。

鳥居民氏の膨大な業績の全てを評価することは、到底短時日のうちにできることではない。それは、いずれ多くの後続する研究者たちが果たさなければならない責務である。しかし専門外の筆者がここで鳥居民氏の仕事の一端を論ずるのは、日本近現代史の「通説」にはなっていない氏独自の歴史解釈にたいするものであり、私はその創見に満ちた「解釈」に強い刺激を与えられたからである。例えば、氏の著作から受けた「刺激」の数例をあげると、

- ① 昭和19年（1944）2月末から翌年にかけて、日本陸軍が実施した、シナ大陸の北から南まで1万キロを越える軍事作戦である1号作戦—通称「大陸打通作戦」の意味するところを、全く独自の視点から分析したもの

- ② 近衛文麿の戦後における低い評価に鳥居氏が敢然と挑み、大胆に疑問を呈した論考
- ③ 連合艦隊司令長官山本五十六が、開戦直前に取ろうとした行動にたいする鳥居氏の高い評価

などがある。

本稿では、上記①と③を「2. 鳥井民の史眼」、「3. 鳥井民の解釈」の項で取り上げ、②の近衛の評価に関する鳥居氏の見解への評価—それは『昭和二十年』の各所で論及されているが、現在は別に『近衛文麿「黙」して死す』(草思社、2007年3月)として単行本が刊行されている—については見送ることにした。近衛については、近年鳥居氏の仕事と相補・相反する著書、工藤美代子『われ巣鴨に出頭せず 近衛文麿と天皇』(日本経済新聞社、2006年7月、後に中公文庫)、中川八洋『近衛文麿の戦争責任』(PHP、2008年10月)、大野芳『無念なり 近衛文麿の闘い』(平凡社、2014年1月)などが出版されており、さらに近衛を影の主役のように描いた加藤康男『昭和天皇「七つの謎」』(WAC、2015年1月)も刊行された。戦後書かれた有馬頼寧・風見章・矢部貞治・岡義武など多くの「近衛論」から上記諸作まで、近衛を巡る評価は全く「捉えどころのない」多様さである。それゆえここでは、近衛の全体像についての評価はしばらくおき、さらに検討を重ねてから考察を進める予定である。

ただし、筆者が鳥居氏の「近衛論」に大きな刺激を受けた一点についてだけは、ここに注記しておきたい。それは、世間で近衛の「盟友」と戦前も戦後も思われていた木戸幸一に対する評価である。近衛と木戸はいうまでもなく日本の貴族階級の頂点に位した人物であり、学習院から京大まで青年時代をともに過ごし、長じてはともに政治の世界の中心で働く有力者であった。しかし近衛が首相として日本の政治を動かし、木戸が内大臣として宮中を取り仕切る頃から、両者の間に微妙な溝が生まれ、戦争末期から敗戦後にはそれが修復不能になり、さらには木戸が戦争責任をめぐる罪状に関して、自らのものは軽く、重い責任は近衛に負いかぶせ、その結果木戸が近衛を自殺に追いやった、と鳥居氏が論及した点である。しかも、この間近衛は木戸の自分にたいする「反感」に気づいておらず、戦後憲法起草など自らの出番を確信した近衛が木戸に心のうちを示して、木戸に裏切られという。木戸は実弟の和田小六（後の東京工業大学学長）の女婿都留重人や、その友人でGHQに勤務し日本の戦犯指定に働いていたE.H.ノーマンの援助で、自らの戦争責任を軽くし、近衛の責任を最大にする工作を進めたと言うのが鳥居氏の近衛論の核心である。終戦直前、近衛は「上奏文」で日本が共産革命の危機にあることを天皇に訴えた。第1次近衛内閣以来、近衛の周辺には公然非公然の社会主義者や共産党員などが取り巻いていた。そして、敗戦も間近になって、近衛は自らが日本の敗北をもたらすことになった「トロイの木馬」を引き入れたこと、すなわち多くの工作員を自分の側近やブレーンとして、政治の中核に引き入れていたことがなにをもたらしたかに気づきはじめる。そして、それを工作していた大きな謀略のワナの構図に思い至る。一方木戸は、近衛の「上奏」を天皇の脇に侍立して聞きながら、自らが取るべき

「敗戦後」の立ち位置を考える。そして、義理の甥にあたる都留重人の線を考えたに違いないと鳥居氏は推定する。そして近衛が、共産主義者の工作を世間に明らかにすれば、木戸の頼る都留重人の線は危うくなる。「ニュー・ディーラー」や、その背後に動くコミニテルンのエージェントの活動をここで妨害されないように、近衛の口を封じなければならないと木戸は思ったに違いない、というのが鳥居氏の結論であった。近衛を論じることで、その裏側に潜んでいた、戦争責任を近衛とともに負うべき陰の「主役」の一人ともいべき内大臣木戸幸一の実像を、白日のもとに引き出そうとした鳥居氏の追及に、筆者も様々な教示を受けたことは記しておかなければならない。そしてこの木戸への追及は、後述の『山本五十六の乾坤一滴』のなかでも容赦なく行われている。

鳥居氏は、自らの歴史記述を展開するに当たり、いわゆる学者風の資料に基づく「禁欲的」記述を忌避し、膨大な資料の背後に潜むリアルな人間の行動や思惑に光を当てることをためらわなかった。この点につき谷沢永一氏が鳥居氏との対談の冒頭で、以下のように鳥居氏の歴史家としての態度を賞賛している。「鳥居さんが『昭和二十年』第八巻で珍しく、歴史家としてのご自分の態度を明確にされています。公文書や日記、回想録など、書き残されたものを案内役とする研究者は、文字にはけっして残されなかつたもっとも重大なことは何もわからない、と。残された秘録などだけにこだわり、あるいはそれをいかにも絶対の証拠であるかのように振りかざして議論する人たちを鳥居さんは問題にしない。あらゆる目に見えない脈絡を突き合わせ絞り上げて、事実を洞察し表現する。これがたくさんのご著書の基本線になっていて、そこには六十年後、百年後の人々に真実を語り掛けるのだというお気持ちがある。僭越ですが、これこそが眞の歴史家だと私は思います。非常に説得力がありました」。(『鳥居評論集 昭和史を読み解く』、草思社、2013年11月、p.281)。この一節に、歴史家鳥居の人間像が集約されている。

2. 歴史家鳥居の史眼：「1号作戦」(通称「大陸打通作戦」)の隠れた意味

昭和19年(1944)春から20年にかけてシナ大陸で行われた日本陸軍の「1号作戦」(通称「大陸打通作戦」)は、今日ではおおむね無意味な作戦との評価が定着している。例えば広く一般に流布している安直な戦史本は、以下のように述べている。「大陸打通作戦は、一言でいえば、北京から漢口などを経て、広西省(今の広西チワン族自治区)を通り、ベトナム(当時はフランス領)に達する鉄道を打通(一貫して通す)させる作戦だった。……日本と中国や南方占領地域(マレー、シンガポール、ビルマなど)との鉄道連絡網の完成をめざしたわけである。もう一つのねらいは、そのような作戦を実施することで、沿線付近の飛行場を制圧し、あるいは破壊することである。当時は、アメリカのスーパー・フォートレスB29(「超空の要塞」長距離重爆撃機)の開発が着々と進んでいたことがわかつっていたから、それらが東京をも爆撃圏内におく中国大陸の飛行場が非常に危険だと考えられていたのであ

る」。しかしこの作戦は、大陸各地で一定の成果を挙げたが、昭和19年6月にはアメリカ軍はサイパン島に上陸し、続いてグアム島からテニアン島を占領、11月には東京空襲を始めると全く無意味なものになった。「マリアナ諸島からのB29による東京空襲が始まったころ、中国の日本軍はまだ大陸打通作戦をおこなっており、ちょうど桂林と柳州の占領を終わったところであった。ここにも飛行場があり、日本軍はそれを爆撃して破壊したが、あまり意味のない作戦ではあった。大本営にも作戦中止の声があがったが、強く押しとどめた作戦課長・服部卓四郎大佐の“実力”がまさり、続行されたのである」。(『日中戦争がよくわかる本』、太平洋戦争研究会、PHP文庫、2006年10月、pp.318-319。ついでにいえば、このタイトルは全くの羊頭狗肉で、この本をいくら読んでも日中戦争は「よくわからない」)。

日本陸軍はこの作戦に、兵員約50万人、馬匹約10万頭、自動車約1万5千輛、火砲約1500門を投入した。(『歴戦1万5000キロ』、藤崎武男、中公文庫、2002年7月参照)。これは、当時の支那派遣軍総兵力の85%に相当する戦力である。太平洋方面の対米戦では、日本海軍は壊滅状態になり、西太平洋の各島嶼に置き去りにされた守備隊が次々に玉砕しているときである。この作戦の評価が、ほとんどの戦史本でほぼ全面否定されているのも当然である。

ところが、この誰もが無益と断じた悪名高い「1号作戦」に、鳥居氏は思いもかけない角度から光をあてて見せたのである。筆者の知る限り、鳥居氏がこの問題に言及されたのは、雑誌『諸君』昭和49年(1974)5月号から昭和50年4月号まで連載された『周恩来と毛沢東』(後に単行本として草思社から1999年10月に刊行)であり、このときはごく短い指摘であった。そして氏はこの問題の重要性を、その後主著『昭和20年』第1部2(1986年8月)で、以下のように論じた。

蒋介石は、延々と続く対日戦争を国民党が多大の犠牲を払って続けているのは、日本陸軍の主力を大陸に引き止め、それによって連合国とりわけアメリカの対日戦争に大きな側面支援になっているからだと主張し、そのことを理由にアメリカやイギリスから多大の援助を受けてきた。一方で蒋介石は、自分が日本軍より大きな「災い」と考える中共軍が、連合国から大きな援助を受けることがないよう絶えず連合国側を牽制してきた。そのための最も有効な手段に利用したのは、繰り返し日本側から打診された「和平提案」である。

「蒋介石は、こうした〔日本側の〕執拗な和平の働きかけをたくみに利用してきた。アメリカとの交渉における切り札として使ったのである。蒋介石と夫人の宋美齡、彼女の弟で外交部長の宋子文は、重慶へやってくるアメリカの高官に向かって、日本から新しい和平提案がきているのだといった話を披露するのがつねであった。日本との和平を望む者は増加している、かれらの動きは活発になっているのだと語り、私がしっかりがんばっているからこそ、中国は連合国側に立って戦っているのだと言わんばかりの態度をとりもした。そして本題に入れれば、自分の要求をアメリカに押しつけ、相手の主張を脇へ押しやることになったのである。

はじめから脅しにてて、アメリカが約束どおりの援助をよこさないなら、われわれは日本

と単独講和を結ぶぞと脅迫することもあった。

ところが、蔣の側のこうした弱者の恐喝は、昨十九年七月〔この引用文は昭和二十年三月十六日から十九日を扱った箇所から引いている〕に小磯内閣が登場し、緒方竹虎が重慶との和平交渉を考えるようになったときには、使うことが出来ないようになった。

それより以前、昨十九年の四月に日本軍の大攻勢がはじまった。それこそ、宋子文が矢継ぎ早に援助の要求をアメリカへ突きつけ、最後通牒だとわめきたて、単独講和をするぞと脅しにてて不思議のない局面となった。それができなかった。なぜ、それができなかったのか。延安の共産政権の存在が大きくなっていたからだ。中共党とその軍隊は、もはや無視できない力をもつようになっていた。

昭和十九年四月に支那派遣軍が開始した一号作戦が、重慶と延安の明暗を分けることになった。利益を得たのは延安の側だった。日本軍が京漢鉄道の沿線を前進し、つづいて湘桂鉄道と粵漢鉄道の沿線を進撃するのを、延安はなんの危機感を抱くことなく、高みの見物をきめこむことになった。

それだけではなかった。延安にとって、六年ぶり、二度目のチャンスとなった。昭和十三年、日本軍が漢口作戦をおこなったことが、延安にとって計り知れない利益となったように、この一号作戦も延安にとってとてつもない大きな利益となった。日本軍はその作戦をおこなうための兵力を華北から引き抜いた。そのために華北の戦力は半分以下に減ってしまい、中共党にとって、山西省から江蘇省までの支配地域を拡大強化する絶好の機会となった」(『昭和二十年』第1部2, pp.286-7, 引用文中的〔 〕括弧内は引用者の付加。以下同)。

太平洋戦線でも、ビルマ戦線でも、日本陸海軍はいたるところで米英軍に連戦連敗している時期に、日本陸軍はシナ大陸ではかつてないほどの大作戦を展開し、このため蒋介石の國府軍は大きな打撃を受け重慶まで陥落するかもしれないとの不安が広がった。一方これによって、延安の中共軍は願ってもないほどの利益を得た。1964年7月、旧日本社会党の佐々木更三委員長(当時)が訪中して毛沢東と会見した際、佐々木が「日本はご迷惑をおかけした」というと、毛沢東は「そんなことはありませんよ、われわれは日本軍のお陰を受けています」言ったのは、あながち毛の冗談ではなかったかもしれない。(この話はよほど広く知られているらしく、2013年末刊行された『赤い中国消滅』、陳破空、扶桑社新書、2013年12月、p.114にも紹介されている。ただし佐々木の訪中年が誤って86年となっている)。いずれにしてもこの事態は、支那事変のみならず第2次大戦とその後の国際政治の様々な局面に微妙な影響をもたらすことになった。

以下、鳥居氏の考察を辿ろう。

まず、蒋介石を支援するアメリカ政府の態度の変化が明らかになってきた。アメリカから派遣されたスタイルウェル将軍は、国府軍の参謀長(蒋介石にとっては軍事顧問でしかない)であったが、日本軍の大攻勢に押し捲られる国府軍の醜態に、かねてからの蒋介石に対する不信感をますます募らせ、次第に延安の中共軍のほうへ好感を寄せるようになったことがあ

げられる。在重慶米大使館の2人の書記官は、スタイルウェル将軍の政治担当幕僚となっていたが、「かれらは重慶政府の腐敗と無力ぶりを批判し、延安政府の士気の高さと活動的なことを評価した。そして、重慶、延安双方の軍隊が全力をあげて日本軍と戦うことができるようにならなければならないと説き、国共間の対立要因を除くべきだと述べた。そしてかれらは、つぎのような進言書を提出していた。スタイルウェルが指揮をとる最高司令部をつくり、中共党を加えた連合政府を樹立しなければならない、そのためには蒋介石に圧力をかけるべきだと主張」(前掲書, p.290)した。これが、蒋介石とスタイルウェルの対立をあらわにした。この対立の根本にあるのは、ルーズベルト政権の一部にある親ソ派あるいは親中共派が、腐敗した蒋介石政府と戦意のない国府軍から延安の中共軍に支援の重点を移し、その軍事力を日本軍に振り向けることにより、その後のシナ大陸における主導権を延安政権に誘導しようとしていたことにあり、一方蒋介石はルーズベルトと側近ホプキンスの支持を受けながら、アメリカとソ連の戦後秩序に、中華民国が加わることで中共勢力を排除しようとしていたのである。そしてルーズベルトは、スターリンとは協調していたが、毛沢東一派の実態には重きを置かず、あくまで蒋介石を、戦後秩序を築くパートナーと考えていた。(またスターリンも、毛沢東派が戦後のシナ大陸で主導権をもつことに反対であり、彼は一貫して蒋介石を支持してきたのである)。この対立はワシントンでの、蒋介石派と親ソ派とのロビー合戦になり、ホプキンスの支持を得た蒋介石派が勝利し、スタイルウェルは更迭され後任にはヴェデマイヤーが任命される。

しかし日本軍の1号作戦は、ルーズベルトの願望が実現される見込みを打ち碎いた。黄河を渡河した北支方面軍14万人が、京漢鉄道線沿いに南下を始めてから数日後、アメリカ第14航空軍の偵察機は、地上で戦闘らしきものが起きている気配を探知できなかった。河南省に駐留する湯恩伯と蔣鼎文の指揮する40万人の国民党軍は、日本軍の攻撃に四分五裂状態となつた。一方日本軍の脅威から解放された毛沢東軍は、華北の支配地域を急速に拡大し始めた。日本軍の進撃は、さらに南へ進み、このままでは重慶の安全まで脅かされる恐れがあることについて、現地の外交団のあいだで議論されるようになった。

ここで鳥居氏の歴史を探求する活動は、これまで大半の歴史研究者が明確には説明してこなかった動きに一步踏み込んだ解釈を、以下のように展開する。「ルーズベルトは、蒋介石の国民党が腐敗、墮落しているといった批判、それと比べて共産党は清潔で、統治下の住民に敬愛されているといった話を聞くことがあった。だが、ルーズベルトはテヘランでチャーチルとスターリンに向かって、カイロでは蒋介石に向かって、『四人の警察官』による世界の秩序維持のための組織をつくるのだと説き、中国を四大国のひとつとして英國とソ連に認めさせた直後であっただけに、陸軍きっての中国通である将官と、國務省のこれまた有数の中国通の二人が語った中国の未来についての予測は、かれの樂観的な展望に暗い影を落とすことになった」(鳥居著, 『原爆を投下するまで日本を降伏させるな』, 草思社, 2005年6月, p.33)。ルーズベルトが恐れていたのは、日本が敗北した後、毛沢東が日本軍の占領地を支

配下に置こうとすることと、国民党との戦いに踏み出すことが予想され、内戦は不可避になり、ソ連が毛沢東を支援して米ソ間の関係は悪化し、蒋介石の下で中華民国が東アジアの安定基盤になるというルーズベルトの希望は潰え、米英ソ中の「4人の警察官」が世界秩序を護るという彼の構想も瓦解してしまうということであった。

日本との戦争が長引けば、国民党の力は低下し、共産党の勢力はより拡大する。蒋介石の力がまだ毛沢東に勝っている間に、ドイツ降伏後できるだけ早期に日本を降伏させることへとルーズベルトが方針転換したと鳥居氏はみる。そこで長らく駐日大使を務め、日本に幅広い人脈を持つジョセフ・グルーを、急遽国務省の対日政策立案の担当官に起用し、日本に「寛大な条件」による早期降伏の希望をもたせる工作を命じた、というのがグルー起用に関する鳥居氏の解釈である（前掲書、p.34）。（なおこの『原爆を投下するまで日本を降伏させるな』では、ルーズベルトの急死により、後任のトルーマンが、原爆開発の実態を知ったため、急遽方針を転換し、グルーの日本早期降伏政策を取り下げ、原爆投下まで日本を降伏させないように謀ったと分析している。同書、p.168 以下参照）。

このように日本陸軍が蒋介石を攻撃することで、毛沢東の窮地を救ったのはこれが2度目になると鳥居氏は言う。

その最初のケースは昭和13年（1938）の春、首都南京で敗北した蒋介石が漢口に撤退し、日本との和平交渉が国民党政府の高官により進められ始めた頃のことである。このとき日本では日中問題の専門家として近衛首相の信任厚かった尾崎秀実（先に朝日新聞記者を退職）が、「漢口を攻めよと説き、武漢作戦をおこなえと内閣主要幹部、陸軍幹部に言ってまわった。かれは熱心に説き、講演をし、雑誌に書き、研究者仲間に署名運動をするようもしかけもした。かれがそんなキャンペーンをしなくとも、陸軍は漢口、武昌を攻略したであろう。だが当代切っての中国の専門家の熱心な主戦論は陸軍幹部を大いに勇気づけたことはまちがいのないところであった。尾崎はなにを考えていたか。……ゾルゲがかわり、尾崎とゾルゲの共通の友人、そのときに漢口にいて、中共党の軍隊の支援に懸命だったスメドレー、そして同じように漢口にいた中共党代表の周恩来が関与していたことは間違いかろう。そのとき周恩来の耳にも入っていたことがあった。南京から漢口に撤退していた国民政府の高官は、蒋介石の暗黙の承認のもと、日本側と和平交渉をおこなっていた。和平が成立すれば、国民政府のつぎの敵は共産党になる。尾崎が大車輪の活動をはじめたのは、和平の動きを潰してしまうためだった。和平なんかできはしないと主張し、漢口を占領することこそが平和解決には欠かせないと説いてまわったのは、日本のためではなく、中共党のためだったのである。陸軍に漢口攻略の作戦をさせることは、共産党にさらに大きな利点があった。陸軍は華北を占領している軍隊を漢口作戦のために南下させなければならなかった。こうして延安の共産党は自己の支配地域を河北省、山東省に『解放区』を拡大できることになるのだった」（鳥居民評論集『昭和史を読み解く』草思社、2013年11月、pp.148-9）。毛沢東は、1950年代当時上海市常務副市長の藩漢年を逮捕し無期懲役に追いやったが、藩漢年は支那事変の最中

に毛沢東の命を受けて、延安と南京の汪精衛政府および日本の支那派遣軍総司令部の三者共同で蒋介石政権を打ち破るための秘密交渉役を担っていた。政権獲得後に、毛はこの都合の悪い事実を知る人物の存在を消したのであろうと陳破空は述べている。(陳、前掲書, p.122)。

「1号作戦」が、「漢口作戦」と同じように蒋介石を窮地に追い込み、毛沢東に希望を与えたとすれば、ここでもなにかの意思が働いていたのではないか。鳥居氏の追及はさらに意外な方向へ進む。「尾崎のあとを引き継いだのが服部卓四郎〔1号作戦を立案した、大本営陸軍部作戦課長〕である。服部は1号作戦の計画をたてた。獄中の尾崎が服部の新作戦を聞くことができたら、どれだけ喜んだことであろう。……蒋介石の野戦軍の半分を撃破するのだと知ったら、かれはこれで中国共産党の最終的な勝利は確実だと思ったことだろう」(前掲書, p.149)。もちろん、尾崎と服部が直接連携していたと鳥居氏が述べているわけではない。しかし尾崎は意図をもって、服部は意図せずして、ともに毛沢東の勝利に「貢献」したのではないかと読者に問いかけているようにおもわれる。

(鳥居氏は触れていないが、阿羅健一氏の著書『秘録・日本国防軍クーデター計画』(講談社, 2013年8月)によれば、服部は敗戦直前に赴任した会津若松歩兵第65連隊の連隊長として、揚子江中流域の湖口で敗戦後の引揚げを待っていたが、終戦から7ヶ月後突然服部一人に帰国命令が届いた。その後服部は、GHQの戦史編纂の中心メンバーとして重用された。かれは自分が戦犯に問われることも覚悟していたのに、どういうわけか戦争中から連合国側に「使える人物」としてマークされていたらしい。連合国側といっても、服部の能力を具体的に知ることができたのは、国府軍や中共軍であろうから、アメリカ軍当局の人物評価もこの筋を通したものかもしれない)。

以上のことについて、鳥居氏がわれわれに伝えたいのは、日本の近現代史を現在の通説で表面的に解釈することへの戒めであり、またとくに闇に隠された秘密工作や諜報活動を、歴史記述の表舞台へ引き出す作業を怯まず進めることの重要さである。戦後も70年を過ぎ、近年ようやく連合国側の機密資料も徐々に(部分的とはいえ)公開され始め、これまで状況証拠や推定でしか書けなかったことも裏づけられるようになった。例えば、1995年アメリカ政府が公開した『ヴェノナ文書』(『ヴェノナ』, 中西輝政監訳, 2010年2月, PHP)は、ルーズベルト政権の内部に浸透したソ連のエージェントたちのスパイ活動を明らかにした。(この文書の信憑性は、1991年のソ連崩壊当時クレムリンから大量に流出した機密文書で確認されたことによる)。また近衛と木戸との問題で、戦後の戦犯摘発に中心的な働きをした、E.H.ノーマンのコミニテルンとのかかわりや、彼の共産主義への傾倒を記録したイギリスのMI5やMI6の記録が公開され、ノーマンの人物像も解明され始めた。(岡部伸「日本の敵はやはりソ連のスパイだった!—英秘密文書が決定づけた共産主義者 H.ノーマン」『正論』2014年9月号)。さらに、1930年代から第2次大戦を経て戦後冷戦期までの、中華民国や中国共産党あるいはコミニテルンの工作活動を克明に追跡した研究、『上海「ヌーラン事件」

の闇』（鬼丸武士、書籍工房早山、2014年1月）なども出版され、アジアの現代史にも、これまで闇に隠されてきた動きに、ようやく実証研究の光が当てられ始めたことは歓迎すべきことである。

日清・日露戦争後、東アジア大陸に足場を築いた日本の行動には、「植民地獲得のための『帝国主義的侵略』」という「評価」や「断罪」で一件落着のような歴史記述がなされていることが多い。世界の列強諸国が、《帝国主義的侵略》に邁進していた19世紀後半から20世紀初頭に近代国家建設を始めた日本が、列強諸国の「植民地支配」を回避するには、自らも「殖産興業」による「富国強兵」国家となり、列強に伍して「植民地支配」のための軍事行動へ進んだと「周辺国」からみられているかもしれないが、しかし近代日本の大陸進出の背景には、日本列島の置かれた地政学上の状況と、幕末から維新の時期に、日本と東アジア周辺で渦巻いた欧米列強の主導権争いという「国際関係」から、「防衛的」に発想されたことも事実である。〔この問題の考察については、拙稿『歴史上にみる日本の安全保障問題』、『桃山法学』第21・22号、2013年3月、「第2章」を参照されたい〕。その結果が大陸に「深入り」した日本の「国策の誤り」として分析されるなら、その時々の状況と、なによりこの東アジア全域にわたって展開された列強主要国の複雑な思惑や行動も同時に考察しなければならない（この点については第2次大戦前、2人のアメリカ人外交官が書いた以下の2著、ラルフ・タウンゼント著『暗黒大陸 中国の真実』（芙蓉書房、2004年7月、原書は1933年公刊）と、J.A.マクマリー原著、アーサー・ウォルドロン編著『平和はいかに失われたか』（原書房、1997年7月、1935年に書かれた「メモランダム」）が参考になる）。そのような多角的な視点でみなければ、近現代日本の国家的動向の歴史解釈は、単に日本の「主体的侵略行動」か、さもなければ「いつの間にか」国際的な「敵役」として孤立していく「悪しき日本」や「愚かな日本」という評価だけに終始してしまうであろう。再びここで強調しなければならないのは、歴史のそれぞれの局面で「何が起き」、その時そこで「どのような多国間の利害行動が展開されたか」、そこで日本は「いかなる国策の選択肢」がありえたのか、どのような「情勢判断の誤り」を犯したのか等々を、「倫理的評価」を離れて分析することによってのみ、真に「歴史の教訓」を国民の共有物とすることができますのである。

3. 歴史家鳥居民の解釈：『山本五十六の乾坤一擲』

『山本五十六の乾坤一擲』（文芸春秋、2010年7月）における鳥居氏の「山本五十六論」は、もっぱら開戦直前の山本の言動を探索することから始まる。ここで鳥居氏が山本を高く評価するのは、とくに開戦直前まで戦争を回避しようとした努力の一事に対してである。山本は、開戦直前の昭和16年11月も押し詰まってから、なんと戦争開始を停止するよう天皇に働きかけたと鳥居氏はいう。そして氏の探索は、高松宮日記〔大正10年（1921）～昭和22年（1947）間の日記〕の読み込みからその作業を進める。〔高松宮は昭和62年（1987）2月の逝去。日記はその後、平成7年（1995）から9年にかけて中央公論社から刊行〕。まずは、『山

本五十六の乾坤一擲』と前掲評論集『昭和史を読み解く』をもとに、鳥居氏の山本五十六「評価」論をみる。

昭和16年（1941）11月30日、この日海軍中佐にして軍令部部員の高松宮は参内し、昭和天皇に「今艦隊発動の御裁可ある事は非常に危険です。実は軍令部の計算に大きな錯誤のあることを発見しました」と言上した。天皇は非常に驚き、その後内大臣木戸と団り及川海軍大臣と永野軍令部総長を急遽呼び出し、海軍の準備に遗漏がないかと質し、両者の確信の言を取り付けた（この出来事は、もちろん『昭和天皇獨白録』、文春文庫、1995年7月、pp.89-91に記されている）。実は高松宮の参内の目的は、山本連合艦隊司令長官自ら天皇に戦争回避を直訴するため、その許諾を天皇から得てほしいという願いを高松宮が受けておこなったものというのが、鳥居氏の解釈である。しかし翌日12月1日には、すでに11月26日に抝捉島の单冠湾を出撃しハワイまでの行程半ばに達している空母機動部隊ほか、各方面に展開した陸海軍部隊にたいし、御前会議で開戦を決定し、作戦実施の大命を下すことが既定の事実になっている直前、ハワイ攻撃自体を構想し、かつその実現に邁進した連合艦隊司令長官自身が、突然やめたいと言い出し、上司である軍令部総長を飛び越えて、天皇へ直訴したいというのは異例である。当然天皇は不信感やさらには不快感を抱き、高松宮と口論になり、最終的には山本の拝謁を拒否したと鳥居氏は推定する。開戦決定直前に、山本が高松宮を通じて天皇への「直訴」の願いを出したという事実は、この時期それぞれの立場で動いていた宮中・政府・陸海軍首脳部、その他要路に近い財界・言論界・学会などあらゆる人々がどこにも記していないことである。鳥居氏は、「高松宮日記」を手がかりに、この時期の全ての関係者の記録と、とくに戦後になってからの関係者の言動を注意深く分析して、そこから読み取れる隠された事象を絞り出し、山本の天皇への「直訴」の願いはあったと結論づけた。

鳥居氏は、『山本五十六の乾坤一擲』の「プロローグ」で、山本の人間像を次のように描いている。「山本五十六は普通の人間ではありません。……山本五十六は歴史のどのような舞台に自分が立っているのかをつねにはっきり意識し、周到に考えをめぐらし、大胆に行動しました。かれは自分が平和な時代に身を置いていない、差し迫った大きな危機のなかにある国の運命を担っているのだという強い自覚を持ちつけました。……ところが、かれの生涯がどれほど悲劇的であったのかは本当はなにも知られていないのです」（pp.8-9）。これを読めば、鳥居氏が山本を同時代の陸海軍人のなかでの傑出した人物として、高い評価を与えていることは明らかである。そしてその高い評価を与える理由は、鳥居氏が著作のあちこちに書かれ、また単行本にまでまとめた山本論の要諦、即ち、戦争の開始を開戦期日直前に、高松宮はじめ幾人かの協力者の助けを借りて、最終的には天皇に自ら直訴し停止命令を求めたところにあるようである。鳥居氏の著作を見渡しても、山本評価の根本はこの一点に尽きるといつても過言ではない。高松宮日記を分析し、戦後の保科善四郎（戦後自民党衆議院議員、戦争中は海軍軍令部員）の「証言」までつき合わせ、昭和16年11月末天皇と高松宮の対立（激しい口論があったといわれる）の背後に、山本五十六の「天皇へ海軍は実際には対米

戦争ができないことを直訴』の動きを、眼光紙背に徹して読み出した鳥居氏の歴史眼には学ぶところが多い。

そしてここでも、木戸幸一の果たした役回りに鳥居氏は注目する。天皇は高松宮との会見の後大いに動搖し、そのいきさつを木戸に打ち明け、その後の対処を相談した。山本の意向を事前に知っていた木戸は、天皇の命を受け参内、海軍大臣と軍令部総長を呼び、海軍の戦争態勢を問い合わせたことを提案した。急遽呼び出された海軍両首脳は、それまで海軍が主導してきた対米戦を、開戦の公式決定がなされる予定の前日に、天皇の前で否定できるわけもなく、二人は天皇の危惧を払拭した。これは陸海首脳とともにすでに開戦へ踏み切る決断を進めていた木戸の思惑どおりとなった、というのが鳥居氏の分析である。このような人間の細部に亘る観察を通じて、歴史の暗部に迫る手法こそ、鳥居氏の面目躍如たるところであろう。

しかし筆者は、山本五十六にたいする鳥居氏のこうした高い評価には疑問を抱かざるをえなかった。なぜなら、はたして山本がそのような高い評価を受けるに足る行動や実績を残したのかという問に対する答えは、少数ながら優れた在野の戦史研究者によってすでに明らかにされていると思うからである。以下それらの著書に依りながら、山本五十六評価の問題点を見ていくことにしよう。

確かに以前から、山本に対する厳しい批判は存在した。例えば零戦のエース坂井三郎氏は、山本が連合艦隊司令長官在職中、日本の爆撃機搭乗員複数が捕虜になり、その後日本軍に帰還した後、彼らが如何に冷酷に扱われ、そして無理やり死地に追いやられたかを、怒りをこめて告発している。(坂井三郎『零戦の真実』、講談社α文庫、1996年7月、pp.352-362)。さらに作戦面や人事面を含む様々な視点からの山本批判については、多数の著述（それらは元海軍軍人によって書かれたものも多い）をあげることができる。とくにハワイ攻撃の不徹底（南雲忠一中将に司令官を任せたという人事の誤りを含め）や、その後の連合艦隊司令長官としての戦争指導の意欲の低さ、ミッドウェーの敗戦責任等々については、枚挙に暇がないほどであろう。しかし一方、こうした批判は、山本が主導した緒戦のハワイ攻撃やマレー沖海戦の華々しい成果を覆すまでには至らず、なにより日独伊3国同盟に体を張って反対し、「平和主義者」として「戦争回避」に努力しつつ、連合艦隊司令長官の職責上、対米戦の先頭に立たなければならぬ苦衷に悩む「悲劇の提督」としての姿が、山本の評価を高めていることは、現在でも否定できない事実である。山本五十六は、戦後流布したいわゆる「海軍善玉論」の象徴であった。(2014年8月11日、NHKのBS1で放送されたドキュメンタリー「山本五十六の真実」、8月15日のBS-TBSのTHE歴史列伝「山本五十六」などは、すべてこの視点からつくられていたし、これまでの多数の伝記や映画に描かれた山本像もほとんど同様である)。このような「山本人気」はいまも衰えることなく続いているが、鳥居氏の高い評価はこうした表面的なものではなく、歴史の背後に隠された山本の行動に対してであつ

て、いわば怒涛のように押し寄せる戦争への潮流を、身を挺して押しとどめようとする「救国の英雄」という扱いである。いま一度『山本五十六の乾坤一擲』の「プロローグ」を読めば、鳥居氏の山本評価が尋常のものではないことがわかる。「山本五十六は普通の人間ではありません。……山本五十六は歴史のどのような舞台に自分が立っているのかをつねにはつきり意識し、周到に考えをめぐらし、大胆に行動しました。かれは自分が平和な時代に身を置いてはいない、差し迫った大きな危機のなかにある國の運命を担っているのだという強い自覚を持ちつづけました」(同書 p.8)。これは、阿川弘之氏や半藤一利氏に代表される、山本五十六評価を究極的にダメ押ししたものであろう。

この「評価」は果たして正当なものなのか。鳥居氏の数々の業績に賛辞を呈することでは人後に落ちない筆者も、この点には先述のように疑義をもたざるを得なかった。なぜならこの問題でも、すでに本稿で取り上げてきた別宮暖朗氏の諸著作に啓発されたからであり、また以前から独創的な戦史研究を発表してこられた故小室直樹氏の論にも蒙を開かれていたからである。別宮氏も小室氏も、従来の山本五十六論を根本的なところから見直し、まったく新たな視点から山本批判を展開した。

以下に別宮氏の論考のうち、主として次の3点、『誰が太平洋戦争を始めたのか』(筑摩文庫、2008年8月)、『太平洋戦争はなぜ負けたか』(並木書房、2009年2月)、『帝国海軍の勝利と滅亡』(文春新書、2011年3月)、および小室氏の著作『大東亜戦争ここに甦る』(クレスト社、平成7年9月)、『太平洋戦争、こうすれば勝てた』(日下公人氏と共に著、講談社、1995年7月)、『日本の敗因』(講談社、2000年1月)などを中心にして考察することにより、たとえ開戦の直前に山本の行った努力が、鳥居氏の言われるようであったとしても、なお残る山本評価への様々な疑念を提示する。

まず鳥居氏の山本評価への最初の素朴な疑問は、なぜ山本が開戦直前になって戦争回避に動こうとしたのかということである。あまりにも周知のことであるが、そもそも開戦劈頭アメリカ太平洋艦隊をハワイの真珠湾に奇襲攻撃する作戦案を考えたのは、当の山本人である。山本は昭和14年(1939)9月に、海軍次官から連合艦隊司令長官に補せられているが、この構想は昭和15年(1940)の「あるときの戦技演習で、如何に回避しても戦艦が飛行機にやられるのを見ていて、山本は『フーム』とうなり、研究会のあとで、参謀長の福留に、ぽつんと、『あれで、真珠湾をやれないかな?』と、洩らしたことがあった」(『山本五十六』阿川弘之、新潮文庫、上、p.468)、というあたりから芽生えたらしい。阿川氏によれば、山本は長官就任直後の昭和14年(1939)10月、日向灘で行われた演習で、雷撃機が放った魚雷がことごとく戦艦に命中するのを見ており、また、これよりさらに昔の昭和2、3年(1927, 8)頃、後にハワイ攻撃時の第1航空艦隊参謀長となる草鹿龍之介が少佐のとき、航空機で真珠湾を叩くという案を文書にして海軍中央に提出したことがあり、山本もこの文書を見たはずだという。(阿川前掲書、p.468) いずれにしろ、航空母艦によるハワイ攻撃という構想は、山本が連合艦隊司令長官に就任するまでは、海軍部内で具体的な作戦計画として検討さ

れたことはなく、山本の「独創的」な発想をもって現実性を帯びたものになったことは間違いない。(昭和15年(1940)11月、すでにヨーロッパでは第2次大戦が始まって1年3ヶ月過ぎていたが、イギリスの雷撃機スウォードフィッシュが、イタリアの軍港タラントを攻撃し、イタリア戦艦3隻を魚雷で撃沈したというニュースが伝わったことも、山本の構想に一層現実感を与えたであろう)。彼は周知のように、日本の海軍航空戦力充実化の中心人物の一人であることから、その構想も一定の「重み」を持って、海軍部内で受け止められたはずである。

1930年代半ば、無条約時代に入った世界の主要海軍国(とくに日米英3国)は、相変わらず「大艦巨砲主義」思想に囚われてはいたが、第1次大戦以来の航空機の発達により、艦隊戦力の一部として航空機導入の動きを進め始めた。それは主として、戦艦中心のいわゆる「艦隊決戦」に勝つための「補助的役割」として位置づけられていた。例えば、戦艦の砲撃をより正確に測定するための観測機や、敵艦隊をいち早く発見するための索敵機としての運用である。洋上で航空機を発進させるための「航空母艦」は、英米日の海軍が第1次大戦後に開発を競うようになる。日本は大正10年(1921)、英国からセンピル大佐を長とする教師団を招き、彼らの教育を受けて、パイロットの育成と航空母艦の運用を学び、次第に本格的な航空隊へ成長する(『大海軍を思う』、伊藤正徳、光人社NF文庫、2002年4月、pp.353-365)。

山本五十六が、航空本部技術部長として海軍機の開発にかかり、さらには空母赤城の艦長などを歴任して、海軍航空戦力運用の権威として見られていたことも、彼がハワイ作戦の構想を推進するのに役立った。世界の海戦史に革命をもたらした空母機動部隊による攻撃システムの開発は、山本の存在なくしては日本海軍に生まれ得なかつたものといってよい。本来は戦艦中心の艦隊決戦における「補助艦艇」であった航空母艦を、攻撃システムの主力に転換するための準備には、高度な技術的革新と、多種多様な要員の養成、そしてなにより複雑な艦隊運用ソフトの蓄積が必要であった。航空母艦そのものの建造もさることながら、空母搭載の多様な航空機(対艦爆弾を搭載する急降下爆撃機:艦上爆撃機、対艦魚雷を搭載する雷撃機:艦上攻撃機、これらの航空機を護衛したり自軍の艦隊上空を護るための戦闘機、また広大な海上を索敵する偵察機など)を開発し、かつその搭乗員を養成・訓練し、さらには空母内でこれらの各種航空機の整備やその運用を行う多数の要員も養成しなければならなかつた。また対艦爆弾や対艦魚雷の開発も進めなければならず、なかでも魚雷の開発は、高度の職人的技術によるもので極めて高価なものであった(『パールハーバーの真実』兵頭二十八、PHP文庫、2005年12月参照)。もちろん、これら機動部隊を運用するための陸上におけるバック・アップ体制、つまり艦艇・各種航空機・武器などを生産供給する企業の育成なども、当然長期間の努力が必要であったのはいうまでもない。1930年代末までに、世界でこのような空母機動部隊の攻撃システムを保有していたのは、日本海軍とアメリカ海軍のみであった。

遍く知られているように、日本海軍の戦略は、アメリカ海軍を「仮想敵」として、戦時米艦隊が太平洋を渡り長駆日本近海へ攻め寄せるのを迎撃つという、「漸減邀撃戦略」に基づいていた。これはもちろん、「日本海海戦」をモデルにしたものである。明治40年（1907）日露戦争後の日本の国防政策の基本方針が「帝国国防方針」としてまとめられると、陸軍はロシア（後にはソ連）を、海軍はアメリカを「仮想敵国」に想定し、毎年度の軍備計画（予算案）を競って提出した。これ以後「帝国国防方針」は、大正7年（1918）、大正12年（1923）、昭和11年（1936）の3度に亘って改定されたが、陸海両軍の「仮想敵国」の想定や、その仮想敵と戦う戦略思想は、ますます硬直的に「定型化」された。陸軍は、満州における対ソ戦の構想を敗戦の年まで捨てず、一方海軍も対米艦隊決戦の戦略を革新することはなかった。

ここでなぜ山本が真珠湾攻撃を構想したかという、冒頭の疑問にもどる。その答えは、戦後知られるようになった山本の及川海軍大臣宛書簡にあるというのが、前掲書の別宮氏の解釈である。これは『戦備に関する意見書』として昭和16年（1941）1月7日に送られた。その冒頭で山本は、「日米戦争において我の第一に遂行せざる可からざる要項は開戦劈頭敵主力艦隊を猛撃撃破して米国海軍及米国民をして救う可からざる程度にその志氣を阻喪せしむることこれなり」と述べ、続いて開戦劈頭において採るべき作戦計画を以下のように列記した。

「我等は日露戦争において幾多の教訓を与えられた。そのうち開戦劈頭における教訓は左の如くである。

- (一) 開戦劈頭敵主力艦隊急襲の好機を得た。
- (二) 開戦劈頭における我水雷部隊の士気は必ずしも旺盛ではなかった。（例外はあった）
その技量は不充分であった。この点が最も遺憾で大いに反省を要する。
- (三) 閉塞作業の計画並びに実施はともに不徹底であった。

我等はこれら成功並びに失敗の事績を記憶して日米開戦の劈頭においては極度に善処するべきである。而して勝敗を第一において決する覚悟を必要とする」

「山本五十六のハワイ作戦についての思考がここに全て出ている」（別宮『帝国海軍の勝利と滅亡』、pp.240-241）と別宮氏はいう。

昭和16年（1941）は、日露戦争終結から36年後であるが、この戦争に海軍少尉として参戦し負傷した山本には、日露戦争こそ最もアリティーのある「直近」の規範とすべき戦争であった。いや日本海軍全体が、日露戦争の「戦訓」にとり憑かれていたといえよう。仮想敵国アメリカの艦隊が日本近海に押し寄せたとき、「漸減邀撃作戦」でこれを撃破することは「日本海海戦」の再現でなければならなかった。山本が及川海軍大臣へ提出した『意見書』にいう、日露戦争における開戦劈頭の水雷部隊の戦果に不満を示しているのは、未だ開戦に備えていなかったロシア旅順艦隊を奇襲攻撃し、これを全滅させる絶好の機会を得ながら、不徹底な攻撃でロシアの主力艦多数を打ち洩らしたことについてのものである。確かにこの「失敗」は、その後の東郷平八郎率いる連合艦隊に大きな負担となった。周知のように、

もしバルティック艦隊が極東に回航され旅順艦隊と合流すれば、数に劣る日本艦隊は敗色濃厚と予測される。連合艦隊はバルティック艦隊の極東来援までの間に、旅順艦隊を撃滅するため長い苦悩の時を過ごさなければならなかった。(陸軍もわざわざ乃木第3軍を編成して、旅順攻撃を陸上から行う「負担」を負った)。この苦悩の最大の問題は、来るバルティック艦隊との決戦の前に、自国の艦艇の損害を最小にしつつ、ロシア旅順艦隊を殲滅するという、およそ不可能事に立ち向かわなければならなかつたことである(この点を最も具体的に分析しているのは、小室直樹・日下公人『太平洋戦争、こうすれば勝てた』, pp.27-43における小室氏の言)。主力艦艇同士の艦隊決戦に働く「2乗均等の法則」からして、バルティック艦隊と旅順艦隊の合流は、日本の敗北を意味していた。開戦前に、敵艦隊を自国艦隊と対抗可能な数的比率にすることに、最大の努力を傾けた日露戦争時の連合艦隊の苦悩を身にしみて知る山本五十六は、さればこそ開戦劈頭のハワイ太平洋艦隊の主力艦(戦艦群)殲滅にこだわったのである。山本は東郷と同様、事前に少しでも敵主力艦の数を減らし、来るべき艦隊決戦に有利な状況をつくりだすことを考慮した。

さらに山本には(そして日本海軍全体にも)、もう一つのトラウマがとり憑いていた。それはいうまでもなく、かの「ワシントン海軍軍縮条約」(1922年)締結以来、日本海軍を悩ませてきた日米艦隊比率の難題である。日本海軍は対米7割ならなんとか対抗できるが、対米6割では勝ち目がないと考え、かつ公言もしてきた。そして日本海軍は、ワシントン条約締結以後、このハンディキャップを克服するために全ての努力を傾注してきた。つまり、数的劣勢を艦隊運用の猛訓練と艦艇の火力や速力の増強などで補おうというのである。日米開戦ともなれば、太平洋を東から押し渡ってくるアメリカ艦隊に対し、連合艦隊はこれを小笠原諸島付近の日本近海で迎え撃ち、「日本海海戦」のように艦隊決戦を行い勝利できるとした唯一の戦略が、「漸減邀撃作戦」であった。「漸減」とは、艦隊決戦までに潜水艦などの攻撃で、少しでも米主力艦に損害を与えておくことをいう。これを成功に導くため、例えば主力艦の建艦計画でも火力や速力を重視し、短期決戦を前提に航続距離や居住性を犠牲にした。潜水艦の建造も、敵の後方補給路破壊のための輸送船団攻撃という戦略的発想からではなく、もっぱら艦艇攻撃用に設計された(潜水艦が、敵国の補給路破壊にどれほどの威力を発揮したかは、すでに第1次大戦のドイツUボートの活躍をみれば明らかであったのに、日本海軍はこの点に目を向けなかった)。

山本が航空戦力の充実に努力したのも、艦隊決戦の前に少しでも航空攻撃によって、敵主力艦艇を「漸減」しておくことを目論んだものであったとみるべきである。(阿川氏によると、山本は、潜水艦による漸減能力をあまり信用していなかったらしい。阿川前掲書、上、p.468。また山本は海軍航空戦力の生みの親とも育ての親ともいわれるが、爆撃機には注力したが戦闘機は「無用」との論調に賛同していたことはあまり知られていない。このため、日本海軍航空隊は、対米英戦争開始後、戦闘機および熟練したパイロットの決定的な不足に苦しんだ。そのことのもたらした問題は、その後の戦争遂行に重大な障害となった。その具

体的で実証的な記述は、坂井三郎『零戦の真実』、pp.332-351を参照)。つまり山本は、こうした点からも海軍戦力を「大艦巨砲主義」から、いわゆる「航空主兵主義」へ向けた先導者ではないことが分かる。

さて先述のように、山本は昭和14年(1939)秋に連合艦隊司令長官に就任すると、対米戦の先鋒を担うことが当然視されている連合艦隊の責任者として、その具体的な作戦内容の点検を行ったであろう。歴代の長官も一応は検討したであろうが、ほとんどは形式的であったとおもわれる。しかし山本着任の時期は、ポーランド戦争が始まり第2次大戦の火蓋が切られていたことから、形式的では済まなくなっていた。この状況変化による危機感が、空母機動部隊によるハワイのアメリカ太平洋艦隊奇襲攻撃の発想を山本に促したとみるべきであろう。海軍軍人のみならず、当時国民全てに嫌になるほど刷り込まれた対米戦の劣勢を、どのように解決するかは答えの出ない難題であった。先述のように、演習を見た山本の脳裏に閃いた機動部隊による「真珠湾攻撃」こそ、スフィンクスの問いに対する、遂に発見された「解答」であると思われた。これは日本海軍全体(とはいえる、もちろん限られた首脳部の認識ではあったが)を揺るがす出来事であったに違いない。昭和15年(1940)、それまで強硬に反対してきた「日独伊三国同盟」に海軍が不承不承の外見で承認したのも、この対米戦への「解答」を持ったからではないかと別宮氏はいう。(別宮暖朗『誰が太平洋戦争を始めたのか』、p.116以下参照)。

このほかにも近衛内閣成立直後、アメリカは「第3次ビンソン・プラン」を成立させ、主力艦の大増設に踏み切ったが、これによりアメリカとの艦隊比率が更に不利になる前に、対米開戦もやむなしとする海軍の意向も反映していた。「三国同盟」が成立したのは、この同盟に反対する米内内閣の総辞職と近衛内閣の成立による。米内内閣退陣の引き金は畠陸相の辞職表明であったが、この裏には、不可思議な状況が隠れていた。(昭和天皇も、回顧談でこの時の米内内閣退陣を惜しみ、この内閣は陸軍に倒されたといっている『昭和天皇独白録』、p.58)。別宮氏はこの問題を、東京裁判における米内光政尋問時の「滑稽」なやり取りと、米内内閣当時の陸相畠俊六の後年の回顧談から以下のように推定をした(『誰が太平洋戦争を始めたのか』pp.89-100)。畠俊六の戦後の回想によると、畠はこのとき陸相として辞職表明をするが、米内がそれを受け取らず慰留してくれれば、自分はそれに従い辞意を撤回して、米内内閣で三国同盟反対を貫くということを内々で米内に伝え、米内もまたそれを了承していたというのである。ところがいざ辞表を出したら、案に相違して米内はあっさり辞表を受け取り、結果として米内内閣は倒壊したという。そして畠によれば、後日米内はこのことについて謝りに來たが、ただ「すまぬ、すまぬ」というだけで一切理由を言わなかつたという。この点について畠は、その回想で以下のように述べている。「米内君が誰によってどのような圧力をかけられたか、米内君自身の変心によるものか否か、自分は陸相辞表以来本人にこのことに関しては一切聴きもしなかつたし、その実情は判らぬままである」(別宮前掲書、p.99)。確かに米内内閣を倒したのは、三国同盟を推進したい陸軍と近衛や木戸など

の働きであることになっている。それならなぜ米内は、東京裁判のときウエップ裁判長から“stupid”と言われるほど徹底したトボケぶりで米内内閣崩壊の真相を語らなかったのか（その間のやり取りの一部始終は、別宮前掲書p.90-96）。連合国側が、三国同盟に反対していた米内を「敵視していなかった」ことは明らかであったし、米内内閣倒壊時の日本国内の新聞論調もまた陸軍の「横暴」が原因であることを報道していた。それなのに米内が、東京裁判でも一切内容ある発言をしなかったのは、まったく別の理由があるというのが別宮氏の推定である。つまり山本が、アメリカ太平洋艦隊を、機動部隊で真珠湾に奇襲攻撃することにより、アメリカの主力艦をあらかじめ何隻も撃沈することで、その後の日米艦隊決戦時の艦艇比率を日本に有利にするという日本海軍宿年の難題を解決した「作戦案」を、昭和15年（1940）7月の時点で既に海軍首脳部は受け入れていたことと関係があるという。「連合艦隊司令部と軍令部でハワイ作戦について検討が続行されたが、絶対条件は〔日露戦争時と同様〕奇襲であった。海軍首脳部は作戦を秘匿しながら、日米の空母バランスが有利なのは昭和16年しかないと認識し、日米戦に賛成=三国同盟に反対せずとする方向で動き出した。米内光政に対し、政局の際にかかった〔陸相畠の感じた〕圧力とはこの海軍の総意だったのである」（別宮前掲書、p.114）。

海軍首脳部積年の「懸念」は、陸軍が対ソ戦を想定して「北進」し、ソ連との戦争に入れれば、日本の政治体制は一層陸軍主導の「戦時統制経済」体制が強化され、海軍の予算削減や、政治的発言権の低下は免れないということにあったのは確実である。その「懸念」を払拭しつつ海軍が主導権を持つためには、海軍が対米戦への勝算の根拠を持たなければならなかつた。そして山本がその答えを得たように思われたことにより、「南進」=海軍主導の日米戦志向を政治路線に定着させることができると考えたのであろう。米内辞任の不可思議な状況は、このような海軍首脳部の思惑を想定することで初めて理解できる、というのが別宮氏の解釈である。戦後日本の官僚機構も勿論であるが、戦前の陸海両軍の「省益あって国益なし」の対立はまた一段と激しかった。支那事変が泥沼化し始めた昭和13年（1938）以降、陸軍主導の国家統制経済体制は進み、このまま大陸で戦争が続ければ、明治以来陸軍と予算も権限も常に「同等」という海軍の「権益」は急激に損なわれる。これを打破する唯一の方策は、日本国民の目を海軍の「仮想敵」であるアメリカ（海軍）に向けさせることであった。ときあたかも支那事変の長期化で国内の物資は不足し（これを打開するには、南方資源地帯を目指す「南進論」が魅力をもたらす）、また「ノモンハン戦」（昭和14年）以降とくに顕著になった陸軍の軍事技術の後進性（これを打開するには、「日独同盟」によるドイツの先進技術導入が必要視される）なども、「南進論」と「日独同盟」を結びつけることが現実的とみられるようになった。

繰り返しになるが、山本はいわゆる「航空主兵」論者ではなく、彼はあくまで艦隊決戦論者であり、山本にとって空母機動部隊は、艦隊決戦を有利に導くための「補助的戦力」（ただし遂に発見された、決定的な「補助的戦力」）とおもわれたのである。このようにみれば、

開戦前の山本の種々の言動にも納得がゆく。例えば、山本は先述の、昭和16年（1941）1月に提出した及川海相宛の書簡冒頭で、「日米戦争において我の第一に遂行せざる可からざる要項は開戦劈頭敵主力艦隊を猛撃撃破して米国海軍及米国民をして救う可からざる程度にその志氣を阻喪せしむることこれなり。かくの如くにして始めて東亜の要障に占居して不敗の地歩を確保し、依て以て東亜共栄圏も建設維持し得べし」（別宮前掲書、p.136）。これを見ると山本は、艦隊決戦で敵主力艦隊を殲滅すれば、相手国海軍も国民も、それだけで戦争の継続意志を喪失してしまうほどの打撃となることを信じていたらしい。つまり艦隊決戦の勝敗とは、それほどの衝撃を国家国民にあたえるものとの思い込みがあったといえよう。この思い込みは、勿論「大艦巨砲主義」が国家の国力の大前提であった時代の考え方であり、ワシントン条約以来のトラウマがしみ込んだ戦略思想であった。

さらにこれまで様々に忖度されてきた、日米開戦後の不可解な山本の行動の理由もここから解きほぐされてくる。まず山本は、司令長官として開戦後の在任中一度も座乗する旗艦（最初は戦艦長門、後には戦艦大和）で戦場に出撃したことはなかった（もちろんミッドウェー作戦では、機動部隊の「後詰」として戦艦部隊を率いて出撃してはいるが、ミッドウェーから600カイリも後方に出ただけで、これは機動部隊以外の連合艦隊将兵にも出撃実績を与えるための形式的なものであり、軍事的にはなんの意味もないものだった）。山本は彼の死を招いたブーゲンビル島等の前線観察まで、終始瀬戸内海の柱島かトラック島に停泊する旗艦にいた。（この間、東京の軍令部と連合艦隊司令部の間は、無駄の多い遠隔・間接統制にならざるをえなかった）。いずれ日米艦隊決戦の時が来れば、旗艦長門あるいは大和艦上で、東郷提督にならい陣頭指揮をとるつもりであったのであろうか。東郷平八郎は明治天皇の前で、バルティック艦隊撃滅を誓ったが、山本は近衛の前で東郷とは正反対に、対米戦では半年や1年は暴れるが2年3年となれば勝ち目がないという「悲観主義」を披瀝した。事実山本は、原田熊雄との会話（別宮、前掲書、pp.128-9）で、自分は長門艦上で討ち死にすると言語っている。これもまた、日本の劣勢にある日米艦隊比率に囚われながらの艦隊決戦を前提にした言動としか思われない。東郷は「必勝の信念」をもって連合艦隊を率いたが、山本は「必敗の信念」で連合艦隊を率いたとは小室直樹氏の指摘である（『大東亜戦争ここに甦る』、p.182）。

さてハワイ奇襲攻撃は「大成功」となったが、実際の作戦遂行には、当時から現在まで様々な批判があるのは周知のことである。なかでも最大の批判は、米空母を撃沈するまでハワイ海域に留まることなく早々に引き揚げたことであろう。この点に関するほとんどの批判の矛先は、南雲司令長官の判断ミスか、あるいはアメリカ側の反撃を恐れた「臆病」ぶりに帰せられてきた。南雲が真珠湾攻撃の撤収を決めたのは、第1次攻撃から帰艦した攻撃隊長淵田中佐の「戦艦4隻撃沈、戦艦4隻撃破」という戦果報告を聴いた直後である。南雲が淵田の報告を途中で遮ってまで尋ねたことは、「アメリカ艦隊が今から6か月以内に真珠湾から出

てくる可能性があると思うか？」という点である。淵田が「アメリカ太平洋艦隊の主力が6か月以内に出てくることはできないだろうと思います」と答えると南雲は満足し、その後第2次攻撃続行を主張する淵田や源田参謀の意見を退け撤収を命じたという（ゴードン・プラング『トラトラトラ』、並木書房、1991年9月、pp.339-349）。確かにこの判断は、その後の日本の戦争遂行に大きなマイナスをもたらした。空母を撃ち漏らしたことにより、ウエーキ島の奇襲攻撃や、珊瑚海海戦、東京空襲、その対応に立案されたミッドウェー作戦、これらが日本の敗北の原因に連なったことはいうまでもない。石油タンク（450万バレルの石油が失われていれば、アメリカといえども、これを本土から補充するにはそれこそ半年間はかかったはずである）やドックを破壊しておけば、たとえ戦艦や空母を打ち漏らしても、燃料がなければ艦艇は動けずまた修理もできず、実際には艦艇を破壊するのと同じ効果があった。あるいは、艦艇は残しておいたほうが日本にとってより大きな「効果」があったかもしれない。というのは、奇襲攻撃の責任を問われ解任されたキンメル米太平洋艦隊司令長官の後任に着いたニミツは、後の回想録で以下のように述べているからである。「我々は旧式の戦艦群をこの際一旦整理し、その戦艦群のすでに十分訓練された乗組員多数を、新たに編成した機動部隊に配属する決断ができたこと。また戦艦アリゾナを除く、大半の撃沈・撃破された旧式の戦艦群は、真珠湾の浅い海底から引き揚げられた後、大々的に改修され空母機動部隊を護衛するために随伴できる高速戦艦として、また日本の太平洋に展開する島嶼基地を攻撃する際の、護衛と艦砲射撃による敵前上陸援護に強力な役割を果たした」（『ニミツの太平洋海戦史』、恒文社、昭和37年12月、pp.23-24）。

このニミツの言葉どおり、日本海軍の真珠湾攻撃、および英戦艦プリンス・オブ・ウェールズとレパルスを航空機のみで撃沈した「マレー沖海戦」の戦訓をすばやく徹底的に学んだアメリカは、海軍戦略のパラダイム転換を真剣に受け止めた。すなわち航空機を搭載した空母を主戦力におき、戦艦はそれを守る補助戦力とし、ただし戦艦を無用の長物視はせず、強力な艦隊護衛戦力へ転用することで勝利への道を見出したのである。この空母機動部隊は、21世紀の現在も依然としてアメリカの「海上権力」保持を担う中心戦力であることからみれば、山本を主導者とした日本海軍の革新がいかに大きな発想の転換であったかが分かる。第2次大戦で出現し、21世紀の現代まで継続している攻撃システムは、陸上ではドイツ軍が開発した、戦車や装甲車及びそれを敵の歩兵の肉薄攻撃から護るための大量の歩兵を載せた兵員輸送車の集団を、戦闘機と急降下爆撃機で空から援護を受けつつ高速で敵陣に投入し蹂躪した機甲部隊であり、海上では日本の開発した空母機動部隊である。戦車の集中使用は、敵歩兵の肉薄攻撃による弱点のほかに、集団をなす味方戦車群への敵砲兵隊の集中砲撃にも弱かった。この弱点は、航空攻撃で空から敵砲兵隊を殲滅して後、戦車が敵陣を突破するシステムを編み出すことで克服された。一方海上における空母の集中使用の弱点は、味方の飛行機が攻撃に出払っている時、敵の巡洋艦（戦艦は速力で空母に追いつかないが、巡洋艦は空母を撃沈できる砲力と空母に対抗できる速力がある）に攻撃されると、空母はひとたまりも

なく撃沈されるという点にある。(1941年ドイツのビスマルクに撃沈された英空母イラストリアスの例がある)。これを克服するために巡洋艦の速力に対抗でき、かつ砲力と装甲で勝る高速戦艦4隻(巡洋戦艦とも言われた)の配備を日本はいち早く実現したことで機動部隊の運用を可能にした(小室直樹『日本の敗因』, p.100-102)。こうしてみると、もしかmerica太平洋艦隊の旧式主力戦艦群が大量に残っていれば、かくも素早くニミツは戦略転換遂行を推進できたかどうかまで問い合わせてみる必要があろう。つまりそれほどハワイ作戦は、「敵に塩を送る」「有害」なものであったということになる。

再び先述の問題に戻れば、あらゆる意味で後の戦局までも左右するほど重要な第2次攻撃であったが、南雲はそれを行うことなく帰途についた。この謎の根源は、やはり山本の戦略思想にあったといわねばならない。つまり山本もまた敵の主力戦艦の撃沈こそ、勝利の要諦だと考えていたからである。そうでなければ山本は、ハワイ攻撃の作戦構想の初めからハワイ太平洋艦隊の空母(山本が航空主兵論者なら、当然空母を最重点攻撃目標に指定していかなければならない)も、又石油タンクやドック等の完全な殲滅も命令していたはずである。

さらに山本の立てた作戦には、もっと重大な問題があったことを小室直樹氏は指摘する。それは山本が、ハワイ攻撃に機動部隊を送り出した際、6隻の空母群を護衛する中心戦力たる高速戦艦をわずか霧島と比叡の2隻しかつけなかつたことである。一方ハワイ作戦と同時進行するマレー攻撃作戦に送り出した陸軍第25軍を護衛するために、いわゆる南遣艦隊をつけたが、この艦隊の主力も2隻の高速戦艦金剛と榛名であった。シンガポールにはイギリス東洋艦隊の主力プリンス・オブ・ウェールズとレパルスがいることは周知の事実なのに、この両艦に装甲や砲力で劣る金剛と榛名をつけたのは全く非常識である。航空攻撃で撃沈できたからよかったですというのは、たまたま僥倖に恵まれた結果論にすぎない。このとき日本海軍の航空隊は、97式攻撃機や1式陸攻という双発の爆撃機であり、もしイギリス側に艦隊を護衛する戦闘機がいれば、日本の攻撃は失敗した可能性が高かった。イギリスに戦闘機の援護がなかったのは、海軍と空軍の連携のまづさの故であった。実際イギリスの戦闘機は、両艦撃沈の30分後に戦闘海域に駆けつけた。したがって日本の航空攻撃が、初めから戦闘機の護衛なしの(ここでも日本海軍は、戦闘機の不足に悩まされている。先述の戦闘機無用論はこの時もっとも深刻に影響をもたらした)、爆撃機のみで行われることが分かっている以上、この失敗の可能性を前提とした船団護衛システムを用意しておくのが正道である。そのシステムとは、日本の柱島に留まっている6隻の戦艦—長門・陸奥・扶桑・山城・伊勢・日向を護衛艦隊主力として随伴させることである(この時はまだ大和・武藏は未完、但し長門や陸奥はプリンス・オブ・ウェールズやレパルスを上回る火力と装甲を備えていた)。そして金剛と榛名は柱島に残る多数の重巡洋艦とともにハワイ作戦に随伴させるべきであった。ハワイには重巡も利根・筑摩のわずか2隻が随伴しただけである。もしこのとき高速戦艦を2隻ではなく4隻、重巡洋艦も2隻ではなく8隻を機動部隊に随伴させれば、南雲はもっと腰を落ち着けてハワイ近海で攻撃継続の判断ができたはずといったのは、戦後モリソンのイン

タビューに答えた三川軍一提督の見解だという。山本は開戦劈頭から、「戦力の小出し」をしたのである（小室『大東亜戦争ここに甦る』, pp.316-326）。

ここで問題を整理しよう。開戦劈頭のハワイとマレーの2大作戦に、山本連合艦隊司令長官は主力戦艦や重巡洋艦を「出し惜しみ」したこと、これが問題のポイントである。この2大作戦のどちらか一方でも失敗すれば、その時点で日本は始めたばかりの戦争に即時敗北を覚悟しなければならないほど、これは「賭博性」の高い作戦であった。それほどの作戦にも、山本は主力艦の出し惜しみをしたのはなぜか。理由は明らかである。上述のように「出し惜しみ」したのは主力戦艦群と重巡洋艦群である。この点から見ても山本は、やはり大艦巨砲の「艦隊決戦主義者」であったことがみてとれる。これは、昭和17年（1942）6月のミッドウェー作戦でもさらに明瞭に現れている。ここでも、山本は主力戦艦群と重巡洋艦群を、戦列に参加させると言いながら、実際には機動部隊の後方600カイリに配置しただけであった。機動部隊の「後詰め」というが、いったい機動部隊が危機に陥った時、これほどの後方からどのように援軍として駆けつけるというのか。実際には、機動部隊にすべてを預け、主力艦隊の将兵には戦闘海域出動の「実績」を与えようとしたにすぎない。山本が戦艦や重巡洋艦を使いだしたのは、ミッドウェーで空母4隻を失い、さらに同年10月南太平洋海戦で「勝利」（この時点で、アメリカ側は実働空母がゼロになった）しながら、一方で日本は多数の熟練パイロットを失い、機動部隊の戦力が磨滅してからである。ガダルカナルをめぐるソロモン海戦では、空母機動部隊を消耗した日米両海軍とも、戦艦・巡洋艦・駆逐艦による「伝統的」海戦を繰り返した。このとき日本海軍は、アメリカ海軍に対し「判定勝ち」以上ともいえる戦績を残したが、戦力の消耗を回復する能力において劣勢となつたことはいうまでもない。なんのために、ガダルカナルでこれほどの消耗戦を繰り返したのか。ここでは山本の「艦隊保全思想」との整合性が問われるところである。

空母機動部隊という、21世紀の現在でも海上における最強の攻撃システムとして運用されている最も革新的なシステムを開発主導し、それを実際に運用して驚異的な実績を示しながら、なお山本の意識の内には海軍戦略のパラダイム転換は起きず、依然として機動部隊は主力戦艦を守る補助的戦力という考えが牢固として抜けなかったのである。南雲機動部隊司令長官が、アメリカ太平洋艦隊の戦艦群を撃沈したこと、自分の使命が遂げられたと考えたとしても、彼を非難することは出来ない。非難されるべきは山本である。上述のように、もし本当に山本が、航空戦力中心主義者ならば、当然ハワイの空母2隻の撃沈や石油タンクおよび修理ドックまで徹底した攻撃をするよう、あらかじめ南雲に命令していたはずである。多くの戦記では、第一次ハワイ攻撃が成功したとの報告を受けた連合艦隊司令部内でも、第2次攻撃により戦果拡大を図るべきとの意見が参謀たちから出たという。しかし山本は「南雲はやらないだろう」とつぶやいた（阿川前掲書、下、p.134）。これはまったくおかしな話である。南雲が「やらない」とわかれば、なぜ山本は直ちに第2次攻撃の実施を命じなかつ

たのであろうか。実際は、山本にとっても戦艦撃破の後のことば「付け足し」であったとしか思えず、主力戦艦の撃破に満足して、南雲と同様この段階で機動部隊の保全に意識が向いたのではないか。そもそも第1次攻撃の成功後、当の機動部隊の司令部内で、第2次攻撃の是非を議論していること、源田参謀や淵田攻撃隊長が第2次攻撃を進言し（山口第2戦隊司令官も第2次攻撃準備完了の旗を掲げている）、南雲や草鹿参謀長が思い悩むなどということからしておかしなことであろう（阿川前掲書、下、pp.130-133）。山本がハワイ攻撃を構想してから、長い時間をかけて練り上げた作戦計画である。最終的には、この作戦の目的は連合艦隊の全指揮官・参謀まで意思統一されていたはずであり、もちろん海軍軍令部も同様である。皆が山本と大同少異の考えであったと言うしかない。事実この時の連合艦隊参謀長宇垣纏は、早くから航空主兵論を唱える大西瀧治郎にたいし、「本件（大西の航空主兵論）なお研究の余地ありと認む。広漠たる大洋上基地航空兵力の使用は困難なり。航空を前進せしむるため航空母艦のみにて足れりや」（『戦藻録』）と述べ、また軍令部第一部長（作戦）福留繁も、「空母機動部隊が開戦後縦横に活躍して大戦果をあげたが、この空母機動部隊は有力な補助部隊であって、主兵はなお戦艦である」（池田清、『海軍と日本』、中公新書、昭和56年11月、pp.6-7）、というような見解が大勢であった。それゆえに、ハワイ作戦を終えて日本へ帰還途中の機動部隊に対し、ウエーキ島占領にもたつく第4艦隊のため、途中「寄り道」して支援することを命ぜられた機動部隊司令部内では、この命令に「横綱を破った大関に、帰り道でちょっと大根を買ってこいというようなもので失礼だ」と憤懣を漏らす声が上がったという有名なエピソードの説明もつく（阿川前掲書、下、p.136）。その意味するところは、機動部隊とは、虎の子の戦艦を出さなくとも、海軍の先鋒を担う「使い勝手のよい」ついに実証された有力な「補助戦力」である、という海軍内部に定着した認識であった。

再び山本が開戦前の昭和16年1月、及川海軍大臣宛に出した書簡『戦備に関する意見書』の内容を振り返ってみよう。彼はそこで次のように述べていた。「日米戦争において我の第一に遂行せざる可からざる要項は開戦劈頭敵主力艦隊を猛撃撃破して米国海軍及米国民をして救う可からざる程度にその志氣を阻喪せしむることこれなり」（別宮、『帝国海軍の勝利と滅亡』、p.240）。ここでいう「主力艦隊」とは、いうまでもなく米戦艦群である。山本は、アメリカ海軍も政府・国民も、戦艦中心の主力艦隊が撃滅されれば、志氣阻喪してしまい、日本は「東亜の要障に占居不敗の地歩を確保」（別宮、前掲書、同ページ）できると述べていた。つまり、山本はハワイの戦艦・巡洋艦を中心とした、米主力艦隊を撃沈すれば、アメリカは戦意を喪失するというのである。確かに、南雲機動部隊は米太平洋艦隊の主力戦艦群を撃破した。この時点で、太平洋における日米の主力艦比率は、アメリカがほぼゼロになり、日本は完成間近の大和・武藏を含めて戦艦8隻、高速戦艦4隻、重巡18隻を保有しているから、両者の主力艦比率は日本の絶対的優位となる。したがってこの時、アメリカ海軍も政治家も国民も「救うことができない程度にその志氣を阻喪」する、と山本は思っていたとしか考えられない。だからこそ山本は、開戦劈頭ハワイとマレーの2大作戦に主力戦艦と重

巡洋艦を出撃させなかつたのである。何度も繰り返さなければならぬが、つまり彼は、こうして日米主力艦比率が圧倒的に日本に優位に傾けば、アメリカ政府も海軍も国民もその戦意を喪失すると考えていたとしか思えない。主要国の大艦巨砲を中心の艦隊こそが、戦争の帰趨を決定するという、日露戦争や第一次大戦以来の思い込みが、山本はじめ日本の海軍首脳部には牢固としてわだかまっていた証左である。そして「ワシントン会議」で負わされた日本海軍のトラウマを、ハワイ作戦で払拭したことにより、今度は艦隊比率で決定的な劣勢に陥ったアメリカが敗北感に囚われ、講和を申し出るというシナリオを山本が描いていたとしても不思議はない。日本海軍が「緒戦の勝利」、とくに米戦「勝利」を得たのち、山本の動きが全く不活発になったことには、ここに理由がある。彼は、アメリカが本当に和平を申し出るとでも思っていたのであろうか。アメリカ駐在武官として、「知米派」と言われた山本のアメリカ認識が問われるところである。

ここまで見れば、山本は親英米派の「平和主義者」でもなければ、「国際法」を重視する「条約派」ともいえないことがわかる。これまでの経緯からして、日米戦争は山本のハワイ攻撃によって始まったのは明らかであるが、「平和主義者」なら無通告の奇襲攻撃を前提にするような、作戦計画を立案推進することは理屈にあらず、親米英派で「条約派」なら、パリ不戦条約（いかに「骨抜き」にされていたとはいえ）を無視する戦争行為に走るのは不審である。仮に百歩譲って山本が「平和主義者」であり、この戦争に「反対」していたとする彼の胸の内を忖度するとすれば、それは対米英戦争を始めても、「最小の犠牲」で、短期間に戦争を終結させたいという「願望」を持っていたかもしれないが、それはとくに根拠のある「願望」とはいえなかつた。

日米戦争勃発の原因には、複雑で膨大な歴史的経緯と問題があることはいうまでもない。しかし仮に近衛、松岡あるいは東條がどれほど対米英開戦を主張したところで（彼らは皆親独主義者にして反米英強硬論者かもしれないが、そのまま短絡的に対米英戦争を望んでいたとはいえない）、日本の「統帥機構」からして海軍が合意しなければ不可能である。その海軍は、支那事変の長期化により、ますます政治の主導権を高めつつある陸軍に何とか歯止めを掛けたいと思っていた。海軍が政治的主導権を取り戻すためには、陸軍の「北進論」から「南進論」へ、政府も国内世論も誘導しなければならない。「南進」は日に日に高まる経済制裁を開する決め手になるかもしれないという国民の「願望」と同調した。そして海軍が「南進」を呼号すれば、当然対立が予想される対米英戦争へ、海軍としての「勝算」を示さなければならなかつた。なぜなら、まだ日独伊三国同盟の可否が政府で議論されている頃、時の海軍大臣米内光政は、「日本海軍は、米英両国の海軍を同時に敵に回して勝つようには作られておりません。ドイツやイタリアの海軍に至っては問題にもなりません」（別宮『帝国海軍の勝利と滅亡』、p.208）と公言していたから、この発言を覆して、米英両海軍と戦っても「勝算あり」ということへの決定的な解答を示さなければならない。そして、その解答をもたらしたのが山本であった。

上述のような発想を持って連合艦隊を指揮した山本五十六は、はたして鳥居氏の言われるような、戦争を回避して日本を救うため、身を挺して動いた人物なのであろうか。高松宮は昭和16年11月30日、天皇に謁見した際「軍令部の計算に大きな錯誤のあることを発見しました」と言上したと言うが、「軍令部の計算」とはどのようなものだったのか。鳥居氏は『山本五十六の乾坤一擲』でその問題を以下のように述べている。「昭和18年2月、半年にわたってつづいたガダルカナルの戦いは終わりました。わが海軍が存分に戦った戦いは、前年11月12日から15日までの4日間にわたった第3次ソロモン海戦でした。だが、その島〔ガダルカナル島〕の奪回はできず、わが海軍が主導権を握っての戦いはその海戦が最後になりました。そしてそのガダルカナル攻防戦のあいだに、海軍は1千機以上の航空機を失い、空母1隻、戦艦2隻、巡洋艦5隻、駆逐艦16隻を失い、なによりも、かけがえのない優秀、老練な搭乗員、乗組員を失ってしまいました。それでもそのときには、こちらの正規空母は2隻、アメリカ側も2隻でした。ところが、その年〔昭和18年＝1943〕の秋にはアメリカは新たに正規空母6隻、軽空母5隻、戦艦12隻を揃えた巨大な陣容になります。同じとき日本側に新たに竣工した空母、戦艦はありませんでした。高松宮が昭和16年11月30日に天皇に言上した海軍の大事な問題とはこういう予測だったのです」（同書、pp.26-7）。

しかしこの予測は、もちろん開戦前から日本側にはできていたのではなかったか。1940年（昭和15年）6月アメリカ議会は、エセックス級空母24隻を建造する権限を大統領に与える法案を可決した（第3次ビンソン・プラン）が、この法案に衝撃を受けた第2次近衛内閣の海相吉田善五は、重度のノイローゼに陥って海相を辞任している。さればこそ山本をはじめ海軍首脳部は、日米艦隊比率の優位がアメリカへ決定的に傾く前の昭和16年（1941）という年を開戦年に選んだのである。戦争が進み、双方に主力艦艇の損害が続出すれば、国力に勝るアメリカの優位は必ず生まれるからこそハワイ奇襲攻撃であった。それを、「軍令部の計算に大きな錯誤があることを発見しました」と言って、戦争全体の作戦計画が御前會議の議を経て決定された後に、それを停止できるであろうか。そもそも山本は海軍の実戦部隊の最高責任者ではあるが、海軍全体の作戦行動は天皇に直隸する軍令部の責任であり、さらに海軍省は海軍大臣のもとで内閣の政策に責任を負っている。まして戦争の陸軍側作戦計画の発動に、海軍の一司令官が容喙できるはずもなかった。

もし山本が鳥居氏の言われるよう、開戦直前攻撃を天皇に直訴してまで阻止しようとし、結果的に失敗したとすれば、海軍積年の難問に山本が自ら発案した革新的アイデアの「解決案」がもたらした「陥穽」に自ら落ち込んだといえよう。日独伊三国同盟の黙認以来、海軍首脳部は陸軍に対抗して国内政治の主導権をとるための政治行動を着々と進めてきた。先述のように、その海軍側首脳の「自信」の根拠が山本の「対米戦勝利」のアイデアであったのである。もし山本が対米戦の不可を確信していたなら、昭和15年（1940）の時期に、明瞭に海軍首脳部へ「計算の誤り」を示していなければならぬ。事実は山本もまた海軍の「省益」から、また陸軍の大陸における「暴走」に歯止めをかける政策的「切り札」として、対米戦

戦略を考えていたのではないか。それが、昭和16年（1941）には国策となって対米英戦への「切り札」となり、山本も自らの引いたレールの上を走る暴走車に乗って破滅の淵へ向かったのである。

「誰が太平洋戦争を始めたのか」の問いは、別宮氏の探求により、「空母機動部隊による真珠湾攻撃」を考えた山本五十六という一人の海軍軍人に行きついた。

む　　す　　び

「戦争は、将軍たちにまかせるには、余りにも重大な問題である」（クレマンソー）

鳥居氏に限らず日本の近現代史家の著述では、陸海両軍の中枢部にいる「政治的軍人」の発言・行動・意向などを、その時々の政治的局面における重要な要因として取り上げることが多い。現実にそうであったから当然のことといえばそれまでだが、日本の近現代史家に往々にしてみられる傾向は、軍人の政治に対する関与を常に批判的にみる視点を欠いたまま歴史記述を行っていることである。それどころか、山本五十六を政治的重要人物として、とくに「昭和史家」たちは称揚してきた。戦前の日本は、国民の選挙の洗礼を受けていない官僚としての高級軍人が、そのまま陸・海軍大臣になり、さらには首相にまでなるということに、政治体制の最大の欠陥があったことはいうまでもない。（もちろん軍部以外の官僚からも、首相をはじめ多数の大臣が出た）。日本の政治体制の決定的欠陥が、政治家の軍人官僚にたいする統制力の欠如にあったことは言を俟たないが、軍人以外の政治家たちも選挙の洗礼を受けない官僚出身者であれば、軍人を統制することは困難である。それ以外の政党政治家も、こと軍事に関しては「統帥権」を振りかざす軍部に「素人」として口出しできない政治風土があった。第2次大戦を戦った主要国の中で、戦争という国家最大の命運を決定する政治の場に、日本ほど軍人が関わりかつ容喙する悪弊が見られた国は他にはない。彼らは『軍人勅諭』のいう、「世論に惑わざ政治に拘らず只々一途に己が本分の忠節を守り」という戒めを、本気で受け止めてはいなかったに違いない。彼らは官僚制特有の無謬・無責任・前例踏襲・人事権の専有などにより、国政を壟斷して国家を敗北に陥れた。小室直樹氏は、これを腐朽官僚制の弊害と断じ、国策を誤った最大の原因をここに認めている。（前掲『日本の敗北』：この本の目的は、腐朽官僚制が日本を滅ぼしたことを論証するもの。また本稿で挙げた別宮氏の諸著も、小室氏と同様の結論である）。この傾向は、日露戦争を指導した明治維新の元勲たちが、政治の第一線から退場していく明治末期から大正前期にかけて次第に顕著になってくる。陸軍官僚の「横車」はあらゆる論者の指弾するところであるが、海軍のエリート官僚もこれに劣らず様々な局面で政治に容喙した。日本の敗戦責任を問う歴史研究を進める場合には、我々日本人は、絶えずこの問題へ立ち返ることを忘れないようにしなければならない。日本の戦争を「侵略史観」で描く論者たちも、米内光政・山本五十六・井上成美らを「日独伊三国同盟」阻止に抵抗した「反独親英米」の「反戦平和主義者」として評価する傾

向がある。まして阿川弘之氏・半藤一利氏などの米内・山本・井上評価は、この三者の「政治的言動」を「平和志向」・「英米流の国際協調」・「西欧近代合理主義思想」などを備えた、当時の政治家や陸海軍人中の重要人物として取り上げているが、鳥居氏の『山本五十六の乾坤一擲』も同様の視点から描かれている。

しかしあらゆる意味において、このような視点は誤っていることを、とくにわれわれ日本人は繰り返し確認すべきである。軍人が、国政に関わることを当然視するような、歴史記述は改めなければならない。軍人が政治の主役を務めたことが日本の政治機構の最大の欠陥であり、ここにいまだ明確な批判的視点を持てないのは、戦後日本人が戦前の問題にたいする教訓を得ていない証しである。戦前の日本政治史は、戦争問題を抜きには語れないが、それを記述する歴史家は、現実に行われた軍人たちの政治介入を常に批判的にみながら政治過程の「主流」扱いせず、その当時の政治状況総体を描くなかで、いかなる政治的選択がありえたかを問いかける作業を繰り返さなければならない。そのことによってあぶりだされる「政治家」とその「政治主導」の不在こそ、日本人の根底から受け止めるべき課題であることが示されよう。

しかしもちろん、軍人たちの政治への容喙という一事をもって、日本が敗北したような結論はあまりにも単純である。問われるべきことは、日本国民全体の国際社会にたいする認識であり、これは政治家・官僚のみならず、国民の知的レヴェルの練磨を担う学者やジャーナリストをはじめとする言論界の責任にも帰着する。戦前の国際社会に対するわが国の対応は往々にしてナイーヴであった。このことはもちろん現代にも通じる日本の「体質」である。日本が国際社会において、主要国的位置を占めはじめたのは、日露戦争の勝利以後、特に第一次大戦前後からであろうが、この時期こそ後の日本の敗北への道が視界に現れたことを、当時の日本人がどれほど意識していたことであろうか。そして現在に至るも、この時期のものつ重要性は、国民共通の歴史認識に定着しているとはいえない。

別宮氏の著作には、大正10年（1921）から11年（1922）の「ワシントン海軍軍縮会議」について極めて重要な指摘がある（『帝国海軍の勝利と滅亡』, pp.156-163）。もちろんこの「会議」については、現在もあらゆる歴史書が様々に論じており、とりわけ、米英日の主力艦保有比率5:5:3への削減をめぐる問題は必ず取り上げられている。日本海軍が仮想敵とするアメリカ海軍との主力艦艇比率を6割に限定されたことへの不満は、日本の対米不信感の底流をなすものとして、日米戦争の遠因とする点に記述の重点を置いた議論も多い。さらには、この「会議」で日英同盟が解消されたことや、「9カ国条約」のものつ意味についても研究はしてきた。

しかし、以下のようなことについては、どれほど論じられたであろうか。

第一次世界大戦のユトランド沖海戦で巡洋戦艦隊司令官を務め、海軍軍縮会議ではイギリス海軍を代表した提督「ビーティーは米英日、5-5-3.5（対米7割）」という日本の主張を

5-5-3 でまとめようとした。この数字の前提は、アメリカの東太平洋と西大西洋、イギリスの東大西洋とインド洋、日本の西太平洋支配であった。結果として一番もめたイタリアとフランスの1.67は、地中海支配をめぐるものであった。……ワシントン軍縮会議は全世界の海洋分割を決定した。ペリー来航以来ついに大日本帝国は、西太平洋の国際条約上の制海権を得た。これ以後、西太平洋に面して軍港をもつ英米仏とオランダは、戦艦や巡洋艦（軽巡を除く）をこの海面に配備することはなかった」（別宮前掲書、pp.162-163、ゴシックによる強調は引用者による）。

この別宮氏の一文は、ワシントン海軍軍縮会議において、17世紀以来「7つの海」を支配してきた海洋帝国イギリスがついにその座を降り、新興の海洋国家アメリカと日本に「制海権」を分け与えた歴史的な「会議」であったことを指摘する重要な箇所である。（現在中華人民共和国が、世界の海を支配するアメリカにたいし、「西太平洋」の「制海権」を譲るよう求めているのは、彼らの単なる「国威発揚」のためではない）。

もし日本政府や海軍のみならず日本国民全体が、ワシントン軍縮会議の結果を、別宮氏の指摘するような視点から受け止めていれば、その後の日本の行く末は、実際の歴史とはずいぶん異なった状況になったであろう。別宮氏の指摘からいえば、日本の主力艦保有比率は<3>ではなく、<2.5>でも米英とのバランスは保たれている。米英はそれぞれ2つの大洋を管轄しなければならないが、日本は西太平洋のみである。このような見方なら、対米英比率<3>は、むしろ日本が「優遇」されたという受け止め方もできるのである。

「ところが日本国民の間には、いったん第1次大戦で戦時同盟国になったため消えたアメリカへの警戒感が再び頭をもたげた。アメリカはコンサートオブヨーロッパを認めず、国際連盟にも加入せず、移民政策を含めて全て国内世論と国内政局に支配される傲慢な国家にみえた」（別宮前掲書、p.163）。

日本にとってのワシントン会議は、アメリカの日本封じ込めの意図のみが突出しているようにおもわれ、「仮想敵国アメリカ」があたかも眞の敵国のようにみえはじめる。また永年続いた日英同盟が解消された時の、イギリスの「冷淡」な態度にも日本は不信感を覚えた。確かにアメリカは、第1次大戦後の日本の強大化に脅威を感じ、日本を抑えることに様々な外交攻勢をかけてきたことは事実である。日英同盟解消は、アメリカにとってその最大の成果であろう。またアメリカは、東アジア大陸での権益をめぐる主導権争いでも、中華民国内で反日運動を使嗾して日本を牽制したことにより、日本国民の反感をよび、さらに日米対立が深まった。この国家的・国民的感情が、日本海軍の米海軍への対抗意識を高める背景となっていた。日本海軍が対米主力艦比率7割にこだわり始めたのも、海軍予算獲得の口実はもちろんあろうが、国民感情の後押しから「仮想敵」と「眞の敵」がいつのまにか合一して、それが海軍の作戦計画を硬直化させ、対米7割なら互角に戦えるが6割では勝ち目がないという意識を固着させてしまった。事実作戦を統括する海軍軍令部では、長年かけて練り上げた対米海戦戦略「漸減邀撃作戦」に関し、毎年定例の図上演習を何度も繰り返しても勝ち目が

出なかったという（別宮『誰が太平洋戦争をはじめたのか』, p.113）。したがって山本が「発見」した新戦術で、この隘路の打開策が見えた時、海軍首脳部がこれを受容したのも自然な成り行きであったといえよう。この点で、開戦へのレールを引いた中心人物は山本五十六かもしれないが、ワシントン条約の「トラウマ」を解消しようとする衝動は、海軍全体に漲っていたものであり、それはまた国民全体の意識の底にも潜在していたからこそ現実のものとなったということができる。

「漸減邀撃作戦」ならば、「攻撃してくるアメリカ」にたいして、「防衛・自衛する日本」という前提に立った戦略である。これなら「パリ不戦条約」以来の国際法上の立場を維持できるのにたいし、ハワイ攻撃は日本の「先制攻撃」という正反対の「国際法違反」になる。この点への懸念が政治家・外交官はもちろん、山本をはじめ「条約派」といわれる海軍軍人からも出なかったというところに、当時の日本の国際政治感覚の低さがみられる（別宮『誰が太平洋戦争を始めたのか』, pp.191-196 を参照）。また別宮氏のような少数の歴史家を除いて、こうした国際感覚の重要性を厳しく問わない現代史家たちが今も多いのは、先の戦争に対する真の「教訓」が国民的意識に定着していないことの証左でもある。

アメリカの敵意があろうと、イギリスの冷淡さが感じられようと、明治維新以来わずか半世紀で3大海軍国の一角に入り、世界の海上権力を3国で分有するという第1次大戦後の日本は、国際社会からみればまさに「大国」である。日本が、もしこのような自覚を持つ国家としてワシントン会議後の世界に対していくれば、第1次大戦後の国際秩序再編に揺れる1920年代や、世界恐慌から戦争への危機が高まった1930年代の国際社会で取りえた国策の選択肢も、現実に起きた日本の行動とは異なるものが考えられたであろう。この時期にこそ、政治家も軍人も言論人も、国際社会における日本の立場について、深くかつ広範に意を尽くして国民的議論をしなければならなかった。

当時の国際社会の動向とは、どのような様相であったのか。本稿は、今後これらの課題を検討するための前提となる素材の一例にすぎない。

（2015年4月24日受理）

スペインにおける Fútbol 7 に関する戦術的分析

——オフサイドラインの突破に着目して——

松 本 直 也
廣 津 信 義
吉 村 雅 文

1. はじめに

公益財団法人日本サッカー協会（以下 JFA）は、2011年より12歳以下の全国大会である全日本少年サッカー大会を11人制から8人制に移行した。また、同時にこの年代のリーグ戦の導入に伴う年間カレンダーの見直しも行っている。このように、日本では12歳以下の子どもたちの試合環境について、大きな変化が認められるようになってきた。このような少人数制サッカーへの移行やリーグ戦導入について、その移行の理由としてまず、11人制と比較して少人数制による一人当たりのボールタッチ数の増加による技術力の向上が挙げられ（掛水, 1996）（JFA, 2009, 2011）、4対4等のゲーム形式のトレーニングにおいても技術的要素の獲得に有効であると報告されている（松本, 1997）。また、限られたスペースでのゴール前の攻防やシュート数、GK および DF の攻撃参加の増加（JFA, 2009, 2012a），リーグ戦の導入による試合環境の充実などが挙げられており（JFA, 2010a, 2010b），12歳以下の子どもたちが少人数制サッカーを行うことの重要性が述べられている。

このような少人数制サッカーによるリーグ戦の実施については、FIFA ワールドカップや UEFA ヨーロッパ選手権での優勝および UEFA チャンピオンズリーグでの優勝など代表チームレベルにおいてもクラブチームレベルにおいても活躍が目覚ましいスペインでは、12歳以下のリーグ戦では、ほとんどが7人制の *fútbol 7*（以下フットボール7）が行われている。（バレンシア州では8人制が行われており、全国的に統一されてはいない）この7人制を採用する理由としては、日本の8人制と同じように11人制に比べて人数が少なくスペースも狭いのでプレーに関わる回数が多いことがあげられており（Lander, 2010），パス、ドリブル、フェイント、シュートなどそれぞれの技術的要素についても、11人制と比較して増加の傾向があることが報告されている（Rui, 2012）。また、戦術的な要素についても、全ての選手が攻撃と守備の両局面に参加でき、様々な試合状況により戦術的知識を得ることができるとして、

キーワード：フットボール7、オフサイドライン、マークを外す動き

12歳以下の子どもたちにとって7人制の試合は適していると述べられており (Rui, 2012), 技術的要素と同様に戦術的要素が整理され, 段階的にこの年代で習得すべき内容についてまとめられている (Mariano, 2011)。日本でも戦術的要素について12歳以下の子どもたちの指導に焦点を当てた公認C級コーチ養成のための指導教本 (JFA, 2012b)において, サッカーの基本構造の理解, プレーの原則, 個人戦術等について整理されている。しかしながら, 2011年, 2012年に行われた全日本少年サッカー大会において, パス成功率, シュートに至ったコンビネーションプレーの分類, GKの攻撃参加等の分析から, 意図的に攻撃を組み立てるチームが主流になり, 攻撃と守備の両面に関わり続けることが必要であると, 11人制と比較してその戦術行動について述べられているが (JFA, 2011, 2012a), 運動観察という視点での守備戦術に関する研究 (瀧井, 1989), 攻撃におけるグループ戦術に関する研究 (吉村, 2002), トレーニング方法と戦術行動に関する研究 (松本, 2011) などトップレベルの試合を対象とした戦術に関する研究報告と比較した場合, 12歳以下の試合を対象にした戦術的要素についての観察データは十分に示されているとは言えず, 8人制の試合での選手の戦術行動の分析は今後の課題としてあげられ, 様々な戦術行動の分析によりこの年代で必要とされ指導されるべき戦術的要因を抽出することが可能となると考えられる。

そこで, 本研究ではフットボール7における基本戦術を整理し, どのような戦術的要素が指導され選手が習得しているか検証を行うために, フットボール7の特徴的なルールであるオフサイドラインの突破方法について, マークを外す動きとパスの種類に着目しカタルーニャ地方の最上位リーグに所属するチームの比較分析を行い, 12歳以下の年齢で習得すべき攻撃の戦術的要素について基礎資料を得ることを目的とした。

2. フットボール7における基本戦術について

2.1. 侵入型ボールゲームの一般戦術

カタルーニャ地方でフットボール7が行われているのは12歳以下の年代で, 日本では8人制の試合が行われている年代である。この時期に習得されるべき内容としては, まず基本的な技術的要素が挙げられる。特に日本では子ども達の身体的な発育発達段階を考慮し, その発達過程において9歳から12, 13歳頃をゴールデンエイジ, つまりあらゆるスキルの獲得に最適な「即座の習得」の時期として, サッカーにおける技術的要素の獲得を重要視している (JFA, 2012c)。この技術的要素の獲得についてはスペインでも重要視しているが, 技術と戦術の関係について Lander, H. S. (2012) は「技術と戦術。この二つのプレー要素を切り離して考えることは不可能です。」と述べており, 習得されるべき技術的要素とは試合状況に応じた技術の発揮, つまり相手がいる中での「判断」を伴ったコントロールやパス, シュートといった技術の発揮に重点を置いている (Alex, 2009)。スペインでは, サッカーにおける技術的要素は, 戦術的要素と結びついて獲得されるべきものだと考えられており, この年代の指導においても, 戦術的要素と切り離して技術を捉えることはない (Mariano, 2011)。こ

の点については日本でも「テクニックとは状況に応じた発揮までを含めたものです。」と述べ (JFA, 2012b), 試合状況に応じた「判断」を伴った技術をどう発揮するかに重点を置いている。また、適切な「判断」を下すためには、ゲームの理解と情報収集が必要であると述べており、サッカーの目的やサッカーのゲームの基本的な構造の理解の重要性を掲げ、技術的要素と戦術的要素の両面の習得の必要性を説明している。JFA では、ゲームの基本的な構造の理解としてサッカーの目的はゴールを奪うこととゴールを守ることを挙げ、「良いチームはポゼッション（ボール保持）を失わずに前に向かってプレーする」と述べている (JFA, 2012b)。この点について、スペインではサッカー、バスケットボール、ハンドボール等の侵入型ボールゲームに共通する一般戦術の理解として同様の見解を示しており、侵入型ボールゲームの目的となる一般戦術については表 1 のようにまとめられている (Josep, 2010)。つまり、侵入型ボールゲームに共通する攻撃の目的として「ボールの保持」、「前進」、「ゴールを奪う」が挙げられている。また共通する守備の目的として「ボールを奪う」、「前進を防ぐ」、「ゴールを守る」が挙げられている。侵入型ボールゲームにおける攻撃の目的はゴールを奪うことである。ゴールを奪うためには、ボールを保持しながら前方方向に進む必要がある。シュートを打てる前方のスペースに侵入しゴールを奪うためにシュートを打つ。これが、侵入型ボールゲームの攻撃の目的となる。また、これとは反対の目的が守備の目的となる。すなわち、ゴールを守り、相手の前進を防ぐことが重要であり、何よりもまず相手のボールを奪う事が必要となってくる。このような一般戦術については、Linda, L. G. (1999, 2005) らも戦術構造の理解としてほぼ同様の見解を示しており、侵入型ボールゲームの一般戦術に関して理解を深めることは重要であると考えられる。

攻撃	守備
ボールを保持する	ボールを奪う
ゴールに向かってボールと人が前進する	相手のボールと人の前進を防ぐ
ゴールを奪う	ゴールを守り相手の得点を防ぐ

表 1 侵入型ボールゲームにおける一般原則 (Josep (2010) の資料を松本監訳)

2.2. 攻撃戦術における「深さ」と「広がり」について

スペインの育成年代では、全体の目標としての一般戦術の理解と習得をベースとして、指導されるべき技術的要素、戦術的要素について細かく分類されている。一般的に11歳までの段階を「普及」、12~14歳までを「入門」と表現されており (Alex, 2009), この「普及」段階においてもボールの保持、前進、ゴールを奪うといった一般戦術に加え、攻撃時にボールを前進させるためには、スペースの深さと広がりについて理解することが必要であり、習得すべき攻撃戦術を段階的に捉えており、全体的な目標としての一般戦術の習得とそれに関連した習得すべき技術的目標と戦術的目標が明記されている。(表 2 参照)

全体的な目標	時期	年齢	技術的目的	戦術的目的
－ボールの保持 －シュートを打つ －ボールを奪う	普及	7歳まで	－技術的行動能力の発達 －GK 静止した味方へボールを投げる能力	－サポート －マークを外す －シュートを打つ －タックル
－素早い前進 －攻撃の深さ －前段階での目的		8-9歳	－応用能力の発達（類似した様々な動き、相手のいない状況） －前方向への動き －前段階での目的 －GKも同様	－マーク －パスコースを作る －スペースを作る －攻撃の戦術コンセプト（パスか前進か） －前段階での目的 －GK 試合の中での1対1
－方向の変化 －攻撃の広さ －前段階での目的		10-11歳	－技術的能力の発達 －方向を変える行動 －前段階での目的 －GK 1対1+GK －前段階での目的	－方向を変える －ライン間でのプレー －個々のプレッシャー －カバー －前段階での目的 －GK 1対1+GK
－レベルアップ 全ての技術的、戦術的行動について	入門	12歳	－技術的能力の発達 －GK 実際の試合の中での状況、 2対1+GKと3対1+GK －前段階での目的	－戦術的能力の発達 －GK 実際の試合の中での状況、 2対1+GKと3対1+GK －前段階での目的

表2 12歳以下で習得すべき課題と目的 (Alex (2009) の資料を一部抜粋し松本監訳)

全体的な習得目標の一つである攻撃の深さや広がりについて瀧井（1995）は「サッカーのフィールドは105mの深さと68mの幅を持ち、フィールドの深さと幅をチーム戦術のベースとする」とし、Eric, W. (1980) のプレーの原則の発展的解釈として攻撃の厚みとの違いから攻撃の深さや広がりといったスペースの概念についてまとめ、トップレベルの試合での戦略的計画における攻撃のスペースについて説明している。（図1、2参照）また、Charles, H. (1990) は「サッカーは前方に動くゲームであることを理解する」とし、ドリブルを除くパスによる「前進」について、攻撃時のパスの優先順位の高い順に①守備陣背後のスペースへのパス②最前線の攻撃者の足もとへのパス③他の前方の選手へのパス④攻撃の方向を変えるパス⑤後方へのパスを挙げている。優先順位の高い前方へのパスを可能にするにはフィールドの深さの理解と攻撃の深さを保つ選手が必要となる。ボール保持者の前方に位置し「攻撃の深さ」を保つことによって、ボール保持者の前方方向への縦パスや斜めのパスを引き出すことが可能となりプレーは「前進」していく。また、攻撃時のボールの「保持」を可能にするためにも、ボールを持たない選手のポジションが重要となり「前進」のために攻撃の「深さ」を保つ選手とともに、ボール保持者の後方に位置し「攻撃の厚み」と「攻撃の幅」について適切な距離と角度を保ったポジションを取ることでプレーに「広がり」が生まれボールの「保持」が可能となるのである。

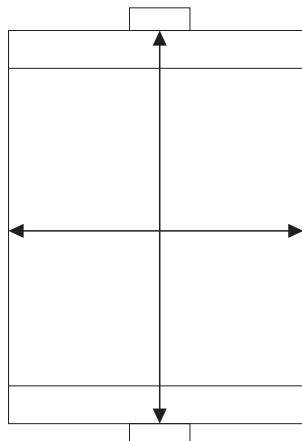


図1 フィールドの深さと幅 (football 7)

(瀧井 (1995) の図を基に松本改編)

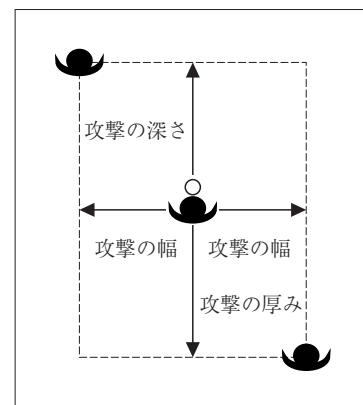


図2 攻撃の深さと幅

(瀧井 (1995) の図を基に松本改編)

2.3. 攻撃戦術におけるマークを外す動きの分類

「ボールを保持する」, 「ゴールへ向かって前進する」, 「ゴールを奪う」といった戦術的目的を解決する方法として, 「ボールを持たない動き」と「ボール操作の技術」の2つの側面が含まれている (Linda et al, 1999)。この「ボールを持たない動き」については, ボール保持者に対してパスコースを提供するサポートの動き, 相手のマークを外してボールを受ける動き, スペースを作る動きなどが必要となる。これらもまた, サッカーのみならず他の侵入型のボールゲームにおいても共通する個人戦術として位置づけられている (Maor, 2008) (Josep, 2010)。

表3は, 「前進」を目的としたマークを外す動きについて分類したものである。ゴールに向う「前進」を目的とした場合, 攻撃の深さを保つためボール保持者の前に位置しサポートに入る動きが重要となる。特に相手のDFラインの手前のスペースでボールを受ける動きは相手のマークを受けている場合が多く, マークを外す動きからサポートに入る必要がある。このようなプレーはポストプレーとも呼ばれ, トップレベルの試合においても重要な攻撃戦術の一つである (JFA, 2012b)。また, 相手の最終ラインに位置し攻撃の深さを保つ選手のマークを外す動きによって相手守備陣の背後を狙う動きは, 攻撃時における最も重要な動きの一つである。相手の最終ラインに位置するプレーヤーは, DFラインを突破する状況で相手DFから離れ相手守備陣の背後のオープンスペースに動き出すことが動きの優先順位の1番目となる。この場合, 常に攻撃の深さを意識し前進する事を目的とし (Rui, 2012), フットボール7では, FWに要求される個人戦術となる。また, 相手守備陣の背後を狙う動きにはMFやDFなど後方のプレーヤーがマークを外しオープンスペースに対して走り込み, 突破を図るプレーも頻繁に行われる。これらは, 日本では第3の動きと呼ばれ (JFA, 2012b), 中盤など後方に位置する全てのプレーヤーが行うマークを外して守備陣の背後を取る動きで

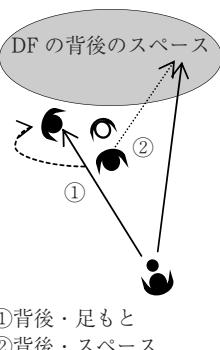
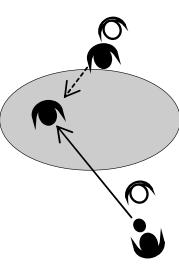
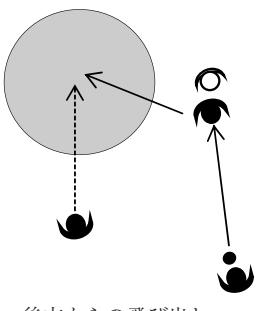
	守備陣の背後を狙う動き	サポート	後方からの飛出し
特徴	<ul style="list-style-type: none"> マークから離れてオープンスペースでボールを受ける動き DFの背後を狙う動き 速さと方向の変化を考える 	<ul style="list-style-type: none"> マークから離れてDFとMFの間のスペースでボールを受ける動き ボールの保持と前進を保つ DFにパスをインター셉トされないポジションを取る 	<ul style="list-style-type: none"> 後方からフリーランニングしオープンスペースでボールを受ける動き 前線の選手のスペースを作る動きによって生じたスペースを使う動き
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃の深さを保つこと 「前進」することを意識する ダイアゴナルランやプルアウエイの動き等 フィールド上で最も前方に位置する選手を対象とした 	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃の深さを保つこと フィールド上で最も前方に位置する選手を対象とした 	<ul style="list-style-type: none"> 3人目の選手の間わりで突破を図る 後方に位置する選手を対象とした
動きの例	 <p>①背後・足もと ②背後・スペース</p>	 <p>サポート・足もと</p>	 <p>後方からの飛び出し・スペース</p>

表3 「前進」を目的としたマークを外す動きの分類

ある。よって、ピッチ上どの位置でもボールを持たない選手によるマークを外す動きは行われる可能性があるが、攻撃時における「保持」、「前進」、「シュート」の三つの局面についての戦術的目的を理解したうえで、相手の状況を観察し、ゴールとの位置関係、ボール保持者の状況とボール保持者との距離、スペースの有無といった外的ゲーム状況について、選択的に情報を収集し（中川, 1986），相手の注意を引きつけて速さと方向の変化に注意して動き出すことが重要となるのである（Josep, 2010）（Mariano, 2011）。このような、ボールを持たない選手の戦術行動である「マークを外す動き」は、上位概念である戦術的目標に対して意識的に、合目的的に遂行されることによって戦術的行動とみなすことができ（谷釜, 1980），サッカーの基本構造の理解という点からも12歳以下の年代でも指導されるべき戦術的要素の一つであると考えられる。

2.4. カタルーニャ地方のリーグ戦形式と主なフットボール7のルール

バルセロナを中心とするカタルーニャ地方の育成年代のリーグ戦は、プレベンハミン（7-8歳），ベンハミン（9-10歳），アレビン（11-12歳）の3カテゴリーでフットボール7が

行われている。2012-2013シーズンのアレビンのリーグ戦は、1部リーグが16チームずつ6グループ（合計96チーム）、2部リーグが16チームずつ15グループ（合計240チーム）、3部リーグが14から16チームずつ40グループ（最大640チーム）参加して行われた。リーグ戦は毎年9月下旬頃から翌年5月下旬頃まで、年間30試合前後のリーグ戦がホーム&アウェイ方式で行われている。その他にもトーナメント方式の大会も行われており、平均して年間40試合前後各チームが公式戦を行っている。コートの形状や主なルールは表4に示した。特徴的なルールがオフサイドラインの設定であろう。

時間	15分×4（2本目終了時にハーフタイム有り）
競技のフィールド	長さ 50~70m/幅 40~55m ペナルティエリア縦 12m/ペナルティマーク 9m/センターサークル 7.5m
ポール/ゴールの大きさ	4号級/縦 2m, 横 6m（日本の小学生用ゴール）
審判	主審 1名（線審無し）
選手交代	試合登録人数は14人。3本目までに全員出場しなければならない。それまでの試合中の交代は、怪我の場合のみ認められる。4本目は3人まで試合中に交代してもよい。
オフサイドルール	ゴールラインより 13.5m にオフサイドラインがある。オフサイドラインより前方のスペースでは、通常のオフサイドルールと同様のルールが適用されるが、攻撃側がオフサイドラインを越えなければ、最後方に位置する相手フィールド選手より前方でパスを受けてもよい。

表4 フットボール7のコートの形状と主なルール

3. 分析方法

3.1. 分析対象

2012-13シーズンのフットボール7アレビン（11-12歳）のカタルーニャ地方プレミアディビジョン グループ1の試合を無作為に撮影した。なお、コート全体と選手のプレー行動が捉えられるようにVTRカメラの位置とカメラアングルを設定し撮影を行い分析資料とした。

3.2. 分析項目

セットプレーを除いたオフサイドラインの突破方法についての分析を行った。なお、オフサイドライン手前からのシュートも分析項目から除外した。ボール保持者のプレー行動について味方の足もとに対するパスを「パス（足もと）」、スルーパスなどオープンスペースに対するパスを「パス（スペース）」、ハーフウェイラインより後方のパスを「ロングボール」、そして「ドリブル」の4種類に分類を行った。また、表3に基づいてボールの受け手のプレー行動について「守備陣の背後を狙うマークを外す動き（背後）」「サポート」「後方からの飛び出し」の3種類に分類を行い、オフサイドラインの突破時のボール保持者のプレー行動とボールの受け手のプレー行動について事例を抽出し単純集計した。また、リーグ戦上位群（全16チーム中上位6チーム）と下位群（全16チーム中下位10チーム）の比較を行うため統

計処理を行った。なお、分析データの信頼性を確保するために、日本サッカー協会公認指導者1名（S級）とサッカー経験者（10年以上）3名によってそれぞれ個別にVTR映像を分析し、事例の抽出を行った。

3.3. 統計処理

リーグ戦上位群全10試合と下位群全10試合について、オフサイドラインの突破時のボール保持者のプレー行動とボールの受け手のプレー行動の観点からの分類に従い、三元分割表として度数を集計した。分割表の分析にあたっては、対数線形モデルを用い、尤度比統計量により交互作用の有無等を判定することで、最も当てはまりの良いモデルを求めた。最も当てはまりの良いモデルから予測される期待度数と観測値の乖離については、標準化残差により有意性を検討した。統計処理はSPSS 14.0Jを用いて行った。

4. 結 果

表5は、オフサイドラインの突破方法に関するデータを分割表にて示したものである。ボール保持者のパスなどプレーは4つに分類し、ボールの受け手のマークを外す動きなどについては3つに分類した際の頻度を、上位群と下位群で分けて集計した結果となっている。

表5より、ボールの受け手のプレー行動の合計に着目すると、上位群では、相手守備陣の背後を狙う動きが38.9%でやや多く観察され、足もとへのパスとの関係がやや強かった。下位群では、サポートプレーが42.0%で最も多く観察され、足もとへのパスの関係が強かった。後方からの飛び出しは、上位群が24.2%、下位群が25.9%で最も少なく、スペースへのパスとの関係が強かった。

ボール保持者のプレー行動の合計に着目すると、上位群では、足もとへのパスが45.4%で最も多く観察された。下位群においても、足もとへのパスが36.4%でやや多く観察された。スペースへのパスは、上位群が28.3%、下位群が31.5%であった。上位群、下位群ともにロングボールがそれぞれ4.1%と4.2%で最も少なかった。また、ドリブルによる突破は上位群では22.2%、下位群では28.0%観察され、サポートプレーとドリブル突破の関係が強かった。

表5に示された度数に対して、対数線形モデルを当てはめた結果を表6に示している。ただし、因子としてはP（パスなどプレーで4水準）、M（マークを外す動きなどで3水準）L（上位と下位の2水準）という記号で表している。

表6より、3因子交互作用（P×M×L）、ならびに上位群と下位群に関わる2因子交互作用（P×L、M×L）はないと判断でき、パスとマークを外す動きとの交互作用は認められる。対数線形モデルとしては“P+M+L+P×M”が最も当てはまりが良いといえる。

すなわち、パスの種類とマークを外す動きとの選択の関連の強さは、上位群と下位群とで異なるとは言えない。上位群・下位群ともに、パスの種類とマークを外す動きの選択には関連がある。

	上位群 全10試合				下位群 全10試合			
	背後	サポート	後方からの飛び出し	合計	背後	サポート	後方からの飛び出し	合計
足もとへのパス	49(39.6) 16.7%	66(67.9) 22.5%	18(16.8) 6.1%	133 45.4%	10*(19.4) 7.0%	35(33.1) 24.5%	7(8.2) 4.9%	52 36.4%
スペースへのパス	43(43.7) 14.7%	4(2.7) 1.4%	36(39.6) 12.3%	83 28.3%	22(21.3) 15.4%	0(1.3) 0.0%	23(19.4) 16.1%	45 31.5%
ロングボール	7(8.1) 2.4%	2(0.5) 0.7%	3(0.5) 1.0%	12 4.1%	5(3.9) 3.5%	1(1.0) 0.7%	0(1.0) 0.0%	6 4.2%
ドリブル	15(16.1) 5.1%	36(40.3) 12.3%	14(14.1) 4.8%	65 22.2%	9(7.9) 6.3%	24(19.7) 16.8%	7(6.7) 4.9%	40 28.0%
合計	114 38.9%	108 36.9%	71 24.2%	293 100%	46 32.2%	60 42.0%	37 25.9%	143 100%

* 5 % 水準で有意 (最も当てはまりの良いモデルの下での標準化残差について)

表5. オフサイドラインの突破方法に関するデータの分割表

モデル	尤度比統計量	自由度	P 値
P+M+L	158.019	17	<0.001
P+M+L+P×M	16.582	11	0.121
P+M+L+P×M+P×L	13.061	8	0.110
P+M+L+P×M+P×L+M×L	10.164	6	0.118
P+M+L+P×M+P×L+M×L+P×M×L	0	0	—

表6. 対数線形モデルを当てはめた結果

最も当てはまりの良いモデルの下での期待度数を表5に括弧付で示している。このモデルについて各セルの標準化残差を見てみると、5 % 水準の両側の限界値1.96を超えている箇所は、下位群の“足もとへのパス”で“守備陣の背後を狙うマークを外す動き（背後）”に該当するセルである。この箇所では観測度数10と期待度数19.4とで有意な違い（標準化残差2.13）が見られ、このプレー行動の組み合わせについては下位群は上位群に比べて少ないといえる。

5. 考察

本研究ではフットボール7における基本戦術を整理し、オフサイドラインの突破方法について、マークを外す動きとパスの種類に着目し、リーグ戦上位群と下位群との比較から、12歳以下の年齢で習得すべき攻撃時の戦術的要素について基礎資料を得ることを目的としたが、全体的な傾向として、まず、後方からの飛び出しによるオフサイドラインの突破に関しては上位群、下位群について大きな差は認められなかった。特に前線の選手のスペースを作る動きによって生じたスペースを使う後方からの飛び出しあはほとんど観察されず、サイドのオープンスペースに対する後方からの飛び出しからドリブルによる突破が多く観察された。試合

で採用されていたシステムは1-3-2-1が多く、ピッチを縦方向に3分割した場合、前線の選手が中央にポジションを取り、サイドに流れてボールを受けることは数多く観察されたが、前線の選手が意図的に作ったスペースを他の選手が有効に使う場面は上位群、下位群ともにほとんど観察されなかった。

前線の選手に対するロングボールは上位群、下位群ともに最も低い傾向があった。これは、オフサイドラインの設定がその要因となっていると推察できる。つまり、最前線に位置するボールの受け手に対して通常のオフサイドルールが適用された試合であるならば、守備側はDFラインを高く設定し、相手のパスを規制することができるが、フットボール7ではこのような守備戦術を採用することが困難となる。守備側は背後のスペースを攻撃側に有利に使われることを避けるため、守備の厚みを優先する必要があり、深さを保つ攻撃側の選手に対してマークに付く状況が生まれやすい。よって、守備側の背後のスペースをハーフウェイライン後方からのロングボールによって狙う攻撃戦術は有効な攻撃につながらないケースが多くなり、ロングボールの頻度は低くなると考えられる。また、足もとへのパス頻度が上位群、下位群ともに最も高い傾向があり、深さを保つ攻撃側の選手のマークを外す動きと、その選手への足もとへのパスから突破を計ろうとする場面が上位群、下位群ともに多く観察された。特に下位群ではサポートプレーから突破を計る場面が多く観察された。このようなサポートプレーによる突破を目的としたプレーの前進は、ボール保持者に近づくことでパスコースを作り出し、相手DFの最終ラインと中盤の選手との間のスペースでボールを受け、自らがターンし前を向きドリブル突破を図る場面と、パスを出した選手が再び前向きにボールを受けドリブルから突破を計る場面が多く観察された。ロングボールのケースと同様に、オフサイドラインの設定により最前線に位置する攻撃側の選手が攻撃の深さを深く保てば、守備側は厚みを意識したポジションを取らなければならない。よって、守備側は仮に攻撃側が自陣深い位置でボールを保持している状況では、守備側のポジションは縦方向に分散した状態となり、各ライン間でのスペースが広がりやすくなる。攻撃側は、このスペースを有効に使いサポートプレーと足もとへのパスから突破を図ると考えられる。このようなオフサイドラインの設定というフットボール7特有のルールによる特徴的な攻撃戦術の傾向は、コートの形状を変化させることで発揮される個人技術やグループ戦術に違いがみられた松本ら（1997）の報告からも推察できるものであり、スペインでは、①この年代で習得されるべき戦術的、技術的要素が明確であり、②それらの要素の習得に効果的な場が設定されていると考えられる。また、このようなルールが、カタルーニャ地方において年間30試合前後行われるリーグ戦で採用されている点からも、この年代で習得すべき戦術的要素や技術的要素が整理され指導されていることが推察できる。

また、上位群と下位群との違いとしては、図3の連続写真で示したような相手守備陣の背後を狙う動きに対する足もとへのバスは上位群でやや多く観察されたが、下位群の相手守備陣の背後を狙う動きに対する足もとへのバスは上位群と比べて少なかった。上位群は相手守

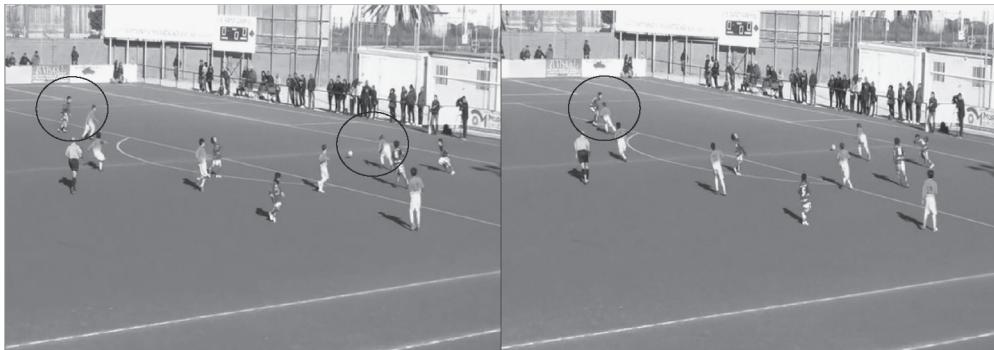


図 3.1. ボール保持者がフリーにドリブルできる状況で、最前線に位置するボールの受け手は、半身の姿勢を取り次の動き出しの準備をしている。

図 3.2. ボール保持者の顔が上がり、前方ヘッドリブルを開始する。ボールの受け手は前方方向へマークを外す動きを開始する。



図 3.3. ボールの受け手は、ボール保持者に対して 1st DF となったマーカーの視野から完全に消えマーカーの背後のオープンスペースでボールを受けようとする。

図 3.4. ボール保持者からのバスをオフサイドラインぎりぎりでボールをコントロールする。最後方の DF より前方でコントロールしているが、オフサイドにはならない。

図 3.1-3.4 相手の背後を狙うマークを外す動きと足もとへのバスによる突破の事例

備陣の背後を狙う動きそのものが多く観察された。相手守備陣の最終ラインに位置し攻撃の深さを保つボールの受け手は「前進」もしくは「シュート」という戦術的目標を理解し、パスの出し手であるボール保持者の状況や、動きの優先順位として最初に狙うべき背後のスペース、そしてマークする相手の状況などの情報を収集し限られた時間とスペースの中で瞬時にマークを外す戦術的行動を取らなければならないが、オフサイドラインを越えなければ背後を取る動きについてオフサイドを意識する必要はなく、積極的に動き出すことが可能となる。しかしながら、技術的には前方へ体を向けながら、後方からのパスをコントロールする必要があり、比較的高度なボールコントロールの技術が要求される。ボール保持者であるパスの出し手についても、攻撃時にパスの優先順位の一番目となる相手守備陣の背後を狙ったスペースへのパスは下位群でも多く観察されているが、足もとのパスについてはディフェンスが密集しやすいスペースにポジションを取る受け手に対し動きながら正確にパスを出す技術が求められる。下位群のチームにとっては戦術的な要素である背後を狙うマークを外す動きと、

技術的な要素であるボールの受け手のボールコントロールとボールの出し手の正確な足もとへのパスが要求されるプレーとなり、上位群と比較して有意に少ない突破方法となった。動きの優先順位として相手守備陣の背後を狙う動きを意識させることや、パスの優先順位として相手の背後のスペースを狙うことは、この年代においても重要な戦術的要素であり習得が可能だと考えられるが、背後を狙う動きに対する足もとへのパスはスペースに対するパスと比較して高度な技術的要素が必要とされるため、指導においては段階を踏む必要があると推察できる。

6. ま　　と　　め

カタルーニャ地方で行われているフットボール7のゲーム分析から12歳以下の選手が習得すべき攻撃の戦術的要素についての検証を行った。フットボール7の特徴であるオフサイドラインが存在することにより、攻撃側の選手が、「攻撃の深さ」を有効に使った攻撃を意図した場合、最前線の選手はオフサイドライン際にポジションを取れば相手がどんなに高い位置からプレッシャーをかけても「攻撃の深さ」を作り出すことは可能となる。つまり、攻撃の全体目標の一つである「前進」するために、「深さ」を取ることで生じた相手DFとMFの間のスペースをサポートの動きから有効に使うことが可能となる。また、攻撃の優先順位として最も高い相手守備陣の背後を狙う動きについては、オフサイドを意識せずに背後のスペースを狙うことが可能であり、技術レベルが上がれば、残されたフィールドの深さを有効に使うために背後を取る動きと足もとへのパスで「突破」を仕掛けることが可能になると考えられる。このように、フットボール7ではこの年代においても突破の際にボールを持たない選手の動きに様々な工夫が見られ、プレーの原則に沿った動きの習得を促す可能性があることが示唆された。

今後も、7人制、8人制を問わず12歳以下の選手に対する戦術的要素の獲得に向けた研究を発展させるとともに、この年代のより詳細な指導理論を確立させることが重要になると考えられる。

引用・参考文献

- Alex, S. T. & Césa, F. A. (2009) ENTRENAMIENTO EN EL FUTBOL BASE. Editorial Paidotribo; Badalona
- Charles, H. (1990) THE WINNING FORMULA SOCCER SKILLS AND TACTICS. The Football Association; London, pp. 12-15.
- Eric, W. (1980) Teaching soccer skill. Henry Kimpton Ltd; London, pp. 54-105.
- 財日本サッカー協会技術委員会（編）(2009) Technical news vol. 32, 49-56.
- 財日本サッカー協会技術委員会（編）(2010a) Technical news vol. 35, 49-53.
- 財日本サッカー協会技術委員会（編）(2010b) Technical news vol. 36, 9-15.
- 財日本サッカー協会技術委員会（編）(2011) Technical news vol. 46, 49-55.
- 財日本サッカー協会技術委員会（編）(2012a) Technical news vol. 47, 49-55.
- 財日本サッカー協会技術委員会（編）(2012b) サッカー指導教本 2012 JFA 公認C級コーチ, 20-27,

130-132.

- 日本サッカー協会技術委員会（編）（2012c）サッカー指導教本 2012 JFA 公認D級コーチ, 24.
- Josep, S. S. (2010) Inteligencia TÁCTICA deportiva Entenderla y entrenarla. Editorial INDE; Barcelona, pp. 26-28, pp. 140-142.
- 掛水隆・大橋二郎（1996）サッカーおもしろ科学. 東京電気大学出版局, pp. 129-132.
- Lander, H. S. (2010) ジュニア年代の考えるサッカー・トレーニングⅡ実戦編. ベースボール・マガジン社, pp. 57-62.
- Lander, H. S. (2012) スペイン流サッカーライセンス講座. ベースボール・マガジン社, pp. 15-46.
- Linda, L. G., Stephen, M. & Judy, O. (1999) ポール運動の指導プログラム. 大修館書店, pp. 6-16.
- Linda, L. G. & Joy, I. B. (2005) Teaching Games for Understanding Theory, Research, and Practice. Human Kinetics; Champaign, pp. 71-89.
- Maor, R. (2008) Táctica: Metodología del GOL. Federación Andaluza de Fútbol; Andaluza, pp. 31-38.
- Mariano, M. (2011) Táctica elemental en etapas del fútbol base CURSO NIVEL 1. Real Federación Española de Fútbol; Madrid, pp. 23-35.
- Mariano, M. (2011) Enseñanza de la técnica del fútbol base CURSO NIVEL 1. Real Federación Española de Fútbol; Madrid, pp. 139-155.
- 松本直也・瀧井敏郎（1997）サッカーにおける「The Dutch 4×4 Training Method」に関する分析的研究. 東京学芸大学紀要 第5部門芸術・健康・スポーツ科学第49集, 145-153.
- 松本直也（2011）U21 日本代表サッカーチームにおけるトレーニング方法と得点経過について～第5回 東アジア競技大会（2009/香港）～. 桃山学院大学人間科学, 40, 43-63.
- 中川昭（1986）ボールゲームにおける状況判断の指導に関する理論的提言. スポーツ教育学研究, Vol 6(2), 39-45.
- Rui, P. (2012) La enseñanza y el entrenamiento del fútbol 7. Editorial Paidotribo; Badalona, pp. 27-87.
- 瀧井敏郎（1989）ゲームの運動観察—サッカーにおける写真によるゲームの運動観察—. スポーツ運動学研究 2, 23-34.
- 瀧井敏郎（1995）ワールドサッカーの戦術. ベースボール・マガジン社, pp. 52-56.
- 谷釜了正・稻垣安二（1980）論文紹介 ギュンター・シュティーラーの球技戦術論 3. 新体育, 50(8), 638-645.
- 吉村雅文・野川春夫・久保田洋一・末永尚（2002）サッカーにおける攻撃の戦術について—突破の選手, フォローの選手, バランスの選手の動きについて—. 順天堂大学スポーツ健康科学研究第6号, 137-144.

本研究は、桃山学院大学特別研修海外A（2012年度）による研究成果の一部です。諸助成に対して感謝申し上げます。また、共同研究者である順天堂大学の廣津信義氏、吉村雅文氏の両氏に感謝致します。

（2015年2月18日受理）

An Analysis of Tactical Skills in Fútbol 7: Focusing on Breaking the Offside Line

MATSUMOTO Naoya
HIROTSU Nobuyoshi
YOSHIMURA Masafumi

Abstract

In this study, we analyze how the offensive players break the offside line under the peculiar rules of Fútbol 7 (ages 11-12) in Catalunya, Spain. We observed the movements of offensive players getting free from opposing players as well as the types of passes received when breaking the line. We classified the movements and types of passes, and compared their observed frequency in matches of higher level league teams and that of lower level league teams. Through this analysis, we aim to obtain basic data on tactical skills which under 12-year-old players should acquire.

We obtained the following results.

- 1) In terms of offensive players aiming to receive a pass, moving behind defensive players was most frequently observed in matches of higher level teams (38.9%). However, the most frequently observed movement was supporting play in matches of lower level teams (42.0%).
- 2) In terms of offensive players possessing the ball, the most frequently observed play was passing aimed at the foot of the receiver, accounting for 45.4% in matches of higher level teams. The same tendency was also observed in matches of lower level teams, accounting for 36.4%. In matches of both higher and lower level teams, the play of breaking the line by long-range passing was usually unsuccessful (higher level teams: 4.1%, lower level teams: 4.2%). In terms of breaking the line by dribbling, which was observed at rates of 22.2% and 28.0% in matches of higher and lower level teams, respectively, there seemed to be a strong relationship between supporting play and dribbling.
- 3) The combination of movement of breaking the line by getting free from opposing players by an offensive player and passing aimed at the foot of that player was not as frequently observed in matches of lower level teams compared with higher level teams.

ST. ANDREW'S UNIVERSITY

BULLETIN OF THE RESEARCH INSTITUTE

VOL. 41. NO. 1 2015. 7

[Designated Research Projects]

About the Visual Acuity Test of the Infant (2):		
To Relieve an Infant Becoming Amblyopia by Early Detection	TAKAHASHI Hitomi	(1)
ETO Takashi		
Regional Variation in Household Structure		
in early 20th century Ireland	SHIMIZU Yoshifumi	(19)
Japanese International Migration and Ageing in the Netherlands:		
A Quantitative Survey on the Wellbeing of Elderly Japanese		
.....TOYAMA (KANAMOTO) Itsuko	(55)	
Reconsideration of "The Principle of Dual Responsibility"	PARK Tae-Young	(81)
Role of the Agricultural Cooperatives in the Expansion		
of Food Trading between Japan and China	OSHIMA Kazutsugu	(109)
Research on the Education of Democracy by Children's Spontaneous Activity		
—Learning from Schulversammlung used in the State of Rheinland-Pfalz, Germany—		
.....MATSUOKA Yoshiki	(119)	

[Collaborative Research Projects]

Articles

Southern Osaka; The Cradle of Japanese Buddhism II		
Along the Makio River (1): Kokubunji	UMEYAMA Hideyuki	(141)
Community-Based Power Plants in Japan:		
Citizen Participation and Community Revitalization	ZHA Lei	(167)
TAKETOSHI Kazuki		
Curriculum as Process and Curriculum as Product		
in Foreign Language Education	Michael CARROLL	(189)
Catholic Churches in Nagasaki:		
Their Heritage and Tourism	HASHIUCHI Takeshi	(213)
Izumi Ecomuseum (Tentative Name) Plan	INOUE Satoshi	(243)
A Study on the Current State and Issues		
of Tax Accounting Education in Japan	KONKO Akio	(253)

Book Review

Rethinking World War II History and Japan Participation in the War		
.....MURAYAMA Takayasu	(265)	

Article

An Analysis of Tactical Skills in Fútbol 7:		
Focusing on Breaking the Offside Line	MATSUMOTO Naoya	(297)
HIROTSU Nobuyoshi		
YOSHIMURA Masafumi		
Research Institute Journal		(311)

The Research Institute
of
St. Andrew's University

1-1 Manabino, Izumi, Osaka 594-1198, Japan